国立アイヌ民族博物館

アヌココロ アイヌ イコロマケンル

研究紀要 第1号 2022

National Ainu Museum

an=ukokor aynu ikor oma kenru

Journal Vol.1 2022

国立アイヌ民族博物館 National Ainu Museum

『国立アイヌ民族博物館 研究紀要』エアシリチカラ 『国立アイヌ民族博物館研究紀要』を創刊しました

イランカラプテ

タンパ『国立アイヌ民族博物館 研究紀要』セコロ アイェブ、カンピソシ エアシリ チカラ ナ (今年、『国立アイヌ民族博物館 研究紀要』を創刊しました)。

本紀要は、博物館の研究学芸職員をはじめ民族共生象徴空間の職員たちの自由な発想に基づく調査研究活動、さらには展示、教育普及、文化継承、人材育成、資料の収集保存管理、ネットワーク構築といった業務も含めて、その成果を広く社会に、あるいは専門の研究者や文化継承者のコミュニティに発信するために毎年刊行される定期刊行物です。

当博物館は開館して3年目を迎えたところです。そこでようやく研究紀要の刊行に漕ぎ着けましたが、まだまだ独り立ちできておりません。研究学芸職員の研究活動でも、その学術的なレベルも含めて、改善の余地は多々あります。読者の皆様の厳しくかつあたたかいご指導の下にその向上を図っていく所存です。今後とも当館の研究をはじめ、もろもろの活動へのご支援をよろしくお願い申し上げます。イヤイライケレ

2022パ 9チュプ 30ト 令和4年9月30日

アヌココロ アイヌ イコロマケンル 国立アイヌ民族博物館

> サパネクル エトゥナンカラ 館長 佐々木史郎

National Ainu Museum Journal easir ci=kar

The first issue of the National Ainu Museum Journal is here!

Irankarapte

tanpa National Ainu Museum Journal sekor a=ye p, kampisos easir ci=kar na (This year, we have launched the

first issue of the National Ainu Museum Journal).

Each year, this Journal will publish articles of independent research activities by our staff in charge of research,

curatorial and cultural programs. It also aspires to share the achievements and results of our activities such as

the museum's exhibitions, cultural programs in the park, capacity development efforts, educational programs,

collection and conservation management and networking.

Our museum has just entered its third year of operation as a core research institution within Upopoy National

Ainu Museum and Park. This year, we are happy to announce the launch of this publication, but this is just a

beginning of our long journey. There is much room for improvement in our research, and we are determined to grow

under the generous guidance of our readers.

We look forward to your continued support.

iyayraykere

2022 pa 9 cup 30 to

2022 September 30

 $an \hbox{=} ukokor\ aynu\ ikor\ oma\ kenru$

National Ainu Museum

 $sapanekur\ etunankar$

Executive Director Prof. Dr. SASAKI Shiro

4

「国立アイヌ民族博物館 研究紀要」の編集・査読の基本方針

- ・本紀要は、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館の設立理念に則って、当館を含む民族共生象徴空間ウポポイが行う調査研究の成果として公表するにふさわしいと思われる内容の投稿を掲載します。
- ・本紀要に掲載される論文等について、研究倫理の遵守が徹底されていることを確認し、 先住民族であるアイヌの尊厳が尊重されることを最優先事項として編集にあたります。
- ・本紀要は、学術的な研究成果の公表の場であるとともに、国立博物館や国立公園で行われる展示や文化体験プログラムの開発過程で行われた調査・事業の客観的な記録・ 分析等も公開します。
- ・「国立アイヌ民族博物館印刷物等編集委員会」が編集と査読に関する作業・決定を行い ます。

National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Policy

- This journal will publish the results of research conducted by Upopoy National Ainu Museum and Park.
- The Journal will be edited and reviewed in accordance with the museum's founding philosophy of "respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people, promoting correct understanding of Ainu history and culture in Japan and abroad, and contributing to the creation and development of new Ainu culture".
- The Museum will ensure that the articles in this journal adhere to our strict research ethics, according to which the dignity of the Ainu, an indigenous people, is respected. This policy shall be given the highest priority throughout the Journal.
- This journal is a place for the publication of academic research, as well as objective records and analyses of exhibitions and cultural programs at the National Museum and the National Park.
- The Editorial Board of the National Ainu Museum will be in charge of editing and peer review.

目 次 CONTENTS

巻頭挨拶 ····································	·佐々木史郎············· SASAKI Shiro, Dr.	3
「国立アイヌ民族博物館 研究紀要」の編集・査読の基本方針・ National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Policy		5
[論文] 国立アイヌ民族博物館の設立と果たすべき役割	·佐々木史郎····································	9
[論文] 1850 年代後半、箱館奉行による種痘での痘苗・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·永野正宏···································	
[研究ノート] 鵡川地方のアイヌ文化継承者、吉村冬子フチの教え [Research Notes] The Teachings of Our Huci, Fuyuko Yoshimura, an Inheritor of Ainu Culture in Mukawa	押野朱美····································	56
[研究ノート] アイヌ民族の伝承を活用した災害教育の実践と課題 白老における津波に関する口承を例に [Research Notes] Practice and Challenges in Disaster Education Using Ainu Traditions: The Case of Ainu Oral Traditions Concerning Tsunami in Shiraoi	・シン ウォンジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66

[研究ノート] 国立アイヌ民族博物館の教育普及ツール開発 I: 着物のぬりえワークシート [Research Notes] Development of the Educational Tools of National Ainu Museum Vol. I: A Worksheet of Colouring and Learning the Ainu Garments (coat) and Ainu Patterns	·笹木一義···········8o SASAKI Kazuyoshi
[研究ノート]「アイヌ民族の〈現在〉/〈日常〉を展示する」 [Research Notes] Exhibiting the "Present" / "Everyday Life" of the Ainu People	·関口由彦··················102 SEKIGUCHI Yoshihiko, Dr.
「研究ノート」「アイヌ古式舞踊」の文化財指定の経緯に関する考察・・・・・ ー知里真志保と本田安次の原稿から – [Research Notes] A Study on the Designation Process of "Traditional Ainu Dance" as Japan's Cultural Property: Examination of the Manuscripts of Chiri Mashiho and Honda Yasuji	YACHITA Mio
「研究ノート」 ハイパースペクトルカメラによる染料分析の測定方法・・・・・ アイヌの繊維資料を前提とした分析方法の検証 [Research Notes] Measurement Method of Dye Analysis by Hyperspectral Camera — Verification of the Analysis Method for Ainu Textile Materials— [資料紹介] 「二風谷のフチ萱野れい子とカッケマッたち」補遺・・・・ [Cultural Resources] Additional text for "A Nibutani huci,	AKADA Masanori, Dr.
Kayano Reiko and katkemat" [資料紹介] 北海道アイヌ協会創立当時の請願書等について [Cultural Resources] Petition from the time of the establishment of the Ainu Association of Hokkaido	・マーク・ウィンチェスター 175 田村将人 Mark WINCHESTER, Dr. TAMURA Masato
〔資料紹介〕 石田収蔵の野帳等資料の紹介 - 20 世紀前半の樺太先住民族の暮らしの風景 - [Cultural Resources] Fieldnotes of the 20th Century Anthropologist "Ishida Shuzo" - Sketches and Notes About Indigenous Peoples' Life in Sakhalin in the First Half of the 20th Century -	·是澤櫻子················186 細樅雄貴 KORESAWA Sakurako HOSOMOMI Yuki

[事業報告] さわる展示の実施と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·立石信一···································	221
「事業報告」 国立アイヌ民族博物館開館時の基本展示室 キャプションについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	小林美紀····································	233
国立アイヌ民族博物館 研究紀要 編集・査読の体制 National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Regulations		236

国立アイヌ民族博物館の設立と果たすべき役割

The Establishment of the National Ainu Museum: Process and Expected Roles

佐々木史郎 (SASAKI Shiro, Dr.)

国立アイヌ民族博物館館長 (Executive Director, National Ainu Museum)

要旨

2020年7月に開館した国立アイヌ民族博物館は、「アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンター」 (アイヌ政策推進会議 2016: 3) として整備された「民族共生象徴空間」の中核施設の1つとして設置された 博物館である。それは「この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」 (博物館調査検討委員会 2013:1) という理念を掲げ、アイヌ文化に関する展示、教育・普及、調査・研究、人材育成、資料の収集・保存・管理、博物館ネットワークの構築といった業務を行う。本稿ではこのような「国立博物館」が設立された経緯とこれから果たすべき役割について、政府がアイヌ政策推進と民族共生象徴空間整備のために設置した有識者懇談会、委員会、作業部会等の報告書類を主要な資料として、それを文化人類学などによる先住民族研究の成果を利用して分析しつつ論じた。その結果、この国立博物館設立までの間に研究者、博物館、懇談会等の委員等の間でアイヌ文化に対する認識の転換が起きており、それが国立博物館設立の原動力となっていたこと、またこの博物館の理念や運営方針が国際的な博物館の再定義の動きに対応しており、その促進を期待されていることが明らかになった。

キーワード:アイヌ民族、アイヌ文化、先住民族、民族共生象徴空間、博物館

Abstract

The National Ainu Museum was opened in July 2020 as one of core facilities of UPOPOY: National Ainu Museum and Park. UPOPOY was established as "a national center for the revitalization of Ainu culture." The museum's mission is to, "respect the dignity of the Ainu as an indigenous people, promote proper recognition and understanding about the Ainu history and culture, and contribute to the creation and further growth of new Ainu culture," and it engages in exhibitions, education and dissemination, research and investigation, human resource development, reservation and management of museum collections, and the establishment of museum networks. This paper analyzes, from an anthropological point of view, the reports of the advisory panels, committees, and working groups organized by the Japanese government to promote Ainu policy, and it discusses the process of the museum's establishment and the expected roles the museum is expected to play. As a result, the following points become clear: 1) researchers, museum curators, and other members of the panels, committees, and working groups made a decisive change in their recognition of Ainu culture in the process of their discussion concerning Ainu policy during the second decade of the twenty-first century, and this change prompted the establishment of the national museum specializing in Ainu culture, 2) the mission and management policy of the museum followed the latest international developments in the redefinition of museums, and the museum is expected to promote this redefinition.

 $Key\ Words\ :\ Ainu, Ainu\ Culture,\ Indigenous\ People,\ National\ Ainu\ Museum\ and\ Park,\ Museum\ Ainu\ Museum\ and\ Park,\ Museum\ Ainu\ Museum\ Ainu$

1. はじめに

国立アイヌ民族博物館は国内で初めてアイヌ民族という先住民族の文化に焦点を当てて展示、教育・普及、調査・研究、資料収集、人材育成などを行うために設立された国立博物館である。その理念には、「この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」とある。この博物館は、北海道白老郡白老町に開設された民族共生象徴空間(愛称「ウポポイ」)の中核施設の一つとして文化庁が設立し、その運営を公益財団法人アイヌ民族文化財団に委託しているものである。

2020年当初からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、同年4月24日に予定されていた開館が7月12日に延期されたが、それでもなんとか運営が始まり、本稿を執筆した2021年9月までの1年間余で20万人の来館者(博物館を含む民族共生象徴空間全体では25万人以上)を迎えた。当初の目標は民族共生象徴空間全体で100万人とされていたことから、それには遠く及ばなかったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延が続く中、2021年9月末までに4度の「緊急事態宣言」が出され、公園内・博物館内の入場制限や都市間・地域間の移動の制限があり、また海外からの観光客が入れない状況の中でこれだけの来館者があったことは、多くの人が関心を持っていることを意味している。

アイヌ文化の担い手であるアイヌ民族は「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」である(「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」2019年(以下「アイヌ施策推進法」とする)第1条に基づく)。アイヌ民族を先住民族と認めることはすでに2008年の衆参両院での国会決議(後述)で求められていたが、「アイヌ施策推進法」への明記はそれに法的根拠を与えた。

この博物館は先住民族の文化に特化した活動を行う 国立の博物館として開館前から海外からも注目を集 めていた。例えば、2019年9月に実施された国際博 物館会議(International Council of Museums、以下 「ICOM」)京都大会でも、我が国の最新の国立博物館 の建設というだけでなく、先住民族アイヌの文化に特 化した博物館という意味で注目された。当時の国立 アイヌ民族博物館設立準備室(以下「準備室」とする)は ICOM 下部組織の民族学の博物館・コレクション の国際委員会(ICME)の中でセッションを1つ設け て、新しい博物館の理念と館員たちの意気込みを語っ た。また、本会議終了後に行われた北海道伊達市での ポストコンファレンスでも取り上げられ、エクスカー ションの中に建築中の博物館と民族共生象徴空間の見 学が組み込まれた。

アイヌ文化関連の資料を所蔵する海外の博物館からの協力の申し出も相次ぎ、その一環で、ロシア、ドイツ、アメリカ、イギリスの博物館が所蔵する資料を紹介する映像番組(現在博物館のシアターで上映されている「世界が注目したアイヌの技」)を制作することもできた。

本稿ではこのような国内外からの注目を集めた最新 の国立博物館の設立された経緯、掲げる理念と目的、 そして将来の方向性について、先住民族文化の振興に おける博物館の意義と役割とは何かという問題意識を 持って論じていきたい。その議論の材料となるのは博 物館と民族共生象徴空間の設立を提言し、その理念や 目的、機能、設立形態、運営方法などについて議論す るために政府が設置した各種懇談会、委員会、作業 部会等の報告書類である(文末の文献一覧参照)。そ れらを細かく分析することで、国がどのような意図、 理念を持ってこのような施設を設立しようとしてい たのかを明らかにし、それが文化人類学をはじめと するアイヌ文化を研究してきた学術分野の動向とど のように絡むのかについて解明していく。本稿では、 先住民族の文化を展示する博物館のあり方、博物館設 立の経緯、アイヌ文化の定義と認識の変遷、博物館の 理念と目的と運営方法の順に述べ、最後に結論として アイヌ文化の振興と新たな創造という理念の実現に向 けて果たしていくべき博物館の役割について論じてい きたい。

2. 先住民族アイヌと博物館

2.1. アイヌ民族が先住民族であること

まず、国立アイヌ民族博物館の設立は、アイヌ民族が先住民族であるということが前提になっている。この博物館ではそのことについて、2008年の国会決議を受けて内閣官房長官が組織して諮問した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」(以下「有識者懇

談会」)が 2009 年に発表した『報告書』の以下の記述を根拠としている。

アイヌの人々は、独自の文化を持ち、他からの支 配・制約などを受けない自律的な集団として我が国 の統治が及ぶ前から日本列島北部周辺、とりわけ北 海道に居住していた。その後、我が国が近代国家を 形成する過程で、アイヌの人々は、その意に関わら ず支配を受け、国による土地政策や同化政策などの 結果、自然とのつながりが分断されて生活の糧を得 る場を狭められ貧窮していくとともに、独自の文 化の伝承が困難となり、その伝統と文化に深刻な 打撃を受けた。しかし、アイヌの人々は、今日にお いても、アイヌとしてのアイデンティティや独自の 文化を失うことなく、これを復興させる意思を持ち 続け、北海道を中心とする地域に居住している。こ れらのことから、アイヌの人々は日本列島北部周 辺、とりわけ北海道の先住民族であると考えること ができる。(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇 談会 2009: 23-24、下線筆者)

国際連合や日本政府は今のところ先住民族に関 する明確な定義をしていない。2007年の「先住民 族の権利に関する国際連合宣言 | (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples) においても、先住民族の置かれてきた状況や侵害され た権利、そして先住権にどのようなものがあるかは列 挙されているが、先住民族とは何かという明確な定 義は見られない。また日本政府も、例えば2008年の 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(第 一六九回国会、決議第一号)の採決に際して、鈴木宗 男議員(当時)が「質問主意書」、「再質問主意書」に おいて提起した先住民族の定義に関する質問に対して、 「現在のところ「先住民族の権利に関する国際連合宣 言」(以下「宣言」という。)において「先住民族」の 定義についての記述がなく、また、「先住民族」に関 する国際的に確立した定義がないこともあり」と述べ て明確な回答を避けている(衆議院ホームページ「質 問本文情報」平成二十年六月六日提出の質問第四八六 号と同年六月十七日提出質問第五四九号と、それに対 する「答弁本文情報」平成二十年六月一七日受領答弁 第四八六号と六月二十四日受領答弁第五四九号)。

一応、文化人類学者をはじめ民族問題あるいは先住 民族問題に取り組む研究者の間に共有されている定義 の候補はいくつかある。例えば、国連経済社会理事会 人権委員会の差別防止及びマイノリティの保護に関する小委員会で特別報告官を務めたホゼ・マルティネス・コボが提起した定義(Marthinez Cobo 1983: 48-50)や国際労働機関(ILO)が1989年に定めた条約「独立国における原住民及び種族民に関する条約(第169号)」(C169-Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169))の第1条第1項の適用条項などがある(国際労働機関ホームページより)。それらに準拠して民族に絡む紛争の予防に関する報告書をまとめた大仲千華によれば、先住民族の定義として共通する要素として、次の3点を挙げている(大仲2003: 9)。

- ①植民地化、侵略または近代国家の領土画定によって被支配的な地位に位置づけられること。
- ②自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の 一部または全部を保持していること。
- ③その基準では、自己規定が重要となること。

また、そもそも、「「先住民」の定義や認定は個々の 先住の民の自己決定権に属す | (清水 2008: 321) も のではないかという議論もある。これは、2007年の 国連の宣言の元になった「1993年草案」1)を詳細に 検討した清水昭俊が述べるところであるが、この点は 2007年の宣言本文でも第3条【自己決定権】で、「先 住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づ き、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、 並びにその経済的、社会的および文化的発展を自由に 追求する」(国際連合ホームページ『先住民族の権利 に関する国際連合宣言(仮訳)』p.6、なお注 12) も参照) という形で引き継がれている。いいかえれば、先住民 あるいは先住民族の当事者を脇に置いて、研究や行政、 政治などに携わるものだけで「先住民族とは何か?」、 「だれが先住民族なのか?」という議論を行うこと自 体が先住民族の権利の侵害になりかねないということ である。

とはいえ、有識者懇談会でも国連宣言や国会決議を受けて、アイヌ民族が先住民族であるということを前提とした提言を出す必要があったことから、その根拠を示している。その報告書では「先住民族」の定義について、以下のように述べる。

先住民族の定義については国際的に様々な議論 があり、定義そのものも先住民族自身が定めるべき であるという議論もあるが、国としての政策展開と の関係において必要な限りで定義を試みると、先住 民族とは、一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族である、ということができよう。(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 23)

実は上で引用したアイヌが先住民族であるという説明はこの後に続く一節である。

有識者懇談会も「定義そのものも先住民族自身が定めるべきであるという議論もある」と清水が指摘したことに言及してはいるが、「国としての政策展開との関係において必要な限りで定義を試みる」として次の4つの要件をあげている(a)、b)という符号は筆者が整理の便宜上付したものである)。

- a) 一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から居住していること
- b) 国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族であること
- c) その意に関わらず多数民族の支配を受けている
- d) それでもなお独自の文化とアイデンティティを 喪失することなく同地域に居住しつづけている こと

この定義には大仲が整理した3つの点と重なるところがある。例えば、a)とc)が大仲のいう①に相当し、b)とd)が②に相当する。③は清水のいう「「先住民」の定義や認定は個々の先住の民の自己決定権に属す」ということである。有識者懇談会の定義ではここに相当する要件はない。しかし、アイヌ民族が先住民族であるかどうかという点についてはその自己決定を前提にしているところから、そこについてはあえて言及していないということになるのだろう。有識者懇談会は、アイヌ民族自身が先住民族と自認し、そのように認識することを国に求め、そして上記の4点を満たしている(先の報告書の引用の下線部分が4つの要件に当たる)と判断して、「アイヌの人々は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると考えることができる」と結論づけたと解釈することができるだろう。

この博物館も有識者懇談会以上には先住民族の一般的な定義に関する議論には踏み込まない方針をとって

いる²⁾。重要なのは、繰り返しになるが、アイヌ民族が自らを先住民族であると認定し、有識者懇談会がそれを前提にした上でアイヌ民族を「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族である」と規定している点である。「先住民族の権利に関する国際連合宣言」との関係では、有識者懇談会の見解は先住権について何も語っていない、アイヌが本来持つはずの集団的な権限を認めていないという主張がある(榎森 2019: 19;市川 2019: 42-46)。また、逆にアイヌ民族は先住民族ではない、あるいはそのような民族は存在しないなどと声高に叫ぶ人たちもいる。しかし、この博物館は有識者懇談会の報告書に基づき、アイヌ民族が「先住民族」であるという立場は崩しておらず、その意味で先住民族の文化をその活動の主要な対象とする博物館の1つであるということができる。

2.2. 博物館におけるアイヌ文化の表象・収集・展示

設立当初からアイヌ民族が先住民族であることを 前提としてその文化を展示し、調査・研究し、教育 し、資料を収集し、その文化を担う人材を育成しよ うとする博物館は日本ではこの博物館が初めてであ る。アイヌ文化を独自の民族文化として展示してき た博物館はいくつもあるが、設立当初から「先住民 族」の文化であることを前面に出したものはなかっ た。それは、それらの博物館でアイヌ文化の展示が 製作された当時はアイヌ民族が先住民族であること は、政府はおろか日本社会全体でもきちんと受け止め られていなかったからである。海外に目を転じると、 1980年代にはアイヌ民族が国連を舞台にした先住民 族の権利を主張する活動に参加し始めていたことか ら、20世紀末にはアイヌ文化を先住民族の文化とし て展示しようとする動きはあった。例えば、スミソ ニアン協会の国立自然史博物館(アメリカ合衆国ワ シントン D.C.)で 1999 年に行われた Ainu: Spirit of Northern People という特別展示はそのような展示の 1つである。

アイヌ文化を博物館という装置を使って表象しよう とする活動は、ヨーロッパで始まった。収集時期が最 も古いと思われるアイヌ文化コレクションはロシアに ある。

ロシアはシベリア進出の果てに、ユーラシア大陸の 東端にあるチュコトカ半島やカムチャツカ半島にま で到達したが、17世紀末にカムチャツカ半島の南端 でアイヌのコミュニティと出会い、18世紀初頭には、 そこから南西に延びる千島列島沿いに勢力拡大を図る。目的はより利益の大きい日本や中国との商取引だったが、その過程で千島列島に既に居住していたアイヌを支配下に入れようとした。その目的は千島列島の海域に多数生息していたラッコの毛皮の上納であり、さらにはラッコ猟で使役するためだった(ズナメンスキー1979: 162-166)。

アイヌは暴力的に支配を始めようとするロシアに対 して武力で抵抗することもあった(ズナメンスキー 1979: 167-169; 北海道廳 1936: 1295-1297)。しかし、 次第に商業的な関係に移行し、ウルップ以北のアイヌ はロシアの政治的、経済的、宗教的な影響を受け入れ た (Stephan 1974: 50)。その過程でロシアの遠征隊 はアイヌの衣服、道具類、宗教用具などを手に入れ る。当時のロシアの首都サンクトペテルブルクには すでに「クンストカーメラ」と呼ばれるピョートル1 世が1714年に設立した博物館があり、千島列島で入 手されたアイヌの資料もそこに納められることになっ た。クンストカーメラ、すなわち現在のロシア科学ア カデミーピョートル大帝記念人類学民族学博物館の記 録によれば、最も古いアイヌ資料は千島列島で採集 されたもので、1775年にヤクーツクの商人プロトジ ヤコノフがクンストカーメラに納めたものだという (Белков 2015: 131, 155, 158, 159; 佐々木 2020а: 42-45)。その後千島列島ではロシア海軍が活発に活動す るようになり、千島のアイヌの資料がもたらされるよ うになった。

ロシアは 1850 年代に入ると今度は樺太 (サハリン) への進出を始める。その過程でもアイヌと接触するようになり、樺太アイヌの資料が入手されるようになる。最も充実したコレクションは、ポーランドの民族学者ブロニスワフ・ピウスツキ (B. P. Piłsudski) とロシアの民族学者ヴィクトル・ヴァシーリエフ (V. N. Vasil'ev) によるもので、前者は 1903 年から 05 年にかけて、後者は 1912 年にそれぞれ樺太と北海道で収集された。現在前者はクンストカーメラを中心にロシア国内の他の博物館とドイツやポーランドの博物館に収蔵されている。後者はやはりサンクトペテルブルクにあるロシア民族学博物館に収蔵されている (SPb-アイヌプロジェクト調査団 1998; 萩原眞子・古原敏弘・ゴルバチョーヴァ 2007)。

このような経緯からロシアではアイヌ文化は帝国 を構成する諸民族の文化の1つという位置づけの下 に、収集、展示されてきた。現在のロシア連邦では アイヌ民族の存在が正式には認められていないために、アイヌ文化は海外の諸民族を紹介するクンストカーメラで展示され、ロシア連邦内の諸民族を紹介するロシア民族学博物館では常設展示には展示されていない (短期的な特別展示などで展示されることはある)。

他方、他のヨーロッパ諸国では事情が異なる。そこではより学術的、哲学的な問題の中でアイヌの存在が議論され、関心が高まり、資料が収集され、コレクションが形成された。そのきっかけは16世紀半ばから日本を訪れたキリスト教宣教師たちの報告だったが、18世紀になるとたびたび日本近海に遠征隊が派遣され、アイヌを探し求めた。アイヌがヨーロッパ人と祖先を共有する人々と思われ、当時の人びとには忘れ去られていた理想の姿をそこに求めたからである(クライナー 2004: 96-101)。

ヨーロッパの初期のアイヌコレクションは19世紀 初めに長崎に来航したフィリップ・フランツ・フォン・ シーボルト (Ph. F. B. von Siebold) がもたらした資 料である。彼は最上徳内、間宮林蔵などの江戸幕府が 「蝦夷地」(当時は北海道、樺太、千島列島からなる地 域をさしていた) に派遣した探検家との交流でアイヌ の資料を若干手に入れ、ヨーロッパに持ち帰った。そ の多くはライデンの国立民族学博物館に収蔵されてい る (小谷・荻原 2004: 339-340)。彼は幕末の 1860 年 代にも再び日本を訪れ、やはりアイヌ資料を手に入れ た。それはミュンヘンの五大陸博物館などに収蔵され ている(小谷・荻原 2004: 321)。しかし、彼は北海 道には足を踏み入れていない。北海道に実際に赴いて アイヌから直に資料を収集したのは彼の次男のハイン リッヒ・フォン・シーボルト (H. von Siebold) だっ た。彼は1878年に北海道を旅行してアイヌの生活を 記録するとともに資料収集も行った。その資料は現 在ウィーンの世界文化博物館に収蔵されている(小 谷・荻原 2004: 271-272; 山崎 2021:140-150)。その 前後からヨーロッパとアメリカから数多くの研究者 や旅行家、ジャーナリスト、商人たちが北海道を訪れ、 アイヌの資料を手に入れていった。明治政府が北海 道の「開拓」のために雇ったいわゆる「お雇い外国人」 もアイヌ資料の収集に一役買っている(クライナー 2004: 101-105)。特にアイヌ資料の収集に熱心だった のはドイツやオーストリアなどのドイツ語圏の国々で、 現在ロシア以外のヨーロッパにあるアイヌ資料の半数 以上がドイツ語圏に集まっているともいわれる。

また、ヨーロッパで盛んだった万国博覧会でも日本はアイヌ文化の紹介を求められた。アイヌのパビリオンは連日多くの観覧客で賑わったという。そしてその時展示された資料も後に博物館や大学が購入していった。しかし、この時代の資料収集とアイヌ文化の展示はアイヌの立場に立つものではなく(そのような発想はまだなかった)、その高い関心も「アイヌ白人説」(クライナー 2004: 99-101)、つまりアイヌはヨーロッパ人と祖先を共有するという誤った先入観と好奇心から来るものだった。

ヨーロッパ、アメリカからの来訪者による収集から若干遅れて、日本でもアイヌ資料の収集が始まった。最も初期の資料には1873年のウィーン万国博覧会に出品するために収集されたものがあり、現在は東京国立博物館に収蔵されている(東京国立博物館1992:xiii)。また、明治政府が設立した北海道開拓使も資料収集を行っており、それらは東京国立博物館の他、市立函館博物館や北海道大学植物園の博物館などに収蔵されている(長谷部2008:201-202;加藤2008:2-9)。政府主導の資料収集に若干遅れて、大学の研究者たちによる収集も始まり、彼らに続いてやがて古物商たちの活動も始まる。

国内外の博物館や研究機関、あるいは個人がコレクション形成のために活発にアイヌ資料を収集していた19世紀半ばから20世紀初頭までの時代は、ちょうど明治維新以降の日本の近代化政策、開拓政策によってアイヌが生活基盤を失って急速に困窮していく時代でもあった。したがって、この時代の資料収集は、当時のアイヌの生活状況と全く関係がなかったとはいえない。少しでも生活の足しにしようと不要になった生活用具を中心に、家財を売却した人もいただろう。大切な晴れ着や本来財産だったはずの漆器類や宝刀なども手放さざるをえなかった人もいたかもしれない。

ただ、他方で工芸品として価値を上げていくものもあった。精巧な彫刻を施したパスイ、マキリ、イタなどの木彫品や刺繍で飾られた衣装、タマサイのようなビーズ装飾品などである。研究者、工芸家あるいは好事家などのコレクターたちがこのような工芸品化したアイヌ資料を好んで購入した。それらは博物館にも収蔵されるようになり、日本のみならず海外の博物館でもアイヌ資料の重要な部分を構成するようになる。また、そのような工芸を通じて伝統的な技術が現在まで継承されてきたという側面もある。

海外の博物館によるアイヌ資料の収集熱は20世紀

初頭で一旦落ち着き、それ以降は日本国内の博物館や大学が熱心に集めるようになる。しかし、製作者や使用者、製作地や使用地、製作年や使用年、収集年、収集者、収集場所、製作方法や使用方法、素材など資料の基本的な情報をきちんと記録しながら収集するヨーロッパ、アメリカの収集家やそのようなデータを備えた資料を優先的に収蔵する博物館とは異なり、日本の収集家や博物館は古物商から購入することが多かったために、そのような基礎データが欠落した状態で収蔵せざるをえなかった。それが後に日本の博物館が所蔵するアイヌ資料の大きな欠陥となる。

ヨーロッパの博物館は王侯貴族たちが珍しいコレク ションを見せ合う「驚異の部屋」(Wunderkammer, Cabinet of Wonders) から始まったことにも現れて いるように (山中 2019: 138)、アイヌ文化は当初「好 奇の目」で見られることを前提に展示された。その理 由は上述のように、「アイヌ白人説」すなわちアイヌ がヨーロッパ人と祖先を共有するという思い込みに あった。しかし、20世紀に入るとそれが学術的には 間違っていたことが明らかにされ、また1950年代以 降は文化相対主義的な考え方(後述、4.2.参照)の普 及に伴って他民族の文化を好奇の目で見ることに対す る批判などもあり、ヨーロッパではアイヌ文化への関 心を失い、収集活動も下火になり展示からも消えて いった。アイヌ文化がヨーロッパやアメリカで再び脚 光を浴びるようになるのは、先住民族の権利回復運動 が国連を舞台にして活発になっていく 1990 年代から である。

逆に日本では20世紀に入ってからアイヌ文化への関心がアイヌ側、研究者側双方から高まってくる。アイヌは開拓政策を含む日本の近代化政策によって失われていく民族の誇りと独自の言語や文化を取り戻そうとする動きを起こすようになる。大正年間(1912~26年)に入ると知里幸恵の『アイヌ神謡集』(1922年初版)に代表されるようにアイヌによる文学活動が始まり、また時を同じくして博物館活動も始まった。旭川市の「川村カ子トアイヌ記念館」は1916年創立であり、アイヌ資料を専門的に収集、展示する博物館としては日本で最古である(川村カ子トアイヌ記念館のホームページより)。

アイヌ自身が自分たちの文化を守るとともに、それ を次世代に受け継ぎ、また広く紹介する目的で博物館 を設立するという活動は、その後数は多くはないが着 実に引き継がれていく。例えば、幕別町の「蝦夷文化 考古館」はチロット(白人)のリーダーだった吉田菊太郎が1940年以来収集してきた資料を収蔵、展示する博物館で、建物も彼が寄付を集めて建築したものである(幕別町のホームページより)。平取町二風谷の「萱野茂二風谷アイヌ資料館」は、初のアイヌ民族出身の国会議員(参議院)となった萱野茂がアイヌ資料の散逸を防ぐために収集してきた資料を展示する博物館として、1972年に「二風谷アイヌ文化資料館」という名称で創建したのが始まりである(萱野茂二風谷アイヌ資料館のホームページより)。白老で2018年3月まで民間の財団が運営してきた「アイヌ民族博物館」は1984年の設立だが、古くから観光を利用して自らの文化を紹介しつつその保全に努めてきた白老アイヌが自ら財団を組織して運営してきた博物館だった。

博物館という装置を使って自分たちの文化を保存し、 表象し、さらに発展させていくという活動は、アイヌ 自身が 100 年以上にわたって続けてきていたわけで ある。

一方研究者の側では、19世紀後半にハインリッヒ・ フォン・シーボルトやエドワード・S・モース (E. S. Morse) などによって人類学や民族学、考古学が導入さ れて以来、日本の研究者にとってアイヌ民族、アイヌ 文化は日本人の起源、日本列島の人類の起源の問題と 結びつけられてきた。例えば日本の人類学の創始者 の1人である坪井正五郎たちが提起した「コロポッ クル論争」などはその典型的な例である。その中で、 アイヌ文化の位置づけは日本列島の古層文化とされ、 古代、先史時代の文化や社会を類推するための参照 先のような扱いを受けた。また、それは文明化する 以前の古い文化の残滓という意味づけもされたことか ら、明治維新後の近代化政策の中で、敗北し、消えて ゆく文化、或いは旧来の陋習として克服すべきもの として扱われた(このことについてはシドル(2021: 99-149) に詳しい)。そのことが伝統的な文化や固有 の言語が急速に失われていく原因の1つにもなる。

20世紀も後半に入ると、アイヌの生活も表面的には周囲の開拓移民と区別がつかなくなっていた。博物館に収蔵されているような道具を使う人はほぼいなくなり、それを使ったことを記憶する人も少なくなっていた。しかし、それでも多くの博物館は伝統文化を体現していそうな古い資料の収集と展示にこだわり、研究者は近代化以前の状況を聞き取り調査から掘り起こすことに終始した³⁾。アイヌ文化に対する研究者の意識は 20 世紀後半になってもあまり変わっていなかっ

た。さすがに克服すべき文化という考え方はなくなったが、博物館の展示では相変わらず「伝統的」な姿で文化を表象し、近代化によって打撃を受け、消滅の危機に瀕しているからこそ、急いで調査し、資料を収集しなければならないという主張が幅をきかせていた。

博物館が古い資料にこだわったのはそれだけでなく、次第にそれらが希少価値を持ち始め、「歴史的遺産」あるいは「文化財」として認識され始めたからでもある。しかし20世紀の段階では、それがアイヌにとって、その時代をアイヌらしく生きるために必要な遺産や文化財だったということがどこまで理解されていたのかは疑問である。また、後に4.2.でも触れるが、「歴史的遺産」という認識そのものにも重大な問題があった。

研究者たちがアイヌ文化を日本の、あるいは日本列島の古層文化であると考えてきたことと、博物館が近代化される以前の文化を「歴史的遺産」や「文化財」として収集し、展示してきた関係で、アイヌ文化には長らく現代社会を生きる独自の民族の文化としての位置づけが与えられてこなかった。海外の博物館ではアイヌは日本民族とは異なる独自の民族であるという意識が強かったが、日本では地域の古い文化の1つという扱いが多かった。北海道では1971年創立の北海道開拓記念館(現在の北海道博物館の前身)をはじめとして市町村立の博物館でも、地元で収集された資料を中心にしてアイヌ文化が展示された。しかし、どの展示もアイヌ文化を地元の郷土文化の一部、しかも過去の文化として展示することが多かった。

日本で初めてアイヌを国内の独自の民族とみなし、その文化を世界の諸文化の中に位置づけて展示したのが大阪の国立民族学博物館(1974年創立、77年開館)である。この博物館のアイヌ文化展示は1978年に一度完成し、81年に拡張リニューアルされ、2016年に最新のリニューアルが行われた。

この博物館の展示の画期的な点は、中央・北アジア 展示と日本展示の間に位置し、さらにそこから中国展 示も望めるというアイヌの居住地の地理的な位置関係 を再現していることと、この展示の製作に文化伝承者 が企画段階から参加していることである。特に展示場 の中に再現した伝統的な家屋は二風谷の人たちが建築 したもので、毎年二風谷から代表団が来てここでカム イノミ(博物館に所蔵されている資料の安全をカムイ に祈願する儀式)を行った。祭主は萱野茂が務めたが、 彼は家屋完成以来28年にわたってカムイノミを実施 し続けた(【写真1】)。つまり、このアイヌ文化の展



写真1 アイヌの伝統家屋の展示 写真提供:国立民族学博物館



写真2 国立民族学博物館の旧アイヌ文化展示 魚皮衣、鳥皮衣、草皮衣の3種類の伝統的な衣装とタマサイが出迎えていた 写真提供:国立民族学博物館



写真3 リニューアルされた国立民族学博物館のアイヌ文化展示 3点の現代アート作品が出迎える 写真提供:国立民族学博物館

示は研究者の考えと都合だけではなく、アイヌ自身の考えを導入して製作したものだった。その意味で、今でいう「ソースコミュニティ」(source community) ⁴⁾ との共同作業で製作した展示だった。この展示製作方式は2016年のリニューアルでもより拡大した形で(北海道各地のアイヌが参画した)継承された。

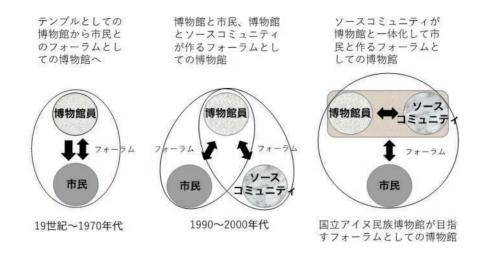
しかし、リニューアル以前の展示は基本的に 20 世 紀初頭以前の状況を想定した「伝統文化」を復元するものであり、そこから現代を生きるアイヌの姿を直接知ることはできなかった。また、アイヌは日本国内の独自の民族であるということは前提としたが、「先住民族」であるという視点はまだなかった(【写真 2】)。

そこを指摘するような批判を念頭において行ったのが2016年のリニューアルである。そこでは従来の「伝統的」なアイヌ文化とともに、歴史的な変遷、地域的な多様性、そして現代のアイヌ文化の姿も展示の対象とした。そのために、博物館に収蔵されていた明治時代以来収集されてきた資料とともに、現代の工芸作家たちに新しく作ってもらった作品も展示し、さらに「先住民族」としての地位を獲得するための活動などを紹介するパネルや資料も用意した(【写真3】)。

現代のアイヌ文化の状況を表現しようとする展示は、 国立歴史民俗博物館や、開拓記念館から改組、改称された北海道博物館でも見られる。後者は国立民族学博物館よりも一足早い2015年に展示のリニューアルが行われたが、アイヌ文化展示には従来の「伝統文化」展示とともに、アイヌの歴史を北海道史の中に位置づけた展示と、「伝統文化」を担った人々と現代の人々とのつながりを理解してもらうような展示も用意されている。そして、このリニューアルされた展示にもアイヌ民族出身の研究者や博物館員が企画段階から参画している。

国立民族学博物館や国立歴史民俗博物館、北海道博物館の展示に表れているように、アイヌ文化の展示は21世紀に入って大きく変わりつつある。観覧者と同じ時代を生きている人々の文化を積極的に展示しようとすると同時に、従来は展示される対象、あるいは研究される対象でしかなかった人々を、展示や研究の場に企画段階から呼び込んでともに作り上げようとする。かつてニューヨークのブルックリン美術館の館長を務めたダンカン・キャメロン(D. Cameron)が1970年代に提唱した「フォーラムとしての博物館」(Museum as a forum)(Cameron 1972)がアイヌ文化の担い手たちとともに実現しつつあるといえるだろう。





博物館のあり方も21世紀に入って大きく変わって きている。ICOM で現在議論されている新しい博物 館の定義案では、「批判的対話」(critical dialog)、「包 摂的 | (inclusive)、「多様な声 | (polyphonic)、「多 様な記憶」(diverse memories)、「遺産に対する平 等な権利と平等な利用 | (equal rights and equal access to heritage)、「開かれた公明正大な存在」 (participatory and transparency)、「多様な共同 体と手を携えて」(in active partnership with and for diverse communities)、「人間の尊厳 | (human dignity)、「社会正義」(social justice)、「世界全体の 平等」(global equality)、「世界全体の幸福」(planetary wellbeing) といったことばが並ぶ (松田 2020) ⁵⁾。 この案は世界中のあらゆる種類の博物館(美術館、科 学館等を含む)を対象にしているが、先住民族をはじ めとする少数者(マイノリティ)の文化を対象とす る、あるいは彼らが運営する博物館の存在も念頭にお いている。これらのキーワードはまさに新しい国立博 物館の理念、哲学、使命の中に含まれるべきもので、 2018年に敦賀で行われた ICOM 京都大会のプレシン ポジウムと 2019年の ICOM 京都大会でその設立計 画が注目されたのは、この定義案を体現する最新の博 物館となることが期待されていたからである。

2020年に設立された最新の国立博物館に求められるのは、この定義案で示されている新しい博物館のあり方を体現することである。ただし、それは今まで先進的な博物館が試みてきた、文化の担い手たちあるいはソースコミュニティととともに展示や研究を行うところで留まるものではない。さらに一歩進めて、その

担い手たちとそこに出自を持つ研究者が他の民族や地域出身の研究者や学芸員を呼び込んで展示や研究や教育の企画を立て、実現していく博物館である。すなわち、先住民族が主体となり他の人々を巻き込んでフォーラムを主宰し、自分たちの文化を表象していく先住民族博物館である。アイヌ文化の表象も、民族共生象徴空間の理念である「民族共生」もアイヌ自身が主宰者となって進めていく議論の中で醸成されていくことが求められる(佐々木 2020b)(【図1】)。

3. 国立アイヌ民族博物館設立の経緯

3.1. 国会決議から民族共生象徴空間構想へ

アイヌ文化にかかる展示や調査研究などの活動に特化した新しい国立博物館設立の背景には、上記のような博物館におけるアイヌ文化の表象をめぐる議論の変遷があった。次にその設立までの経緯について述べていこう。

この博物館を含む民族共生象徴空間の設立の法的根拠は2019年5月に施行された「アイヌ施策推進法」にある。この法律ができるまでには1970年代以来の北海道ウタリ協会(現在の公益社団法人北海道アイヌ協会の前身)を中心としたアイヌ民族関連新法制定のための運動やそれと連携した国際的な先住民族の権利回復運動、政府や地方公共団体のアイヌ民族関連の施策、さらには非政府組織の活動や研究者の地道な研究などの長い歴史がある。その中には1990年代に始まる3度にわたる「国連先住民年」の活動と、日本における「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関

する知識の普及及び啓発に関する法律」(1997年、以下「アイヌ文化振興法」という)の施行や公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の設立なども含まれる(この間の経緯については中村(2018)に詳しい)。

しかし、博物館設立の直接の原動力となったのは、 2007年9月の「先住民族の権利に関する国際連合宣 言 | と翌年08年に行われた衆参両院での「アイヌ民 族を先住民族とすることを求める決議」の採択である。 国連宣言に対して日本はいくつか留保条件をつけなが らも賛成票を投じ、その流れが翌年の国会での決議に つながっていく。この決議では第1項で「アイヌの人々 を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自 の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として 認めること」、第2項では「高いレベルで有識者の意 見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進 し、総合的な施策の確立に取り組むこと」を求めてい た (衆議院ホームページ、参議院ホームページより)。 この決議によって政府はその年の内にアイヌ政策のあ り方に関する有識者懇談会を組織し、翌 2009 年に内 閣官房長官に提出された『報告書』で「民族共生の象 徴となる空間 | の構想が提唱され、その中に国立博物 館の建設が盛り込まれた。

有識者懇談会の報告書は、まずアイヌ民族の歴史的な概観を説明する。すなわち、「1 今に至る歴史的経緯」で北海道の考古学的な研究成果の紹介から始まり、アイヌの祖先と考えられる人々の歴史文献への登場、北海道に進出してきた「和人」勢力との競合、17世紀以後の幕藩体制下のアイヌの政治的・経済的・社会的な変化、明治維新後の近代化する日本社会と国際情勢の中で受けた社会、文化への打撃と、その中で経験した苦難の歴史などを一通り述べる。その上で、「2アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き」で21世紀初期の段階でのアイヌの社会経済状況と文化伝承状況などを総括し、アイヌをめぐる国内外の動向(国連宣言や国会決議)に触れて、アイヌを先住民族であると認めた上での政策を提言する(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 2-22)。

「3 今後のアイヌ政策のあり方」では、その基本政策のあり方として「(1) 今後のアイヌ政策の基本的考え方 ①先住民族という認識に基づく政策展開」で、アイヌが先住民族であるという認識に基づいた政策の展開の重要性を指摘し、次いで「②国連宣言の意義等」で国連宣言の意義を確認するとともに、日本の最高法規である憲法と政策との整合性を吟味する。そし

て「③政策展開に当たっての基本的な理念」で政策展 開の基本的な理念と具体的な政策提言を述べる。こ こで注目すべき点は憲法第14条の平等原則との整合 性である。報告書では、「事柄の性質に即応した合理 的な理由に基づくものであれば、国民の一部について、 異なる取扱いをすることも、憲法上許されると一般に 解されており、既述のようにアイヌの人々が先住民族 であることから特別の政策を導き出すことが「事柄の 性質に即応した合理的な理由 | に当たることは多言を 要しない」(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談 会 2009: 26) として、憲法第14条には抵触しないと いう立場を取る。そしてその政策は、「アイヌの人々 が先住民族であり、その文化の復興に配慮すべき強い 責任が国にあるという認識に基づき」(アイヌ政策の あり方に関する有識者懇談会 2009: 27)、「アイヌの アイデンティティの尊重」、「多様な文化と民族の共生 の尊重 |、「国が主体となった政策の全国的実施 | の3 つの基本理念(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇 談会 2009: 27-30) に基づいて展開されていくべきで あると提言している。

このような理念の下で実施されるべき具体的な政策 (「(2) 具体的な政策」) には、「①国民理解の促進」、「② 広義の文化に係る政策 |、「③推進体制の整備 | の3 点が揚げられている。①では教育(特に学校での教育) と啓発(社会における啓発活動)が指摘され、②では 民族共生の象徴となる空間の整備、研究推進、アイヌ 語をはじめとするアイヌ文化の振興、土地・資源の利 活用の促進、産業振興があげられ、③では「アイヌ政 策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備」 と「アイヌの人々の意見等を踏まえつつアイヌ政策を 推進し、施策の実施状況等をモニタリングしていく協 議の場等」の設置が提言されている(アイヌ政策のあ り方に関する有識者懇談会 2009: 30-40)。この中で いわれている「民族共生の象徴となる空間」が、博物 館を含む現在の「民族共生象徴空間」の設置に関して 言及された部分である。報告書ではこの施設について 次のように述べている。少し長いが引用しておこう。

アイヌという民族に関する歴史的背景、自然と共生してきた文化の重要性、国民の理解の促進の必要性等にかんがみれば、アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設を整備することや伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場を確保するとともに、併せて、アイヌの精神文化の尊重とい

う観点から、過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの人骨等について、尊厳ある慰霊が可能となるような<u>慰霊施設</u>の設置等の配慮が求められる。これらの施設を山、海、川などと一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となるような空間を公園等として整備することが望まれる。

これらの施設及び空間は、本報告書のコンセプト 全体を体現する<u>扇の要となるものであり、我が国が、将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴</u>としての意味を持つものである。 (アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 34、下線筆者)

この引用部分の内、「アイヌの歴史や文化等に関す る教育・研究・展示等の施設」が博物館に、「伝統的 工芸技術等の担い手の育成等を行う場しが公園にあた り、「慰霊施設」はそのまま慰霊施設として、民族共 生象徴空間の3つの中核施設となっている。すなわち、 現在の民族共生象徴空間の基本的な姿はすでにこの報 告書で明言されていた。そして、後の『「民族共生の 象徴となる空間」基本構想』(アイヌ政策関係省庁連 絡会議、2012年7月31日) やその改訂版 (アイヌ 総合政策推進会議、2016年7月22日)などに見ら れた「アイヌ政策の「扇の要」」や「先住民族の尊厳 を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある 社会を築いていくための象徴」(アイヌ政策関係省庁 連絡会議 2012: 2、アイヌ総合政策推進会議 2016: 3) という表現もこの報告書からの引用だった。ここから 分かるように、民族共生象徴空間は「アイヌ政策のあ り方に関する有識者懇談会」の『報告書』に忠実に作 られていたわけである。

3.2. 有識者懇談会の報告書から博物館の基本構想、 基本計画へ

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書を受けて、政府は「アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011:1)、2009年12月にアイヌ政策推進会議を発足させ、2010年3月にはその下に民族共生の象徴となる空間と北海道外アイヌの生活実態調査の2つの作業部会

を設置する。そのうち、前者が民族共生象徴空間の具体的な構想の検討と建設予定地の選定を行った。この作業部会は2011年6月に報告書(『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』)を提出し、このような空間を設置するにあたっての基本的な考え方と具体的な機能を整理し、その候補地として北海道白老郡白老町を選定した。

この報告書はこの空間の設置候補地を選定しただけでなく、それまでの報告書にはなかった、アイヌ文化に対する認識を示していた。それは「我が国の貴重な文化」という認識である。その部分を引用すると、同空間は「我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として一中略一重要な意義を有する国家的プロジェクト」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 1)であるとある。さらに、「今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2)推進していくことが求められると、復興に対する国の責任を明記し、2009年の有識者懇談会の報告書に見られる表現を復唱している。

アイヌ文化が「我が国の貴重な文化」であり、それが存立の危機にあるのは近代化政策の結果であり、その復興に配慮すべき責任が国にあるというこの認識が、新しい国立博物館建設の直接の理由になると考えられるのだが、それについては後の4.2.で詳述する。

「民族共生の象徴となる空間」作業部会の報告書には さらに、「アイヌの歴史、文化等を総合的・一体的に 紹介し、理解の増進を図るとともに、各地域の博物館 等のネットワークの拠点となる文化施設(博物館等) を整備する」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 5) ことが盛り込まれていた。またこの作業部 会の報告書を受けて、政府は「アイヌ政策関係省庁連 絡会議」を組織して、2012年7月に『「民族共生の象 徴となる空間」基本構想』をとりまとめた。そこでも、 「アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンター として、長い歴史と自然の中で培われてきたアイヌの 文化を多角的に伝承・共有できるよう、美しい景観や 豊かな自然を背景に、博物館、伝統的家屋群、現代的 工房などの施設を備え」(アイヌ政策関係省庁連絡会 議 2012: 4)、と博物館の建設を求め、民族共生象徴 空間の機能として挙げられていた「展示・調査研究機 能」を担うことを期待していた。

そのような博物館の設置を担ったのが文化庁である。 文化庁は2012年3月に「民族共生の象徴となる空間」 における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会 (以下「博物館調査検討委員会」とする)を組織して、 本格的に新しい国立博物館の設立準備を開始した。そ こには社団法人北海道アイヌ協会(当時)、一般財団法 人アイヌ民族博物館、北海道庁、白老町からの代表者 のほか、大学の研究者、国立博物館の研究員、アイヌ 民族研究の専門家などの関係者が集まっていた。当時 大学共同利用機関の教員だった筆者もこの委員会に招 集された。筆者がこの博物館の建設、ひいては民族共 生象徴空間の設立にかかわるようになったのはこの時 点である。

博物館調査検討委員会は2012年3月から翌2013年8月までの間に9回の会合を持ち、博物館の理念、目的、機能、組織、運営のあり方について議論し、それを『「民族共生の象徴となる空間」における博物館の基本構想』(以下『博物館基本構想』)としてまとめた。この『博物館基本構想』では、まず博物館設立の理念と目的を設定することに主眼が置かれた。その内容は後の5.1.で詳述する。

文化庁は博物館基本構想の取りまとめから間を置かずに博物館の基本計画の作成に取りかかる。2013年11月には博物館調査検討委員会の下に「展示・調査研究」、「施設整備」、「組織運営」の3つの専門部会を組織して、それぞれの専門ごとに計画案を検討した。博物館調査検討委員会は各専門部会の計画案を取りまとめて2015年3月に『「民族共生の象徴となる空間」における博物館基本計画報告書』を文化庁に提出し、文化庁はそれを元にして『国立のアイヌ文化博物館(仮称)基本計画』(2015年7月)(以下『博物館基本計画』)を作成して、公表した。

この『博物館基本計画』の段階で決定されたのは、a) 設置場所を民族共生象徴空間の中核区域内とし、具体的には北海道白老郡白老町若草町(ポロト湖畔周辺地域)とすること、b) 基本的な業務を、「展示」、「教育・普及」、「調査・研究」、「博物館人材育成」、「収集・保存・管理」の5つとすること、c) ネットワーク・広報といった機能を充実させること、d) 施設の延べ床面積8,600㎡とすること、e) 主要施設を「展示室」(総合展示室と特別展示室で構成)、「収蔵庫」、「調査・研究諸室」、「教育・普及諸室」、「管理事務室」、「その他(エントランスホール等)」とすることなどだった(文化庁2015:2-7)(a) b) などの符号は筆者が整理の便

宜上付したもの)。しかし、正式な名称の決定は先送りされ、運営・組織のあり方も基本的な指針が示された程度で具体的な組織作り、運営方法は示されなかった。また、建物の延べ床面積が8,600㎡ときわめて小さなものとされたことで(これでは都道府県立の博物館よりも小さい)、展示や人材育成、調査研究などの博物館の諸活動に制約が課されることになった。

3.3. 基本計画から展示計画、建物・展示の設計、そ して博物館開業へ

『博物館基本計画』をとりまとめた文化庁は、本格的 に博物館建設に向けて動き出す。かつての直轄の国立 博物館を独立行政法人という形で外に出していた文化 庁は、新しい国立博物館設立の準備業務を外部の法人 に委託する方針をとった。その委託先が国立博物館等 を傘下に収める独立行政法人国立文化財機構と、民族 共生象徴空間の運営を委託されることが予想されてい た公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構だった。 そして、実際に設立準備業務を実行する機関として文 化財部伝統文化課(2019年からは企画調整課)の下に、 同課所属の調査官をはじめ、文化庁、国立文化財機構、 アイヌ文化振興・研究推進機構に所属する職員で構成 される博物館設立準備室を設置することにした。事 務所は、北海道大学の北キャンパス(札幌市の北 18 条通りよりも北側の敷地) にある総合研究棟3号館 の1室(2017年からは2室を借用)に置かれ、2015 年11月に本格的に業務が始まった。当時の正式名称 は「国立のアイヌ文化博物館(仮称)設立準備室」で ある。発足当初の職員は文化庁の調査官1名、白老 町職員で文化庁に研修生として出向していた職員が1 名、アイヌ文化振興・研究推進機構から応援にきてい た職員が1名の計3名だった。120㎡はある部屋の中 ほどに机が島のようにまとめて置かれ、その上に電話 機だけが並ぶ光景は、実に侘しかった。

準備室の陣容は、その後臨時職員(事務補佐員)が2名採用され、翌年2016年2月に東京国立博物館に採用された研究員が文化庁への出向という形で赴任し、同年4月に筆者が同様に東京国立博物館の職員となって出向という形で赴任して、2016年度には7人体制となった。国立文化財機構は東京国立博物館の研究員として採用した研究者を準備室に出向させるという形で準備業務にかかわったわけだが(他にも大型備品の購入なども受託していた)、やはり同機構の関与がなければ新しい博物館の設立などおぼつかなかったのも

事実である。

準備室の体制整備と平行して、文化庁は展示計画の 策定に着手した。博物館調査検討委員会は2015年3 月に報告書をとりまとめて解消したが、その後展示に 関する検討を具体的に進めるために「国立のアイヌ文 化博物館(仮称)展示検討委員会」を組織して展示の 設備と内容構成の検討、さらに委員会の下に「展示ワー キング会議」を組織して、主に「基本展示」と呼ばれ る常設の展示の具体的な計画を立てた。すでに『博物 館基本計画』で、基本展示では「アイヌの歴史・文化 の基本的な事象を伝える展示とし、「私たちの」とい う切り口でアイヌの人々の視点で語る構成とする」(文 化庁 2015: 3) という方針を打ち出していたので、そ れを忠実に実行するために、展示の細部を検討する展 示ワーキング会議にはアイヌ民族出身の研究者、博物 館員、文化伝承者の参加を仰いだ。基本展示の具体的 な計画についてはこのアイヌ民族出身の委員が議論を 主導することになっていた。

2015年7月に委員会が発足してから、翌16年5 月までの間に、委員会を6回、ワーキング会議を8 回行い、最終的に『国立アイヌ民族博物館展示計画』 (2016年5月、文化庁、以下『博物館展示計画』とする) の形にまとめた。博物館の名称が『博物館基本計画』 と異なっているのは、2016年5月のアイヌ政策推進 会議において民族共生象徴空間の中核施設の名称が 博物館は「国立アイヌ民族博物館」、公園は「国立民 族共生公園」と正式に決定されからである(内閣官 房アイヌ総合政策室ホームページ「アイヌ政策推進 会議(第8回)議事概要」平成28年5月13日)。こ れ以降博物館の名称は「国立のアイヌ文化博物館(仮 称)」を改め、正式に「国立アイヌ民族博物館」となり、 あらゆる公式文書にその名称が使われることになった (ちなみに準備室も「国立アイヌ民族博物館設立準備 室」が正式名称となった)(【写真 4】)。

準備室と文化庁は『博物館展示計画』(文化庁 2016)ができたことを受けて、展示の設計、建物の 設計、そして博物館組織の充実に取り組むことになる。

展示設計と建物設計はそれぞれ専門の業者に発注することになることから、費用だけでなく設計デザインや受注体制などを重視したプロポーザルによる業者の選定を行った。展示設計は文化庁と博物館準備室で実施したが、建物の建築を国土交通省に委託した関係で、建物設計業者の選定には準備室は直接的にはかかわっていない。その結果、展示設計は株式会社丹青社、建



写真4 北海道大学北キャンパス総合研究棟3号館に あった博物館設立準備室の入り口 (2016年 5月) 筆者撮影



写真5 国立アイヌ民族博物館設立準備室の事務所の内部(2019年 10月) 写真提供:国立アイヌ民族博物館

物設計は株式会社久米設計が担当することが決まった。 それにより展示と建物の設計書作成が始まり、両者と も 2017年3月に基本設計、同年9月に実施設計が完 成した。実施設計完成後は、実際に工事を行う業者の 選定に入り、こちらもプロポーザルの結果、展示工事 は株式会社日展が、建築工事は竹中・田中特定企業体 が受注することが決まった。

建物の建設は2018年2月から本格的に始まったが、その前の1月20日に、アイヌ民族博物館が次世代への儀礼の伝承をかねて、家屋を建てる前の予定地で地鎮祭(チセコテノミ)を実施し、その中で場所を清める儀式(フッサカラ)とカムイへの祈りの儀式(カム

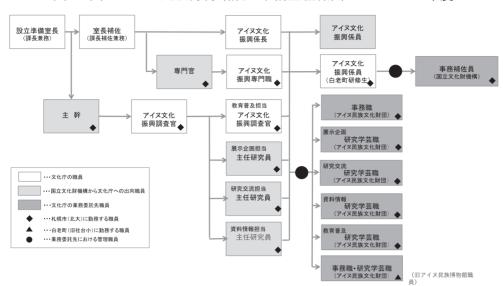


図2 国立アイヌ民族博物館設立準備室組織図 2018~2019年度

イノミ)を行った。展示の製作では2018年度に入って準備室と設計を担当した丹青社、そして工事を受注した日展の三者の協議が始まり、ほぼ2年かけて1250㎡の基本展示室と、1000㎡ある特別展示室の展示を作り上げていった。

展示と建物の設計を進めている間に、準備室は将来 の博物館の組織の完成形を念頭に置いた組織の整備と 人員の拡充を進めた。まず、2016年度末に国立文化 財機構採用の研究員1名が加わり、2017年度に入る と文化庁から専門官と専門職が派遣されて準備室の事 務体制の強化が図られた。さらに文化庁は将来の博物 館の運営委託を見越して、アイヌ文化振興・研究推 進機構に準備業務に従事する研究職員と事務職員の 採用を委託した。財団の研究職員、事務職員の採用 は2017年の10月に始まり、その後も断続的に行わ れた。また、文化庁の調査官と国立文化財機構採用の 研究員の増員もあり、札幌の北大北キャンパスの研究 棟にあった事務所では最大25人の職員が働いていた (2019年10月の時点(【写真5】)。また、2018年4 月にはその前月に閉鎖した旧アイヌ民族博物館の職員 12人が加わった(1人は北大の事務所に勤務)。彼ら は準備室の仮収蔵庫が設置された白老町の旧社台小学 校の校舎で勤務した。2015年秋に3人で始まった準 備室は2019年には36人(準備室が白老に移転する ときに1人増えたので最大37人)に膨れ上がっていた。

準備室では人員の拡充とともに、博物館の組織の整備にも取り組んだ。後の5.2.でも触れるが、博物館

調査検討委員会は当初、「学芸・研究系部門」、「企画・情報・連携系部門」、「管理・総務系部門」の3部門からなり、展示、教育・普及などの5つの業務を学芸・研究部門に、ネットワーク構築や広報、評価といった業務を企画・情報・連携系部門に割り当てるような組織を提案していた(5.2.の【図4】参照)(博物館調査検討委員会2015:74)。しかし、ネットワークや広報などは民族共生象徴空間全体で取り組むべき業務であり、そのような部分を縮小することで「企画・情報・連携系部門」はなくなり、「学芸・研究系部門」に当たる部署を「研究学芸部」としてその中に「展示企画室」、「研究交流室」、「資料情報室」、「教育普及室」の4室を設け、「管理・総務系部門」に事業課の1課を設けることとした。

準備室では職員の所属が文化庁、国立文化財機構、アイヌ文化振興・研究推進機構の3つの組織に分かれていたので、指揮命令系統が複雑だった。財団が採用した職員が将来の課と室になる部署にそれぞれ所属し、文化庁の調査官の1人と国立文化財機構所属の研究員3人が4つの室の責任者に、専門官が事務の統括となって各業務に当たることになった。準備室の全体の統括は、もう1人の文化庁調査官と国立文化財機構から準備室主幹として出向していた筆者が担った。しかし、現場での指揮命令系統と所属組織ごとの人事的な指揮命令系統が異なるために、時に意思伝達が乱れることがあり、準備室は統括するのが難しい機関だった。(【図2】)

国土交通省 公益財団法人アイヌ民族文化財団 文化庁 ウアイヌコロ コタン 民族共生象徵空間運営本部 ヌココロ ウアイヌコロ ミンタラ 国立民族共生公園 アイヌ民族文化財団 シンヌラッパ ウシ の組織 慰霊施設 国土交通省の委託の 流れ ココロ アイヌ イコロマケンル ------ 文化庁の委託の流れ 国立アイヌ民族博物館

図3 民族共生象徴空間の組織

博物館の建物と展示の設計、準備室の職員の充実が 図られている間に、博物館を含む民族共生象徴空間の 運営形態がアイヌ政策推進会議の下に設けられてい た「政策推進作業部会」で議論されていた。その結果、 基本方針として国が1つの財団法人を指定して一括し て運営を委託するという形にすること、国立アイヌ民 族博物館は文化庁直属の博物館として文化庁がその財 団に運営を委託し、公園、慰霊施設をはじめとする他 の中核施設の運営は国土交通省が委託するということ などが決められていった。そのことは2019年5月施 行の「アイヌ施策推進法」で正式に規定され、委託す る法人には、2018年4月に公益財団法人アイヌ文化 振興・研究推進機構と一般財団法人アイヌ民族博物館 (白老の「アイヌ民族博物館」の運営母体) が合併し てできた公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定され た(【図3】)。この時点で新しい国立博物館が国立文 化財機構に所属する可能性はなくなった。ここに、独 立行政法人などに属さず、文化庁直轄ながら運営を財 団法人に委託するという新しい形の「国立博物館」が 誕生することになった⁶⁾。

民族共生象徴空間の設置予定地にあったアイヌ民族博物館では、合併による独自の財団の解消により、その職員は新しい財団法人の職員となり、博物館準備室と国立民族共生公園に分属することになった。先にも触れように、常勤、非常勤を含めて12人の職員が準備室に配属された。アイヌ民族博物館は2018年3月末に閉館の儀礼を行って、1984年から続いた34年

の歴史(その前身の白老民俗資料館時代から数えると 50年以上の歴史)に幕を下ろした。その展示資料や 収蔵資料は、準備室が旧社台小学校の校舎の一画に設 置した仮収蔵庫で、文化庁が新たに購入した資料とと もに管理することになった(それらの資料は新しい国 立博物館の展示に活用されている)。旧社台小学校の 校舎は、一部は文化庁が借用して仮収蔵庫や準備室の 職員の執務室として使われた他、国土交通省も一部を 借用して、国立民族共生公園の事務所や舞踊チームや 工芸チームのトレーニング場として利用された。

2018年春に工事が始まった博物館の建物は2019 年9月末に完成して文化庁に引き渡され、11月には 準備室が札幌から白老に移転した。基本展示は 2020 年2月末に完成、それと平行して制作していた特別 展示 (開館記念特別展『サスイシリ 私たちが受け継 ぐ文化~アイヌ文化を未来へつなぐ』) も3月末まで には完成して、4月24日の開業を待つばかりとなっ た。文化庁は2020年3月末をもって準備室を解消し、 4月1日に同財団に運営を委託した国立アイヌ民族博 物館を正式に立ち上げた(筆者を含む国立文化財機構 所属の職員もこの時点でアイヌ民族文化財団の職員に 移行)。また、実際に開業した後の博物館の機能を強 化するために、有期雇用の研究職員や教育職員、事務 職員も採用した。しかし、開館は新型コロナウイルス 感染症の拡大により 4月24日から大幅に遅れ、7月 12 日となった。

4. 国立博物館設立の背景となる認識の転換

4.1. 振興対象となるアイヌ文化について

アイヌ文化を主要なテーマにする国立博物館の設立の背景には、2009年の有識者懇談会の報告書以来示されてきた国あるいは政府のアイヌ文化に対する認識がある。それは『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』(2011年)や『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』(2012年)、その改訂版(2016年)などにも見られる。

政府が念頭におく振興対象とするアイヌ文化の範囲、 そして政府のアイヌ文化に対する認識は有識者懇談会 の報告書以降、顕著な変化が見られた。それはまず、 1997年施行の「アイヌ文化振興法」と 2019 年施行 の「アイヌ施策推進法」との間のわずかな違いとして 見て取ることができる。

「アイヌ文化振興法」では振興すべきアイヌ文化を、「アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産」(同法第二条)と主に固有言語と芸術、芸能に限定した定義をしていた。それに対して「アイヌ施策推進法」では、「「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう」(同法第二条第一項)として、「生活様式」をその中に加えた。条文としてはほんの小さな変化に過ぎない。しかし、実はその奥に、ここからは見えない文化に関する定義と認識の大きな変化が起きていた。

法律の条文に表された文化の定義の基礎には、それぞれその前に提言された有識者懇談会の報告がある。アイヌ文化振興法の場合にはその前年に出されたウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の『報告書』(1996年)があり、アイヌ施策振興法の場合には施行の10年前に出されたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の『報告書』(2009年)がある。両者のアイヌ文化の定義とアイヌ文化に対する認識を比較するとその差は意外と大きい。

まず、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書では、アイヌ文化の特色を「自然とのかかわりが深い文化」であると規定して、特に近世のアイヌ文化の特色として、「狩猟・採集・漁撈という伝統的生業、川筋等を生活領域とする地縁集団の形成、イオマンテに象徴される儀礼等の特徴、アイヌ紋様に示される独

自の芸術性、ユーカラをはじめとする口承伝承の数々、 アイヌ語の存在」(ウタリ対策のあり方に関する有識 者懇談会 1996: 3) といった 6 項目を挙げている。「近 世のアイヌ文化」とは恐らく江戸時代のアイヌ文化を さし、明記はしていないが、それが近代以降の同化政 策の影響を受ける前の「伝統的」なアイヌ文化を想定 していると考えられる。そして、振興の対象となるも のとして、第1にアイヌ語、第2に民族のアイデンティ ティにかかわる文化をあげている。第2の範疇で指摘 されているのは、民芸品制作に必要な伝統技能と古式 舞踊や音楽、口承文芸である(ウタリ対策のあり方に 関する有識者懇談会 1996: 9-10)。また、そのような 特色を持つアイヌ文化を総合的に伝承するために「伝 統的生活空間の再生」(いわゆる「イオル再生事業」) のための公園整備を行うべきだと主張している (ウタ リ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 10-11)。

このウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の 報告書から 13 年経た 2009 年に発表されたアイヌ政 策のあり方に関する有識者懇談会の報告書では、振興 すべきアイヌ文化の定義を広げようとした。すなわ ち、アイヌ文化振興法に基づく施策では、「言語、音楽、 舞踊、工芸等を主な対象としており、例えば、アイヌ の人々の伝統的民族衣装であるアットゥシの製作に 必要なオヒョウニレの樹皮等の自然素材の採取が十 分にできないなどの事例が生じ」るなど、「文化の継 承や発展にとって十分機能していない側面があるの ではないか」(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇 談会 2009: 20-21) との批判が見られた。そのために、 2009年の有識者懇談会の報告書では、「近代化政策の 結果として打撃を被った先住民族としてのアイヌの 人々の文化の復興の対象は、言語、音楽、舞踊、工芸 等に加えて、土地利用の形態等をも含む民族固有の生 活様式の総体と考えるべきである」(アイヌ政策のあ り方に関する有識者懇談会 2009: 33) として、それ ら全体を「広義の文化」と呼んだ。この広義の文化を 振興の対象とすれば、アットゥシ製作のためのオヒョ ウ樹皮の採取といった活動も含まれていくことになる。 「アイヌ施策推進法」では「生活様式」の一言を加え るという形でしか表現されていないが、実は「言語、 音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態等をも 含む民族固有の生活様式の総体」を文化と捉えるとい う有識者懇談会の新しい定義がその背景にある。

「広義の文化」という考え方は「広義のアイヌ文化復 興」という形で『「民族共生の象徴となる空間」作業

部会報告書』(2011年)や『博物館基本構想』(2013年) でも使用される。特に前者では「広義のアイヌ文化復 興 | の拠点となることが民族共生象徴空間の役割の1 つとしてあげられており、その内容は、「土地資源の 利活用、産業振興等を含む広義のアイヌ文化復興の観 点から、特に、広大な自然空間等のフィールドを必要 とする文化実践・伝承活動等を支える機能、伝統的工 芸技術やアイヌ語の伝承者等の人材育成に関する機能、 伝統を基礎とした新しい文化を創造していくための機 能等を担う」(「民族共生の象徴となる空間」作業部 会 2011: 4) となっている。この考え方が「アイヌ施 策振興法」で規定される地域振興や産業振興にもつな がる。しかし、「広大な自然空間等のフィールドを必 要とする文化実践・伝承活動等を支える機能」という のは、民族共生象徴空間(ウポポイ)の敷地だけでは 果たすには不十分かもしれない。伝統的な衣類の素材 であるオヒョウやシナノキの繊維を採取するための森 の育成や確保などは、資源の持続的利用を考慮すれば、 現在の10haの敷地の中だけでは無理である。2016 年の『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』(改訂版) にあるように、空間の周囲に設定を予定していた「関 連区域」7)の有効な活用が不可欠である(アイヌ総合 政策推進会議 2016: 17-19)。

振興対象とする文化の内容について比較すると、 1996年の報告書ではアイヌ語と伝統技能と古式舞踊 や音楽、口承文芸があげられていて、どちらかといえ ば「伝統的」なものに偏っていて本質主義的である。 それに対して2009年の報告書以降では、「土地資源 の利活用、産業振興等を含む広義のアイヌ文化復興」 や「伝統を基礎とした新しい文化を創造していく」(「民 族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 4) といっ た表現に見られるように、より現実的、現代的で、生 活に密着するような内容も視野に入れている。博物館 の基本展示で、いわゆる「伝統的」な文化を体現する 古い資料や工芸作品とならんで、現代の活動や暮らし を表す新しく製作した資料や現代の工芸作品、あるい は現代の仕事や職業を紹介するコーナー(「私たちの くらし」や「私たちのしごと」、あるいは「プラザ展示」 の中の工芸展示)を設けたのも、「振興」の対象とす るアイヌ文化を広く捉えるこのような考え方の変化を 反映している。

有識者懇談会の報告書や法律(アイヌ文化振興法や アイヌ施策推進法)では、アイヌ文化の定義を非常に 堅苦しく表現しているが、この博物館で展示している アイヌ文化はもっと平易に、「アイヌが現代にいたる までの各時代を通じてアイヌらしく生きるために必要 なものであり、またそのように生きた結果である」と いいかえることができるかもしれない。

4.2. アイヌ文化に対する認識について

3.2. でも指摘したように、「民族共生の象徴となる 空間」作業部会はその『報告書』において、同空間が「我 が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果とし て存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠 点 | (「民族共生の象徴となる空間 | 作業部会 2011: 1) として重要な意義を有すると述べ、アイヌ文化につい て「我が国の貴重な文化」という認識を示した。さら に「今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文 化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識 に基づき」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2) 推進していくことが求められると、復興に 対する国の責任を明記した。後者のいい方は2009年 の有識者懇談会の報告書で既に3回用いられていた が(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 24, 27, 28)、「我が国の貴重な文化」という認識はこ の作業部会の報告書が初出である。筆者がこの表現に 注目するのは、これが国のアイヌ文化に対する「認識 の転換」を意味するからである。その意味について若 干考えてみよう。

日本という国家は平安時代後半(11世紀ぐらい) 以来、現在の津軽、下北両半島から北海道、樺太、千 島を含むいわゆる「蝦夷地」(この場合「蝦夷」はエ ゾと読む)を一貫して「穢れの地」すなわち「鬼」の ようなものたちが棲む文明、文化の届かない地域と認 識してきた。例えば蝦夷地の住民を「渡党」、「日ノ本」、 「唐子」と分類したことで有名な『諏訪大明神絵詞』(国 文学研究資料館のシステムで公開されている西尾市立 図書館所蔵の岩瀬文庫の「権祝本」を参照した)では、 日ノ本と唐子について「形體夜叉ノ如ク変化無窮ナリ 人倫禽獣魚肉ヲ食トシテ五穀農耕ヲ知ス九譯ヲ重ヌト モ語話通シ難シ」といった表現を用いて、彼らが朝廷 や鎌倉幕府、室町幕府の統治下にある人々が抱く常識 的な人間像といかに異なり、いかにその文化が通用し ない人たちであるのかを強調している。ここで用いら れていることばはいずれも中国の古典で使用される 「外夷」に対する常套的な表現である。

そのような認識を反映して、平安末期から鎌倉、室 町時代にかけて、蝦夷地は戦いに敗れた武士の流刑先、 あるいは罪人の流刑地として使われた。それは「穢れた」者を日常世界から切り離すという意味も持っていた。

この認識は中世から近世にかけて知識人たちの間に 受け継がれ、当時の知識人たちの「蝦夷」あるいは 「蝦夷人」に対する認識の基盤となった。江戸時代に 松前家が中心となって編纂した歴史記録(『新羅之記 録』、『福山秘府』など)や、知識人たちの著書(新井 白石『蝦夷誌』、坂倉源次郎『北海随筆』、林子平『三 国通覧図説』など)、幕府の調査官たちの報告(秦檍 丸(村上島之丞)『蝦夷島奇観』、間宮林蔵・村上貞助 『蝦夷生計図説』など)、さらには18世紀中期以降盛 んに製作され、後世「アイヌ絵」と呼ばれるようにな る蝦夷の姿を描いた絵画類などはすべてこのような認 識を反映している。特に絵画にはそれが端的に表れて いて、髪型は断髪、男性は全身毛に覆われ、特に髭が 濃く、足下は裸足、爪が伸び、常に腰をかがめた姿勢 で、着物を左衽に着るような姿で描かれる。それは現 実の姿というよりもいわば蝦夷を表す様式であり、記 号の集積体である。しかも、そこに含意されるのは非 文化性であり、文化を持つ者(武士または商家の支配 人) に対する従属性である。

そのような認識は明治時代以降も引き継がれた。当 時新たに西欧から導入された人類学、民族学、考古 学などの研究分野が江戸時代の「蝦夷」の子孫であ るアイヌの社会や文化に「未開」、「遅れた」などの 修飾語を冠し、それに「科学」、「学術」という名の 権威を与えた。日本が導入した19世紀後半当時の人 類学の主要な潮流は進化主義であり、世界中の民族や 文化を、ヨーロッパ文明を頂点とするピラミッド状の 階層の中に位置づけるというものだった。アイヌは未 開の狩猟採集社会に位置づけられ、日本列島に最初に 住み着いた人類かどうかという議論がなされた。しか も、2.2. で指摘したように、その文化と言語は近代国 家の中で滅びゆくもの、または近代化政策によって積 極的に克服していくべきものとする理解を促し、明治 政府が実施した開拓政策や同化政策に正当性を与えた。 それはアイヌ自身に強い影響を与え、文化や言語の 継承に消極的になったり、あるいは積極的に破棄し ようとしたりすることにすらつながった。したがっ て、アイヌ文化を「存続の危機」にあるような状況に 追い込んだ大本はこのような認識や理解であるといっ ても過言ではない。

それに対して、「民族共生の象徴となる空間」作業

部会の報告書は、アイヌ民族の文化を「我が国の貴重な文化」であり、国家が世代を超えて守り、振興していくべき文化であるとの認識を示し、それが「近代化政策の結果として存立の危機」に陥ったのだから、その「復興に配慮すべき強い責任が国にある」と明言したのである。これは「穢れの地」、あるいは「未開の文化」、「滅びゆくもの」、「克服すべきもの」という認識からの180度の転換である。そして、その危機を近代化政策の結果と捉え、国の責任を明記している点でこの報告書は画期的ではあった。

2010年代に入ってこのような大きな認識転換が政 府の文書にも示されるようになった背景には、1970 年代から顕著になるアイヌ民族自身の権利回復運動と それを包含した世界的な先住民族の権利回復の動き がある。その1つの成果が、清水昭俊が詳しく分析 した 1993 年の「先住民作業部会」(Working Group on Indigenous Populations) による「先住民族の権 利に関する国際連合宣言の作業部会案」(「1993年草 案 |) であり、それをさらに14年の歳月をかけて討 議して決議としてまとめたものが、2007年の「先住 民族の権利に関する国際連合宣言」である。そして 同じ1993年は国際先住民年に指定され、1995年か ら2004年の「世界の先住民の国際10年」、そして 2005年から2014年までの「第二次世界の先住民の 国際 10年 | と、1990年代から 2000年代にかけて国 連を舞台にした先住民族の権利回復運動が活発になる。 そこにはいずれもアイヌ民族の代表者が参画していた。 このような世界的な先住民族運動興隆の背景にはその 歴史と現状について膨大な資料と情報を積み上げてき た文化人類学者たちの研究がある。

文化人類学では進化主義的な潮流は 20 世紀になる頃には下火になり、文化相対主義のような、民族やその文化には独自の価値観や価値体系があり、そこに上下関係や先進/後進という関係はないとする考え方が普及していく (2.2.参照)。1950 年代以降になると、アジア、アフリカ諸国の独立に伴い、それまで研究対象とされてきた旧植民地出身の研究者、知識人たちが、欧米の文化人類学に対して「植民地主義」や「帝国主義」の荷担者として批判を浴びせるようになり、この学術分野の自己反省が始まる(詳しくは、佐々木 (2008)参照)。さらに1980 年代には歴史学や哲学などの分野から、フィールドワークを行って民族誌を書くという行為が「書くもの」と「書かれるもの」の間に支配/被支配関係を生じさせており、それ自体が「植民地

主義」的ではないのか、また、そのようにして生成された民族や地域の文化に対するイメージが世界中に拡散されるとともに、「書かれるもの」自身に影響を及ぼしているのではないか、という批判を受けるようになる。これは「ポストモダニズム批判」、「オリエンタリズム批判」などと呼ばれ、1980年代から90年代にかけて文化人類学の基盤を揺るがす事態となった®。

この批判以降、文化人類学では従来調査研究対象としてきた社会や文化を担う人々に調査や研究の主体として(調査研究する側)として参加してもらい、そのような人々にこの分野の目的、方法を学んで、習得してもらうとともに、自分たちの社会や文化を自分たち自身で見直してもらうことに腐心するようになる。つまり、調査する側、される側という二項対立を解消し、ともに解明したい目的に向かって各自が身につけた方法論で研究するという態度である。それは2.2でも述べた博物館における先住民族文化の表象方法(「フォーラムとしての博物館」)と発想が類似する(佐々木2011)。

しかし 20 世紀の 100 年の間、日本国内における アイヌ民族やアイヌ文化に対する認識はなかなか改ま らなかった。1920年代にはアイヌ研究はすでに「落 ち穂拾い」状態といわれ、1990年代になっても、す ぐにでも記録しておかないと消えていってしまう文化 であるという認識が続いた。さすがに「未開」という 修飾語は使われなくなったが、「滅びゆくもの」とい う認識からは一歩も出ていなかった。20世紀の日本 の学術研究ではアイヌ民族、アイヌ文化はあくまでも 研究対象であり、客体であり、研究者の視線は常に上 から注がれていた。また多くの研究者が近代化政策の 影響を受ける以前のいわゆる「伝統的な文化」のみを 「正統な文化」、「真正な文化」として、研究対象を狭 く限定していた。実はアイヌ民族の間では伝統から時 代に適合したものを生み出し、文化を新しく生成して いく活動は一貫して続けられていた。先に触れた文学 活動や博物館活動もその中に含めることができる。し かし、研究者はそのような活動や、そこから生まれた 新しい文化に見向きもせず、自分たちが創り上げた文 化像に固執した。それは世間一般のみならず、アイヌ 民族自身にも影響し、その後の調査研究によって再生 産されるようになる。まさに上記のポストモダニズム 批判やオリエンタリズム批判の対象となるような状況 だった。

1970年代から先鋭化したアイヌの民族復権運動、そして国際的な先住民族運動への参加という状況の中で、筆者も含む日本の文化人類学者はアイヌの社会、文化に関する研究から距離を置くようになる。それはこのような認識が維持されていたことと関係がある。すなわち、このような認識では現実に進行している出来事に対応できないだけでなく、自分たちを研究対象としてしか見ない研究者に対するアイヌ民族側からの反発が強くなるだけだからである。ポストモダニズム批判を受け、そのような認識から脱却した後の文化人類学が再びアイヌ民族の問題に向き合うようになるのは1990年代の後半以降である。

1997年のアイヌ文化振興法も90年代の世界的な潮流と無関係ではなく、1993年の「国際先住民年」などの国連の動きからの影響を受けていることは明らかである。この法律の制定の元になった1996年のウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書は当時の日本民族学会(現在の日本文化人類学会の前身)から一定の評価を受けた(日本文化人類学会ホームページに見られる当時の山下会長の談話より)。しかし、そのアイヌ文化に対する認識は、2020年代の視点で見直すと、まだ当時の世界的な潮流に追いついていなかったように見える。

この報告書に対する北海道ウタリ協会(現在の公益 社団法人北海道アイヌ協会の前の呼称)の評価は、竹 内渉が「「当協会が求めてきた要望に応えるものでは なかったが、新しい立法措置の必要性を求めているこ とは高く評価できる」ので、この報告書の受け入れを 決定した」(竹内 2020: 133)と記すように、評価で きる点とできない点に分かれるというものだった。こ とに文化復興は権利回復の一部であったはずなのに、 そこだけに焦点を当てた法律(「アイヌ文化振興法」) を生み出す結果になったところに大きな不満があった。 しかしその文化復興の面でも、文化の捉え方には研

しかしその文化復興の面でも、文化の捉え方には研 究者側から見ても問題があった。

すなわち、この報告書ではアイヌ文化とは「歴史的 遺産として貴重であるにとどまらず、これを現代に生 かし、発展させることは、我が国の文化の多様さ、豊 かさの証となるもの」であり、「自然とのかかわりの 中で育まれた豊かな知恵は、広く世界の人々が共有す べき財産である」(ウタリ対策のあり方に関する有識 者懇談会 1996: 3) と認識されていた。また、「今日 存立の危機にあるアイヌ語やアイヌ伝統文化」(ウタ リ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 7) とい う表現に見られるように、言語や文化が危機にあることは認めており、そのような状況になった原因については、江戸時代の場所請負制と近代以降の同化政策に求めている(ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 3-4)。

しかし、「歴史的遺産として貴重である」という認 識はアイヌ文化を本質主義的に捉えすぎている。つま り、20世紀までの研究者たちが想定していた「伝統 文化 | のみが念頭に置かれている。しかも「歴史的遺 産」ではアイヌ文化は過去の存在であり、既に滅んで しまっていて遺産として残っているにすぎないという ことにもなりかねない。さらにいえば、この認識では、 近代化政策によって歴史の底に沈められた文化遺産を 引き揚げて展示物にしようというまさに「サルベージ 人類学 | の仕事を国が「文化復興 | の名の下に行お うとしているように見えてしまう。これでは1990年 代当時でもアイヌ民族を含む先住民、先住民族たちが 求めていたこととは相容れないだろう。例えば、この 報告書とほぼ同時代の1993年に出されていた国連宣 言の「1993年草案」では、その第Ⅱ部第7条に「先 住民は民族絶滅と文化絶滅を被らされない集合的およ び個人的権利を持つ」(清水 2008: 326) と記されて いる。アイヌ文化を「歴史的遺産」とするのでは、 アイヌ民族に「文化絶滅」を一度受け入れさせるこ とになってしまう。もちろん報告書やアイヌ文化振 興法の意図は、アイヌ文化を失われたものとしてサル ベージすることではなく、現在でも連綿と続く文化を 活性化させようというところにある。しかし、この表 現ではそのような誤解を招く。

「自然とのかかわりの中で育まれた豊かな知恵は、広く世界の人々が共有すべき財産である」というのも、自らの知識を広く共有すべきかどうかを決めるのは先住民族自身であるという文化に関する自決権の原則に立てば、それを考慮していないという批判を受けかねない。そして、アイヌ文化が存立の危機に立たされるようになった原因に関しても、江戸時代の場所請負制や近代の同化政策に帰しているだけで、だれがそのような政策を推し進めたのかについて書いておらず、その責任の所在を明示していない。

これらの諸点から、この報告書の認識は 1990 年代 当時の世界的な先住民族文化に対する認識に追いつい ていなかったということができるだろう。

それに対して、2011年の「民族共生の象徴となる 空間」作業部会の報告では、アイヌ文化を過去のも の、あるいは遺産とは決めつけていない。「我が国の 貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存 立の危機」にあるというというのは、今活動し続け ているアイヌ文化が日本という国にとって貴重な文 化なのであり、しかしそれにもかかわらず国の近代 化政策によって存立の危機に立たされてしまってい るという認識なのである。また、「存立の危機」にあ るような状況についても、明治以降の日本政府の一貫 した方針だった「近代化政策」にその原因を求めてお り、それだけに政府の責任をより明確に示して、「今 後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復 興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づ き」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2) 推進していくことが求められると述べる。

この違いには、有識者懇談会や作業部会の委員構成も関係しているだろう。例えば1996年の報告書を出したウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の7人の委員の構成は作家、大学教授、博物館長、道知事などであり、ここにはアイヌの代表者が見られない(ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会1996:別紙2)。それに対して2009年の報告書を出したアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会には、8人の中の1人とはいえ、北海道アイヌ協会を代表する者が加わっている(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会2009:別紙2)。そして、2011年の報告書を出した「民族共生の象徴となる空間」作業部会の構成員では6人中3人が北海道アイヌ協会から選ばれたものだった(「民族共生の象徴となる空間」作業部会2011:13)。

委員構成に対する配慮も実はアイヌ文化に対する「認識の転換」の一環である。そのようなことも含め、この転換は上記のような先住民族の権利に関する国際的な潮流と、それと相互に影響を授受してきた文化人類学をはじめとする関係学術分野の先住民族に対する認識や研究の方向性の変化が、ようやく政策決定にかかわるところにも影響を及ぼすようになったことの結果と考えられる。

先にも指摘したように、国がアイヌ文化の継承、発展、創造のために新たな国立博物館を建設することになった直接の理由は、この「認識の転換」にあった。

しかし、当の文化を担ってきた人々、伝承してきた 人々にはそれがどのように映っていたのだろうか。認 識の転換などと関係なく、国家や政府が文化に対する 認識を表明し、それで政策を決定するということは、 文化に関する先住民族の自決権を侵害し、先住民族を 自分たちの文化から疎外していくことに他ならないという意見もあるかもしれない。しかし他方で、国がそのような認識の下に政策を推し進めることによって文化振興が進み、先住民族が自分たちの文化に誇りを持つようになって、逆に文化的自決権を回復していけるのではないかという意見も考えられる。いずれにしても、新しい国立博物館の方向性としては、過去の政策のためにその存立の危機を招いてしまった文化の振興と新たなる創造に向けて、国が責任を持って施設、資金、人材面で支援し、それを受けて先住民族が主体的に運営する博物館をめざすのがよいのではないかと筆者は考えている。

5 国立アイヌ民族博物館の理念、目的、組織、 運営

5.1. 博物館の理念と目的

このような経緯の元に設立が準備された国立アイヌ 民族博物館のあるべき姿とは何か、めざす姿はどのよ うなものなのだろうか。『博物館基本構想』、『博物館 基本計画』、『展示基本計画』などに記された理念と目 的からそれを検討していこう。

『博物館基本構想』では、まず博物館の理念として、

この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重 し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい 認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化 の創造及び発展に寄与する(博物館調査検討委員会 2013: 3)

と述べ、さらに設置の目的として以下の4点を挙げる(博物館調査検討委員会2013:3-4)。

- 1 国内外の人々にアイヌの歴史、文化、精神世界等に関する正しい知識を提供し、それらに対する理解を促進させること(「教育・普及」)
- 2 アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ 次世代の博物館の専門家(キュレーター等)を 育成すること(「人材育成」)
- 3 アイヌの歴史と文化に関する調査と研究を行う こと(「調査・研究」)
- 4 アイヌの歴史、文化等を展示する博物館等をつなぐ情報ネットワーク拠点となること(「博物館ネットワーク拠点」)

これらの理念と目的は、『「民族共生の象徴となる空 間 | 基本構想』(2012年版)で述べられていた博物館 の方向性、すなわち、「アイヌの歴史、文化等に初め て触れる人々を含め、国内外の多様な人々に、先住民 族としてのアイヌの歴史や文化を学び理解する機会を 提供するため、アイヌの歴史、文化等を総合的、一体 的に紹介する」、「象徴空間の展示・調査研究機能を活 用して、アイヌ文化に関する十分な知見を有するキュ レーターを育成する」、「アイヌの社会や文化の形成・ 発展過程、内容等を明らかにするため、博物館の収蔵 品や象徴空間内外の自然空間を研究フィールドとした 実践的な調査研究を行う」、「北海道内をはじめ各地域 の博物館等のネットワークの拠点としての機能を果た す | (アイヌ政策関係省庁連絡会議 2012: 4、順序は 上記の4つの目的に合わせた)という記述を踏まえ ている(博物館調査検討委員会 2013:3)

まず「理念」では、第一に「先住民族としてのアイヌの尊厳を尊重」するとある。これには民族の尊厳と個人の尊厳の両者が含まれると考えられる。この「尊厳の尊重」とは民族共生象徴空間の「民族共生」の部分を実現するためにもっとも大切な部分である。それは、2020年7月に民族共生象徴空間が開業するに当たって考案されたアイヌ語の名称がその真意をよく表している。

民族共生象徴空間を表すためによく使われる「ウポ ポイ」(「大勢で歌うこと」という意味) はその愛称で あって、正式のアイヌ語名ではない。2017年に文化 庁が当時のアイヌ文化振興・研究推進機構に委託して 設置したアイヌ語表示・展示解説検討委員会が、その 下に設けたアイヌ語表現・新語検討ワーキング会議 の提案に基づいて決定した正式のアイヌ語名は「ウ アイヌコロ コタン」というものである。「ウアイヌコ ロ」とは辞書類によれば「ウ」=互いに、「アイヌコロ」 =を尊敬する、という要素で構成されていることばで、 「互いを尊敬する」(田村 1996: 802) という意味にな る。「コタン」は集落、村という訳語が当てられるこ とが多いが、大きさによらず人が集まって暮らすとこ ろをさす。すなわち、ウアイヌコロ コタンとは、直 訳すれば「互いを尊敬し合って、集まるところ」とい う意味である。このアイヌ語は「民族共生」の理想を よく体現している。そして北海道での文脈でウアイヌ コロといえば、まずアイヌとその他の人々が尊敬し合 うということを意味する。

このアイヌ語名を提案したアイヌ語表現・新語検討ワーキング会議と、それを採択したアイヌ語表示・展示解説検討委員会は、アイヌ語の学習者、教育者、アイヌ語新聞の執筆者、アイヌ語ラジオ放送の主宰者、そしてアイヌ語を専門とする言語学者など、常にアイヌ語に接し、アイヌ語を使う人たちによって構成されている。したがって、このワーキング会議と検討委員会の委員たちは、文法から意味まで十分確認していた上で、このことばに決めたのである。博物館の理念にある「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し」というのは、この「ウアイヌコロ」の理想を追求するといいかえることもできるだろう。

第二に、国内外にアイヌの歴史と文化に対する正 しい認識と理解を促進する。これは逆にみれば、『博 物館基本構想』が発表された2010年代になっても、 アイヌの歴史と文化が海外はおろか日本国内でも必ず しも正確に認識、理解されていなかったことを意味し ている。例えば、2021年3月に内閣府政府広報で公 表された『「アイヌ政策に関する世論調査」の概要』 では、『博物館基本構想』が発表された2013年の段 階で、アイヌという民族がいるということは95.3% の人が「知っている」と答えている一方で(内閣府 政府広報室 2021: 2)、「アイヌの人々が先住民族であ るということ」を知っていたのは68.3%、「アイヌが 独自の伝統的文化を形成していること | を知ってい たのは65.7%、「アイヌの人々が北海道や首都圏な ど全国各地でくらしていること」を知っていたのは 48.0%、「中世・近世において和人と抗争した、近代 の北海道開拓の過程で困窮化したなどの歴史があるこ と」を知っていたのは38.1%だった(内閣府政府広 報室 202:6)。すなわち、当時の内閣府のアンケート に答えた 1745 人のうち、95%以上の人がアイヌとい う人々の存在は知っていたが、その中でもアイヌが先 住民族であるということや独自の文化を持つというこ とを知っていたのは3分の2程度であり、さらにそ の歴史をよく知る人は3分の1程度に留まっていた。 このような状況を考えると、博物館がアイヌの歴史と 文化に関する「正しい」認識と理解を促進するのは急 務だった。このようなアイヌ民族、アイヌ文化に対す る認識が民族共生象徴空間や博物館の建設、開業でど のように変化するのかについてはまた後ほど触れる。

そして第三の新しいアイヌ文化の創造及び発展に寄 与していくというのは、「文化」というものは、新し い世代が前の世代が伝えてきた伝統を正確に受け継ぐ

と同時に、時代に適合した新しい工夫を重ねていくこ とによって発展、深化していくものであるという認識 が前提となっている。現在目に見える形で表象されて いるアイヌ文化(主に刺繍や彫刻などの造形芸術と音 楽、舞踊などのパフォーマンス芸術、それに儀礼や口 承文芸等に現れる世界観など)のあり方に関する議論 はつきないが、視点を時間軸に沿わせて動かすと、現 在の姿が必ずしも過去の状況を忠実に再現したもので はなく、また、過去に幾度も姿を変えていることがわ かる。したがって、未来に向かっても「新しい何か」 が付け加えられることで「伝統」が着実に受け継がれ ることがここから予想される。博物館はそのような動 きにも貢献することが期待されている。ただし、それ を具体的にどのように実現するのかは博物館の中だけ でなく、民族共生象徴空間内外での議論が必要となる だろう。

次に「目的」では、最初に理念に合わせて「アイヌの歴史、文化、精神世界等に関する正しい知識を提供し、それらに対する理解を促進」することを第1の目的としている。この目的は展示と教育・普及の事業をしっかりと行うことで果たされる。いいかえれば、展示と教育・普及は博物館の「顔」ともいうべき事業と位置づけられたことになる。

第2にあげているのが人材育成である。ここでは 博物館の「キュレーター」(日本ではあまりなじみの ない職名だが、研究員と学芸員の機能を合わせ持つ ような職で、欧米の博物館ではキュレーターは非常 に高い地位を持っている)を育成するとあるが、そ れは「アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ」 ということで、優秀なアイヌの文化伝承者でかつ博 物館の研究員、学芸員になることができるような人 材を育成することを目標としている。アイヌ文化を 伝承するためのトレーニングや資格(北海道アイヌ協 会が認定する優秀工芸師の資格など)と博物館の研究 員、学芸員となるためのトレーニングや資格(学校教 育法で定められた修士・博士の学位や博物館法で定め られた学芸員資格など)との間にまだまだ大きな溝が 横たわっていることは事実で、そのために両者を兼ね 備えたキュレーターの育成は非常に難しい状況にはあ る。

しかし、民族共生象徴空間には国立民族共生公園での芸能や木彫、刺繍、自然や暮らし、世界観の紹介といったパフォーマンス活動があり、そこでは文化伝承者が活躍し、そのための人材育成も行っている。博物

館の研究学芸職員が公園側で研修を受けて、アイヌ文 化を学ぶことができるとともに、公園側で活躍する人 が博物館の研修を受けて研究者や学芸員になるための 資質を養うことは可能である。幸い、博物館の運営母 体も公園の運営母体も同じアイヌ民族文化財団であり、 博物館と公園の間での職員の交流はむしろ望まれると ころである。将来、公園側で活動する文化伝承のすぐ れた人材を博物館の研究学芸職に充てることや、博物 館の職員が公園でパフォーマンスや伝承者の育成に従 事することも視野に入れた人材育成活動を実施するこ とが求められている。資格については優秀工芸師にせ よ、学芸員資格や学位にせよ、それぞれ独自の制度で の厳しい修養が必要なのでハードルが高いのは事実で ある。しかし、将来的には「アイヌの歴史・文化に関 する十分な知識 | を持ち、研究者として独り立ちして いると同時に、すぐれた「アイヌ文化の伝承者」でも あるキュレーターが博物館と公園で活躍するように なっていくのが理想的である。

第3に調査と研究を行うことがあげられている。調 査・研究は本来博物館がその使命を全うする上で基礎 となる業務である。展示、教育・普及、資料の収集・ 保存・管理、人材育成といった他のあらゆる業務は調 査・研究の成果の上に載っているものであり、これが 進展しなければ他の業務はコンテンツの更新ができず に止まってしまう。

博物館での調査・研究には、『博物館基本構想』と 『博物館基本計画』にもあるとおり、「アイヌの歴史・ 文化基礎研究」と「博物館機能強化のための研究」の 2種類がある。『博物館基本構想』では、前者は「博 物館資料に関する調査研究をはじめ、アイヌの歴史と 文化に関する学術的な研究で、それは展示やワーク ショップをはじめとする教育・普及、人材育成等の機 能を基礎から支えることになる」ものとされ、後者 は「保存科学やアイヌ民族資料修復技術の開発、資料 をデータ化するための方法の開発及び博物館での教育 方法の開発などの実践的、応用的な研究で、これは博 物館そのものを支える重要な研究活動」になるものと されている (博物館調査検討委員会 2013:4)。両者 は車の両輪のようなものだが、前者は博物館の顔とも いうべき研究で、アイヌの歴史と文化そのものを研究 対象として真正面から取り組み、その成果を展示や教 育・普及、そして学術活動(論文、共同研究、シンポ ジウムなど)を通して社会に公開する。後者は博物館 を裏から支えるような研究だが、これも博物館という

巨大な装置を維持し、そこに収蔵された大量の資料や 情報を整理して、それらをいつでもだれにでも使える ような状態に保っておくという必要不可欠な研究であ る。もちろん学術活動や教育・普及、さらには展示を 通じた社会への成果公開も期待される。

展示による成果公開についていえば、基本展示や特 別展示は基本的に「アイヌの歴史・文化基礎研究」の 成果公開の場である。そこでは常に最新の研究の結果 が展示物と展示方法を通じて公開されている。「博物 館機能強化のための研究」については 2020 年 12 月 1日から2021年5月23日までの長期間に及んだ第 1回テーマ展示『収蔵資料展 イコロ — 資料にみる 素材と技 ――」にその成果の一端を見ることができる。 そこでは、X線断層撮影装置やデジタルマイクロス コープを使った資料内部の写真や表面の細部にわたる 写真、あるいはX線回折装置や赤外線分析装置を使っ た資料の成分分析の結果が披露されていた。

目的の第4として、「情報ネットワークの拠点とな ること」があげられている。ネットワークで結ぶ相手 としては「国内外にあるアイヌの歴史や文化に関する 資料・情報を収集、展示する博物館・美術館、資料館、 大学や研究所など」が想定されていて、そのネットワー クを通じて実施される事業には、「ウェブ上での情報 交換のみならず、複数の博物館・美術館や資料館など と連携した巡回展示や巡回ワークショップ、あるいは 大学その他の研究機関の研究室や研究者と連携した調 査研究」が考えられていた(博物館調査検討委員会 2013:4)。ことに、この博物館では『博物館展示計画』 でも示されていたように(文化庁 2016: 2) 10)、常時 展示更新を行うという方針を持っているために、収蔵 資料だけでは足りず、他館から頻繁に展示資料を借用 しなければならない。博物館ネットワークの構築はそ のための情報交換と共有のために必要不可欠だった。 しかしその後、博物館や研究機関との情報共有や研究 協力に終始すべきではなく、広くアイヌ文化にかかわ る活動をする団体にもネットワークを広げるべきだと いう意見が聞かれるようになる。2020年度に館長へ の諮問機関として組織された運営会議でもそのような 意見があり、地域のアイヌ文化の保存・振興活動を行 う団体(芸能保存会や民芸組合など)にも声をかけて 文化伝承者たちとのつながりも重視することになった。 ネットワークについては、準備室時代から「ネット ワーク準備委員会」(アイヌ文化にかかわる展示、調

に結成)が組織され、4年にわたって検討が行われた。その結果、「アイヌ文化でつながる博物館等ネットワーク」(愛称「プンカラ」、プンカラはアイヌ語で蔦の意味)という名称で2020年度に参加募集を行い、2021年度から活動を開始している。また、まだ準備室の時代にも開館前の博物館広報としてパネルを主体としたPR展示『ヤヨペヨペ』を北海道内の博物館や公民館などで実施した。2020年度には本州の博物館でも実施している。

これら4つの目的は、博物館が実施すべき事業を通して実現される。その事業がすでに上で触れた「展示」、「教育・普及」、「調査・研究」、「収集・保存・管理」、「人材育成」、そして「ネットワーク構築」である。博物館の運営とは、理念と目的を実現するために、これら6つの事業を実施することになるわけである。

5.2. 博物館の組織運営

博物館の事業に体系的、計画的に取り組み、所期の成果を上げるためには、それ相応の組織と運営方針が必要である。それらについては、2013年の『博物館基本構想』の時から検討はされていた。例えばそこでは以下の諸点をあげている(博物館調査検討委員会2013:13)(a)、b)などの記号は筆者が整理のために付したもので、以下同じ)。

- a) 象徴空間内の博物館以外の機能と一体性を 持った管理運営方法を確保する観点が必要
- b) 国が施策の推進において主体的な役割を担う とともに、地方公共団体、民間団体等がそれ ぞれの役割に応じて積極的に連携・協力する
- c) 北海道内のアイヌ文化や資料の展示、調査・研究、教育・普及を行う博物館や研究施設とネットワークを形成し、様々な分野での連携、協力及び交流を図る
- d) アイヌ文化の伝承者が職員や協力者として博物館の活動に積極的に参画できるような体制 にする

しかし、これらはすべて抽象的な目標のようなものであって、その詳しい検討は『博物館基本計画』の検討に持ち越された。

2015年3月に博物館調査検討委員会が文化庁に提出した『「民族共生の象徴となる空間」における博物館基本計画報告書』ではもう少し具体化しており、以下のようにまとめられている。

まず、運営の基本方針については(博物館調査検討

委員会 2015:71)、

- a) 「象徴空間」全体と一体となった運営を行う
- b) 将来にわたり成長しつづける博物館をめざす
- c) 運営そのものを通して人材、ネットワーク等を 育む:

といった点をあげており、特に c) については、「運営そのものを通して、アイヌの歴史・文化等に関する十分な知識を持った博物館の専門家(キュレーター等)の育成、「象徴空間」で養成されたアイヌ文化の継承者の受け入れ、国内外に伝わるアイヌの歴史・文化等に関する資料や情報のネットワークの形成等を行う」(下線筆者)という補足説明を入れて、民族共生象徴空間内で育成されたアイヌ文化伝承者を博物館員として積極的に受け入れる方針を打ち出していた。これは5.1.で触れた博物館の設立目的である「人材育成」について、より具体的に述べたもので、その詳細についてはすでに5.1.で述べておいた。

次に、組織体制についてはその考え方として(博物館調査検討委員会 2015: 71-73)、

- a) アイヌの人々が主体的・積極的に参画できる 運営体制の構築を図る
- b) 先進的な活動を支える柔軟な組織体制の構築 を図る
- c) 博物館の理念の実現に向け、より適切な部門・ 人材配置を行う
- d) 柔軟な部門間交流により、博物館の専門家と してのスキルの共有と向上を促進する体制を 構築する
- e) 第三者的な評議機関を設置し、客観的な評価 に基づく改善を促進する体制を構築する

の5点を挙げている。

このうち、a) については上記の運営方針とも連動して、「博物館を支える専門家集団として、展示や調査・研究、教育・普及の業務をはじめ、管理運営面に至るまでの広範な業務にアイヌの人々が主体的に参画できる体制の構築を図る」(博物館調査検討委員会 2015:71、下線筆者)、あるいは「「象徴空間」における「文化伝承・人材育成機能」や「体験交流機能」との連携・協力が欠かせないことから、アイヌ文化の伝承者・実践者が職員や協力者として博物館の活動に積極的に参画できる体制の構築を図る」(博物館調査検討委員会2015:72、下線筆者)というように、研究学芸系の業務から管理事務に至るまで博物館の全業務で、アイヌ民族出身の人材や民族共生象徴空間で育成された文化

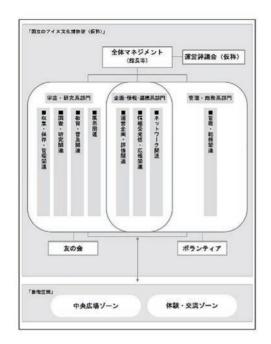


図4 博物調査検討委員会が提案していた博物館の組織図(博物館調査検討委員会 2015: 74)

伝承者の登用を推し進めることを提言している。

また、e) については、当初独立行政法人のような 組織も視野に入れていたために、評価を受けるための 体制も考慮に入れていた。しかし、国直轄の施設で、 財団法人が運営を委託されるという方式が決定された ことから、この評価体制は不要とされた。

このような組織に関する基本的な考え方を元にして 提案されたのが【図 4】にあるような組織だった。(博 物館調査検討委員会 2015: 74)

3.3. でも触れたように、博物館調査検討委員会が報 告書で提案した組織は「学芸・研究系部門」、「企画・ 情報・連携系部門」、「管理・総務系部門」の3部門 からなり、展示をはじめとする5つの業務が学芸・研 究部門に、ネットワーク構築や広報、評価といった業 務が企画・情報・連携系部門に、事務や施設管理業務 が管理・総務系部門に割り当てられるような体制だっ た。現在の1課4室体制とはかなり異なり、情報、ネッ トワーク、評価関係にかなり手厚い組織体制だった。 しかし実際には、学芸・研究系部門はほぼそのまま現 在の研究学芸部として残されたものの、企画・情報・ 連携系部門の業務は研究学芸部の4室と事業課に分 けられ、また、広報や管理・総務系の業務は民族共生 象徴空間運営本部、あるいは運営母体のアイヌ民族文 化財団本部の事務と分掌することになり、博物館の担 当部分は縮小された。

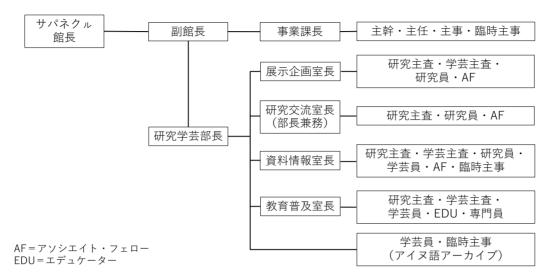
2020年3月末に準備室が解散し、博物館の組織が アイヌ民族文化財団の一部局として始動したとき、文 化庁所属の調査官たちはそのまま文化庁職員として留 まったが、国立文化財機構所属の職員は財団職員に身 分を変えて博物館業務に従事することになった。その 結果、研究職、事務職合わせて5人いた国立文化財 機構所属の職員は、展示企画室の責任者が展示企画室 長に、資料情報室の責任者が資料情報室長に、研究交 流室の責任者が研究学芸部長(研究交流室長、教育普 及室長も兼務)¹¹⁾ に、専門官が副館長に、そして主 幹が館長になる形で、それぞれ博物館の幹部職員を構 成することになった。専門官が副館長になったことで、 事業課長に新しく札幌から招いた財団職員を充てた。 (【図 5】)

この博物館では独自の試みとして研究学芸部所属の研究員、学芸員が定期的に展示場に出て展示の点検をしたり、時には来館者の質問に対応したりすることで、職員にも来館者にも展示の意図をより正しく理解してもらうことを計画していた(博物館の理念である「アイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進する」ため)。しかし、そのためには、20数名の研究員、学芸員だけでは対応しきれない。そのために、有期雇用の研究員(アソシエイトフェロー)と教育普及専門職員(エデュケーター)を採用することに決め、2020年4月に採用した。アソシエイトフェローとエデュケーターの定員は6人ずつである。

2021年9月現在、博物館には管理職、研究学芸職、 事務職、専門職、契約職員等合わせて51人の財団所 属の職員(無期雇用、有期雇用、臨時雇用含む)が 勤務している。その他に文化庁職員が3人(調査官2 人を含む)いて、総勢54人で博物館の事業を動かし ている。また、館内には運営に当たる職員以外に、来 館者対応、ミュージアムショップの運営、警備、清掃、 建物の維持・管理、展示の設計・製作などの業務を委 託された業者などがおり、そのような人たちも入れる と常時80人ほどの人間が博物館を支えている。

『博物館基本計画報告書』で提言されていたアイヌ文化を伝承する人材の登用については、個人情報にかかわること、あるいは個人のアイデンティティにかかわることであるために、具体的な人数などを明言することはできない。しかし、旧アイヌ民族博物館の職員、同博物館で実施されていた伝承者育成事業の修了生など、こ

図5 国立アイヌ民族博物館組織図(2021年度)



れまで実施されてきた人材育成活動でアイヌ文化を学び、その知見を深め、同時に博物館員としての資質も身につけてきた人たちが、研究員あるいは学芸員として活躍していることだけは触れておこう。また、国内出身の職員だけでなく、海外出身の職員も活躍している。その意味で、民族共生象徴空間の中核施設の1つであるこの博物館は「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」ことをめざして多様な人々が集まる、まさに「民族共生」の場となっている。

6. おわりに

以上のように、国立アイヌ民族博物館が民族共生象 徴空間の中核施設として設立された、その背景と経緯、 そして役割を、主に政府が組織した有識者懇談会、委 員会、作業部会などの報告書を基礎資料にして、筆者 の文化人類学の知見を利用して論じてきた。結論としては、まず有識者懇談会や作業部会のような政府の委嘱を受けた会議の報告書において、アイヌ文化に対する認識が 2000 年代に入って大きく変化あるいは転換していたことが判明したことをあげることができる。 それは、「歴史的遺産」あるいは「自然とのかかわりの中で育まれた」(ウタリ対策のあり方に関する有識 者懇談会 1996: 3)といった表現で表されてきたものが、「我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の 結果として存立の危機」にあり、その「復興に配慮す べき強い責任が国にある」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2)と明確に述べられるように変化したことに端的に表れている。報告書に見られるこの認識の変化には、アイヌ民族自身が権利回復や文化復興のための運動を地道に続けてきたこと、それが国連を舞台とする世界の先住民族運動と連携することで国連宣言の採択など国際的な潮流を引き起こし、国会決議につながったことなどが関係する。また他方で、国連を舞台に展開されてきた先住諸民族の活動の裏には、1950~60年代には植民地主義の尖兵との批判を受け、80~90年代にはなお残る「植民地主義」的、「オリエンタリズム」的性格を批判されて、そのパラダイムを根本から転換することを迫られた文化人類学など学術諸分野の研究の蓄積も絡んでいる。それはまた政府委員となった研究者にも影響を与えた。

アイヌ文化にかかる活動に特化した国立博物館の設立の背景には、このような先住民族の権利回復、文化復興に係る国内外の情勢下に生じた「アイヌ文化に対する認識の転換」があった。そして博物館の理念も目的も、それを実現するための運営方針や組織も、そのような状況下で検討され、整備されていったわけである。

この「認識の転換」の結果設立されたこの博物館は、その理念にまず「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重」することを、次いで「国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進する」ことを、そして「新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与」することを掲げた。では 2020 年 7 月に開業してから本稿を

執筆するまでの1年余の間で博物館の理念はどの程 度実現されたのだろうか。

まず、「アイヌの尊厳を尊重」することについてだ が、これは実現されているかどうかの判断が難しい項 目であり、また判断にはある程度時間の経過が必要で あることから、開館後間もないこの時点で評価を下す のはまだ無理である。この新しい博物館ではアイヌ民 族の個人として、あるいは民族としての尊厳を最大限 尊重することをめざして各種の活動を行い、館職員も 常時言動に気を配ってはいる。しかし、気づかないと ころで、あるいは無意識のうちに、あるいは意図せず に、尊厳を傷つけるような言動をしている可能性もあ る。2021年3月にさるテレビ番組で起きた差別表現 事件では、その検証番組で知識不足、認識不足に加え て、チェック機能の甘さと機能不全に原因があること が明らかにされていた(北海道新聞 2021年8月26 日夕刊、北海道新聞 2021 年 8 月 27 日朝刊、朝日新 聞 2021年8月27日朝刊、毎日新聞 2021年8月27 日朝刊による)。それらは他山の石として肝に銘じて おくことはいうまでもない。

国内外にアイヌの歴史と文化の正しい認識と理解を促進するということについては、博物館だけでなく、民族共生象徴空間全体で取り組んでいるところではある。その効果がどの程度あったのかについては、2020年11月から12月にかけて実施された内閣府政府広報室の世論調査(「アイヌ政策に関する世論調査」)の結果がある程度示している(調査結果は2021年3月にウェブに公開されている)。そこには「博物館基本構想」が発表された2013年と公益文化財団アイヌ民族文化財団が結成された2018年の調査の結果も併記されていて、博物館の設立準備期間中に世論がどのように変化したのかを読み取ることができる。

それによれば、アイヌに関する周知度については、アイヌ民族の存在を知っている人は調査に回答した人の中で、2013年には95.3%、2018年には94.2%、そして2020年には93.6%と微減している(内閣府政府広報2021:2)。しかし、アイヌ民族の存在を知っている人の中でアイヌが先住民族であることを知っている人は、2013年に68.3%、2018年に77.3%だったものが、2020年には91.2%へと増加し、アイヌ民族が独自の伝統文化を形成してきたことを知っている人も、2013年に65.7%、2018年に65.7%で、2021年には83.2%に増加している(内閣府政府広報2021:4-6)。これは顕著な増加ともいえる状況で、政府の

アイヌ政策と民族共生象徴空間の開業が何がしか影響しているのかもしれない。

しかし他方で、明治時代以降暮らしが厳しく、独 自の文化も制限されたことを知る人は、2013年に 38.1%、2018年に40.0%、2020年でも46.4%と漸 増はしているが、半数に達していない。また、現代で は他の多くの人と変わらない生活をしていて、北海道 以外にも住んでいるということについて知っている人 は、2018年に34.3%、2021年に38.8%とあまり増 えておらず (内閣府政府広報 2021: 4-6)、歴史と現代 的な状況についての理解と認識がまだまだ十分に浸透 しているとはいえない。博物館の基本展示や特別展示 では文化伝承者の活動を紹介するだけでなく、現在 様々な分野で活躍するアイヌ民族出身者の姿も紹介 している(例えば基本展示の「私たちのしごと」の コーナー)が、その意図が十分伝わっていないのか もしれない。民族共生象徴空間への来場者、博物館 への来館者は、アイヌ独自の文化(いわゆる伝統文化) を観覧することが主目的であることが多いのかもし れないが、やはりアイヌ民族は現代を生きる人々で あり、アイヌ文化は現代の文化であること(決して「歴 史的遺産」ではない)も理解してもらうように展示 や解説、教育内容などを工夫する必要があるのかも しれない。

ところで、筆者は 2.2. の最後で、この新しい国立博物館に求められるのはアイヌ文化の担い手とそこに出自を持つ研究者や学芸員が他の民族や地域出身の研究者や学芸員を巻き込んでフォーラムを主宰し、展示や研究や教育の企画を立て、実現していく博物館である、ということを指摘した。4.2. の終わりでは、国が「責任を持って施設、資金、人材面で支援し、それを受けて先住民族が主体的に運営する博物館をめざすのがよいのではないか」とも述べた。これは、文化表象の主体はその文化を担うものにあるという原則に則るもので、2007年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第 3 条の【自己決定権】の条項や第 11 条の【文化伝統と慣習の権利】からも読み取ることができる原則である。120

しかし、この原則に固執しすぎると、アイヌ文化の 担い手出身の研究員、学芸員に過重な負担がかかりか ねない。しかも様々な意見が渦巻くフォーラムでの議 論の主宰など初体験の職員にはとても荷が重い。した がって、まず手始めにめざしたいのは、文化の担い手、 研究者、学芸員、教員などを含むアイヌ文化の継承、 研究、展示、教育等にかかわる人々による所蔵資料の「共同利用」、「共同研究」、「共同展示」である。このような活動は館員が間に入って手続きを踏んで共同で行うことになるが、それは、少人数の担い手たちが館員の仲介で博物館の資料を見ながら勉強会を開くというのでもよい。それも立派なフォーラムである。そのような機会を増やしていくことで、知識や技術が継承され、文化の担い手が増え、そして新たな創造が促進されるのであれば、国の責任、すなわちアイヌ文化の復興のために施設と予算と人材面で支援するということの一端が果たされることにもなる。そのためには手続きを簡素化して、できるだけ使いやすい、あるいは使われやすい博物館にしていくのが望ましいだろう。

また、ICOMで議論されている新しい博物館の定義では博物館は、「包摂的」で「多様な声」を反映する場でなければならず、「開かれた公明正大な存在」で「多様な共同体と手を携えて」様々な活動に従事することが求められている(松田 2020)。5.2. で触れたように、博物館職員にはアイヌ民族出身者だけでなく、様々な出自を持つものが集まっており、海外出身のものもいる。また専門も多様で、アイヌの文化や歴史を専門に研究するものだけでなく、文化人類学、歴史学、考古学、言語学、口承文芸学、音楽・芸能研究、美術史学、環境学、翻訳学、博物館教育、保存科学など様々な分野を専攻し、専門にするものがいる。この博物館に勤めるまでアイヌ文化に直接触れたことがなかったという人もいる。まさに博物館そのものが民族共生の場であり、包摂性、多様性、透明性を体現する場になっている。

しかし、そのような人たち(そこには筆者も含まれる)には大きな問題が立ちはだかっている。それは、この博物館あるいは民族共生象徴空間でアイヌ文化やアイヌ民族とどのように向き合えばよいのか、どのようなスタンスを取ればよいのかいうことである。

現在、この問題には定まった解答はまだない。各人が個々の事業(展示、研究、資料整理、教育、人材育成など)を通じて問題に向き合い、取り扱う文化について学び、個別に解決していくしかない。その集積が一定の方向性を示すことになると予想される。しかし、その時常に気をつけなければならないのは、博物館の理念の冒頭にある「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重」するという姿勢である。これを堅守することがまず博物館の職員に求められるところだろう。

この博物館では多様な出自、多様な専門、多様な関

心を持つ職員が「アイヌ文化」を中核にして集まり、フォーラムを形成している。彼らはアイヌ文化の担い手をはじめ、様々な人を巻き込むと同時に、そのような人たちが作る渦に飛び込んで、大小様々なフォーラムを形成しながら、アイヌ文化の振興と新たな創造に寄与しようとしている。展示、教育・普及、調査・研究、人材育成、資料の収集・保存・管理、そしてネットワーク構築といった「業務」は博物館の理念と目的を達成するための手段であり、道筋である。

これらの業務が理念と目的を達成するのにどのよう に役立つのか、どのような過程を経て理念と目的に近 づくのか、そしてそこで形成される多様な人々で構成 されるフォーラムが理念と目的の達成にどのように貢 献するのか、といった問題が次に問われることになる と考えられるが、それは別稿で論じることにしたい。

謝辞

国立民族学博物館の展示場の写真については、同博 物館情報管理施設企画課博物館事業係からご提供を受 けました。ここに篤く御礼申し上げます。

注

- 1)「1993年草案」は、国連経済社会理事会の下の人権委員会のさらに下の少数集団小委員会の中の作業部会として設置された先住民作業部会で1993年に作成された先住民族の権利に関する宣言の草案である。これをたたき台にして14年間国連の中で議論した末に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が完成し、2007年に国連総会で採択された。この草案を詳細に分析した清水昭俊はこれについて、「国連の外では、国連が準備中の先住民権利宣言は1993年草案の形(条文と内容)で伝えられ、先住民の権利に関する事実上の国際標準として機能した」(清水2008:315)と述べ、また「先住民の権利をその根拠とともに包括的に述べる均整のとれた構成と、よく練られた法的言語の表現によって、それ自体が説得力に富んでいる」(清水2008:315)と高く評価している。しかし、この草案は現在国連の分的文書とはされていない。
- 2) 例えば、博物館ホームページ「よくある質問――アイヌの歴史・文化 の基礎知識」の「Q7. アイヌ民族はなぜ先住民族と認められているの ですか?」(https://nam.go.jp/inquiry/#q7) の回答を参照。
- 3) そのような研究は 1980 年代以降「サルベージ人類学」と揶揄された。 サルベージ人類学の概要については清水 (1999: 626) を参照。
- 4)「ソースコミュニティ」とは、博物館に収蔵、展示されている資料を製作した人々、あるいはその子孫たちをさす(Peers and Brown 2003: 2; 伊藤 2011: 476)。この概念は特に民族学・人類学系の博物館のミッションを刷新するのに貢献した。すなわち、博物館はソースコミュニティから資料と情報を一方的に提供してもらい、展示するだけでなく、ソースコミュニティ側に博物館が蓄積した情報や知見を提供し、展示や調査研究を共同で行うことによって、ソースコミュニティの文化復興や文化活動に貢献するという双方向的な役割を担うことを主要なミッションとするようになった。
- 5) 2019年の ICOM 京都大会で提案されたものの、採決まで至らなかった ICOM の新しい博物館の定義案の原文と仮訳は以下の通りである(松

田 2020)。

Museums are democratising, inclusive and polyphonic spaces for critical dialogue about the pasts and the futures. Acknowledging and addressing the conflicts and challenges of the present, they hold artefacts and specimens in trust for society, safeguard diverse memories for future generations and guarantee equal rights and equal access to heritage for all people.

Museums are not for profit. They are participatory and transparent, and work in active partnership with and for diverse communities to collect, preserve, research, interpret, exhibit, and enhance understandings of the world, aiming to contribute to human dignity and social justice, global equality and planetary wellbeing.

博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促 し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の 紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作っ た物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとと もに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証す る。

博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

- 6) 他の省庁が管轄する博物館・資料館にはそのようなものがすでにある。 例えば、国立ハンセン病資料館は厚生労働省が設置者で、指定した財団法人に運営を委託している。2021年度には公益財団法人笹川保健財団が運営を受託している(国立ハンセン病資料館ホームページより)。
- 7) 2016年の『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』(改訂版)では、この「関連区域」とは「中核区域の周辺にあって、豊かな自然に極力手を加えずに、文化伝承活動、体験交流活動等の取組を実施することにより、中核区域と一体となって、世代を超えてアイヌ文化を体験できる広域的な「フィールドミュージアム」としての機能を果たす区域とする」(アイヌ総合政策推進会議2016:17)と定義されていた。それはポロト森林地区、ポロト周辺河川地区、ポント沼地区、仙台藩陣屋地区、森野地区、ヨコスト湿原・海岸地区、白老港地区の7つの地区から構成されていて、そのうち森野地区は白老のイオル再生事業区域とされて、そこでのアイヌ文化伝承に必要な樹木、雑穀類の栽培や採取が予定されていた。
- 8)「ポストモダニズム」とはフランスの哲学者 J. F. リオタールらが主導した思潮だが、文化人類学に対する批判の場合には J. クリフォードたちが展開した、他者の社会や文化を調査してそれを民族誌というかたちで記述するという行為そのものに潜む植民地主義的思考に対する批判だった(クリフォード・マーカス編 1996)。「オリエンタリズム批判」とは、E. サイードの「オリエンタリズム」という著書に触発されたもので、西欧主導で作り上げた他者イメージが世界に拡散し、そのイメージを作られた人々にも影響を及ぼすことへの批判だった(サイード 1986)。
- 9) 民族絶滅と文化絶滅を被らない権利については、2007年の国連宣言では第7条【生命、身体の自由と安全】第2項で「先住民族は、――中略――ジェノサイド(特定集団を対象とした大量虐殺)行為または他のあらゆる暴力行為にさらされてはならない」、第8条【同化を強制されない権利】第1項で「先住民族及びその個人は、強制的な同化または文化の破壊にさらされない権利を有する」と述べる形で引き継がれている(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』pp.7-8)。
- 10) 『博物館展示計画』には「展示の特色」として、「最新の情報を公開できるよう可変的な展示形態や展示システムとする」、あるいは「国内外の博物館とのネットワークを活用した展示会や巡回展を企画・実施し、象徴空間中核区域全体とも有機的なつながりを持った活動を行う」とあって、展示はネットワークの構築を前提に行うことが決められていた(文化庁 2016:2)。
- 11) 2021 年 4 月に、教育普及室長に充てるために新規に研究学芸職員を 採用したことから、2021 年現在では研究学芸部長は研究交流室長のみ を兼務することになっている。

12)「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第3条と第11条には次のように記されている。

第3条【自己決定権】

先住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合官員(仮訳)』n.6)

第11条【文化的伝統と慣習の権利】

- 1. 先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学的および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。
- 2. 国家は、その自由で事前の情報に基づく合意なしに、また彼/彼女らの法律、伝統および慣習に違反して奪取されたその文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル(霊的、超自然的)な財産に関して、先住民族と連携して策定された効果的な仕組みを通じた、原状回復を含む救済を与える。(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』p.9)

対対

【論文、書籍等(日本語)】(五十音順)

- 市川守弘 2019.『アイヌの法的地位と国の不正義 遺骨返還問題と 〈アメリカインディアン法〉から考える〈アイヌ先住権〉』札幌: 寿郎社.
- 伊藤敦規 2011. 「博物館標本資料の情報と知識の協働管理に向けて : 米国南西部先住民ズニによる国立民族学博物館所蔵 標本資 料へのアプローチ」『国立民族学博物館研究報告』35(3): 471-526
- SPb-アイヌプロジェクト調査団(編) 1998. 『ロシア科学アカデミー 人類学民族学博物館所蔵アイヌ資料目録』東京:草風館.
- 榎森進 2019. 「「アイヌ施策推進法」の概要と同法の制定過程に内 在する諸問題 | 『東北学院大学東北文化研究所紀要』 51: 1-35.
- 大仲千夏 2003. 『民族、開発、紛争予防―不平等と差別の是正にむけて―』 東京:国際協力事業団国際協力総合研修所.
- 荻原眞子・古原敏弘・V. V. ゴルバチョーヴァ (編) 2007.『ロシア 民族学博物館所蔵アイヌ資料目録』東京:草風館.
- 加藤克 2008.「北海道大学植物園所蔵アイヌ民族資料について一歴 史的背景を中心に一」佐々木史郎・古原敏弘・小谷凱宣(編)『北 海道内の主要アイヌ資料の再検討』pp. 1-57、大阪:国立民族 学博物館
- クライナー J. 2004. 「ヨーロッパ思想史とアイヌ観、アイヌ研究、 アイヌ・コレクションの形成」小谷凱宣(編)『海外のアイヌ 文化財 現状と歴史』(第 17 回「大学と科学」公開シンポジ ウム発表収録集)、名古屋:南山大学人類学研究室.
- クリフォード J.・マーカス G. (編) 春日直樹他 (訳) 1996. 『文 化を書く』東京:紀伊國屋書店 (Clifford, J. and Marcus, G. (eds.) 1986 Writing Culture: The Poetics and Politics of Ethnography. Berkeley: University of California Press).
- 小谷凱宣・萩原眞子 (編) 2004. 『海外アイヌ・コレクション総目録』 名古屋:南山大学人類学研究所
- サイード E. W. 今沢紀子 (訳) 1986. 『オリエンタリズム』東京: 平凡社 (Said, E. W. 1978 Orientalism. New York: Georges Borchardt)
- 佐々木史郎 2008.「ソヴィエト民族学の理論と西側人類学との対話」高倉浩樹・佐々木史郎 (編)『ポスト社会主義における 民族学的知識の位相と効用』(国立民族学博物館調査報告 78) pp.31-63 大阪: 国立民族学博物館.
 - 2011「フォーラム化する文化人類学――大学共同利用機関としての国立民族学博物館が果たすべき役割を考える」『民博通信』 134: 2-7
 - 2020a「千島収集の木綿衣から読み取る 17、18 世紀のアイヌ

- 文化史」佐々木史郎(編)『アイヌ・北方諸民族の衣文化と織布文化』pp.32-49 東京・白老:国立文化財機構東京国立博物館・国立アイヌ民族博物館設立準備室
- 2020b「文化多様性とミュージアム:国立アイヌ民族博物館の 試み」『文化資源学』18: 51-60
- シドル R. マーク・ウィンチェスター (訳) 2021. 『アイヌ通史 「蝦夷」から先住民族へ』東京:岩波書店.
- 清水昭俊 1999. 「忘却のかなたのマリノフスキー:1930 年代における文化接触研究」『国立民族学博物館研究報告』23(3):543-
 - 2008 「先住民, 植民地支配, 脱植民地化:国際連合先住民権利 宣言と国際法」『国立民族学博物館研究報告』 32(3): 307-503.
- ズナメンスキー S. 秋月俊幸(訳) 1979. 『ロシア人の日本発見』 札幌:北海道大学図書刊行会(Знаменский, С. В., В поисках Японии: из истории русских географических открытий и мореходства в Тихом океане. Благовещенск, 1929.)
- 竹内渉 2020.『戦後アイヌ民族活動史』大阪:解放出版社.
- 田村すず子 1996. 『アイヌ語辞典』 (沙流方言) 東京:草風館.
- 東京国立博物館 1992. 『東京国立博物館図版目録・アイヌ民族資料 篇』東京:東京国立博物館.
- 中村睦男 2018. 『アイヌ民族法制と憲法』札幌:北海道大学出版会、 長谷部一弘 2008. 「市立函館博物館所蔵のアイヌ民族資料につい て」佐々木史郎・古原敏弘・小谷凱宣(編) 『北海道内の主要 アイヌ資料の再検討』pp. 201-204、大阪:国立民族学博物館、
- 北海道廳(編)1936.「休明光記遺稿」『新撰北海道史』第五巻史料 一所収、札幌:北海道廳
- 山崎幸治 2021.「シーボルト父子のアイヌ・コレクションの比較と 現代的意義」日高薫/ベッティーナ・ツォルン(責任編集)、 国立歴史民俗博物館(編)『異文化を伝えた人々 II ハインリッ ヒ・フォン・シーボルトの蒐集資料』pp. 137-152、京都:臨 川書店
- 山中由里子(編) 2019. 『驚異と怪異: 想像界の生きものたち』東京: 河出書房新社.

【論文・書籍等(欧文)】

- Белков, П. Л. 2015. Очерки истории ранних океанийских коллекций МАЭ, Санкт-Петербург: Российская академия наук, Музей антропологии и этнографии им. Петра Великого (Кунсткамера)
- Cameron, D. F. 1972. The Museum: a Temple or the Forum. Cahiers d'histoire mondiale (Journal of World History) 14(1), 189-202
- Marthinez Cobo, J. R. 1983. Study of the Problem of Discrimination against Indigenous Populations: Final Report (last part). Commission on Human Rights, Subcommission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities. United Nations economic and social Council
- Peers, L. and Brown, A. K. 2003. Introduction. Peers, L. and Brown, A. K. (eds.) *Museums and source communities: a Routledge reader*, pp. 1-16. London: Routledge.
- Stephan, J. J. 1974. The Kuril Islands: Russo-Japanese Frontier in the Pacific, Oxford: Clarendon Press.

【新聞】

- 朝日新聞 2021 年 8 月 27 日朝刊〈道内面〉「アイヌ差別表現 日テレが検証 関係者 評価と要望と」(芳垣文子、西川洋一)
- 北海道新聞 2021 年 8 月 26 日夕刊「日テレアイヌ民族差別問題番組 VTR 事前チェック 検証放送で再発防止策」(能正明) 2021 年 8 月 27 日朝刊「アイヌ民族差別 番組で検証 日テレ謝罪 防止策公表」(能正明)
- 毎日新聞 2021 年 8 月 27 日朝刊「「アイヌ差別の知識なく」日テレ 「スッキリ」検証番組放送し謝罪」(松原由佳)
- 【懇談会・委員会・作業部会等の報告書等】(五十音順)

- アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談 2009『報告書』 https://www.kantei.go,jp/jp/singi/ ainu/dai10/siryou1.pdf
- アイヌ政策関係省庁連絡会議 2012 『「民族共生の象徴となる空間」 基本構想』https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu suishin/pdf/ kousou20120731.pdf
- アイヌ総合政策推進会議 2016『 民族共生の象徴となる空間」 基 本 構 想 』 (改 訂 版) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ ainusuishin/pdf/kousou20160726.pdf
- ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996『報告書』 https://www.mlit.go.jp/common/00015022.pdf
- 内閣府政府広報室 2021『「アイヌ政策に関する世論調査」の概要』 https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r02/ r02-ainu.pdf
- 博物館調査検討委員会(「民族共生の象徴となる空間」における 博物館の整備・運営に関する調査検討委員会) 2013 『「民族 共生の象徴となる空間」における博物館の基本構想』https:// www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/minzoku_kyosei_ keikaku/hakubutsukan_koso/pdf/koso.pdf
 - 2015『民族共生の象徴となる空間』における博物館基本計画報告書』https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/minzoku_kyosei_keikaku/pdf/plan_hokoku.pdf
- 文化庁 2015『国立のアイヌ文化博物館(仮称)基本計画』https:// www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/minzoku_kyosei_ keikaku/pdf/kokuritsu_kihonkeikaku.pdf
 - 2016『国立アイヌ民族博物館展示計画』https://www.bunka. go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/museum_tenjikeikaku/pdf/ tenjikeikaku.pdf
- 「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011『「民族共生の象徴 となる空間」作業部会報告書』https://www.kantei.go.jp/jp/ singi/ainu suishin/ shuchou-kukan/houkokusho.pdf

【ホームページ等】

- 萱野茂二風谷アイヌ資料館 〈本館の生いたち〉https://fmpipausi. sakura.ne.jp/kayano_muzeum/ (2021 年 9 月 5 日閲覧)
- 川村カ子トアイヌ記念館 記念館の歴史 http://k-aynu-mh.jp/cn24/ about.html(2021 年 9 月 5 日閲覧)
- 国際連合『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』国連総会第61会期2007年9月13日採択(国連文書A/RES/61/295付属文書)http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf(2021年9月5日閲覧)原文のページhttps://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/declaration-on-the-rights-of-indigenous-peoples.html(2021年9月5日閲覧)
- 国際労働機関 「1989年の原住民及び種族民条約」(第 169 号) https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/ WCMS_238067/lang--ja/index.htm (2021年9月7日閲覧) 原文のページ https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORM LEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C169 (2021年9月7日閲覧)
- 国立アイヌ民族博物館 「よくある質問―アイヌの歴史・文化の基 礎知識」https://nam.go.jp/inquiry/ (2022 年 1 月 29 日閲覧)
- 国立国文学資料館 『諏訪大明神絵詞』西尾市立図書館(岩瀬文庫) 所蔵 http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0214-23209& IMG_SIZE=&PROC_TYPE=null&SHOMEI=【諏訪大明神絵詞】&REQUEST_MARK=null&OWNER=null&BID=null&IMG_NO=29 (2021年9月6日閲覧)
- 国立ハンセン病資料館 「当館について 組織図」https://www. nhdm.jp/introduction/organization/ (2021年9月18日閲覧)
- 参議院「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(平成 20 年 6 月 6 日参議院本会議) https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/080606-2.html (2021 年 9 月 5 日間眥)
- 衆議院「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案(第

- 一六九回国会、決議第一号) https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g16913001.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する質問主意書 平成二十年六月六日提出質問第四八六号」(提出者 鈴木宗男)質問本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a169486.htm (2021 年 9 月 5 日閲覧)
- 衆議院「衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族を先住民族とす ることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等 に関する質問に対する答弁書 平成二十年六月十七日受領 答弁第四八六号」(内閣総理大臣 福田康夫)答弁本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/ shitsumon/b169486.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する再質問主意書 平成二十年六月十七日提出質問第五四九号」(提出者 鈴木宗男)質問本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a169549.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族を先住民族とする ことを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に 関する再質問に対する答弁書 平成二十年六月二十四日受領 答弁第五四九号」(内閣総理大臣 福田康夫) 答弁本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/ shitsumon/b169549.htm (2021年9月5日閲覧)
- 内閣官房アイヌ総合政策室 「アイヌ政策推進会議(第 8 回)議事 概要」(平成 28 年 5 月 13 日開催) https://www.kantei.go.jp/ jp/singi/ainusuishin/dai8/gijigaiyou.pdf(2021年9月7日閲覧)
- 日本文化人類学会 1996「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」(日本民族学会会長山下真司) http://www.jasca.org/news/past/utari.html (2021 年 9 月 6 日閲覧)
- 幕別町 幕別町蝦夷考古文化館 https://www.town.makubetsu. lg.jp/kyouiku/matikadogallery/ezobunkakokokan/ ezobunkakokokan.html (2021年9月5日閲覧)
- 松田陽 2020「ICOM 博物館定義の再考」(ICOM 日本委員会ホームページ「ジャーナル」September 3 2020) https://icomjapan. org/journal/2020/09/03/p-1315/ (2021 年 9 月 5 日閲覧)

1850 年代後半、箱館奉行による種痘での痘苗

The Vaccine used in the Smallpox Vaccination Conducted by the Hakodate Magistrate in the Late 1850s

永野正宏 (NAGANO Masahiro, Dr.)

文化庁国立アイヌ民族博物館設立推進調査官 (Senior Specialist, Agency for Cultural Affairs)

要旨

江戸幕府の出先機関である箱館奉行は、1857 (安政 4) 年から 1859 (安政 6) 年にかけて、北海道 (ただし、本稿において当時の松前藩領を除く) および樺太でアイヌに対して種痘 (伝染性疾患の一種である天然痘の予防接種) を行った。

本稿では、この時の種痘における痘苗(種痘の接種材料、弱毒化したウィルス液)に着目し、調達した痘苗の種類、調達方法、調達経費の大きく3点について考察を加えた。

まず、種類は、痘痂 (天然痘感染による瘡蓋) と痘漿 (天然痘の水泡から出る膿汁) が痘苗として調達されたといえる。

調達方法は、痘痂は瓶に入れられて江戸から箱館まで届けられた。痘漿は、桑田立斎については、江戸から箱館まで植え継ぎ、また、箱館から蝦夷地においても植え継いで実施した。巡回種痘を休んでいる間の痘漿の維持は、箱館市中において定期的に種痘を繰り返して植え継ぎ、維持し続けていたものと考えられる。痘漿提供者の確保は、種痘事業の実施前後を問わず幕府、ひいては箱館奉行が行なっていた。

調達経費だが、支出対象は痘漿提供児者、その保護者および付添者と考えられる。支出負担者は、種痘開始前、 桑田立斎は自身が負担した。種痘開始後は、史料が残っているモンベツ(現 紋別市ほか)近辺では種痘実 施地の箱館奉行所の御用所が痘漿提供者の手当を負担していたといえる。

キーワード:痘苗、種痘、アイヌ、箱館奉行、桑田立斎、深瀬洋春、井上元長

Abstract

From 1857 to 1859 (Ansei 4 to 6), the Hakodate Magistrate, an agency of the Tokugawa shogunate, administered smallpox vaccinations to the Ainu in Hokkaido (the territory of the Matsumae domain will be excluded for this paper) and Karafuto (Sakhalin).

Through historical documents, this paper examines the vaccine (inoculation material for smallpox, attenuated virus solution) used in the smallpox vaccination at the time, and examines three major aspects: the types of smallpox vaccines used, the method, and the cost of the procurement.

First, this paper shows that smallpox crusts (scabs caused by smallpox infection) and smallpox plasma (pus from smallpox blisters) were procured for use in smallpox vaccines. The method of procurement involved smallpox crusts being delivered in bottles from Edo to Hakodate. In the case of doctor Kuwata Ryusai, the smallpox plasma was transported by a chain of vaccine carriers all the way from Edo to Hakodate, and from Hakodate to Ezo. It is thought that the maintenance of smallpox plasma during the absence of traveling smallpox vaccinations was carried out by regularly repeating vaccinations in Hakodate and continuing to maintain the plasma. The Bakufu, and by extension the Hakodate Magistrate, was responsible for securing donors of smallpox plasma both before and after the vaccination program.

Regarding the procurement expenses, the beneficiaries were the smallpox donors, and their guardians and attendants. Before the start of vaccination, Kuwata Ryusai paid the expenses himself. After the

start of smallpox vaccination, in the area of Monbetsu (present-day Monbetsu City and others), historical records show that the Hakodate Magistrate's Office was responsible for the allowances for smallpox donors.

Key Words: Smallpox Vaccine, Smallpox Vaccination, Ainu, Hakodate Magistrate, Kuwata Ryusai, Fukase Yoshun, Inoue Motonaga

1. はじめに

1854 (嘉永7) 年に日米和親条約が結ばれると、江戸幕府は、開港地となる箱館およびその付近を松前藩から上知するとともに、遠国奉行として箱館奉行を設置し、箱館等の支配を所管させた。翌 1855 (安政2)年には松前藩領(概ね渡島半島南西部〔松前半島〕)を除く北海道(当時、蝦夷地と呼ばれた地域)【図1】【図2】が箱館奉行の管轄地域となった。この管轄地域において、1857年から 1859年にかけて箱館奉行が実施したのが種痘である。この時の種痘について、これまで拙稿(永野 2011)(永野 2017:106-117)(永野 2018:6-20,24-35)で検討したところだが、痘苗に着目した検討は、先行研究も含めて、管見の限り見出せていないことから検討していくものである。

北海道では17世紀以降、天然痘流行に関する文献史料の記述を見出すことができる。高倉新一郎は、1820年代から1850年代にかけてのアイヌ人口減少の直接的原因は流行病の蔓延と指摘しており(高倉1942:328)、天然痘流行もその一端を担っていると考えられる。その流行に対する救助策として実施されたのが種痘事業であり、本稿で種痘の接種材料である痘苗の運用について考察することで、当該種痘事業の特質解明の一助となるものと考えている。

本稿の構成であるが、第2章では当該種痘事業の概要を整理し、第3章では痘苗の運用について論じていく。

2. 箱館奉行による種痘の概要

本章では、箱館奉行による種痘がどのように行われてきたのか、その概要を整理していく【表1】。

2.1. 種痘について

幕末の箱館奉行による種痘について述べる前に、種 痘に関する基本的な事柄について整理しておきたい。



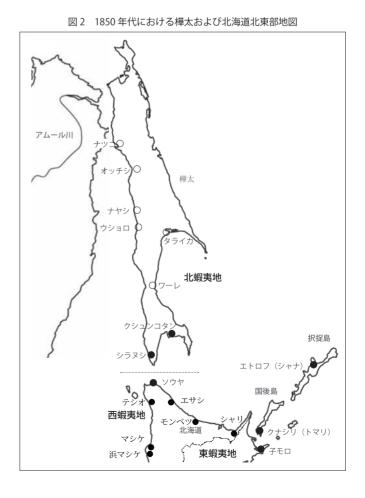


表1 箱館奉行による種痘の経過

西暦	年号	干支	陰曆(月日)	項目	出典
	安政3		10		①サワラ辺より、箱館も天然痘流行。②石川と共に「蝦夷地」に派遣されていた福山藩士寺地強平が箱館で山本橋次郎に種痘を行う。	(1)
000	~~~		١٠		③寺地と山本は箱館で越年し、翌年「西蝦夷地」、樺太に行く予定だったが、天然痘流行のため江戸に戻る事を決め、書状を送る。	
			11	20	村垣が「蝦夷地」巡回のため箱館を出発する。	19*
257	安政4	TE	1		スッツ滞在中の箱館奉行村垣範正、岡田錠次郎と面会し、アイヌの天然痘流行について、救済方法に係る取調を申し付ける。	(19)
1007	24.24		2		老中阿部正弘が種痘医派遣を裁可(安政4年3月26日条)。	(19)
			2		幕府の「種痘之御沙汰」に基づき、箱館奉行から出された「蝦夷人共種痘之儀=付願(種痘医派遣願)」に対し、町医師6人を派遣することを	2
				30	物が上が表すする。 の部では分数すする。	€
			3	8	町年寄役所名で種痘医募集の町触れが掲示される。	(7)
			3	26	川上町区の石と建筑区券未の町店がの場合でできる。 村垣の元に、痘種届く。村垣から勝之助を通じ、御雇医師に渡し早々に植えるよう指示がでる。	(19)
			<u>,</u>	12	が出いたし、近便用3a が出から放送別を思い、呼應区間に成じ主くに個んのより担かからの。 ・ほとの国際などのよう場合とは、「ほきょくにしょ」	(19)
					痘種を御雇医師田沢春堂に渡し、種痘を行わせる。	(19)
			4		派遣町医師の手当に関する願に対し阿部正弘が裁可(安政4年5月26日条)。	(13)
			4		派遣種痘医(桑田立斎・深瀬洋春)について、老中堀田正睦が裁可(安政4年5月26日条)。	(19)
			5		種痘医の手当について、阿部正弘の裁可を仰ぐ(安政4年5月26日条)。	(19)
			5		山田九助より、「箱館六ヶ場所」での種痘希望者名簿が提出される。	19
			5		種痘御用の医師深瀬洋春が箱館に到着し、村垣範正と面会する。	(19)
			5	10	桑田立斎が、アイヌへの種痘の為に「蝦夷地」へ派遣される。阿部正弘の命を、竹内保徳より達せられる。	8
			5		種痘医(桑田立斎)が弟子を連れて行く旨の報告が竹内保徳を通じて挙げられ、阿部正弘の裁可を仰ぐ(安政4年閏5月17日条)。	19
			5	21	桑田立斎が小児を召し連れ、活漿を植え継ぐための手配について、(仙台、南部藩等へ)竹内保徳より指示される。	7
			L		※参考:『桑田立斎安政四年蝦夷地種痘』	
			5	22	桑田立斎の派遣について、仙台藩に達せられる。	11)
			5	22	派遣種痘医(桑田立斎)からの痘苗植継方法についての願が竹内下野守を通じてだされ、阿部正弘の裁可を仰ぐ(安政4年閏5月17日条)。	19
			5	22	種痘医師の手当について、阿部正弘の裁可が下りる(安政4年閏5月25日条)。	(19)
			閏5	6	西及び北「蝦夷地」詰調役並宛にアイヌへの種痘についての通達出される。	(2)
			閏5		①深瀬に手当仮払い。	(19)
			12,0		②深瀬の派遣失を[西蝦夷地 川-変更	
			7	10	秦田立斎がアッケン会所に宿泊。国泰寺住職香山と対話した。	23)
			7		桑田立斎がクナシリ(トマリカ)で種痘している様子を箱館奉行支配で組頭動方の安間純之進が視察した。	<u>(21)</u>
			9		桑田立斎が箱館に戻り、村垣範正と面会する。	(19)
				22	桑田の種痘人数、5,150人。(同日の竹内保徳あて書状の内容から)	19)
			11		条田立斎、江戸到着。	8
			11		衆ロエ順、江戸刊有。 種痘医井上元長の人馬賃銭の取扱方法について、モロラン詰調役石場斎宮からの報告がだされる。御雇医師と同様に無賃の予定であると	
					性短医弁工元長の人馬貝銭の収扱方法について、モロブン語調技有場属者からの報告がだされる。御権医師と回様に無負の予定であるとの内容。	(L)
858	安政5	戊午	1		「北鰕夷地」詰の幕吏より、山丹地において、昨夏天然痘流行した旨、箱館奉行へ報告する(ただし、箱館へ差し立てたのは同	(13)
000					年2月25日)。	
			2	8	村垣が、深瀬洋春へ、安間純之進よりソウヤより「北地、北海岸アハシリ」通る種痘派遣を命じる。	(20)
			2		深瀬洋春から箱館奉行支配向あて、種痘のため「北蝦夷地」及び「北海岸」へ回浦するに当たり、「苗継」について協力要請。	3
			3		深瀬洋春に回浦に当たり手当等渡す。	200
			<u>,</u>		本級尸骨に回用にヨたツナヨキ級す。 当春以来、「北鰕夷地東西浦奥地」で天然痘流行している旨箱館奉行へ報告する(ただし、箱館へ差し立てたのは同年5月5	(16)
			4		自者以木、「礼数長地果四浦吳地」で大然短加100ででの自相略率11个報告する(だだし、相略へ差し立てだのは何平3月3日)。	(19)
			<u>/</u>	232	ロノ。 西浦(樺太西海岸)ナツコ、オツチシ辺で天然痘が流行し、ホロコタンまで拡大していることから、「北蝦夷地」詰から箱館奉行へ	(IA)
			4	20:	四浦(樺太四海岸)アツコ、イツテン辺で大流短が流行し、ホロコダンまで拡入していることから、「北坂美地」語から相路奉行へ前年に達しのあった種痘医を早く派遣するよう要請する(箱館への差立日は5月3日)。	(P)
				23?	前半に建しののうに程度医を手入れ返りるよう妄論りる(相話への差立日はう月3日)。 深瀬洋春、「北蝦夷地」に来着。西浦へ出立する(富内に行き、西浦奥地が終了したらクシュンナイからマーヌイに抜け、東浦	(15)
			4	20:	床瀬戸春、「北坂長地」に未有。四浦へ田立りる(畠内に行き、四浦奥地が終了した6グジュンティがらマーメイに扱け、東浦 (樺太東海岸)奥地からクシュンコタン方面へ巡回させる)(箱館への差立日は5月3日)。	(9)
						<u></u>
			5		ウショロ村にて種痘希望者が出たので、深瀬洋春により接種をうけた。	6
			6	2	井上が、択捉島フウレヘツに前日到着し、当日村垣と面会する。翌日種痘の様子を村垣が視察した。 	20
			6		深瀬洋春、モンヘツにて種痘及び病人の治療実施	5
			6		深瀬洋春、シヤリ巡回。	4
359	安政6	己未	1	28	種痘医師大西、井上元長ら、種痘未実施が20人ほどいるが断念し、アツケシに向けて出立する。	22
			2	8	井上、大西、アツケシ着。	22)
			3		・ 井上の手当について伺いを立てる。予定金額は桑田と別れて以降、月5両。また、「蝦夷地人用金」から支出することについても協議をあげ	(17)
			ا ا		TIVE	~
			7	6	①勘定奉行評議に基づく老中からの井上の手当額に関する回答を村垣、堀が了承する。手当額は1ヶ年金20両+廻浦中手当	1
			L	<u> </u>	②勘定奉行の評議内容にある井上の立場は御雇医師ではなく、桑田の附属者。	
			9		井上の手当について老中に願出。種痘1人に付き銀3匁7分5厘。(この頃までには井上は江戸に戻っている。)	18
	安政7	由由	3	1	竹内が、勘定奉行の評議結果を受けた老中の回答を受理した。手当額は計金150両。今後種痘医師等差遣の際は伺の上取り計るよう仰せ	(18)
860	女以/	决中	- 0			

*:村垣日記については、特に断りがない限り、当該月日の記事を表す。

【出典】

- ①寺地強平「蝦夷紀行」下(北海道大学附属図書館所蔵、旧記1549)*東大史料編纂所維新史料引継本(複写)。
- ②「御用留 安政四巳年五月ヨリ 箱館奉行所白主御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書26)。
- ③「御用留 安政五午年中到来 従正月至五月到来 モンヘツ御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書33)。
- ④「他場所差立到来留 安政五年 箱館奉行所 モンヘツ御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書37)。
- ⑤「モンヘツ諸御入用御勘定帳 安政五午年 モンヘツ結細野五左衛門 逸見小十郎」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書40)。
- ⑥「北蝦夷地仕出之部御用留 安政五午年 箱館奉行所白主御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書42)。⑦「施薬其外養生所等都而御救筋之部」(石井良助・服藤弘司『幕末御触書集成』第5巻、岩波書店、1994年)。
- (8)「立斎年表」(二宮睦雄·秋葉実「桑田立斎『立斎年表』)(『日本医史学雑誌』第45巻第1号、日本医史学会、1999年)所収)。
- (回)「立原平表」(一百座離・秋栗美· 宋田立原|| 立原平表』)(『日本医史子》 (②)「安政雑記」七(国立公文書館所蔵、内閣文庫、請求記号150-0158)。
- ⑩二宮睦雄、秋葉實『桑田立斎安政四年蝦夷地種痘』(桑田立斎先生顕彰会、1998年)。
- ⑪「橋本九八郎日記」七(維新史料編纂会編『大日本維新史料稿本』No.201 732巻、国際マイクロ写真工業社、1980年)
- ②「越年種痘医師賄代人馬賃の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之十八、東京大学出版会、1985年、106号文書)。
- (近) 陸十佳短伝即所1人/両具の計了(米ボムチェ村-神森所) 制制 八口や口と言言赤木が自関係文書 さープバ、米ボムチ山版本、1963年、103年、1036年、1
- (⑤)「北蝦夷地詰足軽西浦奥地見廻りの件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十、東京大学出版会、1985年、34号文書)。
- ・ 「「北蝦夷奥地詰足軽褒賞の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十、東京大学出版会、1985年、69号文書)。 ・ 「①「医師蝦夷地在動中手当の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十二、東京大学出版会、1985年、346号文書)。
- ・ 図「医師教長地往動中子ヨの行」、東京人子文科編纂所編『人日本百文書』幕末外国関係文書之二十二、東京人子百版芸、1985年、340号文書)。 『『医師井上元長へ種痘手当支給の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十七、東京大学出版会、1985年、175号文書)。
- ⑩「村垣淡路守公務日記之七」「村垣淡路守公務日記之八」「村垣淡路守公務日記之九」「村垣淡路守公務日記之十」「村垣淡路守公務日記之十一」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、東京大学出版会、1986年)。
- ⑩「村垣淡路守公務日記之十二」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之五、東京大学出版会、1965年)。
- ①安間純之進「随筆 安政[四年]丁巳正月吉」(星野家所蔵安間純之進文書、北海道立文書館架蔵B0-151)*原本所蔵 山梨県大月市星野家。
- ②「子モロ土人種痘之儀二付申上候書付」安政年間の根室アイヌへの種痘(三村節子、中村英子、浦田遊「『子モロ土人種痘之儀二付申上候書付』安政年間の根室アイヌへの種痘」 『久摺』第5集、1996年6月)。
- ②「八代香山日鑑記」1(厚岸町史編集委員会編『新厚岸町史』資料編2 日鑑記下、厚岸町、2009年)。

近世期において日本で種痘は、人痘種痘法と牛痘種 痘法が行なわれたが、人痘種痘が先に伝わってきた。

人痘種痘法は、起源は不明であるが、インド・中国・トルコなどでは、天然痘患者の痘漿や痘痂を健康人に接種し、軽度の天然痘に罹らせて免疫を得ようとする(青木ほか 2018:27)方法、つまり、天然痘(人痘)ウィルスをヒトに感染させて免疫を獲得させる方法であり、インド起源の人痘法は、針尖で前膊・上膊部の皮膚を擦過した浅い傷に、痘漿を吸収させた小塊を貼り、包帯や布で固定し感染させる方法で、トルコに渡り、痘痂を点描するトルコ式人痘針刺接種法が生まれ、18世紀前半にはイギリスやフランスなどヨーロッパに広がった(青木ほか 2018:28)とされる。

日本で実施された最初は、1740年代中頃¹¹、清朝杭州府種痘科医師李仁山が長崎の医師に伝授した時とされている。中国式人痘法について1742年刊行の『医宗金鑑』から紐解くと、水苗種法(柳木で作った杵で痘痂を粉末にして水に溶かしてこれを未痘児の鼻孔に垂らし入れる法)、旱苗種法(痘痂を5~6寸の頸の曲がった銀管で粉末にして、男は左、女は右の鼻孔へ吹き込む方法)、痘衣種法(痘児の衣服を未痘の児に着せて感染させようとする法)、痘漿種法(痘児の痘漿を棉布で拭って、男は左、女は右の鼻孔に入れて塞ぎ感染させる法)の4つの方法が挙げられている。このうち痘衣種法と痘漿種法は真性天然痘に罹る危険性が極めて高いのでほとんど実施されなかった。最も用いられたのは旱苗種法であった(青木ほか 2018:27)。

牛痘種痘法であるが、1849 (嘉永 2) 年に佐賀藩 医の楢林宗建の尽力によりオランダ商館医モーニケが 招来した牛痘苗により日本人小児に接種して成功 (活着) した (青木ほか 2018:63,68-69)。この痘苗が日 本列島各地へ分配された (香西 2019:372)。

この牛痘種痘法は、牛痘に罹った者が天然痘に罹患しない事実に着目したイギリスのエドワード・ジェンナーが1796年に牛痘ウィルスを接種する免疫法を発見し、1798年に天然痘ワクチンの開発に成功し、論文として公刊したことにより、イギリス、ヨーロッパ、そして各植民地へ普及した方法である(青木ほか2018:55)(香西2019:43)。なお、ジェンナーによって、牛痘ウィルスは人間を経由して伝達することができ、なお天然痘に対する免疫を与える力を保っていること(ジャネッタ2013:32)が実証されてい

る。牛痘種痘の利点は、天然痘への罹患を避けられるのみならず、種痘後に身体に生じる反応が人痘種痘の場合よりもはるかにおだやかなことであった(香西2019:43)とされる。人痘種痘法では真性天然痘へと罹患する危険性が皆無ではなかったため(青木ほか2018:41)、牛痘苗の招来とそれによる牛痘種痘法の普及は天然痘罹患者の減少に貢献したといえる。

さて、モーニケにより長崎で活着した痘苗は、最初 は、種痘された者の腕に生じた痘疱から、痘漿、とき に痘痂を採り、これを次の種痘を受ける者の腕に、直 ちに接種し、あるいは採取した痘漿を硝子盤の凹部に 受けて乾燥したもの、痘痂の場合にはそのまま保管 したものを、接種時水に溶いて復元して用いて(添 川 1987:57) 伝達された。被種痘者の痘漿や痘痂を 直ちに接種することを「直接人伝牛痘種痘法」といい、 硝子盤で乾燥した痘漿や痘痂を復元して接種すること を「間接人伝牛痘種痘法」という。人伝牛痘種痘法に より伝えられた痘苗は人化牛痘漿や人伝牛痘苗とも呼 ばれた。なお、人伝牛痘苗は、採取苗を介して人の伝 染病を伝播したり、また、採苗される児童に苦痛を与 え、その児の種痘経過を妨げたりしたのみならず、得 られる痘漿の量も微々たるものであった。また、人伝 の間に発痘力が衰えることがしばしば見られたという (添川 1987:57)。牛痘種痘の接種方法だが、楢林宗 建の「牛痘小考」の叙述を要約すれば、接種後第7. 8日、痘液が水のように稀薄であって、稠厚でないも のを、ランセットの尖頭に塗り、生後第2カ月以上の ものの片腕の5,6ヵ所に、表皮と次皮の間に1分ば かり刺入する (添川 1987:65) 方法が採られていた。

以上が近世期に日本で行われた種痘法の種類と概要 である。

2.2. 契機

本節以降では箱館奉行による種痘について述べる。 1856 (安政3) 年の冬のことと思われるが、スッツ(現 寿都町)で天然痘が流行したため、松浦武四郎の日誌によると、以前は63人だったアイヌ人口が天然痘流行により19人に減少したという(松浦1982:91-92)。1857年1月19日の箱館奉行村垣範正の日記によると、出張の途中でスッツに滞在していたが、天然痘流行の状況を目の当たりにして、スッツ御用所に駐在していた幕吏である岡田錠次郎に救助方法の調査を指示したことがわかる(村垣1857A:366安政4年1月19日条)。同年閏5月の種痘実施通知には、

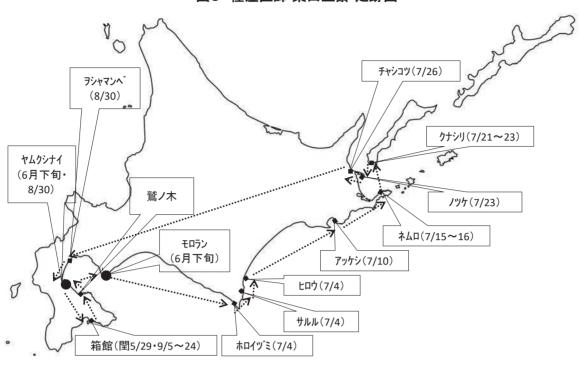


図3 種痘医師 桑田立斎 足跡図

※●◆は桑田立斎の足跡が確認できる地域。このうち●は種痘を拒否したアイヌによる山への逃避が確認できる地域。 ※一は桑田立斎の行程。 ※地名の横の日付は桑田の滞在日。すべて安政4年(1857)。旧暦。 【出典】

〇二宮睦雄・秋葉実「桑田立斎『立斎年表』」(『日本医史学雑誌』第45巻第1号、1999)〇『八代香山日鑑記』1(『新厚岸町史』資料編2日鑑記下、厚岸町、2009)〇『ノツケ伝蔵日記』(別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館所蔵)〇「村垣淡路守公務日記之十一」(『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、東京帝国大学文学部史料編纂掛、1926)〇安間純之進「随筆 安政[四年]丁巳正月吉」星野家所蔵安間純之進文書、北海道立文書館架蔵BO-151、安政四年七月二十一日条、同月二十二日条、同月二十三日条 *原本所蔵 山梨県大月市星野家

実施の要因としてスッツでの天然痘流行で多数の患者が発生し、箱館奉行が不憫に思ったことを挙げている $^{2)}$ 。このことから、村垣が1月にスッツで救助方法の調査を指示したことが種痘実施の契機といえるだろう。

2.3. 経過

1857年2月に、箱館奉行からの上申に基づき、種 痘医師の人選について江戸町奉行へ指示された³⁾。そ の結果、桑田立斎、深瀬洋春等が派遣された。箱館奉 行は3月には痘痂を箱館に取り寄せ、御雇医師に種 痘の実施を命じている(村垣 1857A:426 安政4年3 月26日条)。桑田は5月10日に老中阿部正弘から種 痘のための派遣を命じられ、同月晦日に江戸を出立し、 箱館に赴いた(二宮・秋葉 1999:90)。箱館において 桑田は、村垣との面会を経て、北海道太平洋側(当時、 東蝦夷地と呼ばれた地域)を巡回種痘することとなっ た【図3】。桑田が箱館を出立する前日、弟子で種痘 医師の井上元長をヤムクシナイ(現 八雲町)まで派 遣したところ、鷲ノ木(現 森町)辺りで立ち帰って

きた井上から、アイヌが種痘の噂を聞いて恐怖を抱き 山中へ逃げ込んだとの報告を受けた。幕吏の勧めで3 日滞留し、その後、種痘を受けるよう説得したが折り 合わず、モロラン (現 室蘭市) まで来て、痘苗が絶 える恐れから、幕吏や和人の子どもに接種した。山中 に逃げているアイヌに対して散財するなどして何とか 14人には接種した。桑田の弟子の西村文石と井上は 桑田と別れてユウフツ (現 苫小牧市ほか) で種痘を 行ったが、その際には、山に逃げたアイヌを盛岡・仙 台両藩の藩兵も動員して山から駆り出し、厳しく説得 した。一方の桑田は6月30日にモロランを出て、ホ ロイズミ (現 えりも町)を7月4日出立し、クナシ リ (現 国後島) へ向かった (二宮・秋葉 1999:91)。 その後、トカチ(現 広尾町ほか)を経て、同月15 日に子モロ(現 根室市ほか)に至り、クナシリは同 月23日出帆した(二宮・秋葉 1999:92)。チャシコ ツ (現 標津町)、ベッカイ (現 別海町)を経て、8 月晦日にヲシャマンベ (現 長万部町) からヤムクシ ナイに至り、9月24日に箱館を出帆し、11月4日に 江戸へ戻った (二宮・秋葉 1999:92)。

一方の深瀬は 1857 年にヤムクシナイ、フルウ (現 神恵内村)、イワナイ (現 岩内町ほか)、イシカリ (現 石狩市ほか)、マシケ (現 増毛町)、テシオ (現 天塩町ほか)、ソウヤ (現 稚内市ほか)の各場所で種痘を行ったと考えられる4)。1858 (安政5)年2月に深瀬は樺太 (当時「北蝦夷地」と呼ばれた地域)や北海道オホーツク海側 (当時「西蝦夷地」と呼ばれた地域)や北海道オホーツク海側 (当時「西蝦夷地」と呼ばれた地域の一部、「北海岸」とも呼ばれた)等での種痘を村垣から命じられた (村垣 1857C:78-79 安政5年2月8日条)。5月に深瀬はウショロ (現 ロシア連邦サハリン州オルロヴォほか)で種痘を行った5)。その後、6月に深瀬が、9月に井上がモンベツで種痘を行った6)。1859 (安政6)年1月には井上が子モロ場所で種痘を行った(三村・中村・浦田1996:34,35,43-44)。以上が、種痘事業の経過である。

2.4. 対象

次いで、この種痘の対象について考えてみたい。

はじめに、箱館奉行の配下で奉行のいる箱館に詰 めている幕吏からシャマニ (様似)・スッツ・クシュ ンコタン (久春古丹、現 ロシア連邦サハリン州コ ルサコフ) に詰めている幕吏 (青山英幸 1994:74 [21],72 [23] -70 [25],68 [27]) 宛ての種痘実施 通知から、種痘の対象について触れていると考える記 述を紹介する。「此度御趣意を以、蝦夷人種痘之ため、 右巧者之医師蝦夷地東西江壱人宛(中略)右両人被差 旨被仰渡候二付、洋春者東地、立斎者西地江出立為致、 何れも到着次第、夫々治療取掛可申候間、場所々々番 人出稼人者勿論、土人等ニ至迄、御趣意之趣厚く相心 <u>得、療治受候様</u>懇ニ御示諭可有之」⁷⁾ である。下線は 筆者が加えたものだが、一重か二重かどちらを重視す るかで対象が変わると考えられる。つまり、一重を重 視すれば対象は「蝦夷人」と記載されているアイヌを 主対象とするものであり、二重を重視すれば「番人出 稼人」として各場所に暮らす和人と「土人」と記載さ れているアイヌの両方ということである。

次に、先行研究での評価を、北海道史や北方史の著述から拾ってみる。

高倉新一郎は、箱館奉行による種痘に関する叙述の中で対象を明確に述べていないが、種痘に関する叙述のまとめの部分で「是等の蝦夷人の内には、折角種えた後でも、河海で洗ひ去つて何にもならなかつたものもあつたが、それから以後蝦夷の間に痘瘡の流行はおおいに減少したと言はれてゐる」

(高倉 1942:364) と書き、かつ、叙述の中で和人の接種について触れていないことからアイヌを主対象と考えていたものと思われる。

これに対して自治体史である『新撰北海道史』では「蝦夷及び和人の別なく種痘を施し」(北海道庁1937:813)とアイヌと和人の双方を対象と解釈している。後継の『新北海道史』も同様である(北海道1970:683)。

菊池勇夫は「それは幕府によってアイヌへの種痘(牛痘接種法)が開始されたからである」(菊池2013:406)とアイヌを主対象と考えているといえる。

海保洋子は「安政4年(1857)、箱館奉行村垣淡路 守範正より幕府に対しアイヌへ種痘を施行する上申書 が提出される」(海保2007:30)と述べるほか、種 痘の叙述の中で和人の接種について触れていないこと からアイヌを主対象と考えていたものと思われる。

さて、当時の人々はどのように認識していたのだろうか。

安政年間にアッケシ(現 厚岸町ほか)に御雇医師として在勤した大内桐齋(余庵)は著作の「東蝦夷夜話」で、アイヌは「裳瘡をおそる、こと内地にて疫癘を恐る、よりもなほ甚しく、親は子を廃て、子は親を顧ずして、深山に逃れ竄る。西洋諸蕃に専行はる、牛痘の術に巧みなるものを撰ませられ、東西の蝦夷地はさらなり、北蝦夷の奥エトロフの離島まで遣はされ、夷人の殃死を救ひたまはる」(大友 1972:425)と述べており、ここからは大内はアイヌを主対象ととらえていたと考えられる。そして、実際に種痘を行った医師桑田立斎は「巳年五月十日、蝦夷人共為種痘彼地へ被差遣」や「箱館着之処、春中同所医師田沢春道(堂)、深瀬養俊(洋春)其外夷人種痘被仰付」と、この種痘はアイヌを主対象として認識し、記しているものと考えられる(二宮・秋葉 1999:90)。

また、いくつか残されている種痘接種者の報告をみると、ニイカップ会所(現 新冠町)が作成した報告では「種痘土人男女人別高取調候分」⁸⁾、ヨイチ場所(現 余市町)支配人の報告では「巳年種痘土人人別書上」(余市町総務課余市町史編集室 1985:1640)とアイヌの接種者数と分かる史料は散見できるが、和人接種者数と明記されている史料は管見の限り見出すことができない。

以上のことから、筆者としては当該種痘はアイヌを 主対象としたものと考える。

なお、この後に箱館奉行が行なった種痘では、その

地域から考えるに和人に種痘を行ったものもあると考えている。例えば、1858(安政 5)年3月に種痘願出を請けた村垣の命で箱館近在の村々へ医師が派遣されている(村垣 1857C:133 安政 5年3月12日条)。箱館近在は和人地に含まれる和人主体の地域なので、和人を対象に種痘を行ったといえるだろう。つまり、1857年の巡回種痘では契機がアイヌの天然痘感染による被害を箱館奉行が不憫と憐れんだためであることから、種痘事業の主対象はアイヌであったが、多くのアイヌに接種し終えた後は、管轄地域の和人にも単発で種痘を行ったと考えてよいだろう。

3. 痘苗の運用

本章では、前章で概要を振り返った 1850 年代後半の北海道等における種痘事業において痘苗がどのように調達・維持など運用されてきたのかを整理・考察して、当該種痘事業の特質理解の一助とする。

3.1. 牛痘苗招来直後における痘苗の調達・維持

本章で1850年代後半に実施された箱館奉行による種痘における痘苗について考察するにあたり、本節では、当時、痘苗がどのように調達されていたのか、他地域の状況をいくつか取り上げることで、このあとの蝦夷地での状況を考察する一助としたい。

さて、痘苗の伝達について、香西豊子は、「牛痘苗の伝苗は、痘痂が急送された長崎・京都間をのぞき、小児から小児へと種え継ぐ「人伝方式」でとりおこなわれた。人伝方式の利点は、第一に牛痘苗が活着しやすいことであった」(香西 2019:380-381)と指摘している。このなかで「長崎・京都間」というのは、1849年9月のことで、その3か月前にオランダ商館医モーニケが招来した牛痘苗が活着し、長崎で植え継がれていた痘苗を京都へ送ったことを指すが(香西 2019:372、374-375)、要は長距離の移送ならば痘痂すなわち瘡蓋状で送るが、そうではない場合は活着の良さから植え(種え)継ぎともいわれる人伝方式によって、活漿としての痘苗が維持されるということである。急送の様子だが、

「八月二八日二相接、昨五日にて七日目二ていまた膿 干ざる痘をはづし、八粒小瓶中二貯へ、当急便より差 上申候。御落手の上、早々御地の小童え御接痘二相成 候ハゝ、無相違伝染仕候儀奉存候」(香西 2019:375) とある。つまり、種痘後7日目の膿が乾いていない瘡 蓋をはずし、小瓶に8つ入れて送ったということである。当時の痘苗搬送過程がよくわかる記述である。

なお、人伝方式の良さについては佐賀藩医の伊東玄朴(香西 2019:374)が 1849 年暮れに書いた手紙からも窺える。「二度目よりは痘を潰し痘漿にて御種え可被成候、痘痂は感受不定に御座候、痘漿を取るは、種候初日より第八日目に限るなり、西洋流の第七日、日本数にて第八日なり。少しも後れ候ハバ、仮痘を生じ申候、真痘と仮痘との区別第一なり、仮痘は再痘す、慎で之れを見誤ることなかれ、」

(青木ほか 2018:73) と玄朴は延べ、痘痂では感染しない場合もあるため、種痘の2回目からは痘漿による種痘を勧めている。また、痘漿の採取は接種後7日目であり、時機を逃さないことも触れている(青木ほか2018:73)。

次に周防国の岩国藩(現 山口県岩国市ほか)における痘苗の維持についてみていく。

岩国藩では1849年に藩立の「種痘館」を設置して種痘を行った。そこでは施術当日の他に決まった複数日「種痘館」へ通うこととなっていた。その中で、接種後7日目に「種子返し」と称して、他児に植える痘苗が採取され、その後、最終的に「痂返し」として落痂がすべて「種痘館」へ渡された。これは、知識のない者などが痘痂を使用してむやみに種痘をしないよう藩が管理する目的であったという(香西 2019:390)。

さらに肥前国の大村藩領内(現 長崎県大村市ほか) での痘苗の維持についてもみていきたい。

1850 (嘉永3) 年3月以降、大村藩医長与俊民の 息子、俊達の藩に対する提案により、近隣8か村から 持ち回りで未痘児3名とその母3名を長与家敷地内の 長屋に集め種痘を行なった。補足すれば、A村の未痘 児3名が種痘を受けて6日目に、B村の未痘児3名が 長屋へきて種痘を受けるものであった。これにより廃 藩まで痘苗が絶えなかったという(香西2019:393)。

以上みてきた本節の内容をまとめると、痘苗が長崎に招来した直後の1849年、1850年頃では、痘苗には痘痂と痘漿があったが、当時の専門家の認識としては、痘苗としては痘漿が優位であった。事例として挙げた岩国藩、大村藩ではともに痘漿を活用していることが想定されるし、岩国藩では痘痂も管理していたことがわかった。

次節以降では、箱館奉行による種痘事業での痘苗に ついてみていく。

3.2. 痘苗運用の経過

本節では、箱館奉行による種痘事業において痘苗が どのように運用されたのか整理する。当該事業におけ る痘苗の記述を列挙して個別具体的にみていきたい。

箱館奉行村垣範正によると 1857 年 3 月には痘苗が 箱館へ届けられ、順次、種痘を実施していたことがわ かる。

【史料1】

三月廿六日、快晴

(中略)

○織部江も、内状廻し有之、在住もの等之義夫々 申来ル、痘種ヒンニ入七ツ来ル、右ハ勝之助へ 下ケ、御雇医師へ渡し、早々植させ申候、

(村垣 1857A:424,427-428 安政 4 年 3 月 26 日条)

このように、「痘種」が瓶に入って7つ送られてきたこと、配下の力石勝之助を通じて御雇医師へ渡したことがわかる。この時の「痘種」について、二宮陸雄は、瘡蓋・痘痂であると指摘している(二宮 1998: 243)。

この頃の村垣日記には他にも4月12日条に「痘種一瓶、勝之助へ渡し、田沢春堂江為渡候」と、同月17日条では「昨夜到来之痘種一瓶、今朝勝之助より春堂江為渡候事」とある(二宮1998:242-243)。種痘開始直後は江戸から痘苗として瘡蓋を取り寄せ、御雇医師へ下げ渡して種痘をおこなっていたといえる。

次の引用史料は、同年 5 月 21 日に箱館奉行竹内保 徳から、蝦夷地へ向かう桑田立斎への協力に関する通 達の控え文書と考えられる。

【史料2】

安政四丁巳年五月廿一日 箱館奉行竹内下野守より、白川御部屋江御達、 御鎗奉行

筒井肥前守医師

桑田立斎

右者、蝦夷人種痘之為、彼地江差遣候二付、当地より白川迄、種痘二小児召連、同所二おゐて外小児江(「植」の欠ヵ)次仙台迄召連、夫より盛岡、田名部迄、都合四ヶ所二而植次、箱館迄活漿ヲ以接続致候積二候条、立斎着以前、未痘之小児五六人并医師壱両人旅宿二呼集、立斎着

を相俟候様、右四ヶ所役人共江可被申渡候、且 又、右小児之内、良痘相発候小児相撰、壱人召 連為植継候筈ニ付、其段、役人共より兼〃相諭置、 差支無之様取斗、尤小児母并付添相越候ものゝ 往返旅籠銭等者、立斎より手当致候筈ニ付、過 当之義無之様、役人共方ニ而取調、立斎へ相達 候様、是亦可被申渡候、

右者、伊勢守殿江申上之上、申達、9)

この文書からは、桑田が箱館まで痘苗として「活 漿」を持っていくため、道中の陸奥国白河(現 福島 県白河市)、仙台(現 宮城県仙台市)、盛岡(現 岩 手県盛岡市)、田名部(現 青森県むつ市)で種痘に よる痘苗植え継ぎを計画しているので、予定地を所管 する3藩に対して被種痘児の確保など幕府箱館奉行が 協力を通達していたことが窺える。盛岡藩に対しては 翌5月22日に江戸城中にて同藩留守居に対して通達 されているので(二宮1998:243-245)、南部藩領以外 の植え継ぎ予定地である白河と仙台を支配している白 河藩か仙台藩宛の通達文の写しと思われる。

では、桑田の痘苗植え継ぎ計画を見てみよう。

まず、江戸から白河まで種痘を実施した子どもを連れていく。その子の活漿を使って、白河で別の子どもへ植え継ぐ。これを盛岡、田名部で繰り返して箱館まで活漿を持って行くというものである。これを滞りなく実施するために、桑田が種痘実施地点に到着する前に、天然痘未発症の子どもを5,6人、医師を1,2人宿に呼び集めて桑田の到着を待つ。桑田が種痘を行い、善感した子どもを選び、1人の子どもと母親等を次の種痘予定地での植え継ぎのため連れていくというものである。なお、連れていく母子への手当は桑田が支払っていた。

次の史料は、もう一人の箱館奉行で、箱館在勤だった村垣範正の日記である(二宮 1998:251)。

【史料3】

閏五月十七日、雨夕止(中略)

- 一、蝦夷地江被差遣候種痘医師、弟子共召連候儀 申上候書付、下野守、五月十八日、伊勢守殿江、 早川庄次郎を以上ル、
- 一、蝦夷人種痘之為被差遣候医師、痘苗植継方相 願候儀ニ付申上置候書付、同人五月廿二日、御 同人江、録助を以上ル、

(村垣 1857B:561,564 安政 4 年閏 5 月 17 日条)

竹内が、白河藩もしくは仙台藩に対して桑田への協力についての通達をした翌月である閏5月17日の日記で、蝦夷地へ派遣される種痘医師からの痘苗植え継ぎ計画に関する文書が老中阿部正弘へ5月22日に上呈された旨の連絡を受けたことが記されている。

【史料2】には5月21日の段階で桑田の痘苗植え継ぎ計画は「伊勢守」である阿部正弘へ報告済みであることが記されているので、【史料3】の医師は桑田ではないかもしれない。

【史料2】は桑田の痘苗植え継ぎ計画であったが、実際はどうだったのか。次の桑田自身による記録から見ていきたい。

【史料4】

(略)

同(巳年・安政四年:筆者) 閏五月晦日出立、弟子三人、西村文石、井上元長、秋山玄潭、若者四人、庄右衛門、悦次、由蔵、三次郎、上下八人、外に種痘児一人、同父母、都合十一人、長持駕四人、長持一棹、本馬三疋、人足三人、其外痘児駕、

一、活漿続接、白川駅、仙台城下、盛岡并田名辺 (部)、箱館、都合五ヵ所、七八児づつ種江候内、 一児直に先宿七八十里召連、児の両親并外付添 人共。幸して一児なれ(り)とも、不発仮痘の 憂なく、尽く正痘相発し、尤、箱館より夷地に 至るには、二児苗児引連。

(中略)

一、箱館着之処、春中同所医師田沢春道(堂)、 深瀬養俊(洋春)其外夷人種痘被仰付、種々教 諭勉強候得共、頑愚にて更々承伏不申、「假令一 命を失候共種痘は迷惑」之趣申出、迚も被行不 申趣にて、既に春中鎮台より御取寄に相成候痘 苗并深瀬持参にて参り候苗も尽く絶苗致し居候 次第に付、

(中略)

一、箱館より夷地へ出立前日、井上元長、庄右衛門付添山クシナイ迄遣し置、夫より一日後れ苗児二人召連、鷲木迄罷越候処、(中略)人心居(折)り合不申、無拠モロラン迄立越、尤、苗児は和人の一児に引接し、又野馬掛りの児に接し、調役石場斎宮殿殊の外心配被致、同心大藤児に

種し置、日々山中に逃去り(候)夷人駆り出し、教諭厳重なれども、一向利害相弁不申、只々且会所支配人其外共同様頑愚の者にて殆ど困却、無拠方便散在して手掛りを求め、漸々夷人十四人引接す、夫よりユーフツへ西村文石、井上元長罷越、詰合鈴木庄助へ談じ、且同所支配人は大に怜悧の者にて、夷人諭方宜敷、三十人程忽ち接痘相施し申候、尤、苗はモロランより引連申候、(二宮・秋葉 1999:90-91)

この史料だが、2つの「(中略)」を挟んで順に前 段・中段・後段と呼ぶことにする。

【史料4】の前段からは、江戸から種痘を受けた子ども1人とその父母が同行したことがわかる。そして、白河、仙台、盛岡、田名部、箱館の5ヵ所でそれぞれ7,8人ずつの子どもへ種痘した。二宮によれば、その中の1人は両親や付添人および恐らくは門人の種痘医もつけて、あらゆる偶発事態に対して万全な備えとして、桑田より先に出発させたとしている(二宮1998:253)。そして、箱館から蝦夷地に入る際には「苗児」として子どもを2人連れて行ったという。

中段には、箱館奉行が取り寄せた痘苗や種痘医師として幕府から派遣された深瀬洋春が持参した痘苗も絶えてしまったことが記されている。痘苗の形態、瘡蓋なのか活漿なのかまでは読み取れないが、【史料1】と合わせて考えると、奉行が取り寄せた痘苗は瘡蓋・痘痂であったと考えられる。

後段では、モロランまでやってきた桑田が、それまで順調に種痘を実施することができず、痘苗を維持するため、和人の子どもや放牧馬担当者の子どもにも種痘を行ったこと、モロラン詰の箱館奉行支配調役石場斎宮が痘苗が絶えるのを心配して、同心大藤権左衛門の子どもにも接種した(二宮 1998:269)。また、桑田の弟子である西村文石と井上元長がユウフツ場所へ移動したが、その時の痘苗はモロランから連れてきた子どもであったことが記されている。

次の【史料 5】は、マシケ場所の御用所に対して、 場所請負人の伊達林右衛門が 1857 年 8 月に売り上げ た品物のリストの一部である。

【史料5】

覚

巳年正月

(中略)

八月

但壱反二付壱把弐百文

一 六百文 中半紙弐米

一 三百七拾文 酉の内紙壱状一 三百四拾文 中蝋燭弐拾挺

一 四貫八百文 両面染木綿三反

但種痘之節被下候

一 七百文 白米壱斗

但前同断

一 三百文 地廻煙艸五把

但前同断

〆七貫五百拾文

(中略)

右之通、於マシケ御場所御用所、賣上品代、書面 之通御座候、以上

> 伊達林右衛門 代 文治 ¹⁰⁾

史料を見ると、「両面染木綿」3反、「白米」1斗、「地廻煙草」5把の但し書きに「種痘之節被下候」と書かれている。つまり、マシケでの種痘の際に木綿、白米、煙草がアイヌへ幕府の御用所から下されたことがわかる。この場合、考えられるのは、種痘を受けたアイヌ、または、痘苗となってマシケへ連れてこられたアイヌであるが、【史料5】の情報ではいずれかは判断できない。

次の【史料 6】は、【史料 5】と類似しているが、マシケ場所の南に隣接する浜マシケ場所(現 石狩市)での御用所に対する場所請負商人伊達林右衛門の1857 年 12 月の売り上げリストの一部である。

【史料6】

(略) 十二月

一 銭 六百文 中半紙弐米

(中略)

〆 金四両壱分

三貫三百五拾八文

於永四百九拾三文八分

帰俗土人子供江被下置候

一 銭 九貫六百文 染木綿八反

但壱反ニ付壱〆弐百文

(中略)

種痘之節イシカリ土人江被下置候分

一 同 弐貫四百文 中色染弐反

右同断

一 同 七百三拾文 並白米壱斗

但壱升二付七拾三文

右同断

一 同 三百文 地廻煙艸五把

但壱把ニ付六拾文

(中略)

右之通、於濱マシケ御場所御用所、賣上品代書面 之通御座候、以上

> 伊達林右衛門 代 文治 ¹¹⁾

この史料では、「中色染」木綿2反、「白米」1斗、「地廻煙草」5把が「種痘之節イシカリ土人江被下置候分」と書かれている。つまり、浜マシケでの種痘の際に木綿、白米、煙草が浜マシケの南部に隣接するイシカリのアイヌへ幕府の御用所から下されたことがわかる。この場合、どんな理由でアイヌに木綿等が下されたのかについて、別途、他場所での事例と合わせて考察したい。

次の【史料7】は翌 1858 年に箱館奉行から種痘実施を命じられた深瀬洋春が幕吏に依頼した内容がわかる文書である。

【史料7】

二月廿一日 木川直右衛門 印

神山忠三郎 印小池銀之助 印大河内藤右衛門 印加藤善太郎 印

渡邊敬次郎 印

吉岡新太郎様

吉澤佐十郎様

宇津木頼母様

飯田豊之助様

樋野恵助様

庵原勇三郎様

大河内八太郎様

追而、御披見之上、早 / 御順達可被成候、奥村季 五郎殿も来ル廿八日箱館表、御出立之積り二候 間、御心得迄二申進置候、

私儀、北蝦夷地并北海岸廻浦種痘可致趣、被(欠) 仰渡候二付、兼而於当市中続置候種苗、此度彼地 江続送り度奉願候、然上者、当所より山越、岩内、 石狩、增気、手汐、宗谷以上六个所二而、苗続 不仕候得者、彼地二而種痘仕兼候、尤右場所苗 続土人之儀者、私昨年種痘之節、談合候処も有之、 於山越内、土人四人残置候得者、右四人之内貳 人者、当所迄呼寄候筈、当所二而苗相移、於山 越内、他貳人江続、夫より降雨土人貳人江種続 仕候、此者、前以岩内迄差出置候積り二御座候間、 此趣岩内御場所江御触渡被下度、石狩者、川上 土人未タ種痘不致者有之候得者、呼下置候様仕 度、夫より増気土人、此者四人残置候間、案内次 第差出置候積り、手汐土人、此も川上土人案内 次第相下置候様談合居候、宗谷御場所ハ、昨年 種痘之節、不居合者数人有之候筈、此同様呼集度、 以上六个所土人共手配い多し置候様被(欠)仰 渡被下度偏奉願候、愈来月十八日、此地出立仕候、 川上土人呼寄旁々里数御座候間、此段御触渡置 被下場所々々手配致し置候様奉願候、若途中苗 続土人遅滞仕、絶苗二相成候得者、於彼地種痘 仕兼候間、何卒右御場所六个所江、此段御触渡 被下度奉願候、

二月十九日 深瀬洋春 12)

まず、【史料7】の文書の構成から説明する。この文書は「私儀」から始まる後段とそれ以前の前段と分けることができる。後段は1858年2月19日付で深瀬洋春が書いたもので、前段は2日後の2月21日付で箱館奉行配下の幕吏で箱館に詰めている木川直右衛門ほか6名が同じく配下の幕吏で北海道日本海側などに詰めている吉岡新太郎ほか7名宛てに差し出したものである¹³⁾。後段の文書は前段の文書の添付文書であり、深瀬の依頼を受けて痘苗となるアイヌを遅滞なく確保するよう指示した文書と言える。

次に背景について補足すると、深瀬は2月8日に箱館において箱館奉行支配組頭勤方の安間純之進から、「西地通ソウヤゟ北地へ渡り戻り、北海岸アハシリ通、回浦種痘候様」(村垣 1857C:78-79 安政5年2月8日

条)と当時、北蝦夷地と呼ばれた樺太と同じく北海岸と呼ばれた北海道オホーツク海沿岸での種痘を命じられた。深瀬は命を受けて痘苗の植え継ぎ計画を立て、同月19日付で幕吏へ痘苗となるアイヌの確保を依頼し、これを受けた幕吏が、同月21日付で蝦夷地各地に詰めている幕吏に対して指示文書を出したというものである。

では、深瀬による植え継ぎ計画を見ていこう。

深瀬は前年の1857年に北海道日本海沿岸を巡回し種痘を行ったが、この【史料7】は管見の限り唯一の具体的な接種場所を示している文書である。つまり、前年に「山越内」、「降雨」、「石狩」、「増気」、「手汐」、「宗谷」は巡回しているものと考えられる。

まず、ヤムクシナイで種痘未実施のアイヌが4人いるので、このうちの2人を箱館市中へ呼び寄せて種痘を行う。この者を連れてヤムクシナイへ行き、その膿みを使って、そこにいる残り2人のアイヌへ種痘する。さらにこの2人の膿みを使ってフルウのアイヌ2人へ種痘するが、事前にイワナイへ呼び寄せて種痘を実施する。イシカリでは石狩川の上流に住むアイヌで種痘未実施の者がいるので河口に呼び寄せて種痘する。マシケでは4人の種痘未実施者がいるので、この者へ種痘し、テシオでも天塩川の上流に住むアイヌで種痘未実施者がいるので河口に来るよう前年に話し合っているという。ソウヤでは前年の種痘実施時に不在だった者がいるので呼び集めてほしいという内容である。

【史料8】~【史料11】は、箱館奉行配下のエサシ(現 枝幸町)御用所とモンベツ御用所の文書であり、一部、両御用所間のやりとりも含まれている。内容は1858年6月に両御用所を含む北海道オホーツク海沿岸に種痘のため来訪した深瀬洋春が痘苗として連れてきたアイヌに関するものである。以下、関係箇所をみていきたい。

【史料8】

(朱書)

「午ノ十月十八日到来」

以書状致啓上候、然者宗谷よりルルモツへへ与有 之候焼印壱本、相廻り、当所合船極印相済候ニ 付、其御地江相廻し候、御請取可被成候、御地 合船極印相済候ハゝ、先ル江御送りシヤリより ソウヤ江早ル御返却相成候様、御申送り可被成 候、先般、深瀬洋春種痘植附種として、当所百 姓徳太郎与申者壱人、其御地迄罷越候ニ付、為 御手当染木綿壱反被下候積り、右者其御地二而 御渡可相成筈之処、着懸り候義二而、御渡無之 候二付、於エサシニ染木綿壱反、同人江相渡し、 当所御入用二組込候積り、其段調役衆江も申上 置候処、右二而宜敷候間、其旨モンヘツ江相断 置可申旨、御同人より申越候間、此段御達申置候、 右可得御意、如此御座候、以上

十月十一日

小谷野邦之助 印

牧野兵五郎 印

細野五左衛門様

逸見小十郎 様

尚以、本文焼印之義者、宗谷より損し到来いたし 候間、為念、御断置申候、以上

一 大藤権左衛門、道沢重左衛門、梶谷清七江銘 〃壱封ツ > 大藤より之書状差送り候間、先 〃御 順達可被下候、以上 ¹⁴⁾

【史料9】

以書状致啓上候、然者先般深瀬洋春廻浦之節、種 痘種土人、御地徳太郎江、為御手当、染木綿壱 反御渡被成、其御地御入用二組込之趣、被申越 委細承知致候、

一 ソウヤ表より相廻り候焼印壱挺、落手致候、 且損居趣、是又承知致候、右可得御意、如此御 座候、以上

午十月廿三日

逸見小十郎 印細野五左衛門 印

小谷野邦之助様 牧野 兵五郎様 ¹⁵⁾

【史料 10】

ソウヤ惣名主

カケソウ景蔵

惣年寄

ハンクワ半五郎

(中略)

エサシ

徳太郎

トク

(中略)

モンベツ

勝次

カツホツ ¹⁶⁾

【史料 11】

「十一月廿二日モンヘツ到来」

以書状啓上仕候、然者十月十四日附、同二日付共、 十一月七日到来致、披見候処、先般ユウヘツ平土 人之義、役土人其外ニ而尋出召連候由、且深瀬 洋春種痘為植附種、其御地江召連候百姓江、為 御手当染木綿壱反、於エサシ相渡候積り御達置 候処、御承知之趣、此段合船焼印御請取之趣共、 夫〃御請書差越、落手、承知いたし候、右御報 而巳如此御座候、以上

十一月十日

小谷野邦之助 印 牧野兵五郎 印

細野五左衛門様 逸見小十郎 様

猶以、梶谷清七江兵五郎より壱封御同便御差送り 可被下候、以上 ¹⁷⁾

【史料 8】によると深瀬が種痘を植え附けるための「種」、つまり痘漿提供者としてエサシ在住の百姓徳太郎をモンベツまで連れてきた。徳太郎は、【史料 10】で裏付け史料を紹介しているが風俗を和風化したアイヌである。その者へは手当として、染木綿1反をモンベツで支給されるはずであったが、渡されなかったのでエサシで渡し、その費用はエサシ御用所の経費に組み込む予定というものである。

【史料 9】は【史料 8】の12日後に書かれた返書的な文書といえる。この文書では痘漿を提供したアイヌを「種土人」と表記している。内容はエサシ在住の徳太郎に対して手当として染め木綿1反を渡し、費用をエサシ御用所の経費に組み込んだ旨を承知したというものである。

【史料 10】は名簿だが、エサシ在住の徳太郎は アイヌ語名は「トク」であることがわかる。つまり、 トクは風俗を和風化したアイヌであること、アイヌに 対しては当時の公文書では「土人」と表記するが、和 風化したことから「百姓」と呼ばれていたことがわか る。

【史料 11】は【史料 9】のその後の内容といえるが、エサシ御用所で百姓徳太郎へ手当の染め木綿を渡した旨をモンベツ御用所へ通知したところ、それを承知した旨のモンベツ御用所からの請書がエサシに届いたことの報告という内容である。

次の【史料 12】および【史料 13】は、安政 5 年 9 月にシャリ(現 斜里町)からモンベツへ種痘のため に来た種痘医師で桑田立斎の弟子の井上元長が連れて きたアイヌ(痘漿提供者)への手当支給に関する文書 である。

【史料 12】

安政五午年

モンヘツ諸御入用御勘定帳

モンヘツ詰 細野五左衛門 逸見小十郎

穴熊胆皮共六疋分御買上代

(中略)

土人共種痘之節、種土人江被下候御手当御入用、 是者当六月種痘医師深瀬洋春罷越、致種痘、其 砌、病気差合等ニ而植残相成候土人共、当九月 同所医師井上元長シヤリより罷越、種痘致、其砌、 召連候種土人江、染木綿壱反、銭弐百文為御手 当差遣、且此者ハ女土人之儀ニ而男土人壱人附 添罷越候ニ付、是亦為御手当銭弐百文遣、染木 綿壱反ハ代壱〆四百文、合銭壱〆八百文、

(中略)

小以

右者安政五午年御入用高、御勘定書面之通御座候、 右金於箱館表請負人、柏屋喜兵衛江御渡可被下 候、以上、

安政五午年十月

モンヘツ詰 細野五左衛門 印

逸見小十郎 印 ¹⁸⁾

【史料 13】

「午ノ十一月四日差立」

以書状啓上仕候、然は先般井上元長罷越、其砌召連参候種痘種土人江、為御手当、染木綿壱反被下候ニ付、其品其運上家江早〃可相廻旨、申付置候、相達候ハゝ其者江渡方御取計可被下候、右得貴意度、如斯御座候、以上

午ノ十一月四日

モンヘツ詰

細野五左衛門 印

宮崎三左衛門様

縮以、先般本文女土人江銭弐百文、其節同道男土人江銭弐百文、是等為差廻候、右も疾相達候儀と奉存候、此段為念申上候、以上¹⁹⁾

【史料 12】はモンベツ御用所における経費の帳簿である。ここでとりあげるのは、モンベツ場所でアイヌへの種痘の際に痘漿を提供したアイヌへの手当の経費であって、その詳細も書かれている。その内容は次のとおりである。安政 5 年 6 月に深瀬がモンベツへ来て種痘を行ったが、その際に病気等の理由で接種しなかったアイヌに対して、同年 9 月にシャリからモンベツに来た井上が種痘を行った。その際にシャリから連れてきた痘漿を提供したアイヌへ、手当として染め木綿 1 反および銭 200 文支給した。なお、このアイヌは女性で、男性が付き添ったので、その男性へ銭 200 文支給したというものである。

【史料 13】はモンベツ御用所から、痘苗を担った女性アイヌが暮らすシャリ場所を所管するシャリ御用所への連絡文書である。内容は、女性アイヌへの手当の品である染め木綿をシャリの運上屋へ回送するよう指示したので、届いたら女性アイヌへ渡すよう依頼するということと、女性アイヌおよび付き添いの男性アイヌへそれぞれ渡す各銭 200 文も回送するので届くだろう、同様に渡してほしいということである。

次の【史料 14】は、子モロ場所でアイヌ語通詞を 務めた加賀伝蔵の「日記」である。

【史料 14】

シヤリ土人

クナシリより付添

清酒代として役土人一、青銅弐百文ツ、種三人

アシヌカラ トロバ シユメシユシ

サマクシ

右者、種痘医師付添として当所へ罷越候二付、御 上より被下候、²⁰⁾

この史料からは種痘医師の付き添いに対して、痘漿を提供したアイヌも含め清酒代が幕府(御用所の経費という意味と思われるが)から支給されたことがわかる。

以上みてきたとおり、本節では、箱館奉行による種

痘事業において痘苗がどのように運用されたのか、当該事業における痘苗の記述を列挙して個別具体的にみてきた。ここからいえることは、種痘事業の最初は江戸から瘡蓋状の痘痂を入手し、それを痘苗としていたが、桑田が種痘を開始して以降は、膿みである痘漿を使った植え継ぎが主流となり、そのため、痘漿を提供したアイヌが当該種痘事業の成功に貢献したといえるだろう。

次節では、本節でみた個別事例から、当該種痘事業 における痘苗の調達について考察していく。

3.3. 痘苗の調達

本節では、箱館奉行による種痘事業において痘苗が どのように調達されたのか考察する。考察にあたって は、調達した痘苗の種類、調達方法、調達経費の大き く3点について考察を進めていきたい。

1つ目は、調達した痘苗の種類についてである。

【史料1】で引用したが、箱館奉行村垣範正の日記に、1857年3月26日に「痘種」が瓶に入って届けられ、それを御雇医師へ渡して種痘を実施させたことが書かれている(村垣1857A:427-428 安政4年3月26日条)。ここでいう「痘種」とは瘡蓋のことである(二宮1998:243)。

次に【史料 2】の箱館奉行竹内保徳からの通達の控え文書にあるが、桑田立斎は「箱館迄活漿ヲ以接続」²¹⁾とある。この「活漿」とは痘漿のことである(二宮 1998:252)。

以上により、この箱館奉行による種痘では、瘡蓋と 痘漿が痘苗として調達されたといえる。

2つ目は、調達方法についてである。

瘡蓋については、先述のとおり、村垣の日記に瓶に入れられて江戸から箱館まで届けられたことがわかる。この「痘種ビン」の確保について、二宮陸雄は、「これらの痘種(かさぶた)は在府の箱館奉行竹内下野守が組頭河津三郎太郎に命じて手配したものである」としているが、その根拠については筆者は見出すことができなかった(二宮 1998:243)。ただ江戸から送られて来たと思われることから、在府の竹内が関係していることは想像に難くない。

痘漿についても、竹内の通達文書に、桑田がまず江 戸から箱館まで植え継いできたこと、つまり、種痘を 行い、その子どもの膿み(膿汁)を使って次の子ども へ種痘を行うことを繰り返して、箱館まで持ってきた ということである。このことは【史料4】で引用した 桑田立斎による「立斎年表」にも書かれているし、そ の後の蝦夷地での種痘でも痘漿を植え継いで実施して いたことがわかる(二宮・秋葉 1999:90-91)。ところ で、この種痘事業は 1857 年から翌々年の 1859 年に かけて実施された。この中で、少なくとも深瀬洋春は、 1858 年の種痘を、同年 2 月 8 日に組頭勤方の安間純 之進から種痘実施指示を伝えられてから実施しており、 それまでは期間は不明だが巡回種痘は休んでいたもの と考えられる。その間の痘苗、痘漿の維持は、【史料 7】を見ると「於当市中続置候種苗」とあることから、 箱館市中において定期的に種痘を繰り返して植え継い だことによって、痘漿を維持し続けていたものと考え られる 222)。

そして、痘漿提供者の確保についてであるが、種痘 事業開始前の状況についてみていく。【史料2】には、 桑田が江戸から箱館まで種痘を植え継ぐ計画が窺える。 これによると、白河、仙台、盛岡、田名部の4ヶ所の 役人に対して、天然痘の発症歴のない、無論、種痘 の接種歴もない子ども5,6人を呼び集めるようにと、 箱館奉行から白河藩、仙台藩、南部藩へ通達が出され た²³⁾。つまり、桑田に対して蝦夷地での種痘を命じ た幕府が沿道の3藩に命じる形ではあったが、確保し たといってよいのではないか。

次に種痘事業開始後の状況を見ていく。【史料4】では、「調役石場斎宮殿殊の外心配被致、同心大藤児に種し置」(二宮・秋葉 1999:91)とあるので、同心大藤権左衛門の子どもを確保したのは、上司であり、痘苗が絶えるのを心配した調役石場斎宮ではないだろうか。【史料7】には種痘医師深瀬洋春による箱館奉行の、多分箱館詰幕吏に対する「苗続土人」(痘漿を提供するアイヌ)の確保依頼文書が含まれている。具体的な内容は前節で紹介しているので省くが、確保するのは箱館奉行配下の幕吏であり、さらに言えば、箱館詰の幕吏から通達を受けた、種痘実施地を所管する御用所の幕吏だったことがこの史料からわかる²⁴。

以上を整理すると、痘漿提供者の確保は、種痘事業の実施前後を問わず幕府、ひいては箱館奉行が行なっていたといえる。

3つ目は、調達経費についてである。

瘡蓋については、経費に関する記述を管見の限り見 出してはいない。今後の検討課題といえよう。次に痘 漿についてである。これは支出対象と支出負担者につ いて検討していきたい。

まず、支出対象だが、種痘開始前については【史料2】をみると概要が窺える。「小児母幷付添相越候もの」を対象として、「往返旅籠銭等」つまり、往復の宿泊代等が支出内容だったと考えられる²⁵。

【史料8】からは「深瀬洋春種痘植附種として、当 所百姓徳太郎」へ「為御手当染木綿壱反被下候積り」、 つまり、痘漿を提供した徳太郎へ手当として染木綿1 反を支給する予定であることがわかる²⁶。

【史料 12】によれば、痘漿提供者の女性に染木綿 1 反と銭 200 文を、付添の男性には銭 200 文が手当 として支給されたことがわかる ²⁷。【史料 14】では、種痘医師に付き添ってクナシリから子モロに来た痘 漿提供者 3 人を含む人々へ清酒代として「青銅」200 文ずつ支給された ²⁸⁾。以上のことから、支出対象は 痘漿提供児者、その保護者および付添者と考えられる。

次いで、負担者だが、種痘開始前は【史料2】によ ると、「立斎より手当致候筈」²⁹⁾とあることから、少 なくとも桑田が幕府から拝領した薬種料あたりから負 担する予定であったことはいえるし、実際にそうした のではないか。【史料7】はエサシ御用所からモンベ ツ御用所宛てに差し出された公文書だが、記述を見 ると、痘漿を提供したエサシ場所内に住む徳太郎へ の手当について「其御地ニ而御渡可相成筈之処」と ある 300。「御地」は宛先であり種痘実施地であるモン ベツを指すものと読み取れるので、手当は支出対象 者(痘漿提供者)の痘漿を使った種痘の実施地を所管 するモンベツ御用所が渡すはずと解釈できるので、少 なくともモンベツ、エサシ近辺では種痘実施地の御 用所が負担していたと考えられる。【史料 12】からは、 1858年9月に種痘医師井上元長がシャリから連れて きた痘漿提供者および付添者への手当をモンベツ御用 所の経費の帳簿に計上していることから³¹⁾、シャリ 近辺も手当の負担は、モンベツ、エサシ近辺と同様で あったと考えられる。なお、【史料6】には、浜マシ ケ御用所が、種痘の際に隣接するイシカリのアイヌに 染木綿、白米、煙草を支給したことがわかる記述が含 まれているが 32)、モンベツ御用所付近での負担のルー ルを考えると痘漿提供者への支出負担だった可能性も 否めないが断定はできないので、今後の検討課題と言 えよう。以上を整理すると、史料が残っているモンベ ツ近辺では種痘実施地の御用所が痘漿提供者の手当を 負担していたといえる。

4. おわりに

以上のとおり、本稿では、1857年から59年にかけて箱館奉行が行った種痘における痘苗の運用について考察してきた。第3章第1節では他地域の痘苗の運用として、1850年前後の長崎、岩国、大村の事例を紹介したが、そこで痘苗として用いられていたのは痘痂や痘漿であり、痘漿も人伝方式で維持されていた。箱館奉行による種痘でも同様の方式で運用されたといってよいだろう。

本稿で検討している時期以降も北海道内で天然痘が流行し、種痘も行われている。明治維新後は、明治政府の行政機関である箱館府や開拓使が種痘の実施主体となった。その頃における痘苗の運用実態の解明は今後の検討課題としたい。

注

- 1) 実施年は先行研究によって諸説あることや本稿の主題からずれているのであいまいな表現とした。諸説を例示すると、1744 (延享元)年とするのが、添川正夫(『日本痘苗史序説』近代出版、1987年、p.8)、1745 (延享2)年とするのが、青木蔵幸(『人痘法の展開』青木蔵幸・大島明秀・W.ミヒェル編『天然痘との闘い 九州の種痘』岩田書院、2018年、p.28)・香西豊子(『種痘という〈衛生〉近世日本における予防接種の歴史』東京大学出版会、2019年、p.184)、1746 (延享3)年とするのが矢追秀武(『種痘』南條書店、1947年、p.6)・深瀬泰旦(『天然痘根絶史――近代医学勃興期の人びと』思文閣出版、2002年、p.262)である。
- 2)「蝦夷人種痘のため医師桑田立斎・深瀬洋春派遣の件」「御用留 安政四 巳年五月ヨリ」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 26 件番号 33。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg,jp/1113001/kokai/ monjokan/hakodate/bo00026/bo00026_03 3.pdf(2021年10月6日閲覧)
- 3) 前掲注 2)「蝦夷人種痘のため医師桑田立斎・深瀬洋春派遣の件」
- 4) 「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件」「御用留 安政五午 年中到来 従正月至五月到来」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文 書、請求記号 簿書 33 件番号 41。http://www.bunsho.pref.hokkaido. lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00033/bo00033_041.pdf (2021年9月10日閲覧)
- 5)「ウシヨロ村にて越年のスメレンクル人母娘種痘施術方願出の件」「北 蝦夷地仕出之部御用留 安政五午年」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所 文書、請求記号 簿書 42 件番号 30。http://www.bunsho.pref.hokkaido. lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00042/bo00042_030.pdf (2021 年 10 月 6 日閲覧)
- 6)「安政5年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入用金高勘定書」「雑用金其外御渡金之節書類 巳八月、御渡金請取方留 安政五戊午年分、佐竹右京大夫家来伺達 安政三丙辰年三月、佐竹右京大夫家来伺達,モンヘツ諸御入用御勘定帳 安政五午年、エタンネシラリ江寄鯨一件 巳ノ十一月 御用向割判扣 安政四丁巳年間五月より,自分出稼土人調書 安政四年丁巳年二月改,モンベツ諸御入用御勘定帳 安政五午年、トコロ平土人シノトカアヰノ外弐人溺死一件留書 巳三月」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 40 件番号8。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00040/bo00040_008.pdf (2021年9月14日閲覧)
- 7)「蝦夷人種痘のため医師桑田立斎・深瀬洋春派遣の件」「御用留安政四 巳年五月ヨリ」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書

- 26 件番号 33。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00026/bo00026_033.pdf(2022 年 1 月 28 日 閲 暫)
- 8)「御料安政六未年中諸廉合目録 全」北海道立文書館所蔵、請求記号 旧 記 1997
- 9)「種痘二付桑田立斎江御達」「安政雑記」第7冊、国立公文書館所蔵、 内閣文庫、請求番号 150·0158·0308。https://www.digital.archives. go.jp/item/742276 (2021 年 9 月 9 日閲覧)
- 10)「御用所御入用品書上安政四巳年」「箱館附御用留」北海道大学附属 図書館所蔵、伊達家文書、請求番号伊達家A32
- 11) 前揭注 10)「御用所御入用品書上 安政四巳年」
- 12) 前掲注 4) 「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件」
- 13) 【史料7】 の差出および宛先に名を連ねている幕吏の勤務地と役職 (1858 年 12 月現在)を次に記す。

<差出>

木川 (箱館·調役下役出役)、冲山 (箱館·調役下役出役)、小池 (箱館·調役下役)、大河内藤右衛門 (箱館·調役下役)、加藤 (箱館·調役下役)、渡邊 (箱館・調役下役)

<宛先>

吉岡(ヤムクシナイ〔山越内〕・調役下役)、吉澤(イワナイ〔岩内〕・調役下役)、宇津木(ヲタルナイ〔小樽内〕・調役下役)、飯田(イシカリ〔石狩〕・調役下役)、樋野(マシケ〔増毛〕・調役下役出役)、庵原(ソウヤ〔宗谷〕・調役下役)、大河内八太郎(箱館・調役下役見習)関係する役職の職階は、上から調役下役→調役下役出役→調役下役見 習の順である。箱館勤務の幕吏からアイヌの確保を依頼する各地に勤務する幕吏宛ての文書であることを裏付けるような勤務地といえる。また、役職はほぼ同格同士のやり取りともいえよう。なお、箱館詰の大河内八太郎が宛先にいるのは気になるが、【史料7】が差し立てられてから10カ月後の所属なので、その間に箱館へ異動になったのかもしれない。

※出典:青山英幸「箱館奉行文書について――簿冊についての覚書き――」『(北海道立文書館)研究紀要』第9号、1994年3月、pp..74(21)-73(22),71(24),69(26)-68(27)

- 14)「合船極印差回に付、使用後シヤリよりソウヤへ返却方、並に種痘 医師召連の痘苗土人手当渡方に付、エサシより申送の件」「他場所 差立到来留 安政五午年」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、 請求 記号 簿書 37 件番号 49。http://www.bunsho.pref.hokkaido. lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00037/bo00037_049.pdf (2021 年 9 月 14 日閲覧)
- 15) 「種痘医師深瀬洋春召連の痘苗土人徳太郎手当そのほか承知の旨エサシへ書状」箱館奉行所モンベツ御用所 1857-1858『他場所差立到来留 安政五午年』北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 37 件番号 52。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00037/bo00037_052.pdf (2021 年 9 月 14 日閲覧)
- 16)「帰俗土人改名書」「御用状廉々控帳 安政五年」北海道立文書館所蔵、 箱館奉行所文書、請求記号 簿書 43 件番号 34。http://www.bunsho. pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00043/ bo00043_035.pdf(2021 年 9 月 14 日閲覧)
- 17)「ユウヘツ平土人発見並に深瀬洋春召連土人手当渡方そのほかに付請書落手の旨エサシ詰より申越の件」「他場所差立到来留 安政五午年」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 37 件番号 56。 http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00037/bo00037 056.pdf (2021 年 9 月 14 日閲覧)
- 18) 前掲注 6)「安政 5 年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入 用金高勘定書」
- 19)「井上元長召連種痘種女土人手当品渡方の件」「他場所差立到来留 安 政五午年」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 37 件 番 号 53。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg,jp/1113001/kokai/ monjokan/hakodate/bo00037/bo00037_053.pdf(2021年9月14日閲覧)
- 20)「日記ノツケ伝蔵〔1〕」別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館所蔵、加賀家文書、整理番号 K4-92
- 21) 前掲注 9)「種痘ニ付桑田立斎江御達」
- 22) 前掲注 4)「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件」

- 23) 前掲注 9)「種痘二付桑田立斎江御達 |
- 24) 前掲注 4) 「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件 |
- 25) 前掲注 9)「種痘ニ付桑田立斎江御達」
- 26) 前掲注 14)「合船極印差回に付、使用後シヤリよりソウヤへ返却方、 並に種痘医師召連の痘苗土人手当渡方に付、エサシより申送の件」
- 27) 前掲注 6)「安政 5 年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入 用金高勘定書」
- 28) 前掲注 20)「日記ノツケ伝蔵〔1〕」
- 29) 前掲注 9)「種痘ニ付桑田立斎江御達|
- 30) 前掲注 14)「合船極印差回に付、使用後シヤリよりソウヤへ返却方、 並に種痘医師召連の痘苗土人手当渡方に付、エサシより申送の件」
- 31) 前掲注 6)「安政 5 年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入 用金高勘定書」
- 32) 前掲注 10)「御用所御入用品書上 安政四巳年」

参照文献

- 青木歳幸・大島明秀・W. ミヒェル編 2018. 『天然痘との闘い 九州 の種痘』東京:岩田書院.
- 青山英幸 1994.「箱館奉行文書について――簿冊についての覚書き ――」「(北海道立文書館) 研究紀要」第9号:94(1)-24(71).
- アン・ジャネッタ著、廣川和花・木曾明子訳 2013. 『種痘伝来―― 日本の〈開国〉と知の国際ネットワーク』東京:岩波書店.
- 大友喜作編 1972. 『北夷談・北蝦夷図説・東蝦夷夜話』 北門叢書第 5 冊、東京: 国書刊行会.
- 海保洋子 2007. 「近世イシカリ場所疱瘡流行史ノート――文化 14 年を中心に――」『札幌の歴史』第 53 号: 22-33.
- 菊池勇夫 2013. 『アイヌと松前の政治文化論――境界と民族』東京: 校倉書房。初出は「疱瘡流行とアイヌ社会――19 世紀前期の 人命喪失と蝦夷地開発」『歴史科学』171、2002 年.
- 香西豊子 2019. 『種痘という〈衛生〉近世日本における予防接種の 歴史』東京:東京大学出版会.
- 高倉新一郎 1942.『アイヌ政策史』東京:日本評論社 .
- 永野正宏 2011. 「1857 ~ 1859 年における箱館奉行による種痘の再 検討 | 『北方人文研究』 4:1-23.
 - 2017「近世蝦夷地における痘瘡対策」『日本歴史』824:102-117
 - 2018「幕末の北蝦夷地における痘瘡流行と種痘」『北辰』 13:1-25
- 二宮陸雄 1998. 『桑田立斎先生』 東京:桑田立斎先生顕彰会.
- 二宮陸雄・秋葉實 1999.「桑田立斎『立斎年表』」『日本医史学雑誌』 45(1): 85-98。 http://jsmh.umin.jp/journal/45-1/85-98.pdf (2021 年 9 月 9 日閲覧)
- 北海道編 1970. 『新北海道史』 第 2 巻通説 1 、札幌:北海道 .
- 北海道庁編 1937. 『新撰北海道史』第2巻通説1、札幌:北海道庁. 松浦武四郎著・秋葉質翻刻・高倉新一郎校訂 1982. 『丁巳東西蝦夷 山川地理取調日誌』上、札幌:北海道出版企画センター.
- 三村節子・中村英子・浦田遊 1996. 「(古文書紹介)「子モロ土人種 痘之儀ニ付申上候書付」安政年間の根室アイヌへの種痘」『久摺』 5:17-45.
- 村垣範正 1857A「村垣淡路守公務日記之九」東京大学史料編纂所編 1986 (覆刻再刊)『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、pp.345-534、東京:東京大学出版会.
 - 1857B「村垣淡路守公務日記之十」東京大学史料編纂所編 1986 (覆刻再刊)『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、 pp.534-754、東京:東京大学出版会.
 - 1857C「村垣淡路守公務日記之十二」東京大学史料編纂所編 1986 (覆刻再刊)『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之五、 pp. 2·205、東京:東京大学出版会.
- 余市町総務課余市町史編集室編 1985.『余市町史』第1巻資料編1、 余市: 余市町.

鵡川地方のアイヌ文化伝承者、吉村冬子フチの教え

The Teachings of Our Huci, Fuyuko Yoshimura, an Inheritor of Ainu Culture in Mukawa

押野朱美 (OSHINO Akemi)

国立アイヌ民族博物館学芸員(Reseach and Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

秋山里架(AKIYAMA Rika)

民族共生象徵空間運営本部文化振興部体験教育課主任(Team Leader for Cultural Programs, Educational Program Division, Culture Promotion Department, UPOPOY)

要旨

吉村冬子フチは、鵡川地方のアイヌ文化伝承者である。幼少期はチセの中で過ごし、父親母親が交わすアイヌ語を聞きながら育った。後世は、言葉や芸能、生活習慣などを伝承する普及活動に務め、冬子フチの姉にあたる新井田セイノフチと共に各地でカムイユカラなどの口演に出向く機会も多くあった。

本研究ノートでは、冬子フチの伝承を家庭内で受け継いでいる孫の押野・秋山(執筆者)が、冬子フチが発信してきたアイヌ文化について冬子フチに関連する資料と照らし合わせながら報告する。加えて、両執筆者が勤務する民族共生象徴空間「ウポポイ」、文化振興部と国立アイヌ民族博物館での教育普及活動、鵡川地方のアイヌ文化を紹介する各自のプログラムでの取り組みを分析することで、「鵡川地方のアイヌ文化伝承者、吉村冬子フチの教え」に迫り、冬子フチに関する資料と位置付ける。

キーワード:鵡川地方アイヌ文化、鵡川地方アイヌ古式舞踊、ウポポイ、教育普及活動、伝承者育成、鵡川地方アイヌ語

Abstract

Yoshimura Fuyuko *huci* (female elder) is an inheritor of Ainu culture and tradition from the Mukawa region. She spent her childhood in a traditional *cise* (house), where she grew up listening to her father and mother speaking the Ainu language. Later in her life, she contributed to spread language, traditional performing arts, and lifestyle.

Fuyuko *huci* often traveled with her elder sister, Araida Seino *huci*, to various locations to give oral performances of *kamuy yukar* and sharing information about other Ainu customs.

In this paper, the authors, who have inherited the traditional cultural knowledge of Fuyuko *huci* as family members (granddaughters), report on the Ainu culture transmitted by Fuyuko *huci*, and compare it with research resources related to her. The authors also introduce two programs that are part of the educational cultural programs at Upopoy: National Ainu Museum & Park, where both of the authors work. In these programs, initiated by the authors and supported by the Cultural Promotion Department and the National Ainu Museum, the authors utilize their living knowledge to introduce the Ainu culture of Mukawa region to visitors. By analyzing their own programs, this paper aims to create a further knowledge resource through which they can understand and inherit the teachings of Fuyuko *huci*.

Key Words: Ainu Culture of Mukawa, Traditional Ainu Dance of Mukawa, Upopoy, Educational Activities,
Trainings for Inheritors of Culture, Ainu Language of Mukawa



写真 1 冬子フチ(中央)と筆者 (出典:筆者所蔵。平成 24 年度 STV「アイヌ語ラジオ講座」にて)

1. はじめに

吉村冬子フチ (おばあさん) 1) (1926~) は、鵡川 地方のアイヌ文化伝承者である。冬子フチは幼少期 を伝統的なチセ (家) の中で過ごし、両親が交わす アイヌ語を聞きながら育った。1974年 (昭和 49) 年 から実施された「ウタリの福祉対策」の中で、文化伝 承活動や生活と教育の相談ができる拠点が設立され、 冬子フチは 1980 年代ころから言葉や芸能、生活習慣 などについての活動に積極的に携わるようになり、以 降、アイヌ語教室の講師を務めたり、姉にあたる新井 田セイノフチと共に、各地でカムイユカラ(神謡)な どの口演に数多く出向くなどの活動を行ってきた。こ うした冬子フチの精力的な文化継承の取り組みについ ては、個人や研究機関によって記録されている。例え ば、映像作家の故片山龍峯氏により採録された音声記 録資料(以後、「片山資料」)(片山 1996-20022)、そ れを原資料として制作された千葉大学のデジタルアー カイブ『アイヌ語鵡川方言 日本語-アイヌ語辞典』 (中川編 2014)、1988 (昭和 63) 年度に北海道教育 委員会が実施した聞き取り記録『アイヌ民俗文化財調 查報告書』(北海道教育委員会 1988)、『平成 24 年度 アイヌ語ラジオ講座テキスト』(押野・押野 2012) の コラム記事などである。

本研究ノートでは、冬子フ チからアイヌ文化を受け継い でいる筆者が、冬子フチが発 信してきたアイヌ文化につい て、家庭内での伝承と上記 資料をもとに紹介する。ま た、筆者は二人とも民族共生 象徴空間「ウポポイ」に勤務 し、それぞれ国立民族共生公 園と国立アイヌ民族博物館で 文化の継承と発信に携わって いることから、現在業務とし て実施している教育普及活動 や、鵡川地方のアイヌ文化を 紹介する各自のプログラムに も冬子フチの伝承を反映させ ている。このため、こうした 文化紹介プログラムの取り組 みについても紹介していく。

本研究ノートは、冬子フチのライフヒストリーと活動記録、そして、それを活用したウポポイでの文化紹介プログラムの取り組みをもとに「鵡川地方のアイヌ文化伝承者、吉村冬子フチの教え」を紹介するとともに、本研究ノート自体を冬子フチの伝承に関する資料と位置付けるものである。

1.1. 吉村冬子フチの生い立ち

吉村冬子フチは、1926 (大正 15) 年、鵡川村字チン (現むかわ町汐見 2 区) に、父、小石川サムクシテ、母チョの間に生まれた。新井田セイノフチは姉であり、セイノフチと冬子フチは異父姉妹である。冬子フチは現在、老人介護施設にて暮らしている。

むかわ町は北海道胆振支庁管内の東に位置する町で、2006(平成18)年に穂別町と鵡川町が合併し、現在のむかわ町が誕生した。むかわ町を流れる一級河川「鵡川」は、上川支庁の占冠村に立つ狩振岳を源とし、太平洋にそそぐ河川、鵡川水系の本流である。冬子フチが生まれたチンコタン(チン村)は、この鵡川の支流「珍(ちん)」の側にあった村である(国土交通省河川局 2007:1,4)。

チンコタンは、冬子フチの母チョと、祖父、新井田サカンリトゥが暮らしてきた土地でもある。姉セイノフチが、祖父サカンリトゥからチンコタンについて「新井田家は自分で7代目」(北海道教育委員会

表 1 アイヌ民族の社会的出来事と冬子フチを取り巻く出来事 まとめ

時代	社会的出来事・ 冬子フチに関わる出来事			
?	サカンリトゥ生まれる (「新井田家は自分で7代目」(北海道教育委員会 1988))			
1871年(明治4年)	死亡の際の自家を焼く習慣・女性の入れ墨・男性の耳飾り禁止			
	日本語を学ぶように布達			
1876年(明治9年)	猟を行う際のしかけ弓矢毒矢を禁止、北海道内のアイヌの戸籍が完成			
1878年(明治11年)	アイヌ民族の呼称を「旧土人」に統一、サケ漁が禁止			
1880年(明治13年)	冬子フチの父サムクシテが穂別村で生まれる			
1889年(明治22年)	道内のシカ猟を全面禁止			
	冬子フチの母チョがチンコタンで生まれる			
※1918年から1925年の間?	サムクシテとチヨが結婚			
1918年(大正6年)	セイノフチが生まれる			
1926年(大正15年、昭和元年)	冬子フチがチンコタンで生まれる			
1942年(昭和17年)	チョ死去 (53 歳)			
1939年(昭和14年)	第2次世界大戦が起きる			
1945年(昭和20年)	サムクシテ死去 (65 歳)			
	日本敗戦			
※1945~1947 年頃?	冬子フチ、吉村清(厚真出身)と結婚			
1951年(昭和26年)	執筆者の母生まれる			
1985年(昭和60年)	執筆者生まれる			
1997年(平成9年)	旧土人保護法が廃止、アイヌ文化振興法が公布			
2019年(平成31年、令和元年)	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」公布			

(出典:『アイヌ文化・ガイド教本』(北海道観光振興機構 2019:128-129) 抜粋、戸籍謄本を元に執筆者 家系を執筆者が追加作成)

1988:75) であると聞いたと述べていることから、チンコタンは先祖代々暮らしてきた土地であることがわかる。なお、冬子フチに係る家系は【表1】を参照されたい。

父サムクシテは、チンコタン出身ではなく、鵡川水系の上にある穂別村和泉(現むかわ町穂別和泉)の出身である。冬子フチは、「イヤポ(父)は、体が弱かっただけからか、物静かで口数は少なかった人だった」という(北海道ウタリ協会[以下、ウタリ協会]2007:67,69)。また、サムクシテはリウマチを患っていたためにあまり力仕事ができず、シナ皮を細かく裂いたりして、少しだけ体を動かしていたとも話している(ウタリ協会 2007:67)。母チョについては、「片山資料」によると全盲であり、家事などはすべて手探り

をして生活していたと記されている(前渇 2007:67, 片山 1996-2002)。チョは外仕事ができなかったが、家の中でイテセ(ゴザ編み)やカエカ(糸より)、刺し子といった手仕事をしていた(ウタリ協会 2007:67、片山 1996-2002)。冬子フチは「母親は目が不自由だったから、針に糸を通すのが大変で、糸通しをしてほしい度に毎回呼ばれた。でも私も遊びに行きたいもんだから、いっぺんに糸を通して遊びに行ったもんだ」(ウタリ協会 2007:67)とチョとの思い出について述べている。

姉のセイノフチは1918 (大正6) 年に生まれ、1992 (平成4) 年から鵡川アイヌ語教室の講師を務めていた。2001 (平成13) 年には「アイヌ文化賞」(公益財団法人アイヌ民族文化財団[以下、財団] 公

式 WEB サイト b) を受賞、その後もアイヌ語講師を務めるなどして 2011 (平成 23) 年、94 歳で死去している (財団公式 WEB サイト b)。他兄弟についての資料は少なく、筆者も冬子フチからそうした話を聞いたことがない。

幼少期の冬子フチは、セイノフチが早くに嫁いだため、サムクシテとチョとの暮らしが大半であった(ウタリ協会 2007:67-70)。幼少期の冬子フチが暮らしていたのは茅葺のチセで、夜はラッチャコ(灯火)にイワシの油を入れ、ボロ布を撚ったもので灯りをともしていた(前掲:67-68)。着るものは膝丈くらいのボロ布を繋ぎ合わせた衣服で、冬子フチの小学生時代、セイノフチが冬子フチのためにモンペをつくってくれたのが印象に残っていると述べている(前掲:67-68)。

冬子フチと近所の関わりは、イオマンテ(熊の霊送り)や結婚式、家を建てる際の建前の行事である。これらの行事では、冬子フチは直接行事の準備に関わったということではなく、賑やかになった場面に振舞われる団子などを食べるために、行事の中に入っていたと述べている(北海道博物館アイヌ民族文化研究センター[以下、道博]1996)。普段の日の食べ物は、オハウ(お汁)が中心で、ジャガイモや大根の葉、そこにイワシの油と塩を入れたものが主食であった(ウタリ協会 2007:69)。こうした行事の際や日常の中で、家族や近所の人たちは、大人同士であればアイヌ語で話すことが多かったが、冬子フチの両親は、フチの前では日本語で話していた。そのため冬子フチは自分からアイヌ語を使うことも、覚えようとすることもしなかった(道博 1996、片山 1996-2002)。

その後大きくなった冬子フチは、小学校に通い始めるが、1・2年時は通うことができたものの、3・4年時のころ、学校が移転し遠くなったことから通学しなくなっていった。勉学よりも家事の手伝いがほとんどで、5・6年時になるころには学校をやめている(ウタリ協会 2007:67-68)。冬子フチの学校生活が短くなってしまった背景には、教員の影響もみられる。通学していた1・2年時は、当時の小学校教員に対して良い印象を持っていなかったようで、「アイヌだからなのか、貧しいからなのか、よく廊下に立たされたもんだ」と冬子フチは筆者に話したこともある。何も悪いことをしていないという冬子フチに対し、「先生が首根っこ掴んで、ぶん投げられたりして、気を失ったことがある」「先生いなかったらまだ頑張っていけたかもしれない」と、教員の印象と学校に対しての想い

について述べている(前掲:67-68)。3・4年時は、冬子フチは学校に通わず家事などを手伝うようになる。その時の思い出として冬子フチは、次のようなことを話している。シナ縄を作るため、近所の大人たちと山へ材料を採りに入った際、入った山は私有地で、山主に捕まり、冬子フチが持っていた荷物や鉈を全部取られてしまったことがあった。母チョからは「お前に情けない思いさせて悪かった」と泣かれることがあった(前掲:68、片山 1996-2002)。

このような日々を過ごし、冬子フチが17歳のときに母チョが亡くなり、続けて20歳で父サムクシテを亡くしている。その後セイノフチのすすめで結婚をしたが、生活は苦しく、冬子フチが白米を食べることができたのは、冬子フチが22、3歳ぐらいからだと話している(前掲:68-70、片山1996-2002)。

1.2. 冬子フチの主な文化普及活動の場

1974 (昭和 49) 年、むかわアイヌ協会(以下、協 会) が設立された (鵡川町 1991:705)。 冬子フチは 協会設立当初から会員になり (ウタリ協会 2007:70)、 「ウタリの福祉対策 | として 1981 (昭和 56) 年に設 立された「汐見生活館」(鵡川町 1991:706-707) 等で アイヌ文化の伝承と保存等に関連する活動を積極的 に行ってきている。また1980(昭和55)年には鵡川 無形文化伝承保存会(以下、保存会)が発足(鵡川 町 1991:1085) したことで、「地域住民の各種会合や 研修等」の目的で設立された「汐見生活館」などで アイヌ文化の芸能などの練習に力を入れてきた(鵡 川町 1991:706-707)。押野が共同執筆した拙稿(谷地 田・押野 2020) で「アイヌ古式舞踊の重要無形民俗 文化財指定を記念し、翌1985年2月に札幌市教育文 化ホールにて公演会が開催されたことが、アイヌ民族 文化祭が開始されるきっかけとなっている」(谷地田・ 押野 2020:145) と指摘しているが、毎年道内で開催 されるアイヌ民族文化祭にむけて、冬子フチとともに 芸能の練習を行った記憶は筆者にも残っている。

その他、アイヌ民族文化財団が主催するアイヌ語教育事業「鵡川アイヌ語教室」やアイヌ文化普及事業「アイヌ文化フェスティバル」など、様々な事業³⁾でも冬子フチのアイヌ文化普及活動は拡大していったのである。冬子フチが関わった事業については【表2】を参照されたい。

冬子フチにとってウタリ協会や保存会での活動は、 冬子フチの幼少期の記憶を蘇らせるもので、冬子フチ

表 2 冬子フチの活動 まとめ

時代	できごと
1974年(昭和 49年)	アイヌ協会鵡川支部設立
1984年(昭和 59年)	アイヌ文化伝承保存会設立
1988年(昭和63年)	第1回アイヌ民族文化祭(アイヌ協会)
1992年(平成4年)	鵡川アイヌ語教室開始(アイヌ協会)
1994年(平成6年)	鵡川アイヌ文化伝承保存会 無形民俗文化財指定
	アイヌ語テキスト「アコロ イタク」の編集に協力(アイヌ協会)
	鵡川アイヌ語教室助手 (アイヌ協会)
1995年(平成7年)	鵡川アイヌ語教室助手 (アイヌ協会)
1996年 (平成8年)	鵡川アイヌ語教室講師(アイヌ協会) 片山龍峯氏採録開始
1997年(平成9年)	鵡川アイヌ語教室助手(アイヌ協会)、財団の事業
1998年 (平成 10年)	第1回アイヌ語弁論大会イタカンロー最優秀賞受賞(財団)、財団の事業
1999年(平成11年)	アイヌ文化フェスティバル (財団)
	鵡川アイヌ語教室講師(アイヌ協会)、財団の事業
2000年 (平成12年)	第13回アイヌ民族文化祭(アイヌ協会)
	鵡川アイヌ語教室講師 (アイヌ協会)、財団の事業
2001年 (平成13年)	鵡川アイヌ語教室講師 (アイヌ協会)、財団の事業
2002年 (平成 14年)	鵡川アイヌ語教室講師(アイヌ協会)、財団の事業 片山龍峯氏採録終了
2003年 (平成 15年)	鵡川アイヌ語教室講師 (アイヌ協会)、財団の事業
2004年 (平成 16年)	アイヌ文化フェスティバル (財団) 、鵡川アイヌ語教室講師 (アイヌ協会)
	財団の事業、アイヌ文化奨励賞受賞(財団)
2005年 (平成 17年)	財団の事業
2006年(平成18年)	財団の事業
2007年 (平成 19年)	アイヌ文化フェスティバル(財団)、財団の事業
2008年 (平成 20年)	アイヌ文化伝承再生事業 (財団)
2009年(平成21年)	アイヌ文化フェスティバル(財団)、財団の事業
2010年 (平成 22年)	財団の事業
2011年 (平成 23年)	財団の事業
2012年 (平成 24年)	アイヌ語ラジオ講座文化指導(財団)他、財団の事業
2013年 (平成 25年)	財団の事業

(出典:財団提供データ(アイヌ文化フェスティバルに関して)、財団事業(財団公式 WEB サイト a-e)を元に執筆者作成)

は「こんな時代になってアイヌ語が話せるなんて思っていなかったから、話したことも習ったこともない。 どこかに残っていました」(ウタリ協会 2007:70) と話している。

2. 吉村冬子フチに関する記録資料と文化継承の取り組み

吉村冬子フチが継承してきたアイヌ文化の記録は、研究者や親族などによって、活字や音声データなどに残されている。これまで既に引用で上げてきたものも含め、こうした第三者による記録は、家庭の中で受け継がれてきた伝承を確認することのできる媒体である。またこうした記録や研究を通じ、冬子フチと直接接点のない方々へも冬子フチの伝承を伝えることができる。本項では、改めてどのような記録や研究が残されているのかを確認する。そのうえで、研究者と親族である筆者がそれぞれどのように冬子フチと関わってきたのかを紹介する。

2.1. 吉村冬子フチに関連する資料の紹介

まず、現在最も活用されている資料として、アイヌ 語に関する書籍を多数刊行してきた映像作家の故片山 龍峯氏が、1996 (平成8) 年から6年にかけて冬子 フチと姉・新井田セイノフチを中心に、約150時間 にわたりアイヌ語の記録を行ったものがある。本研 究ノートで「片山資料」と呼んでいるこの音声記録 は、千葉大学文学部教授の中川裕氏によって全てがデ ジタル化され、そこから抽出されたアイヌ語鵡川方言 音声資料の単語と例文が、千葉大学人文公共学府地域 研究センターホームページにおいて、デジタルアーカ イブ『アイヌ語鵡川方言 日本語-アイヌ語辞典』と して利用することができるようになっている(中川編 2014)。同辞典で視聴できるのは単語と例文のみであ り、冬子フチやセイノフチが語る幼少期の出来事など をはじめとするアイヌ文化についての語りは視聴でき ないが、その元になっている片山氏の記録資料は、冬 子フチが継承してきたアイヌ文化、及び鵡川地方に伝 承されるアイヌ文化の情報を含んだ重要な資料である。

上記のほか、直接冬子フチの語った言葉が文字として記録されている資料に『アイヌ民俗文化財調査報告書』がある(北海道教育委員会 1988)。この報告書は、北海道教育委員会が 1981(昭和 56)年から刊行しており、アイヌ文化の保存、伝承のために各地の

アイヌ文化伝承者に聞き取りした内容を掲載している。 1988 (昭和 63) 年度に刊行された報告書は、胆振地 方の鵡川流域と有珠について調査した内容になってい て、冬子フチとセイノフチ、他数名が調査対象者とな り、狩猟採集、儀礼、芸能などの伝承について記録さ れている。

その他に、公の場で冬子フチが語った記録が、『世代間交流報告書』(ウタリ協会 2007)である。社団法人北海道ウタリ協会(現公益社団法人北海道アイヌ協会)(以下、ウタリ協会)が「エカシ・フチの経験や知恵の継承を促進する」ことを目的として実施している「アイヌ世代間交流推進事業」において、2006(平成18)年に恵庭会場で冬子フチの講演が行われている。『世代間交流報告書』は、その講演の内容がまとめられている資料である。

映像資料として貴重なものとしては、『鵡川に伝わるアイヌ文化:吉村冬子さん【映像資料】』(北海道博物館アイヌ民族文化研究センター 1996) がある。これは、北海道博物館同センターの甲地氏が、1996 (平成7) 年に冬子フチに聞き取りを行った記録であり、冬子フチの幼少期からの暮らしの様子について映像で記録されている。

最後に、冬子フチによる伝承を本人以外が執筆したものとして、STVラジオで放送された「平成24年度 アイヌ語ラジオ講座」のコラム記事を挙げたい。これは、筆者が講師を務めた旧財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構のアイヌ語普及事業として実施されたラジオ語学講座の教材である。この事業の目的は「多くの人にアイヌ語に触れ学習する機会を提供するとともに、アイヌ語やアイヌ文化への理解を促進」するものである(財団公式WEBサイトa)。『平成24年度アイヌ語ラジオ講座テキスト』では、冬子フチから教わったアイヌ文化の一端を、筆者がコラムにして掲載している(押野・押野2012)。

2.2. 片山龍峯氏と冬子フチ

1996 (平成 8) 年から 2002 (平成 14) 年にかけて、片山氏は主に冬子フチ宅で、冬子フチ、セイノフチ、鍋沢エカシ (おじいさん) 4) を対象にアイヌ語の音声を採録している。片山氏が鵡川を訪れたきっかけは、1994 (平成 6) 年に北海道ウタリ協会が刊行したアイヌ語テキスト『アコロ イタク AKOR ITAK[アイヌ語テキスト1]』のビデオ版を収録したことである。この収録時にアイヌ語話者を北海道中探

し歩いていた片山氏は、鵡川に住んでいる冬子フチとセイノフチに出会った (片山 2001)。

以下の引用文は、財団の事業普及啓発セミナーにて、片山氏が「言い伝えとアイヌの世界観」(片山 2001:34)で報告した内容の抜粋であり、この内容については「片山資料」(片山 1996-2002)でも、片山氏と冬子フチのやり取りが記録されている。また、この普及啓発セミナーは「学校教育・社会教育関係者や一般の方でアイヌの文化や伝統等について基礎的な知識を持っている方々を対象に、アイヌの伝統等やアイヌ文化等(高度な内容)をテーマ

としたセミナーを開催することにより、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図ろうとするもの」(財団公式 WEB サイト e)である。片山氏の報告から冬子フチのアイヌ文化普及活動に対する意気込みを読み取ることができる。以下、引用文である。

最近、私は北海道の鵡川というところによくい きます。そして、そこに住んでいるアイヌのフ チの一人、吉村冬子さんという方に、自分の母親、 おばあさんから受け継いでいるようなウパシク マはないだろうかということを訊ねたんですね。 そうしたら、分からないというのです。ところが、 そのうち突然、このアイヌ文化振興財団の主催 のアイヌ語弁論大会「イタカン ロー」というの があるんですが、そこでウパシクマをやってみ ると言い出したんですね。アイヌ語でウパシク マを語るというので、私はびっくりしたんです。 吉村さんが発表したテーマは犬でした。犬を飼っ ていて、山菜取りなどには必ず山につれて行っ たわけですが、その犬の思い出、それから、犬 の扱いとか、犬というのは本当に重要だという ことをウパシクマとして発表したと言うんです。

それで、なぜ発表する気になったのか彼女に聞いてみました。吉村さんは「子供たちに伝えたかったので」と答えました。するとそばで聞いていた鍋沢さんというエカシは、「なにかウパシクマはないかと、あんたが何度も聞いたもんだから」と言いました。つまり私が吉村さんに、何かウパシクマはないか何回も聞いたので、それ



写真 2 冬子フチが筆者にアイヌ文化を教えている様子 (提供:筆者 冬子フチ宅にて)

が刺激になったというのが鍋沢さんの考えでした。吉村さんは「そうそう、それもある」と答えて、「自分の子供にも、他の若い人たちにも聞いてほしいから」といいました。また「やっぱりウパシクマというのは、自分の体験したことを本当に人が伝えてやることだ。真の心から残してやりたい言葉が、ウパシクマだと思う」とも答えました。私がいろいろと吉村さんに、自分の中にウパシクマとして伝えたいものがあるかどうかということを何回も聞いているうちに、ふっと犬のウパシクマを子供に残したいならいう気が起こって、アイヌ語弁論大会に犬のウパシクマとして発表したのですね。

この経験から、こちらからも刺激を与えるということは重要だなと思いました。ただアイヌのお年寄りから汲み取るだけではなくて、こちらも向こうに何かぶつけていくと、向こうはそれで何か開かれてくることがあるんだなと、強く感じたわけです。小さな経験ですが、アイヌ語によるウバシクマも、何かの機会に現代でも蘇ることが可能ではないか、と考えたわけです。

(片山 2001:34、片山 1996-2002)

冬子フチの幼少期、父サムクシテと母チヨは「お前の時代にはアイヌ語は必要ない」(押野・押野2012:21)と冬子フチに言いつけている。そのため冬子フチは「自分からアイヌ語を使うことも、覚えようともしなかった」(道博1996)が、「子供たちに伝えたかったので」(片山2001:34、片山1996-2002)

またアイヌ語を口にするようになった。こういった、アイヌ文化に対する冬子フチの想いと、熱心にアイヌ語を研究する片山氏に対しての想いが重なり、冬子フチは「第1回アイヌ語弁論大会イタカンロー」へ出場することを決心したのである。大会では「クヤイオモッテイタク(私が体験した話)」(財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構1998:23-26)と「クコロウパシクマ(若い人に伝える話)」(前掲:23-26)を語り、最優秀賞を受賞している(財団公式WEBサイトc)。

片山氏との体験などについて冬子フチは「子どものときに聞いていて忘れてしまったことをみんな掘り出されたような思いで、アイヌ語はなんとか若い人たちに伝えられるという気持ちにいます。本当に感謝しています」(ウタリ協会 2007:70) と述べている。

2.3. 冬子フチと筆者

筆者の父が1990(平成2)年に死去すると、筆者 は冬子フチと過ごす時間が多くなっていった。冬子フ チと過ごす時間の中で記憶していることは、田んぼの あぜ道でイオンルイカ (子守唄) などの歌を練習し、 「アイヌ語の発音が違えば、意味がかわるんだからき ちんとばあちゃんのいうこと真似しなさい」、「節(こ ぶし)が入らないとなんぼ一生懸命歌ったって何もう まくないんだ」と教わったことである。他にも、冬子 フチ宅で近所の人たちが集まると、冬子フチはイモシ ト(ジャガイモの団子)を作って食べさせてくれたこ とも記憶している。片山氏と冬子フチたちが昔話をし ているときには、筆者も加わり、アイヌ語の発音を真 似してみたり、練習したイオンルイカなどを片山氏に 披露したこともある (片山 1996-2002)。中でも筆者 が冬子フチと過ごす時間で深く印象に残っていること は、筆者の小学校時代のことである。同級生から「あ、 犬だ (アイヌだ)」と指さして馬鹿にされ、冬子フチ や筆者の母に泣きついた時、冬子フチは「言い返して こい! 言い返してくるまで家になんて入れない!」 と、筆者を家から追い出したものである。

冬子フチが放った言葉は、現在の筆者に大きな影響を与えている。冬子フチは、人が人らしく生きること、 多文化共生、多民族共生の考え方を理解していたから こそ、厳しくも優しく育ててくれたのではないかと筆 者は考えている。

3. 筆者の「ウポポイ」での活動

これまで見てきたように、冬子フチはアイヌ語、アイヌ文化に関する豊かな経験を伝えてきた重要な伝承者である。その冬子フチから、直接アイヌ文化を受け継いだ筆者が、どのようにその知識を活かしているかを最後にまとめたい。

2020 (令和 2) 年 7 月、新たに「アイヌ文化の復興と発展、また、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴」として、「ウポポイ」(民族共生象徴空間)がオープンした(民族共生象徴空間ウポポイ公式WEBサイト)。「ウポポイ」の主要施設として、先住民族アイヌの歴史と文化を展示・調査・研究することなどを役割とする「国立アイヌ民族博物館」、舞踊の上演やキッズ向けのプログラム等を体験できる施設が設けられている「国立民族共生公園」及び「慰霊施設」がある。これらの施設のうち、押野は「国立アイヌ民族博物館」、秋山は「国立民族共生公園」に勤めている。

以下、筆者たちが実践している、鵡川地方のアイヌ 文化及び冬子フチが伝えるアイヌ文化に関連するプロ グラムや、教育普及活動の事例を紹介する。

3.1. 国立アイヌ民族博物館での教育プログラム

押野は、国立アイヌ民族博物館の学芸員として、主に教育普及プログラムの開発・実施等を担当している。またアイヌ文化の芸能を専門として研究を行っている。 博物館の一般来館者に対する教育普及活動の一環として、2021年度までに芸能に関するプログラム「みんなのうたおどり♪」と「子守唄から知る、生活の中

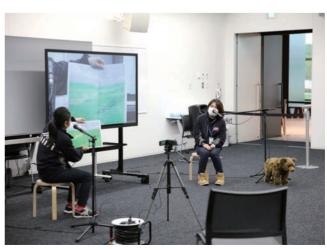


写真3 「みんなのうたおどり♪」活動の様子



写真4 「ポン劇場」活動の様子(提供:筆者)

のうたおどり」を実施した。プログラムの内容は、絵本の読み聞かせや歌謡や舞踊といった芸能などについて参加者に対話を通して見せたり聞かせたりする活動である。

このプログラムの中で、押野は冬子フチから教わったホリッパ(踊り)やアペフチカムイ(火の神)のカムイユカラ(神謡)などを実演している。

「国立民族共生公園」では、アイヌ文化の芸能を観ることができるが、アイヌ文化において、こうした芸能をはじめとする儀礼やアイヌ語などの無形文化は、生活の中で生まれてきたものである。冬子フチがこれまで体験してきたイオマンテやユカラは、本来、こうしたステージ上で上演されたものではなく「生活の中の出来事」なのである(押野 2001:23)。

上記2つのイベントは、冬子フチが歩んできたアイヌ文化を、来館者自身にも「生活の中の出来事」と捉え、強いては「人々が文化を「コト」として共同体で共有」(小川 2021:16-19) してほしいと考えたプログラムである (押野 2001:23)。同様に、展示されている資料を「生活の中の出来事」として捉えてもらうため、基本展示室で押野が担当する「探究展示テンパテンパ」コーナー 5) では、冬子フチから筆者らが受け継いでいるタマサイ (首飾り)を展示し、タマサイを通して来館者に現代を生きるアイヌ民族について解説を行っている。

3.2. 国立民族共生公園 体験プログラム

秋山は「国立民族共生公園」にある「伝統的コタン」にて、キッズ向けプログラム「ポン劇場」と「口承文芸実演」を実施している。「ポン劇場」は、来

園する子どもや親たちを対象としたプログラム で、アイヌ文化をテーマにしたオリジナルの物語 を、アイヌの歌や踊りを交えた紙芝居と、エプロンを 使った人形劇として上演している。口承文芸実演は、 アイヌの暮らしの中で語られてきた物語や叙情歌など を、アイヌ民族である職員が交代で実演しており、秋 山は冬子フチから教えてもらったヤイサマ (即興歌) を通して、アイヌ文化が、冬子フチから孫へと継承さ れることを紹介をしている。この2つのプログラム を実施している大きな目的は、来園者がアイヌ文化の 世界観にふれ、多文化・多民族について知ってもらう ことである。冬子フチが筆者に伝えた、鵡川地方の アイヌ語や歌踊りを多くの来園者や次世代に広めるこ と、そして来園者に筆者が受けた小学校時代の出来事 (2.3 参照) や、冬子フチの経験(1.1 参照)を伝える ことで、多文化共生、多民族共生の理解に繋げてほし いと考えている。

4. 今後の課題

本研究ノートでは、冬子フチについて片山氏が採録したアイヌ語鵡川方言音声資料をはじめとする関連資料から、ライフヒストリーを整理した。これまで冬子フチが体験してきたイオマンテやユカラなどは、「生活の中の出来事」としてみてきたものであり、それは正しく冬子フチが触れてきたアイヌ文化の一端である。また筆者各自のプログラムでは、筆者は冬子フチから教わった「コト」を多くの人々に伝えている。

本研究の今後の課題としては、冬子フチの祖父サカンリトゥたちが歩んできたアイヌ文化についても調査し、それをアイヌ民族をめぐる大きな歴史的背景と照らし合わせることで、さらに冬子フチが継承してきたアイヌ文化を明確にすることである。そして筆者の家に伝わる「ウパシクマ」(言い伝え)として、筆者各自のプログラムにも繋げていきたい。

本研究ノートは、「鵡川地方のアイヌ文化伝承者、 冬子フチの教え」を「ウパシクマ」として継承してい くための第一歩である。

本稿は、国立アイヌ民族博物館令和3年度調査プロジェクト「芸能の持続的な継承と発展に関する研究:保存会の実態調査と担い手の人材育成」(課題番号:2021A02、研究代表者:押野朱美・谷地田未緒)の一環として発表されています。

注

- 1) 本研究ノートで記すアイヌ語は、千葉大学人文公共学府地域研究センターホームページ、デジタルアーカイブ『アイヌ語鵡川方言 日本語-アイヌ語辞典』を参考にアイヌ語の表記と意味を記している。
- 2) 片山資料は、故片山氏が鵡川方言辞典作成を目的に採録したもので、 同資料の辞書項目になるアイヌ語は、千葉大学人文公共学府地域研究 センターホームページ、デジタルアーカイブ『アイヌ語鵡川方言 日 本語-アイヌ語辞典』で視聴することが出来るが、その他の音声につ いては未公開である。本研究ノートの執筆者は、同資料の採録対象者 の子孫になるため片山資料を聴くことが出来ている。
- 3) 事業の展開は「1. アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、2. アイヌ語の振興、3. アイヌ文化の振興、4. アイヌの伝統等に関する普及啓発、5. アイヌ文化の伝承者育成」と、5つの柱からなっている(財団公式 WEB サイト d)。
- 4) 故鍋沢強巳氏 鍋沢エカシは、沙流川流域富川(現日高町富川)の出身であり、冬子フチ、セイノフチとは親交が深かった。
- 5)「探究展示 テンパテンパ」は、子どもから大人まで、さわって楽しく学 べることができるコーナーである。18 個の体験キットがあり、各テー マごとに分かれた基本展示室を行き来しながら学びを深めることがで きる。テンパテンパはアイヌ語で「さわってね」という意味である。

参考文献

ウポポイ (民族共生象徴空間) 公式WEBサイト「ウポポイについて」

https://ainu-upopoy.jp/ (2021 年 10 月 28 日閲覧)

- 小川義和 2021「社会の変化と「発信する博物館」の意義」『発信す る博物館 持続可能な社会に向けて』:16-19。
- 押野朱美・押野里架 2012 『平成 24 年度「アイヌ語ラジオ講座」テキスト | (1):23。
- 押野朱美 2021「アイヌ民族の芸能から考える博物館の今後のあり 方」『第 69 同全国博物館大会資料 II レジュメ
- 片山龍峯 1996·2002 アイヌ語鵡川方言・アイヌ文化聞き取り調査 (音声資料)
- 片山龍峯 2001「(4) 言い伝えとアイヌの世界観」「平成 12 年度普 及啓発セミナー報告」財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/business/details/post-129.html (2021 年 10 月 28 日閲覧)
- 公益財団法人アイヌ民族文化財団公式 WEB サイト a「ラジオ講座」 https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/business/language_ spread.html(2021 年 10 月 28 日閲覧)
- 公益財団法人アイヌ民族文化財団公式 WEB サイト b 「平成 13 年度アイヌ文化賞」
 - https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/business/details/1384.html(2021年10月28日閲覧)
- 公益財団法人アイヌ民族文化財団公式 WEB サイト c 「平成 16 年度アイヌ文化奨励賞 (個人)」
 - https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/business/details/1677-1.html(2021年10月28日閲覧)
- 公益財団法人アイヌ民族文化財団公式 WEB サイト d「事業紹介」 https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/business/index.html (2021 年 10 月 28 日閲覧)
- 公益社団法人北海道観光振興機構アイヌ文化分科会ワーキンググループ 2019 『アイヌ文化・ガイド教本』:128-129。
- 国土交通省河川局 2007 『鵡川水系の流域及び河川の概要 (案)』 https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/ kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/070731/pdf/ref1-1. pdf (2021 年 10 月 28 日閲覧)
- 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 1998 『第1回アイヌ語弁 論大会イタカンロー 大会プログラム』札幌:財団法人アイヌ 文化振興・研究推進機構

- 社団法人 北海道ウタリ協会 1994『アコロ イタク AKOR ITAK[アイヌ語テキスト1]』 札幌:(株) クルーズ
- 社団法人 北海道ウタリ協会 2007「恵庭会場」『世代間交流報告書1:67-70。
- 千葉大学人文公共学府地域研究センター「アイヌ語鵡川方言 日本語-アイヌ語辞典」
 - https://www.gshpa.chiba-u.jp/cas/Ainu-archives/index.html (2021 年 10 月 28 日確認)
- 中川裕編 2014『アイヌ語鵡川方言の音声資料による記述的研究』 (2011-2013 年度科学研究費助成事業研究成果報告書、研究代 表表中川松)
 - https://kaken.nii.ac.jp/en/file/KAKENHI-PROJECT-23320080/23320080seika.pdf (2021 年 10 月 28 日閲覧)
- 北海道教育委員会 1988「昭和 63 年度調査報告書 (鵡川地方)」『昭和 63 年度 アイヌ民俗文化財調査報告書 (アイヌ民俗調査 型)』: 75
- 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター 1996『鵡川に伝わる アイヌ文化:吉村冬子さん【映像資料】』甲地利恵採録
- 鵡川町 1991「第7節 ウタリの福祉」『続鵡川町史通史編』むかわ 町:鵡川町 p705-707,1085
- 谷地田未緒・押野朱美 2020 『芸能の継承 ― 「アイヌ古式舞踊」 の保存継承をめぐる文化政策研究』文化政策研究 第 14 号抜 刷 日本文化政策学会 p145

アイヌ民族の伝承を活用した災害教育の実践と課題 - 白老における津波に関する口承を例に -

Practice and Challenges in Disaster Education Using Ainu Traditions: The Case of Ainu Oral Traditions Concerning Tsunami in Shiraoi

シンウォンジ (SHIN Wonji)

国立アイヌ民族博物館エデュケーター (Educator, National Ainu Museum)

八幡巴絵(YAHATA Tomoe)

国立アイヌ民族博物館 学芸主査(Senior Fellow, National Ainu Museum)

奥山英登(OKUYAMA Hideto)

国立アイヌ民族博物館 研究主査(Senior Fellow, National Ainu Museum)

要旨

国立アイヌ民族博物館では、教育普及活動としてトークイベント「伝承から自然災害を記憶する ― 津波」を企画・実施した。災害に関する地域固有の伝承を活用した災害教育は各地で行われているが、本学習プログラムは先住民族であるアイヌ民族の伝承を対象にした。本稿は、学習プログラムの概要やその内容、参加者による評価をまとめたものであり、参加者による評価に基づいて科学と先住民族の伝承を合わせた災害教育の効果について考察する。

キーワード:Indigenous knowledge、先住民族の知、津波、災害伝承、災害教育、防災

Abstract

In 2021, the National Ainu Museum designed and held a talk event "Remembering Natural Disasters from Traditional Teachings: Tsunami" as part of its educational program. Examples of disaster education using local traditions are conducted in various institutions, but this program focused on the traditions of the Ainu, indigenous people of Japan. This article summarizes the outline of the program, its contents, and evaluation from the participants. Based on the evaluation, we examine the effects of disaster education combining science and indigenous knowledge.

Key Words: Indigenous Knowledge, Tsunami, Disaster Knowledge Transmission, Disaster Education, Disaster Prevention

1. はじめに

2011年の東日本大震災から 10年が経過した。その間に、2016年には熊本地震、2018年には北海道胆振東部地震が発生しており、他にも地理的・地形的・

気象的な特性から数多くの災害が繰り返されている。 そして、その度に多くの人命が犠牲になり、甚大な被害を受け続けてきた。こうした中、2013年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)」が公布・施行された。そして、その前文で揚げられて いるように「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、2014年から「国土強靭化基本計画 ― 強くて、しなやかなニッポンへ ― 」に沿って取り組みが推進されてきた(内閣官房国土強靱化推進本部 2018)。この基本計画では、国土強靭化を推進する上での基本的な方針の一つとして、災害リスクや地域の状況などに応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせることが進められている。近年ではソフト対策として、過去の自然災害の景観や教訓に関する伝承に注目し、災害教育あるいは防災政策に活用した実践や研究が蓄積されつつある(例えば、金井ほか2007; 石原・松村 2013 など)。

海外においても、主に気候問題に対する防災政策 として災害伝承を取り組んだ研究が各地で行われ ており (例えば、Hiwasaki et al. 2014; Munsaka & Dube 2018 など)、これらの研究で「Indigenous knowledge」という概念が挙げられている。 Indigenous knowledge とは、国際連合教育科学文化 機関 (UNESCO) の LINKS (Local and Indigenous Knowledge Systems) では local knowledge ととも に、長い歴史を持つ社会が自然環境と相互作用して発 展してきた理解、技術、哲学をいい、日常生活の基 本的な側面についての意思決定に役立つと定義され ている。また、この概念は、traditional knowledge、 indigenous knowledge of the environment, traditional ecological knowledge, narrative science などとも表現され (Whyte 2018)、和訳も「地域知」 (宮崎ほか 2020)、「在来知」(山越 2006)、「土着的 知識」(小川 2007)、「土地固有の伝統的知識」(Eneji 1999)、「地域・民族固有の知」(三島 2016) などの 表現が採用されている。これら和訳については、いく つかの研究で議論されている (例えば、稲村 2017)。 笹木ほか(笹木ほか2021)が指摘している通り、「在 来知」や「土着的知識」はそれぞれ時間概念や地理概 念を含意しているため、先住民族に限らず、「ある地 域、集団が昔から育んできた知恵」と解釈する可能性 がある。例えば、津波てんでんこのような日本各地の 津波の伝承や災害伝承碑などが挙げられるであろう。 本稿では、先住民族であるアイヌ民族の災害伝承を対 象にするため、Indigenous knowledge を「先住民族 の知」としてとらえることにする。

災害対策を検討する上で過去の災害履歴は最も基本的な情報であり、特に大規模の災害を対象にした場合には、その発生頻度が低いことから明治以前の歴史記録も重要な情報になる。北海道においては明治以前の情報として、松前藩の記録や蝦夷地探検の記録など和人¹⁾ による記録を含め、アイヌ民族の口承が各地に残っている。これら口承の多くは、20世紀前半にアイヌの古老からの聞き取り調査などによって収集が行われてきた。近年では、アイヌ民族の口承に注目して、津波(高清水 2005)、地震(新里 2006)、火山災害(地徳 2019)など、北海道の各地における過去の災害履歴やその規模を推測するなどの研究が行われている。

アヌココロアイヌイコロマケンル 国立アイヌ民族博物館(以下「当館」)は、北海道白老郡白老町に2020年7月に開館した国立の博物館であり、先住民族であるアイヌの歴史・文化などに関する正しい知識と理解を促進することを目的に、様々な教育普及活動を展開している。当館では、人類の歴史の中で甚大な被害をもたらした津波に対して、アイヌ民族の伝承を結びつけることで、地質・文化・防災の学祭的領域を扱う一般向けのトークイベント「伝承から自然災害を記憶する 一津波」を開催した。本稿は、学習プログラムの概要やその内容、参加者による評価をまとめたものであり、参加者による評価をする。

2. 学習プログラムの概要

東日本大震災から 10 年を迎えるにあたり、津波に 関連するトークイベント「伝承から自然災害を記憶す る 一 津波」を企画し、2 回実施した。プログラムの 概要は以下のとおりである。

【タイトル】伝承から自然災害を記憶する — 津波

【開催日】 [1回目] 2021年3月6日(土)

[2回目] 2021年4月28日(水)

【所要時間】[1回目] 30分 [2回目] ② 40分

【参加人数】[1回目] 31名 [2回目] ② 29名

【ねらい】津波に関するアイヌ民族の伝承について 話をきくことで、くらしの場に津波災害が起こりうる ことに気づき、災害に備える心構えをもつことを意図 して企画した。

内容は、当館の所在地である北海道白老町周辺の津 波災害を中心とした3部構成とした。第1部「むか

表 1 「伝承から自然災害を記憶する ― 津波」の内容および活動

	構成	提示した資料・内容	活動
	①古文書	1611 年慶長三陸地震津波	過去の津波を調べる方法の例として、地震・津波に関する北海道最古の古文書の記録を確認する。
	(歴史津波 ²⁾)	1640年北海道駒ヶ岳噴火に	白老周辺を襲った可能性のある津波についての記録を
第		伴う山体崩壊による津波	確認し、その被害が大きかったことを知る。
1		白老周辺における津波堆積	古文書にみられる津波が実際あったのか、津波の痕跡
部		物の分布図	である津波堆積物の分布から確認する。
科 学	②地層	白老周辺の 17 世紀津波堆	津波堆積物を含む地層断面図を見て、白老周辺を襲っ
•	(津波堆積物)	積物の断面図	た津波が17世紀のものであることを知る。
		津波規模のシミュレーショ	津波の規模を推定したシミュレーションの結果を、現
		ン結果図	在の地形図の標高と合わせて確認し、被害規模を実感 オス
			する。 白老アイヌに関する文献に記録されている津波を表す
	①津波の伝承: 文献	満岡伸一著『アイヌの足跡』	日名ノイメに関する文献に記録されている律仮を表す アイヌ語や津波除け儀礼について話を聞き、アイヌ民
	①年仅V/AA. 文献	個叫甲一者』/ イメの足跡』	ケイス品で年級係り酸化について品を聞き、ケイス氏 族の津波についての考え方に触れる。
			白老で言い伝えられている津波除け儀礼について話を
第		宮本家の口承	聞くことで、アイヌ民族の津波についての考え方に触
2			れる。
部		白老コタンの歴史と津波*	白老コタンの始まりに関するいくつかの伝承の中で、
			津波によってコタンが全滅したという内容が共通して
伝	②津波の伝承:口碑		登場することに注目し、過去巨大津波が白老を襲った
承			 可能性について考える。
			聞き取り調査から分かった白老周辺の4ヶ所の津波の
		津波の避難場所	避難場所を確認し、アイヌ民族の津波対策について知
			వ .
		東口ナナ電巛吐の白老 に関	当時の被害や避難状況について話を聞いて、災害時の
	①東日本大震災と白老	東日本大震災時の白老に関	自分の経験を振り返り、現在における災害伝承の意味
		する経験談	について考える。
第			白老町の津波防災マップを中心に、用語や浸水予測図
3		津波防災マップの見方	の想定条件について理解し、マップの情報を読み取る
部	②ハザードマップ		能力を身につける。
		津波避難マップの利用方法	当館を例に津波避難マップの利用方法を確認し、日頃
防		年収歴無くクラックの万万万万	から災害に備える行動のきっかけにする。
災			津波避難マップ上で伝承の中の避難場所を照らし合わ
	③アイヌ民族の伝承と	津波避難マップと伝承の中 の避難場所	せて確認し、津波が稀であると言われる白老に津波に
	防災		関する伝承が言い伝えられてきた意味について考え
			る。

^{*2}回目実施のみ

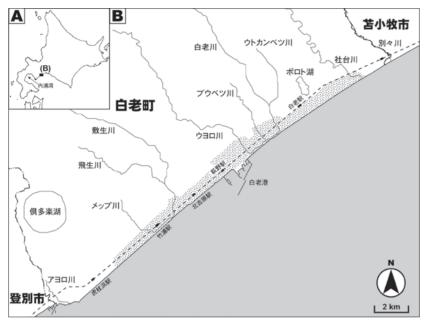


図 1 A:対象地域の位置図 B:白老町の位置関係および主要河川。斑点で示した領域は白老町における津波堆積物の分布(中西ほか 2014)

しの津波を調べる方法」では、古文書の記録と津波堆 積物の研究の紹介を通して、17世紀に白老周辺を含 む太平洋沿岸を襲った巨大津波について学んでもらっ た。第2部「津波についての伝承」では、白老にお ける津波に関する口承や津波時の避難場所についての 紹介を通して、津波に対するアイヌ民族の考え方につ いて触れてもらった。第3部は現在の津波災害に関 する内容で、白老町の津波避難マップとアイヌ民族の 伝承を合わせて見る活動を行った。白老町の協力を得 て、イベント参加者に白老町のハザードマップを含む 防災グッズの配布を行い、自分が生活している地域の ハザードマップを改めて見直してもらう活動につなげ た。それぞれのセクションでの内容と活動の詳細を 【表 1】に示す。本プログラムの実施は、科学・防災 について語る者と伝承について語る者の2人による トークイベントの形式で行った。

3. 対象地域の概要

対象地域である白老町は、北海道の南西部、胆振総合振興局管内のほぼ中央に位置している(【図1】)。地形的には、北東から南西にかけて、太平洋沿岸に広がる平野になっており、海岸線の延長は約25kmである。東端から苫小牧市と境になる別々川をはじめ、社台川、白老川、ブウベツ川、ウヨロ川、敷生川、メップ川、アヨロ川など大小の河川が流れ、その流域

に市街地、集落が形成されており、 西端は登別市と隣接している(白 老町町史編さん委員会編 1992a: 3-9)。白老町の海岸の地質は、苫 小牧市、むかわ町と連続して太平 洋側沿岸に発達する勇払平野に属 する。勇払平野は、概ね標高 10m 以下の低地で、北西側は胆振山地 の火山群と支笏火砕流台地を、北 東側は早来丘陵や静川台地などを 配する。勇払平野の東部および北 部には湿原が、中央部から西部に は波によって打ち上げられた小高 い浜堤列がよく発達している(尾 崎・小松原 2014)。

白老町は東から社台、白老、萩野、北吉原、竹浦、虎杖浜地区などで構成されている。白老地区の

アイヌは、1620年にイペニックルが日高のアッペツ より、少数の部下を率いてウトカンベツ川付近(今の 仙台藩元陣屋付近) に集落をつくったことから始まる と言い伝えられている。その後、数回の移住者があり、 これら一族がウトカンベツ、ブウベツ、ウヨロ、ク シュンコタンなどに散在したが、松前藩の会所が白老 にでき、散在居住している各小集落の者に海岸に集合 移転を命じたことで、初めて白老コタン〔村〕ができ たという(白老町町史編さん委員会編 1992b: 1267; 満岡 2003: 219-221)。 白老における戸数および人口 についての調査では、明治以前には常住する和人は皆 無であり、全てアイヌの戸口であったが、明治からは 和人の移住が多くなり戸口が激増した。昭和に入り工 業施設の進出や虎杖浜臨海温泉、アイヌコタンのよう な観光事業の本格化などにより人口は2万人に達し たが、1984年をピークとしてその後は減少傾向を示 しつつある(白老町町史編さん委員会編 1992a: 941-952)

4. 白老周辺における17世紀の巨大津波

過去の津波について調べる方法としては、文献資料を対象として津波に関する歴史記録を収集する方法と、 津波堆積物の空間分布や形成時期を調査する方法など が挙げられる。

4.1. 北海道における津波に関する歴史記録

北海道における最古の津波に関する記録は、1611 年に発生した慶長三陸地震津波である。『福山秘府』 の年歴部には以下のような記述が確認できる。

冬十月、東部逆浪、海水溢、人夷死者多矣(『福山秘府』北海道庁 1936: 28)。

冬の十月、東部地方に逆波があって、海水があ ふれ、アイヌの死者が多かった。

1611 年 10 月 28 日に東部地方に津波が起こり、和 人とアイヌを含めた多くの溺死者を出した。この時、 三陸地方も強震を感じ、大津波が起こり、溺死した 者が仙台藩領で 1783 人、南部藩領で 1000 人余りに 上ったという(北海道庁 1937: 131)。

地震による津波だけではなく、1640年の北海道 駒ヶ岳噴火に伴う山体崩壊による津波についても、 『福山秘府』や『松前年々記』などに記録されている。

六月內浦嶽発火動山海。蒼海水溢、人夷溺死者甚多、人里破壞船一百余隻。十四日自早旦封疆近里不異黄昏、雨硫黄及白灰天地震動、毛降或虫降。至十五日天漸晴、日月見(『福山秘府』北海道庁1936:32)。

6月に内浦岳が噴火を起こし、山海を揺るがした。蒼海があふれ、溺死したアイヌが多く、人里は破壊され、100隻余りの船が壊れた。14日は朝から封疆付近では黄昏に違いなく、硫黄及び白灰が雨のように降り、天地が震動し、毛が降り、また虫も降った。15日になると天気がだんだん晴れ、日月が見えてきた。

六月十三日午時打浦ヨリ下マテ津浪打、商舟者共並蝦夷人共二人数七百余死、同時二打浦之嶽焼崩、 打浦ヨリ松前上之国蝦夷地マテ焼灰フリ、クラヤミ十四日ヨリ十五日ノ朝マテクラヤミ入、辰ノ時少宛晴ル、十五日十六日マテハ少シ、降、右之焼灰松前ニテ見候雲ノ様子丑寅ヨリ紫雲色々ニ出、其雲四方エチリ頓而少宛灰フル、其前松前ニテハ海之様子少宛塩ノ差引有之、蝦夷之国ニテハ津浪前ニ事之外山鳴無程津浪打毛虫ナトモフル(『松前年々記』松前町史編集室1974:58)

6月13日昼12時ごろ、打浦より下まで津波

が打ち、商船の者並びにアイヌを合わせて7百余りが犠牲となった。同時に打浦の火山が崩壊し、打浦より松前・上ノ国・蝦夷地まで火山灰が降り、暗闇が14日より15日の朝まで続き、朝8時ごろ少しずつ晴れた。15日、16日までは、火山灰が少し降り、右は松前まで見えた。雲の様子は北東より紫色の雲になり、その雲が四方に散り、少し火山灰が降った。その前、松前では海の様子が少し潮の差し引きがあり、蝦夷地では津波の前に、事のほかに山鳴りが止まらなく、津波が打ち、毛虫なども降った。

1640年6月13日正午に松前の東部にある駒ヶ岳が噴火し、海水が動揺して津波を生じ、西は亀田村から東は十勝まで及んだという。この時、流失した人家や船舶が少なくなく、和人とアイヌを含め700人以上が溺死したという。津波の高さについては、海水が有珠善光寺如来党の後方にある丘陵まで上ったという(北海道庁1937:132)。津波の後も噴火は続き、地震や膨大な火山灰の降下や、ペレーの毛とも呼ばれる火山繊維のような噴出物など、3日間にわたる激しいプリニー式噴火の様子が記録から確認できる。

4.2. 白老周辺の津波堆積物研究史

北海道に来襲した直近の巨大津波は17世紀のものと考えられている。北海道太平洋沿岸および内浦湾沿岸では、17世紀の巨大津波の痕跡が津波堆積物として広い範囲で確認されている。高清水(2013)は、2011年東北地方太平洋沖地震による巨大津波発生を受け、北海道内の津波堆積物に関する研究成果をまとめた際に、17世紀の巨大津波は、①道東海岸の"500年間隔地震"による津波、②1640年北海道駒ヶ岳の山体崩壊起源津波、③胆振地方沿岸の波源不明17世紀津波の3つであるとまとめた。地震性および火山性の2つの津波堆積物はその存在や波源が明らかになるに対して、白老から日高地方のむかわ町に至る沿岸は、近年津波堆積物の存在が認められているものの、その波源については未だに解明されていない。

白老地域においては、Nishimura and Miyaji (1995) によって、社台で津波堆積物の存在が報告されている。また、高清水ほか(2007) によって、苫小牧東部からむかわ町までに至る海岸線に沿って、約20kmにわたる範囲で津波堆積物が認められている。これら津波堆積物は、1663年有珠山噴火による降下

火山砕屑物の有珠 b テフラと 10 世紀白頭山噴火によ る白頭山苫小牧テフラの間の泥炭層中に介在する砂層 として特徴づけられ、有珠bテフラの直下に厚さ数 mm の腐植層を介して堆積している (中西ほか 2014 など)。波源の候補としては、上記にまとめられた 北海道太平洋沿岸において500年周期で発生するプ レート境界型地震、1640年北海道駒ヶ岳噴火に伴う 山体崩壊の他、1611年慶長三陸地震などが挙げられ ている(高清水ほか 2007)。中西・岡村 (2019) は、 内浦湾沿岸から日高地方沿岸にわたる津波堆積物が 1640年北海道駒ヶ岳噴火に伴う津波で説明可能かど うかを検証するために、推定された遡上高と山体崩壊 による津波数値シミュレーションの結果と比較検討し た際に、白老では5mから8m未満の波高で津波が到 達したと推定した。白老一部地域における津波堆積物 の分布を【図1】に示した。

5. 白老における津波に関するアイヌ民族の伝 承

5.1. アイヌ民族の津波に関する認識

津波は、白老地方のアイヌ語ではオハコベッ³⁾といい、海のウェンカムイ〔悪神〕のルルプルケクル〔潮を湧かす者〕がアイヌモシリ〔人間世界〕に危害を加えるための悪戯であるとされる。このウェンカムイは非常に大きな力を持っており、津波を起こそうとするときは大きな口を開けて海水を一時に飲み込む。このため海水が急に減って潮が引く状態になるという。そしてしばらくして、それをまた一時に吐き出すため、これが怒濤となって陸地まで襲う大津波となると言い伝えられている(満岡 2003: 175)。また、日高地方ではオレプンペ〔それ・沖・住む・者〕といい、沖に住んでいて、しばしば陸地へ来るものと思われた(萱野 2002: 186)。

津波は、海辺で生活するアイヌにとっては大きな脅威であった。宮本イカシマトク氏の口承によると、白老周辺では津波は極めて稀で、現在生きているアイヌの中では津波を経験した者はいないとされているが、津波に関する言い伝えは残っている。

白老方面では津浪は極めて稀で現在生きてゐる アイヌでこれを経験した者はなく、従って津浪 除けの咒をした者はないが、宮本家にウバシクマ 〔口碑〕として残っている話では、津浪は津浪の 神(悪神)である夫婦の神オレプンベカムイの起こすものでその前兆は、エカシ〔老翁〕が見れば直ぐ判り、海の水が波もなくどろんとして気味悪く静かで、岸には小さい波がどぶどぶ躍ってゐる時で、これを見たら直ぐ浜に出て、鵡川の如く古道具を並べて波に攫はせ、オレプンベカムイが海かられて与へる。然し鵡川と異なることはウバシクマに従って、昔オレプンベカムイが海から来た時に、同時にアイヌの神なるシリカップ〔カジキマグロ〕が現はれアイヌはシリカップ〔カジキマグロ〕が現はれアイヌはシリカップ〔カジままに流れてゐたら樽前山に引掛って命が助かったと云ふ話があるから、この津浪除けの咒の時にエカシは樽前山の山の神にイナウ〔木幣〕を作ってカムイノミ〔神への祈り〕して酒を供へる(白老、宮本氏)(犬飼 1942)。

満岡伸一は、大正から昭和にかけて白老アイヌの風 習を聞き取りした際に、実際に津波除けの儀礼に参加 し、その詳細を記録している。

近く津波があることを予知(神のお告げまたは老人の経験による予測)すると、全部落の者が集まって、津波除けの祈祷式を執行する。もちろんこの祈祷式は、定期的に行われる行事でもなく、毎年のように頻繁に行われるものでもない。十年に一度か二十年に一度稀に行われるものである。ちょうど昭和六年四月二十日、白老コタンで行われ、著者自身参列の機会を与えられ、この珍しい儀式を目撃した(満岡 2003: 175)。

津波来襲の予知があると、集落中の長老などが首長宅に集まり津波除けの儀礼の相談をする。若者2、3人は山にイナウの材料となる木材を取りに行き、また他の数人は集落の各家を回り、供物の品々を集めるなど儀礼の準備をする。津波除けの儀礼において祈祷の主な対象は、祭神のトマリコロカムイ〔海の神〕と悪神のルルプルケクルの二人である。祭神のトマリコロカムイは悪神をなだめてくれる善良な神で、供物として酒や栗、干魚などを供える。津波を起こす悪神のルルプルケクルに供えるために、ムリリ〔葬式のとき死者を包む縄〕、肌着の古いものなど、古くて汚れた使用に堪えない廃物に等しいものを用意する。儀礼の式場は2ヶ所設ける。海岸の小高い砂丘にイナウを並べ祭壇を設けた砂丘の式場と、別の海岸の波打ち際に汀と平行に細長く砂を盛り波の形にした汀の盛り砂の



図2 津波除けの儀礼の様子:砂丘の式(公益財団法人アイヌ民族文化財団蔵)

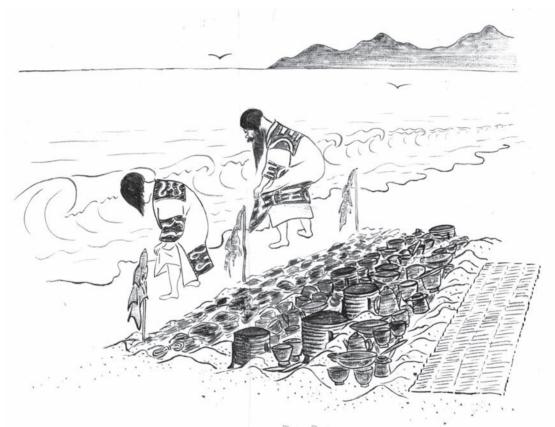


図3 津波除けの儀礼の様子:汀の盛り砂の式(公益財団法人アイヌ民族文化財団蔵)

式場である。

砂丘の式場では、トマリコロカムイに神の力により 悪神をなだめ、災害を未然に防ぐように祈る(【図 2】)。 砂丘の式が終われば、一同汀の盛り砂の式場に行き、 悪神のルルプルケクルに対する祈祷式を行う。この盛 り砂の間に、集落中から集めた悪神への供物を事前に 陳列し、海寄りの端にモウル〔女の腰巻の古いもの〕 の旗を三本立てる(【図 3】)。このとき、ルルプルケ クルに向かって「何とぞ津波を起こすことを思いとど まって頂きたい。部落中にある宝物の全部をここに集 めて、貴神に奉納するために、汀に陳列してあります。 どうぞお受けお願いたい」と祈願した後、供物をそ のまま満潮の波にさらわれるように放棄する。その後、 当分経過を見て、もし津波がなければ、祈願式が成功 したこととなり、改めて砂丘の式場で感謝の式を行う (満岡 2003: 176-180)。

宮本家の伝承(犬飼 1942)と満岡の記録(満岡 2003: 175-180)は、祈りを捧げる善良の神の対象が、それぞれ樽前山の山の神とトマリコロカムイという海の神で異なるが、海岸に祭壇を設けて古い道具を波にさらわせ悪神に捧げることは共通している。白老地域では津波は稀であるが、度々津波に襲われるコタンにおいても津波除けの儀礼の伝承は残っており、むかわ町の場合も、イナウを並べ祈祷を行い、古い道具を海

水にさらわせるなど、白老と類似した儀礼が言い伝えられている。

5.2. 白老コタンの歴史

現在の白老町内においては、白老駅周辺をはじめ、いくつかのコタンが存在していたが、社台、萩野、北吉原、竹浦、虎杖浜などのコタンの起源については、言い伝えや文献などの記録は残っていない。しかし、白老コタンの起源については、いくつかの伝承が残されており、伝承の中には巨大津波による被害が述べられている。

その昔、この広い北海道の大地を、すべて飲み込 んでしまうような津波が襲いました。その津波 は、海岸にあるコタンはもちろんのこと、山の ほうにあるコタンをも飲み込んでしまうほどで、 今まで経験したこともない、大きなものでした。 突然襲った大津波に、逃げることもできず、多 くの人々が津波に飲まれ、その命を失いました。 その大津波の中を、日高地方のコタンに住んで いた数名の人々が、運良く船に乗り、難を逃れ ることができました。大津波による海水が、全 ての大地を覆い隠したために、しばらくは大地 さえ見ることができず、大海原をあてもなく流 された舟が、やっと島に上陸してしばらくする と、さしもの大津波も引き始め、元の大地が現 れるまでになりました。すっかり水も引いたの で、頂上から下の方を見渡すと、太平洋の海岸 線に、コタンをつくる場所として、ちょうどよ さそうな平地が広がっていました。その場所に 元から住んでいた人々は、大津波に全滅したら しく、人のいるようすはありません。そこで山 を降り、その場所へコタンをつくり、移り住む ことにしました。それがシラオイコタンの始ま りです(北海道ウタリ協会白老支部 1998: 4-5)。

それまで住んでいた人々を、すべて飲み込んだ大津波の後、しばらくたってコタンは再建されましたが、舟に乗って逃げた人々が少なかったために、コタンは寂しいものでした。そのころ、コタンには3軒の家しかなく、細々と暮らしていました。あるとき、日高地方で勢力争いの末に敗北した一群が、追っ手を逃れて西へと敗走する途中で、白老川筋のウトカンベツに、しばら

く隠れ住んでいました。それをコタンの人々が 見つけて哀れに思いコタンへ来て住むように勧 めました。そして、もし追っ手が来たら、コタ ンの人々も一緒に戦うので、今後はシラオイコ タンを守り立てるために、力を貸すように話し ました。日高の人々はそれを承諾し、シラオイ コタンで一緒に暮らしました。更にその後、ど こから別の人々が通りかかり、シラオイコタン で暮らしたいと申し出ましたが、そのころまで には、コタンも栄えて大きくなり、人数も増え ていたので、コタンの中ではなく、白老川を越 えた向こう側、現在の石山地区に住むことを許 しました。そして、プーベツ川筋を生活の領域 とし、そこでのみ獲物を捕り、漁をし、山菜を 採ることを許しました。しばらくは、そこにコ タンをつくり、暮らしていたのですが、やがて 時代も変わり、そこの人々もシラオイコタンで 一緒に暮らすようになりました。このようにし て、今の白老の基礎ができたのです。だから白 老には、津波の後に住みついた人々(シシラオ イウンクル)と、ウトカンベツに逃れて来た後 に、白老に住むようになった人々(ウトカンペ トゥンクル)と、石山に住んでいた人々(クシュ ンコタンウンクル) の三つの家系があります(北 海道ウタリ協会白老支部 1998: 5-6)。

シラオイコタンの始まりや、その後の家系については、文献などにもいくつか紹介されています。それによると、イペニックルという人が、日高のアッペツより移住したのが、シラオイコタンの始まりとする話や、イペニックル以前にも、元和6(1620)年6月に、日高のヌセパイヌという人が、ウトカンベツ付近にコタンをつくり、その後下流にもコタンをつくり、更にマクンベツ(ウトカンベツ下流部)の傍らにもコタンをつくったが、それらの人々は、大島の噴火による津波で全滅したとする話があります(北海道ウタリ協会白老支部1998:5-6)。

これらの伝承に共通している内容は、白老には古くからアイヌ民族が生活していたが、大きな津波がコタンを襲い、それまでのコタンが崩壊し、その後再建されたという点である。ただし、コタンを全滅させるほどの津波が白老を襲った時期についてはわかっていな

い。いずれの伝承も、内容に違いはあるが、共通する 点が多いことから、元の話は一つである可能性につ いても推定されている(北海道ウタリ協会白老支部 1998: 4-7)。

5.3. 避難場所

苫小牧駒澤大学客員教授の岡田路明氏が、1970年代に実施した聞き取り調査で、津波に関する口承がある。これは大正生まれの女性の口承で、津波が起こった場合、逃げたとされる場所が白老周辺に4ヶ所あったという。その女性は、自分は大きい津波を経験したことがないため、実際逃げたことはないが、先祖から聞いた場所として紹介していた。白老周辺の4ヶ所の避難場所のうち、白老町内における3つの避難場所を【図4】に示す。

(1) ツメの山(【写真 1】)

【位置】北緯 42 度 33 分 33 秒 / 東経 141 度 21 分 23 秒

【標高】51m (2021 年現在)

地形図から見ると海に向かって鋭角に伸びており、 ここに津波が迫ると山の東側に流れ込み、海に戻っ たという。この場所は、白老コタンからとても近く、 まっすぐ逃げるならば最適な場所であったとされる。 地元ではかつて「ツメの山」と呼ばれていた。

(2) 塩釜神社(【写真 2】)

【位置】北緯 42 度 33 分 56 秒 / 東経 141 度 20 分 28 秒

【標高】神社跡は31m、頂上は51m(2021年現在)ウトカンベツ川沿いのチャシ〔砦〕跡の高台で、現在は仙台藩元陣屋資料館の敷地内にある塩釜神社の場所にあたる。この場所に避難すれば、大体の津波は大丈夫だと言われていた。

(3) おむすび山(【写真 3】)

【位置】北緯 42 度 33 分 39 秒 / 東経 141 度 21 分 39 秒

【標高】23m(2021 年現在)

ポロト湖の横にあるおむすび山と呼ばれた高台も避難する場所として知られていた。現在は、国立アイヌ 民族博物館が位置している民族共生象徴空間ウポポイ整備のため切り崩され、「ポロト稲荷大明神跡」という名称でみることができる。

(4) キラウシ(【写真 4】)

【位置】北緯 42 度 36 分 31 秒 / 東経 141 度 26 分 39 秒

【標高】標高 64m (2016 年現在)

さらに大きい規模の津波が来ると予想された場合は、 樽前近くのキラウシと呼ばれる高台まで逃げることに なっていたという。地名の「キラ」はアイヌ語で「逃 げる」、「ウシ」は「場所」の意味で、逃げる場所とい う意味である。2016 年当時の標高は 64m であったが、 現在は山の切り出しが継続して行われている。

6. 学習プログラムの実施結果

学習プログラム「伝承から自然災害を記憶する一津波」は、2021年3月6日に一般来館者向けのホリデーイベントとして実施し、さらにしらおい防災マスター会4の講演依頼を受けて2021年4月28日に実施し、計2回実施した。本プログラムは所要時間30分として構成されたが、2回目の実施では、白老アイヌの歴史と津波の関わりについて触れてほしいという要望に従い、内容を追加して40分構成で実施した。

各回の実施後、アンケートを回収した。1回目のホリデーイベントでは、来館者31名が参加し、24件のアンケートを回収した。2回目の講演では、29名が参加し、16件のアンケートを回収した。合計60名が参加し、40件のアンケート回答が得られた。アンケートでは、プログラムの満足度に関する項目では、「とてもよかった」と「よかった」で合わせて94.6%を占めた(【図5】)。

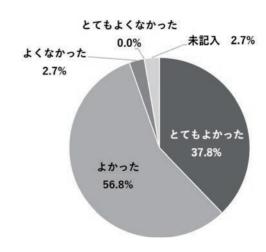


図 5 アンケート結果「今回のイベントに参加してどうでしたか。」 (満足度、回答数 37)



図4 アイヌ伝承の中の津波の避難場所の位置(国土地理院の標準地図を加筆修正)



写真 1 ツメの山 (2016 年 10 月 12 日 執筆者撮影)



写真 2 塩釜神社 (2021 年 4 月 20 日 執筆者撮影)



写真3 おむすび山 (2021年4月20日執筆者撮影)



写真 4 キラウシ (2016 年 10 月 12 日 執筆者撮影)

7. 考察:科学と先住民族の伝承を合わせた災害教育の効果

白老町における 2009 年以降の地震による主な被害 は、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震 (M9.0、 白老町震度3)、2014年7月8日の石狩地方南部の 地震(M5.6、白老町震度5弱)、2018年9月6日の 胆振東部地震(M6.7、白老町震度5弱)などがある。 その中で2011年の東北地方太平洋沖地震のときは、 津波警報および避難勧告が発令され、町内の10ヶ 所の避難所に最大644人が避難した(白老町2020)。 白老町の 2010 年度の人口の 19.444 人のうち約 3.3% が避難場所に避難した(白老町 2021)。白老港におい て観測された潮位は【表2】に示す通り 1.8m であり、 潮位補正を行った痕跡高の標高は 2.13m に達した (岡 崎・地質研究所津波調査班 2011)。 当時の白老港にお ける浸水被害の様子および平常時の様子を【写真5】 と【写真6】にそれぞれ示す。東北地方太平洋沖地震 の発生を踏まえた太平洋沿岸における津波浸水予測図 が新たに公表されることになり、その結果を踏まえて、 白老町では2012年に津波防災マップの改正を行った。

2021年3月6日に一般来館者向けのホリデーイベントとして実施した「伝承から自然災害を記憶する一津波」は、東日本大震災から10年が経過したことや、1ヶ月前に東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震の余震と考えられるM7.3の地震が福島県沖で発生し、地震に伴う津波と防災対策への関心が高まっていた中での開催となった。また、2回目の実施の対象となったしらおい防災マスター会は、地域住民が主体となり「みんなで作る災害に強い町づくり」をテーマに活動を展開しているボランティア団体であるため、地元の白老のことや防災について関心が高かった。

本学習プログラムは、くらしの場に津波災害が起こりうることに改めて気づき、日頃から災害に備える心構えをもつことを意図して企画された。同様のねらいの事業は、全国各地で行われているが、本プログラムは先住民族であるアイヌ民族はどのように災害に備えて対応していたかという視点で実施した。本プログラムのねらいが参加者にどのように伝わったかを評価するために、アンケートの自由記述の回答に基づいて考察する。

アンケートの自由記述のうち、「上記(満足度)の

表 2 白老町における 2011 年東北地方太平洋沖地震の津波調査結果

(岡崎・地質研究所津波調査班 2011 より一部抜粋; 各測定地点の位置は図 6 に示す)

地名	北緯			東経			測定対象	測定高	根拠	津波高	津波高 備考
	度	分	秒	度	分	秒	炽止刈水	(m)	依拠	(m)	1佣 右
(A) 字社台	42	34	10	141	24	11	河川堤防	1.85	浸水痕	2.18	社台川の河川堤防(蛇篭)に漂着物
(B) 白老港	42	31	32	141	19	17	港内敷地	1.80	目撃証言	2.13	岸壁上に冠水しただけ。聞き取り。



写真 5 2011 年東北地方太平洋沖地震による津波の被害を受けた 白老港の様子(提供:白老町)



写真 6 通常時の白老港の様子 (提供:白老町)

表 3 アンケートの自由記述の抜粋(満足度の理由、印象に残ったこと。原文のまま表記)

カテゴリ	コメント
	・とても分かりやすかった。科学的根拠や事実からの考察がとてもよかった。
	・口承でうけつがれてきたものが、今になってしっかりとした根拠と共に裏づけされてい
	たということが印象に残った。
科学	・わかりやすく、フィールドワークによる具体的な数値があった。
	・過去の津波の高さが 5-8M
	・アイヌ文化について地層学等様々なアプローチがある事を再確認できました。
	・アイヌの歴史から津波を学んだこと。地層学との関連で学べたこと!!
伝 承	・アイヌの伝承から津波の記録を調べるのがおもしろかった
	・アイヌの時代から、津波対策がなされていたことを知ることができた
	・世代を越えた伝承。子供の頃に教わったことは覚えており、自分の子供にも伝える子供
	への教育が大事だなと感じました。
	・自分の体感(昔から白老に住んでいる)と伝承と一致しているなと感じたこと。
防災	・白老町に住んでいるので実際に想像しながら話をきくことができた。
	・最近地震多く不安強かったので聞けて良かった
	・地元で大きな津波は経験したことはないが、過去には大きな津波があったことを確認で
	き、改めて日頃の備えが必要と感じた。
	・東日本から10年目の今年当時の事を思い出し、恐ろしさを再認識した
	・白老は津波が来ないという事になっていますが来るという前庭でいないとダメだと再
	確認しました
	・伝承による避難場所がハザードマップ上でも安全な地点であったこと



図 6 1640 年北海道駒ヶ岳噴火による津波のシミュレーション結果(中西・岡村 2019)を現在の地形図上に反映した浸水域 およびアイヌ民族の伝承の中の避難場所 (国土地理院の色別標高図を加工修正)

ように答えられた理由を教えてください。」および 「今回のイベントで最も印象に残ったことを教えてく ださい。 | の2つの質問に関する回答を、第1部科学、 第2部伝承、第3部防災のカテゴリに分類し、【表3】 に示す。第1部「むかしの津波を調べる方法」では、 古文書や津波堆積物のような具体的な根拠を提示して、 対象地域の白老周辺を過去巨大津波が襲ったことを確 認させることを意図した。アンケートからは、具体的 な数値が提示されたことやアイヌ民族の伝承を科学的 にアプローチしたことが高く評価された。第2部「津 波についての伝承」では、自然災害に対するアイヌ民 族の考え方に触れながら、対象地域の白老に津波に関 する伝承が残っている意味について考えさせることを 意図した。アンケートでは、過去の災害履歴をアイヌ 民族の伝承から調べたことが満足度の理由となり、ま た伝承を自分化した意見もあった。第3部防災では、 過去から現在の時点に戻り、東日本大震災の経験談か らは自分の被災経験を振り返ることや、ハザードマッ プの利用を通して日頃から災害に備えることを意図し た。アンケートでは、津波についての自分の記憶を振 り返ったという意見や、日頃の備えの必要性を感じた という意見がみられる。学習プログラムの最後では、 アイヌ民族の伝承の中の避難場所を、17世紀の津波 のシミュレーション結果に反映した標高図(【図6】) や津波避難マップ上に照らし合わせることで、科学や 防災においての伝承の意味について考えさせた。その 結果、世代を越えた伝承の必要性や大事さを感じたと いう意見もあった。以上を踏まえてみると、科学・伝 承・防災の各テーマで設定したねらいやプログラム全 体のねらいは参加者に効果的に伝わったと考えられる。

8. おわりに

東日本大震災から10年を迎えるに当たり、津波災害について、科学・文化・防災の学際的領域を扱う学習プログラム「伝承から自然災害を記憶する一津波」を企画・実施した。災害に関する地域固有の伝承は全国各地にあるが、本プログラムは、先住民族であるアイヌ民族の伝承を対象にした。伝承を科学的根拠と合わせて示し、現在の防災対策につなげることで、過去の伝承を現在につなぎ、日頃から災害に備えるというねらいを設定した。海外事例においては、先住民族の知を気候変動に関する学習や政策に活用している。今回の学習プログラムは、災害教育の観点からアイヌ

民族の伝承を活用してみたが、今後は地震・津波だけ でなく、他の自然現象を扱っているアイヌ民族の伝承 についても自然科学的な視点から考察していきたい。

謝辞

本学習プログラム実施に当たり、白老町の協力をいただいた。ここに記して感謝の意を表する。

注

- 1) 19世紀までは本州などから渡来してきた人たちを指し、現在はアイヌ 民族に対して日本の多数者のことを指す。
- 2) 地震計を始めとする観測機器を用いる前伊の時代に属するもので、なおかつ、記録で確かめられる地震を「歴史地震」という。これに対応して本稿では、記録で確かめられる津波のことを「歴史津波」とする。
- 3) 白老方言では、半濁音を濁音で発音する傾向があるが、意味は同じである。
- 4) しらおい防災マスター会は、2014年に発足し、北海道地域防災マスター を受講認定した人々が入会して防災知識などの普及・啓発活動を展開 しながら、町内会の防災力向上に向けて活動を行っている。

参考文献

- 地徳力 2019「アイヌの伝承から地質現象を推測する オプタテシ ケ山の伝説と火山災害 — 」『地球科学』73(1): 35-45。
- 土居繁雄 1953 「5 万分の 1 地質図幅『白老』 及び説明書」北海道 地下資源調査所。
- Eneji, A.E. 1999「アフリカ地域の土壌劣化に対する土地固有の伝統的知識の利用」『熱帯農業』43: 199-205。
- Hiwasaki, L., Luna, E., & Shaw, R. 2014 Process for integrating local and indigenous knowledge with science for hydrometeorological disaster risk reduction and climate change adaptation in coastal and small island communities. *International journal of disaster risk reduction* 10: 15-27.
- 北海道庁編 1936『新撰北海道史 第五巻 史料一』札幌:北海道庁。 1937『新撰北海道史 第二巻 通説一』札幌:北海道庁。
- 北海道ウタリ協会 白老支部 1998『白老支部の 50 年――白老支部 設立 50 周年記念誌――』白老:社団法人北海道ウタリ協会白 老支部。
- 犬飼哲夫 1942 「天災に対するアイヌの態度 (呪ひその他)」 『北方 文化研究報告』 6: 141-162 (復刻:北海道大学北方文化研究室 編 1987 『北方文化研究報告 第三冊』 京都:思文閣出版)。
- 石原凌河・松村暢彦. 2013「津波常襲地域における災害伝承の実態とその効果に関する研究 ― 生活防災に着目して― 」『土木学会論文集 D3 (土木計画学)』69(5): I_101·I_114。
- 金井昌信・片田敏孝・阿部広昭 2007「津波常襲地域における災害 文化の世代間伝承の実態とその再生への提案」『土木計画学研 究・論文集』24:251-261。
- 萱野 茂 2002 『萱野 茂のアイヌ語辞典 増補版』東京:三省堂。
- 国土地理院: 地理院地図 (電子国土 Web) https://maps.gsi.go.jp (2021 年 10 月 31 日閲覧)
- 松前町史編集室編 1974 『松前町史 史料編 第一巻』松前町(北海道): 松前町。
- 三島亜紀子 2016「ソーシャルワークのグローバル定義にみる知の 変容――「地域・民族固有の知 (indigenous knowledge)」と はなにか?――」『社会福祉学』 57(1): 113-124。

- 満岡伸一 2003 『アイヌの足跡』 白老: 財団法人アイヌ民族博物館 (初 出は 1924 年,白老: 真正堂)。
- 宮崎 唯・喜多雅一・近森憲助 2020「サブサハラアフリカの理科教育における地域知 (IK) の課題と展望」『日本科学教育学会第44 回年会論文集』385-388。
- Munsaka, E., & Dube, E. 2018 The contribution of indigenous knowledge to disaster risk reduction activities in Zimbabwe: A big call to practitioners. Jàmbá: Journal of Disaster Risk Studies 10(1): 1-8.
- 内閣官房国土強靱化推進本部「国土強靭化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)
 - https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/kk-honbun-h301214.pdf(2021 年 10 月 28 日閲覧)
- 中西 諒・岡村 聡 2019「1640 年北海道駒ヶ岳噴火による津波堆積 物の分布と津波規模の推定」『地質学雑誌』125(12): 835-851。
- 中西 諒・岡村 聡・髙清水康博・嵯峨山積・仁科健二 2014「北海道 胆振海岸,白老地域に見られる 17 世紀津波堆積物の分布と波 源の検討」『地学団体研究会専報』 60:169:178。
- 新里忠史・重野聖之・髙清水康博 2006「北海道における地震に関 するアイヌの口碑伝説と歴史記録」『歴史地震』21: 121-136。
- Nishimura, Y., & Miyaji, N. 1995 Tsunami deposits from the 1993 southwest Hokkaido earthquake and the 1640 Hokkaido Komagatake eruption, northern Japan. In Tsunamis: 1992-1994: 719-733.
- 小川正賢 2007「科学教育の文化研究にコミットする(ブラザ)」『科 学教育研究』 31(1): 42-43。
- 岡崎紀俊・地質研究所津波調査班 2011「北海道太平洋沿岸における 2011 年東北地方太平洋沖地震の津波調査」『北海道地質研究所報告』83:1-15。
- 尾崎正紀・小松原 琢 2014「石狩低地帯及び周辺地域の 20 万分の 1 陸域地質図及び説明書」『海陸シームレス地質情報集,石狩低 地帯南部沿岸域,海陸シームレス地質図 S-4』産業技術総合研 究所地質調査総合センター。
- 笹木一義・奥山英登・シンウォンジ 2021「多民族共生,多文化共生, 地域に根ざした知識体系と,サイエンスコミュニケーション」 『日本サイエンスコミュニケーション協会誌』11(2): 10-13。
- 白老町 2020 「白老町強靭化計画(令和 2 年 12 月)」
 - http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/docs/2020121800028/files/kyojinkakeikaku.pdf(2021 年 10 月 30 日閲覧)
 - 2021「白老町住民基本台帳人口及び世帯数集計表 (2021年8月13日) |
 - http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/docs/2013012800436/ (2022 年 3 月 15 日閲覧)
- 白老町町史編さん委員会編 1992a『新白老町史 上巻』白老町(北 海道):白老町役場。
 - 1992b『新白老町史 下巻』白老町(北海道):白老町役場。
- 高清水康博 2005「北海道における津波に関するアイヌの口碑伝説 と記録」『歴史地震』 20: 183-199。
 - 2013「北海道の津波堆積物研究の現状と課題:17 世紀巨大津 波による堆積物の研究を中心に」『地質学雑誌』119(9):599-612。
- 高清水康博・嵯峨山積・仁科健二・岡孝雄・中村有吾,・西村裕一 2007「北海道胆振海岸東部から確認された17世紀の津波堆積 物」『第四紀研究』46(2): 119-130。
- 田中 岳・渡部靖憲・中津川誠 2013「2011 年東北地方太平洋沖地震 津波に対する北海道沿岸域住民の避難行動調査」『土木学会論 文集 B2 (海岸工学)』 69(1): 48-63。
- UNESCO: Local and Indigenous Knowledge Systems (LINKS). https://en.unesco.org/links (2021年10月28日閲覧)
- 山越 言 2006「野生チンパンジーとの共存を支える在来知に基づいた保全モデル――ギニア・ボッソウ村における住民運動の事例から――」『環境社会学研究』12: 120-135.

国立アイヌ民族博物館の教育普及ツール開発 I: 着物のぬりえワークシート

Development of the Educational Tools of National Ainu Museum Vol. I: A Worksheet of Colouring and Learning the Ainu Garments (coat) and Ainu Patterns

笹木一義(SASAKI Kazuyoshi)

国立アイヌ民族博物館 研究主査(Senior Fellow, National Ainu Museum)

要旨

国立アイヌ民族博物館の開館前後にかけて、基本展示「探究展示 テンパテンパ」の開発と並行して、館内外で使用する教育普及のためのツールの開発を行った。ここでは、着物のぬりえワークシートを実例として、アイヌ民族の歴史と文化に対する教育普及のツールとしての留意点、ワークシートのねらいと体験内容の検討過程、開発時の課題、開館前後に館内外で行った試行と評価のプロセスについて述べる。

キーワード:博物館教育、ワークシート、ツール開発、展示評価、プログラム評価、ぬりえ、展示連携、着物

Abstract

Before and after the opening of the National Ainu Museum in 2020, the Education Team of the museum, including the author who is a member, developed an educational tool that could be used inside and outside of the museum, and a permanent educational exhibition titled 'Interactive Station "tempatempa".

As part of these efforts, this article analyzes the process involved in the development of an educational worksheet that through colouring in people can learn about Ainu garments and Ainu patterns. Through examining the development of this worksheet as a case study, the paper illustrates the process of creation, the consideration of sensitive issues, and the establishment of learning goals when developing educational tools and programs about the history and culture of the Ainu. It will conclude with the result of a formative evaluation of this worksheet, which was held both inside and outside of our museum.

Key Words: Museum Education, Worksheets, Development of Educational Tools, Evaluation of Exhibitions, Evaluation of Educational Programs, Colouring, Relationship Between Educational Tools and Exhibitions. Garments

1. はじめに

博物館にて、館側がその館の活動を行う際に使う媒体として、常設展示、特別展示などの「展示」があるが、博物館での教育普及活動を行う際に、利用者と展示、エデュケーター・研究員・学芸員などの館のスタッフ、そして館のメッセージをつなぐ役割の媒体

として、教育普及活動で用いる「ツール」が挙げられる。また、それらの教育普及ツールは、館内のみの使用だけではなく、退館後に家に持ち帰られること、また館外で行うアウトリーチ活動で使用されることなどもあり、物理的・時間軸的な「館内」での「滞在時間」を越えたところでも利用されるものである。

2020年に開館したばかりの国立アイヌ民族博物館(以下、「当館」)の、今後の教育普及活動の展開にお

いていくつも開発されていくであろう教育普及ツールについて、その開発と試行のプロセス、そして展示や教育普及活動にどのようにツールが関わり、利用者と館をつないでいくか、という視点で論が蓄積されていくことが必要と考える。本稿ではその嚆矢として、開館前後にかけて開発されたぬりえのワークシートを取り上げ、アイヌ民族の歴史と文化に対する教育普及のツールとしての留意点、ワークシートのねらいと体験内容の検討過程、開発時の課題にふれるとともに、開館前後に館内外で行った試行と評価のプロセスについても述べる。

2. 背景と目的

2.1. 博物館におけるワークシートと、当館の状況

博物館におけるワークシートは、展示情報を構成する要素としてのハード面・ソフト面¹⁾の「ソフト面」のひとつとしてとらえられ(齊藤 2019: 254-255)、展示解説ツールのひとつとして、解説シート、セルフガイド、ワークシートなどに分類されたり、呼称されたりするツールである(佐藤 2019: 394-395)。博物館の体験は、展示、プログラム、パンフレット、売店、案内図、など様々な要素全体が一体となってはじめて質が高められるものと考えられており(Falk and Dierking 1996: 149-153)、ワークシートもその一翼を担うものと考える必要がある。

ワークシートは国内外の様々な館で実践されており、事例の蓄積も多い。「学校で使えるミュージアムー覧」として全国の館の一覧とともに、「書き込み可能なワークシート」があるか/「無料の配布物」があるか、など、ワークシートの所在有無が一覧化されるほど、多種多様な事例がある(公益財団法人日本博物館協会 2013: 106-145)。利用者の対象も、一般来館者、学校団体、館外での利用など、様々な幅を持ち、多様な利用者への対応にメリットがあるものと位置づけられている(木下 2009: 128-129)。

実践事例の蓄積は多く、自然史系博物館、美術館には展示内容と合わせた事例が多いが、人文系博物館では種類、数が少ないと考えられる。しかし方法論として、どの館種にも摘要できる「概論」²⁾ の部分とともに、館や展示の持つ特性、そして館の利用者の動向や特性に合わせたワークシート開発が必要となる「カスタマイズ開発」の要素の両方が必要なものでもあり、

ワークシート開発の方法論や理論については国内では 未だ十分に議論されていないとも言える³⁾。

博物館内、展示室内で用いるワークシートなどの教育普及ツールを開発する際には、ワークシートを通じて行う体験と行動が、館のミッション、展示の目的とどのように関連しており、どのようなメッセージを伝える体験となるかが重要であり、その要素が詰められていないワークシートは、ただ移動するだけのスタンプラリー以上の博物館教育の効果を望むことはできない。木下と横山(木下・横山 2012:87)は、ワークシート利用の学習効果は、資料についての知識を一つ増やすということだけでなく、資料の見方とそのおもしろさを知り、ミュージアムの楽しみ方を知ることにある、と指摘しており、そのような機能を達成するための検証も必要となる。

次に、当館の状況と背景についてふれる。当館が持つミッションである⁴、「新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」ためには、受動的な展示観覧だけでなく、来館者が自発的・自律的に展示体験を行い、スタッフとの対話を誘発するなどの仕組みを設けていく必要がある。また、当館の基本展示室は自由動線の設計となっており、展示フロア全体の領域把握を助ける仕掛けを行いつつ、展示資料同士、別テーマ同士をつないでいきながらメッセージ伝達を行わなければならない場面もある。そのため、当館基本展示室の教育普及ツールとしては、俯瞰型とトピック型の双方からのアプローチが求められると考えられる。

また、コロナ禍の影響で、タッチパネル映像の停止 50、モニタ上のインタラクティブコンテンツの停止、一部展示物の接触運用中止など、稼働できる展示コンテンツ量が減っている状態のなかで、展示の体験とねらいの伝達、館のミッションの伝達のために本来の機能を発揮できていない部分が出てきていた。今後のコロナ禍の動きにもよってくるが、運用制限下と平時の両方に対応する、来館者のセルフガイドによる博物館体験のアクティビティとしてもワークシートが求められている。

2.2. ぬりえワークシート開発の背景と目的

当館で基本展示に連携した教育普及ツールを開発する場合、ツール全体として目指す目的は、1)アイヌ文化に親しみを持つこと、2)アイヌ文化につ

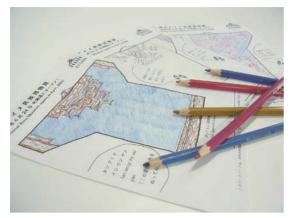


写真1 着物のぬりえワークシート(2020年1月22日 筆者撮影)

いてなんらかの理解を得て持ち帰ること (take home message)、3) 自文化への自覚、4) 多文化共生への意識を持つこと、であり、これらの点を伝えるため、博物館体験を通じて支援することが挙げられるであろう。ツールによっては、ひとつの教育普及ツールでこれらの要件を全て満たすことが難しい場合があるが、大きな目的としてはこれらを念頭に置いて開発する必要がある。

開館前である博物館準備室時代の2019年から開発を行った、着物のぬりえワークシート(【写真1】、以下、「ぬりえワークシート」)は、まだ館の建物がない状況から開館後に向けて使用できるワークシート、という特殊事例ではあるが、開館後、そして館外での働きも念頭に置いたうえでのツール開発の事例として取り上げる。

当館の基本展示室には、体験型の教育展示「探究展示 テンパテンパ」(以下、「探究展示」)がある。この展示は、18の体験ユニットとワークショップスペースから構成され、多様なアイヌ文化の要素を取り上げ

つつ、周囲の展示の実物資料と体験ユニットを行き来しながら、アイヌ文化への理解を深めることを目的とした展示である(笹木 2021: 110-116; 国立アイヌ民族博物館設立準備室 2020:17)。その開発の詳細については別稿を持ちたいが、ぬりえワークシートは探究展示の構成群のツールのひとつとして、探究展示、そして基本展示室の6つのテーマとの連携も念頭において開発されたものである。

基本展示ならびに探究展示の試行・開発を続けていた 2019 年初夏に、毎年夏休みに東京の霞が関の各府省庁で行われる「こども霞が関見学デー」(以下、「見学デー 2019」)が開催されることとなった。新しく開設される国立博物館の周知が出展の主目的ではあったが、探究展示の試作中のユニットを、展示評価(開発段階評価)として実際に来館者の子どもと大人に体験してもらい試行ができる重要な機会ととらえ、出展と展示評価を行った(SASAKI, OKUYAMA, OSHINO, SATO 2019)。その出展の際に、開館後に展示室内で靴を脱いで座って体験するワークのためのエリアである、探究展示のt.3 エリア(【写真 2】)で行うアクティビティのひとつとして、ワークシートの開発も併せて行い、試行を見学デー 2019 で行うこととした。

見学デー 2019 における、このぬりえワークシートの主な役割としては、持ち帰り可能なツールとして、当時の開館予定日である「2020 年 4 月開館 61 」の PR であったが、開館後の使用を見据えて、後述する目的と機能の設計を行った。

2.3. ぬりえワークシートの目的

ぬりえワークシートは、A5 判モノクロ片面のワークシートで、4 種類を用意しており、開館以降、基本





写真 2 「探究展示 テンパテンパ」t.3 エリア (2020年7月3日国立アイヌ民族博物館撮影)

展示室内「探究展示 テンパテンパ」t.3 エリア前に設置、配布している(【図1】、3.2.6 の【写真6】)。

- [シート A-1] 着物の背の面で、文様・模様・紋様が 入ったもの(柄あり)、【図1】の左上
- [シート A-2] 着物の前の面で、文様・模様・紋様が 入ったもの(柄あり)、【図 1】の右上
- [シート B-1] 着物の背の面で、柄のない無地のもの、 【図 1】の左下
- [シート B-2] 着物の前の面で、柄のない無地のもの、 【図 1】の右下

先述のとおり、主目的のひとつは新博物館開館のPRであり、そのための持ち帰り媒体と位置づけ、体験ならびに配布を行った。教育ツールとしての主目的は、当然ぬりえの体験を通じてアイヌ文化への興味関心を深化させることを意図しており、下記のパターンを想定してねらいの設定を行い、設計を開始した。

- 1) 文様・模様・紋様(以下、「文様」) をなぞって着色することで、文様の作り方、文様の細かさを体験する。[→シートA-1, A-2]
- 2) 見本や文献等を見ながら文様をなぞって着色

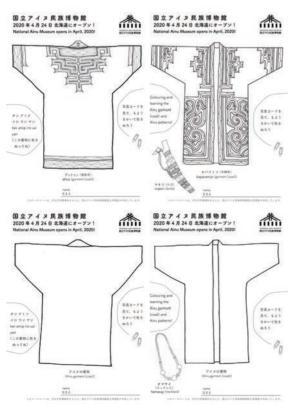


図 1 ぬりえワークシート配布形態 4 種 [開館前版] (開館後版は 3.2.4 の図 3 に示す)

- することで、文様の一筆書きの作成方法を体験する。 $[\rightarrow$ シート A-1, A-2]
- 3) 手を動かして簡易に疑似体験することで、文様を作るときの細かさ、繊細さ、「大変さ」を実感する。[→シートA-1, A-2]
- 4) 無地の着物の型枠のなかに、自分自身で文様を描いてみることで、無地の状態から文様のデザインを構成することの難しさを実感する。
 [→シート B-1, B-2]
- 5) ぬりえを行う際に、見本や参考文献等を参照 することで、着物の素材、かたち、文様など に、様々なバリエーションがあることに気づ く。また、ぬりえをぬるために参考資料をじっ くりと観るようになる。[→全シート共通]
- 6) 手を動かして簡易に疑似体験することで、周囲のテーマ展示やプラザ展示にある実物資料の着物を見るときに、着物自体と文様の美しさやデザインに関心を持つだけでなく、それらを作るときの「大変さ」に思いを寄せられるようにする。[→全シート共通]
- 7) 他の人と完成したぬりえ作品をシェアすることで、着物についてどの部分に興味関心があるかを、他者と共有する。「→全シート共通

2.4. 探究展示ユニットとの関連

上記目的を達成するために、どのようにワークシートの設計を行ったか、について述べる前に、このワークシートが関連する探究展示のユニット2件について概要を述べる(SASAKI, OKUYAMA, OSHINO, SATO 2021)。ぬりえワークシートの企画が出る以前から、探究展示については設計と開発が進められており、探究展示の設計とリサーチがあったうえで、ぬりえワークシートの開発やアクティビティが構成されているためである。

見学デー 2019 の試行の際には、探究展示ユニットの試作モックアップ 4 種を持参して検証した。その中には下記 2 ユニットのモックアップも含まれており、モックアップを用いて、展示ユニットとワークシートを連携させる解説についても試行した。ぬりえワークシートと下記ユニットとの連携点については、後述する。

2.4.1 ユニット 3 [テケカラペ:シリキ 手しごと: 文様 tekekarpe: sirki Handicrafts: Patterns]

「手しごと:文様」のユニットは、解説グラフィックと、6種類の文様の体験アイテムが設置されたユニットである。解説グラフィックでは「この模様、どうやってつくる?」という投げかけがなされ、彫り、刺繍、編み、の3種類の素材でユニットに固定された完成品に近いものと、それらの制作過程・技法を間近で手に取って体感できる手持ちアイテム3種から構成される(【写真3】)。

ユニットのねらいとしては、文様の技法を複数提示すること、各アイテムをじっくり観ながら各々の文様の作り方を推察すること、観察を通じてつくりの繊細さを感じること、文様の制作には人の手がかかっていることを伝えること、を設定した。

刺繍の制作段階を5段階のめくりで伝えるようにした制作過程資料(6.1.の写真11)や、ガマと染色した木綿を編み込んでいく、ござの制作過程資料は、どちらも技術伝承をしている博物館の学芸員が制作したものである。

2.4.2 ユニット4

[アミプ 着物 amip Garments]

「着物」のユニットは、3種類の特注のミニ衣装実物3種と、着せ替え人形と対で構成される、遮光ツイルへの印刷による着せ替え衣装10種、そして見本となる博物館資料の着物の写真のカードパウチがある。解説グラフィックでは「着物にふれてみよう」「衣服のかたち、素材、刺繍をじっくり見てみよう」という投げかけとともに、普段着のアイヌ民族の女性の写真が示される(【写真4】)。

こちらのユニットのねらいとしては、ミニ衣装 実物の繊細さ・質感を感じる、衣服の多様性を 知る、普段着と晴れ着の違い、「毎日文様入りの 着物を着ている」というステレオタイプの補正、 樹皮(靱皮)からアットゥシ(樹皮衣)の布が どう作られるかを知る、を設定した。ミニ衣装 実物は二風谷民芸組合のかたがたに依頼して制 作していただいたカスタム複製品であるが、約5 分の1のサイズのなかに、実物の着物と同じ素材、 同じ製法、そして小さいサイズでは再現困難な 刺繍の文様が細密に再現されており、またその 刺繍文様やミニ衣装実物の素材をさわることが



写真 3 探究展示ユニット「テケカラペ:シッキ 手しごと:文様」 (2020 年 10 月 12 日 筆者撮影)



写真 4 探究展示ユニット「アミプ 着物」(2021年1月10日筆者撮影)

できる。

3. ぬりえワークシートの設計

3.1. ワークシート設計時のポイント、留意点

教育普及ツールとしてのワークシートを開発する際は、物理的なツールの開発、ではなく、ワークシート体験者の行為を含めたデザイン、アクティビティとしてのデザインが求められる。佐藤(佐藤 2019: 394-395)は、解説ツールを開発する際のポイントとして、利用者に何を伝えたいのか、展示にどのような情報を付加したいのか、それにはどのような道具が適しているのかを整理することが肝要、と述べている。

また、ワークシートの運用の形態として、利用者が 一人でワークを行い完結することもあるが、それはご く一部の例であり、ワークシートの記入内容について 回答をどう提示するか、エデュケーターら館のスタッ フとどのように記入前・記入中・記入後のコミュニケーションを行うか、などの設計も重要である。一般利用者、学校団体に対して、来館の事前と事後も含めた、ワークシートの利用・フォローも含めた運用のかたちもありうることも、木下は指摘している(木下2009: 130)。

そして、ワークシートの項目の設定として、開かれ た質問(オープンエンド・クエスチョン)と、閉じら れた質問(クローズド・クエスチョン)の両者をどの ように効果的に設計するかが重要であり、それは先 述の運用体制によるフォロー、連携が必要であるこ ともポイントとして頻出するものである(木下・横 山 2012: 84-85、木下 2009: 131-133)。ぬりえワーク シートの事例でも、好きな見本を探してぬる、自分で オリジナルの柄や文様を想起してぬる、という場合は オープンエンドだが、ある見本について見本の通りで きる限り正確に再現して文様や柄をぬろうと試みるこ とも一種のクローズド・クエスチョンのかたちとも言 えるのではないだろうか。このぬりえワークシートで は、オープンエンドとクローズドの両者それぞれから 得られる効果があると想定しており、先述2.3.のね らいの中にも併記されている。

また、ワークシートの想定対象として、設定対象層でとにワークシートを設計する方法と、ひとつのワークシートで複数の体験者像を設定する方法がある。前者については、東(東 2018: 227-236)は、あるワークシートの対象を年齢層で5段階のレベルに分け、それぞれの目標と理想となるワークシートのタイプの組み合わせを提示している。一方、本稿のぬりえワークシートは後者であり、配布対象者を制限できない場合、もしくは多くのパターンを用意したとしても確実に対象想定層に配布できないことがあることをふまえ、ひとつのワークシートに複数の利用者像・体験者像を想定したうえで、体験内容、事前知識、take home message の内容を複数レベル想定している。

さらに、館の物理的な空間と人流のキャパシティ、ワークシートの記入や回答の場所があるかどうか、などの物理的要件も関わってくる。これらの物理要件は館でコントロールできる範囲とできない範囲があるため、現実的な運用の落としどころをどのように工夫するかもポイントとなる。

そしてこれらの要件を包含するように、ワークシートに伴う活動をひとつの教育普及プログラムとしてとらえたうえで、ワークシートの開発段階では内部ス

タッフの試行と利用者調査によるフィードバックと改善、チューニングが必要となる。村井は、ワークシートやセルフガイドを含めた各種のツール、プログラムの評価の重要性とその方法論を提示している(村井2012: 160-165)。

筆者ら探究展示の担当チームは、ぬりえワークシー トの開発も含めて、外部監修者の佐藤と議論を繰り 返しながら開発を行った。同外部監修者とは当館の 2020年度の調査研究プロジェクトとして、「展示室に おける展示体験深化のためのワークシート開発」につ いて研究を実施しておりで、そこでのレクチャーと議 論も、間接的にぬりえワークシートの開発に反映され ている。佐藤からは、ワークシートはただのツールで はなく、時間軸も含む体験者にとってのワーク、プロ グラムであること、そこでは「デザインの条件」と 「take home message」と「うながしたい行為」を組 み込むことが必須とされることが強調された。そして プログラムのデザイン要素として、コンセプト、活 動 (時間)、場 (空間)、コミュニティ (人)、道具が あり、その「道具」(=ここではワークシート)の開 発には、「経験、コミュニケーションをデザインする こと
|、「全ての行為の意味を検証すること
|、「情報 の階層化、取捨選択」、「居場所としての博物館」の ノウハウの蓄積が必要なことが述べられた。これは本 ぬりえワークシートのみではなく、共通する開発方法 論のひとつとして今後の教育ツール開発にも適用でき ることであろう。

3.2. 要件の設計と検討

今回のぬりえワークシートに求められる役割として、 先述したように館のオープンの PR ツールの機能を 持ったうえで、持ち帰りツールの機能と現場(館内・ 館外)でのワークに両方に対応し、かつ既出 2.3. に 記載したような多層的なねらいを満たすように、要件 の設計を行った。

3.2.1 紙面の仕様

こども霞が関見学デーは1日に3000人以上の親子の来場があるイベントと聞いていた。そのため、数がそれなりに必要なこと、アイヌ文化の着物と文様の特徴と多様性を示すうえで、ぬりえの版が単一ではなく複数必要になること、開館後も継続して配布・使用していくこと、コスト

面で負荷を下げつつ内製も可能なものであること、などが求められた。持ち帰りの手軽さ、完成品を掲示するときのハンドリングのよさも含めて、A4判に面付けをして半分に裁断する A5 判モノクロ片面の紙面仕様とした。

紙面構成としては、当然ながらぬりえ部分が主となるが、持ち帰りツールとして持つべき情報として、館がオープンする旨の文章とオープン日の文言、博物館ロゴマーク、体験行為の投げかけの多言語文言、着物以外のもうひとつの民具のぬりえ、体験者の名前の記入欄、使用資料のクレジットを A5 判の中に収めるデザインとした(【図1】、【図3】)。

3.2.2 着物の選定と枚数

ぬりえワークシートで取り上げる着物は、着物 の特徴とともに、文様の特徴がわかるものであ る必要がある。先述 2.4.2 の探究展示の「着物」 ユニットでは、多種多様なかたち、素材、文様 を示すため、アイヌ文化に関わる衣服を10種 類に整理した。衣服(木綿)4種、衣服(樹皮)、 衣服(草皮)、衣服(魚皮)、衣服(鳥皮)、衣服 (獣皮)、小袖である。木綿衣の文様には大きく 分けて3種類あり⁸⁾、アットゥシの文様の作り方 に似た木綿衣を含めて4種となっている。その 中から、博物館収蔵資料から写真画像が使用で きるもの、色や文様のバリエーションを見本と して提示できるもの、また、文様構成が適度な 複雑さを持ったもの、という視点で選定し、収 蔵資料から木綿衣 1点(カパラミプ)と樹皮衣 1 点(アットゥシ)を選定した。

着物には前面と背面があり、どちらの面にも 文様が施されていることから、展示する際にも どちらの面を展示面に選ぶかの検討が毎回必要 である。どちらの面も特徴があり、ぬりえワークシートにどの面を載せるかは難しい点であった。 両面を載せるのがよいのであるが、ぬりえの版が際限なく増えてしまい運用の負荷も増えていくため、検討の結果、片方の衣装は前面を、 もう片方の衣装は背面を載せることとし、この2 種類のワークシートを併置することで、着物の前面と背面の両方に興味を持ってもらう意図とした。

3.2.3 柄があるものと柄がないもの

上記の着物の選定の検討のなかで、このぬり えワークシートが持つねらいを鑑みた際に、も とから文様の柄があるワークシートをぬってい くことと、ある程度着物や文様のイメージを持っ ている人が自分で無地から文様を構成していく ような、複数のレベル設定が必要なのでは、とい う議論になった。全く見本がないなかでぬりえ や線を描いていくことは一般の体験者には困難 なことであるため、後述する見本集をワークシー トとセットにして用意をしていたが、見本を見 ながら描いたとしても、無地シートに文様を描 いていくのは容易ではない。だが、本来着物に 文様を施す際には、はじめは無地のまっさらな 生地の状態から始めるものであり、また自由に 自分でデザインを考えてぬりえを行うような使 い方も尊重されるべきでは、という整理となっ た。そのため、柄があるもの2種類(木綿衣の 前面と、樹皮衣の背面)、そして着物の外枠と前 身頃の線だけが書かれた、無地の柄がないもの2 種類(前面の枠と、背面の枠)の、計4種類を 標準のセットとして用意することとなった。

また着物は種類やサイズによって、身頃の長さ・幅、袖の長さ・幅・形、襟の形状が異なるため、実際は「着物の外枠の線」はある着物の一例になってしまい、見本写真等と比べると全体のシルエットが異なることがあるが、版の種類をある程度抑える必要があるため、外枠の線は限られた事例のみの提示となった。実際に見本と見比べながらぬりえをぬる過程のなかで、体験者にもじり袖や筒袖などの袖の形状の違いなどを発見してもらうことができるならば、着物のデザインの多様性をより感じてもらえるのではないかとも考えている。それは同時に、ぬりえをぬるうえで必要となる資料や参考図書の見かたを深めていくことも意図している。

3.2.4 ぬりえ図版の制作と文様の監修

選定した着物の写真をもとにして、ぬりえの線画を描く作業について、単純に写真から文様を含む着物の全ての線を取り出そうとすると、線が非常に細かくなりすぎてしまうため、調整が必要となった。選定した木綿衣は、切り伏せの布に縫われた刺繍だけでなく、切り伏せの布の



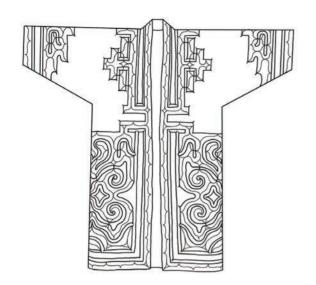
写真 5 ぬりえワークシートの原案となった着物の写真 [上段:木綿衣、下段:樹皮衣](2019年6月18日、21日国立アイヌ民族博物館撮影)

種類が複数あり、細かい柄がもとからついている布が切り伏せされた部分も複数ある(【写真5】)。それらの細部の線の集まりをどこまで残すか、どこまで省くか、の調整が必要である。

また、文様についても全てを含めて線に変換すると情報量が多すぎてぬりえとしてのハードルが高くなりすぎる部分があった。アイヌ文化の文様は最小の構成単位が製法上あるため、その理解がないまま文様をトリミングしたりすることは、適切ではないアイヌ文様を表現・発信してしまう危険性がある。そのため着物と刺繍の伝承者である当館学芸員に監修と線画の案を複数検討してもらい、どこまでの文様の情報量を

入れ込むか、文様の構成単位をどこまで線画で 再現するかをともに検討した(【図2】)。

また、刺繍で縫われている文様の部分を、ぬりえ上で線をどのように表現するか、についても検討が必要となった。具体的には、カパラミブと呼ばれる木綿衣は貼り付ける布が白地のことが多いため、細い刺繍線をぬりつぶすことはないと思われるが、アットゥシ(樹皮衣)や、チヂリ、チカラカラペと呼ばれる木綿衣の多くは、切り伏せの布の色をぬると刺繍線がぬりつぶされることがあるので注意が必要となる。実際には刺繍も色がついているので色鉛筆で刺繍の線をぬることができるように、線を細くする案、点線





で描写する案などを検討し、選定した。

適切な文化表現のためのツールを作るためには、これらの伝承者との確認の工程は必須となる部分であり、当館では館内に学芸員・研究員に伝承者がいることが強みと特徴となっている。

3.2.5 着物以外のもうひとつのぬりえ

2.4.1 の探究展示「手しごと:文様」ユニットでも述べたように、文様は刺繍だけでなく、木彫、ござ編みなどの手法で作られるものでもある。そのため本ワークシートでは、あくまでメインのぬりえは着物であるが、小さく別の民具のぬりえも入れることとした。ここではマキリ(小刀)とタマサイ(首飾り)のイラストを入れ込んだが、線画に関する注意事項としては、着物と同様に文様の作り方や最小単位への配慮が必要である。マキリの文様の線がぬったときに見えなくな

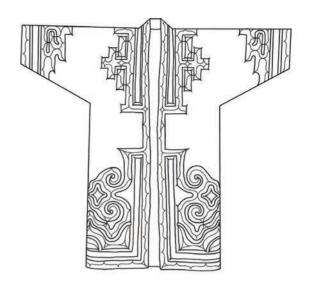


図2 文様の最小構成単位、線の量、太さの検討過程

らないように、線画、線の太さ、解像度の調整を 行った。

3.2.6 体験行為の投げかけの文言(多言語)

ワークシートはあくまで体験をうながすための ツールであるので、このぬりえワークシートで 体験者に行ってほしい行為の投げかけを、シン プルな文言で記載した。

当館はアイヌ語を第一言語としているので、最低でもアイヌ語、日本語、英語を同時表記すべきところであるが、A5判の紙面の都合上、種類ごとに2カ国語(アイヌ語+日本語/英語+日本語)の組み合わせで文言を記載した。まず、日本語で「写真カードを見て、もようをかいて色をぬろう」という共通の文言を入れた。そのうえで、「ぬりえ」という単語もアイヌ語辞書にはない語であるため、アイヌ語専門の研究員に相談し、「この着物に色をぬってね」という意味のアイヌ語の文章「タンアミブイロウシヤンtan amip iro usi yan」を記載した。

また、ぬりえを設置するアクリルラックにも、「どうぞ(ぬりえの紙を)お持ちください」という意味のアイヌ語「タンカンピエチコロヤッカピリカ tan kampi eci=kor yakka pirka」を記載し、アイヌ語、日本語、英語の3カ国語表記とした(【写真6】)。「アイヌ語を使っていくこと」という「コト」も、ワークシートという「モノ」とともに持ち帰ってもらい思い起こしてもらう



写真 6 ぬりえワークシートの、館内での設置の様子(2021年10月28日(左)、2021年6月19日(右)筆者撮影)

ことを想定している。

3.2.7 筆記具の選定

ぬりえのワークということで、色をぬる筆記具についても、国内外の複数の色鉛筆などを入手し、適切な筆記具を検証した。特に文様部分や刺繍部分は細かいぬりが想定されるため、クレヨンなど柔らかめで塗り幅が大きくなるものは不向きであった。色鉛筆も比較してみると、芯の柔らかさ、発色、色のラインナップ、すなわちアイヌ文化の着物で見本写真に頻出するような色が揃っているか、などが異なり、試行を重ねて選定した。また、見学デー2019など、館外で行ったテストの際に、色鉛筆の減りの速さを参考に、どの色が一番使われているかについても、把握を試みた(【写真7】)。

3.2.8 ぬりえを行うための補助ツール

ぬりえシートと色鉛筆があれば、ぬりえができないことはないが、2.3. のねらいで想定した体験ができるような環境整備がもう少し必要である。 【写真8】は、補助ツール群の一覧である。

具体的には、まずはじめに、ぬりの見本となる 写真集が必要となる。先述 2.4.2 の探究展示「着物」ユニットでピックアップしていた着物の資料 写真に、木綿衣と樹皮衣の種類を増やしたもの、 そして無地の柄にぬる際のバリエーションとして、樺太地域の草皮衣の写真も用意し、全 12 着



写真7 色鉛筆の比較テストの様子(2019年7月16日筆者撮影)

の着物の前面・背面が入った写真のパウチを作成した。パウチのサイズ、形態についても、A3サイズ、A4サイズ、ハトメとリングで12×12cmの単語カード状にしたもの、など、複数の形状を試作した。タマサイについての見本写真も、探究展示「タマサイ」ユニットでピックアップしていた資料写真から見本パウチを用意した。

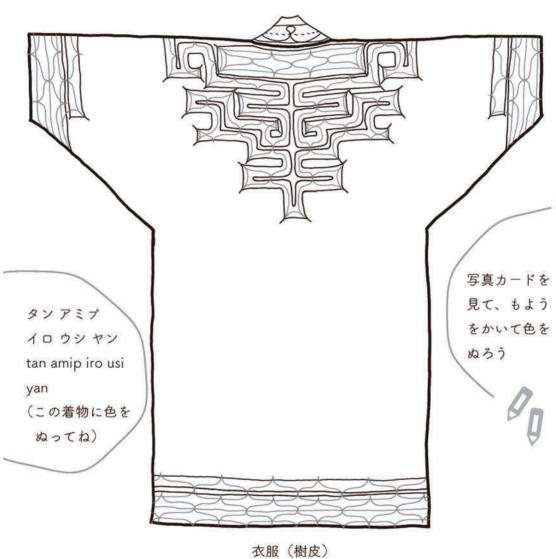
また、着物や文様、刺繍の見本として、参考図書も必須である。一筆書きで刺繍を行う手順等の参考になるように、アイヌ衣装と文様の刺繍の書籍(津田 2014)を併置するとともに、アイヌ民族の服飾を取り扱った展覧会図録等をぬりえとともに複数配置した。

完成したぬりえは、本人判断で記名してもらい、 会場に用意した掲示スペースに体験者自身が貼

国 立 ア イ ヌ 民 族 博 物 館 2020 年 7 月 12 日 ォープン!

National Ainu Museum opens in July, 2020!





衣服(樹皮) garment (bark fiber)

name なまえ

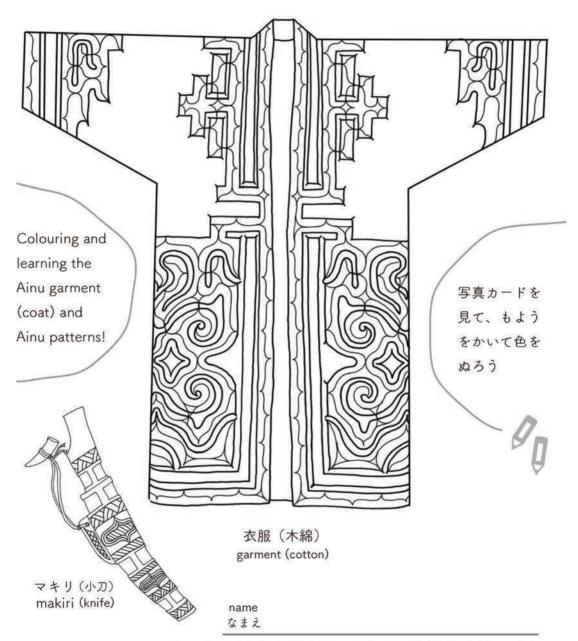
このワークシートは、文化庁所蔵資料をもとに、国立アイヌ民族博物館が作成しています。

図3 ぬりえワークシート [開館後版、A-1]

国 立 ア イ ヌ 民 族 博 物 館 2020 年 7 月 12 日 ォープン!

National Ainu Museum opens in July, 2020!





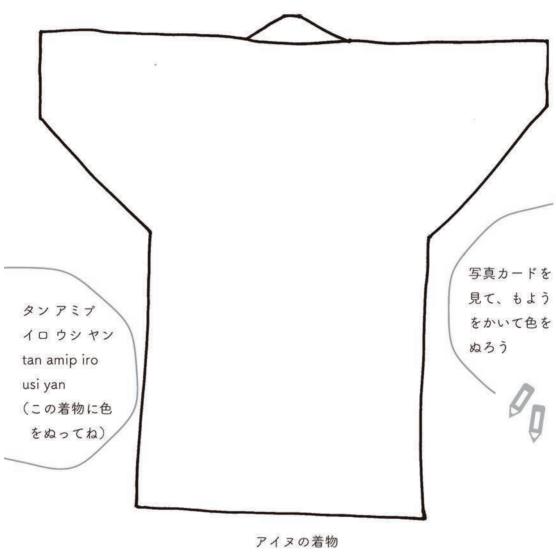
このワークシートは、文化庁所蔵資料をもとに、国立アイヌ民族博物館が作成しています。

図3 ぬりえワークシート [開館後版、A-2]

国立アイヌ民族博物館 2020年7月12日オープン!



National Ainu Museum opens in July, 2020!



Ainu garment (coat)

name なまえ

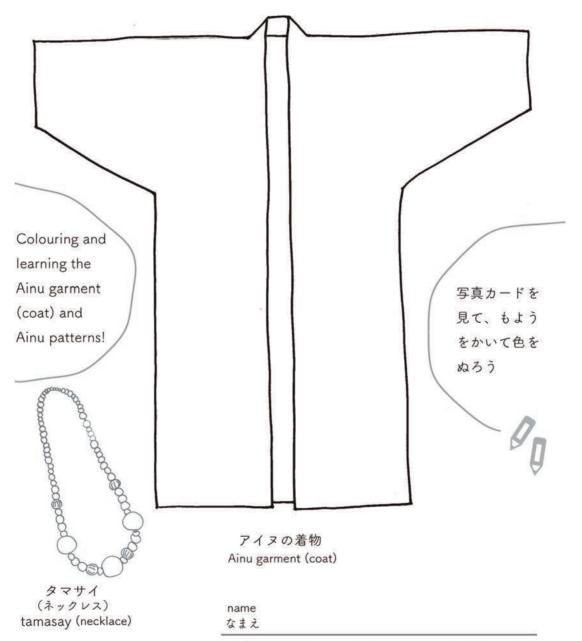
このワークシートは、文化庁所蔵資料をもとに、国立アイヌ民族博物館が作成しています。

図3 ぬりえワークシート [開館後版、B-1]

国 立 ア イ ヌ 民 族 博 物 館 2020 年 7 月 12 日 ォープン!



National Ainu Museum opens in July, 2020!



このワークシートは、文化庁所蔵資料をもとに、国立アイヌ民族博物館が作成しています。

図3 ぬりえワークシート [開館後版、B-2]



写真 8 ぬりえのための補助ツール群 (2021年10月28日(左)、2019年12月21日(右)筆者撮影)



図4 解説パウチ「木綿衣の呼び方」

りだして作品が共有できるよう、自立壁面を各会場に用意していただいた。貼る際にはアイヌ文様が描かれたマスキングテープを複数種用意して貼ってもらった。このマスキングテープについても、伝承者のかたが監修した文様となっているものを選んで購入、使用している。

後述のこども霞が関見学デーの 2021 年度は

オンラインでの開催となったが、オンラインで ぬりえワークシートをダウンロードしてもらう 際には、上記の見本写真等も併せてダウンロー ドできるように、使用許諾に配慮しながら pdf データも作成している。

3.2.9 着物の名称の解説パウチ

アイヌ民族の着物の名称については、地域、製 法、材料、技法等で様々な組み合わせによって アイヌ語の呼称があり、同じアイヌ語名称でも違 う形態の衣服を指すこともしばしばある⁹⁾。作ら れた地域、製作者がわかっており、その製作者 が呼んでいるアイヌ語呼称がその衣服の最も適 切な呼び方となると解釈されるが、非常に複雑 であるため、解説のためのパウチを学芸員が作 成し、名称の説明や質問があったときの解説用 として用意した(【図4】)。しかし開館前後の基 本展示の議論のなかで、現況では呼称について は研究途上であること、広く誤解のない呼称を 現時点では採用する、という館の方針で、着物 のアイヌ語名称は表記せず、「衣服 (木綿)」「衣 服 (樹皮)」という呼び方となっている。呼称の 方針については今後も議論が必要な部分と考え るが、その方針に合わせているため、このパウ チは現在積極的には使用していない。

4. 試行

4.1. 館外会場での試行

ぬりえワークシートの開館前の試行としては、ま





写真 9 見学デー 2019 での、ぬりえワークシート試行の様子 10 (2019 年 8 月 7 日、8 日、筆者撮影)

ず先述の見学デー 2019 で実施した。2019 年 8 月に 2 日間出展したが、会場全体で 1 日 3,500 人ほどの親子連れの来場者があったなかで、ぬりえワークシートも試行を行った(【写真 9】)。当方側の意図としては、先述の見本集等の補助ツール一式を用意したうえで、基本はぬりえをどのようにぬるかは体験者の自由とした。ぬりえの種類は 4 種類あることを伝え、柄があるものとないもののどちらを選ぶか、一人で何枚ぬるか、は運用状況を観ながらも、体験者の意向を尊重し自身で判断してもらうようにした。

また、会場の掲示スペースに貼るか、持ち帰るか、も基本は任意としたが、完成した作品をシェアしてお 互い楽しんでもらうねらいも含めていたので、掲示スペースへの掲示を声がけしつつ試行運用した。掲示にぬりえ作品を貼ったうえで、スマートフォン等で写真を撮って帰る、という体験者も多く観られた。掲示コーナーに貼る際のアイヌ文様入りマスキングテープについても、用意した7種類から好きな色・柄を選んでもらい、自身で貼ってもらった(【写真10】)。時







写真 10 道内の会場での試行の様子 (2019年12月7日、2019年11月3日、2019年11月3日 筆者撮影)

間がない人には4枚セットでぬりえを渡し、自宅で ぬることも可とした。

同様の試行会を、開館前の北海道内各地で行った 開館 PR のプレ展示の巡回先のなかで、3回実施した (函館市、比布町、札幌市)。各会場で掲示コーナーに 張り出された作品は、終了後に回収、保管し、分析 の資料とするとともに、探究展示 t.3 スペースの作品 コーナーに入れ替わりで掲示している。

4.2. 館内研修での試行

ぬりえワークシートは館内外の利用者に体験して もらうものとして開発しているが、岩崎ら(岩崎・

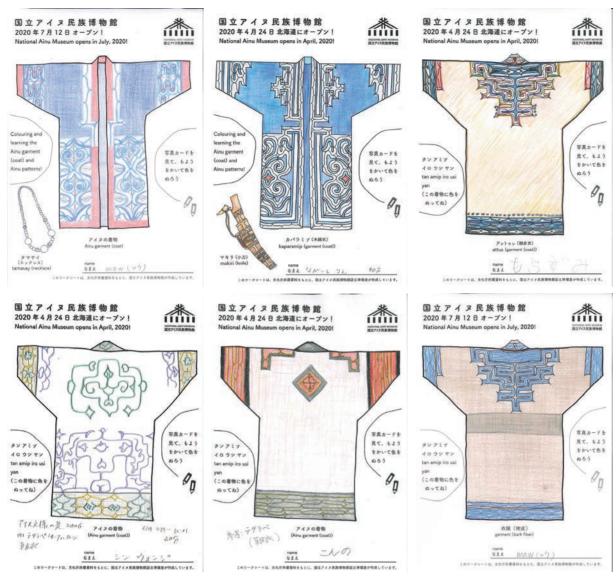


図5 館内スタッフの研修で試行したぬりえ作品

可児・寺島・半田 2013: 23) が、「まずは先生自身が 実際にワークシートをやってみることをおすすめしま す。」と述べているように、実施する側、ワークシートを作成した側自身による試行も必要である。2020 年の4月より、探究展示の全体概要や各ユニットに ついての研修を継続して行っていたが、その研修のな かで、当館エデュケーターやスタッフにもぬりえワー クシートを試行してもらった。内部スタッフなので、 ぬるのにかかった時間も記入してもらうようにして試 行した。一般のかたよりはアイヌ文化への知識があり、 着物や文様についてふれる機会や様々な例を見る機会 が多い立場から試行を行った。細かくぬって完成させ ようとすると30分以上かかることもあるワークシートでもあり、実際に完成させるのにどれぐらいの時間 と労力を必要とするか、に気づいてもらう目的もあっ た。概ね30分から50分ほどかかったスタッフが多かった。

これらスタッフの作品も、探究展示 t.3 スペースの 作品コーナーに一部入れ替わりで掲示している(【図 5】)。

4.3. オンラインでの試行

新型コロナウィルス感染症の影響で、こども霞が関見学デーの 2020 年度は中止、2021 年度はオンラインでの参加となった。その中で、後々のオンラインコンテンツの開発・拡充を想定したうえで、ぬりえワークシートをダウンロードして自宅でも体験できるかたちを 2021 年 8 月に 2 日間限定で試行した 111)。補助ツールとして、着物の見本写真集も併せてダウンロードできるように用意し、完成した作品をスキャンも

しくは撮影して博物館へ投稿できる手段(ファイル転送システムで受信する体制)を試行した(【図 6】)。2021 年度は周知方法等が限られ期間が短かったこともあり、実際のオンライン投稿は残念ながらなかったが、オンライン/オンサイトを問わずに実施できる体制を整える機会となった。

5. 分析

5.1. 開館前の試行での傾向分析

開館前の4会場(霞が関、函館市、比布町、 札幌市)で行ったぬりえワークシートの試行 から傾向を分析した。各会場で開催時間、開 催時期、来場者数、来場者層、会場のキャパ シティなどが各々異なるため、定量的な分析ではなく、 現場の観察と記録映像から見いだせる全体の傾向の提 示とする。スタッフによる試行についても、傾向分析 の補足として用いた。

参加者の傾向としては、親子連れの場合、子どもだけでなく保護者も一緒になって自分のぬりえを行う姿が多数観られた。また、大人一名での来場者がぬりえを熱心に体験していく事例も多く観られ、性別を問わず幅広い年代の体験が見受けられた。

また、体験時間についても年齢層を問わず、早くぬりえを終わらせてしまう人、ぬるよりは図書等参考文献をじっくり読む人などがいるが、一定程度の長い時間、30分から50分程度をかけて、1枚をじっくりぬる、もしくは複数のぬりえに挑戦する事例も幅広い年齢層で観ることができた。ある程度母数があれば、記録映像からもう少し詳細にぬりえ体験時間や一人で何枚ぬりえを行ったかを分析することもできたと思われるが、本稿ではこの傾向分析に留めておく。

次に、掲示コーナーに掲示されたぬりえの体験内容についてカテゴリー分けを行うと、大きく下記のような傾向が観られた(【図7】)。先述の3.1.でふれたように、このぬりえワークシートは、オープンエンド・クエスチョンとクローズエンド・クエスチョンの両方の性質を持った体験になっていると解釈できる。

- a) 柄あり+完全に見本を模写するタイプ
- b) 柄あり + 見本、参考図書から探して参考にした うえで、色等をアレンジするタイプ



図6 オンラインぬりえ体験の説明資料

- c) 柄なし+見本、参考図書から探して参考にして 無地から描くタイプ
- d) 柄なし+完全にオリジナルでアイヌの着物・文様をイメージして描くタイプ
- e) 柄なし+アイヌ文化の文脈以外のものを自由に 描く

また、スタッフ向けに行った研修でのぬりえの場合は、館内で行ったので、c'とも言える、

c') 柄なし+展示室から着物を探して参考にして無 地から描くタイプ

のぬりえ体験も複数観られた。

ぬりえ完成後にエデュケーターと体験者が対話を行うことができる場合、ぬりえの体験からどのような話題につなげていくかを考える際に、これらのぬりかたのタイプをもとに対話の想定・検討を行う材料になったと考えている。

5.2. 館内での利用状況

本来開館後は、探究展示 t.3 エリアにある丸テーブルで、靴をぬいで座りながらぬりえの体験を行い、t.3 の作品コーナーに相互に作品を貼りだしてコミュニケーションを誘発するよう設計を行っていた(2.2. の写真 2)。しかし、新型コロナウィルスの感染防止のため、探究展示 t.3 エリアは開館以来運用できておらず、残念ながらぬりえワークシートの配布に留まっている。

しかし、開館日から 2021 年 10 月 30 日の時点で、 ぬりえワークシートは全体で 39,135 枚が来館者に



図7 ぬりえのぬりかたのタイプ別の例

よって持ち帰られている。柄ありと柄なしの比率としては、見た目の興味を引く部分と、アクリルラックの前面のほうに柄ありを置いていることから、柄ありが27,085 枚 (69.2%)、柄なしが12,050 枚 (30.8%)という比率となっている。おおよそ7:3の割合ではあるが、無地の柄なしワークシートをセットで持ち帰る人も一定数いると考えられる。1日あたりの枚数としては、季節や特別展の有無、学校団体等で入館者数の波があるが、1日平均としては92.1 枚 (柄あり63.7 枚、柄なし28.4 枚) 12) となっている。持ち帰られた後のアクティビティについての追跡調査はできていないが、一定数規模の来館者が持ち帰る教育ツールとして定着しつつある。また、学校で作られた教育旅行のしおり

の1ページに、ぬりえワークシートを掲載している 事例もあった。

6. 発展と結び

コロナ禍の影響もあり、現況で開発と評価、分析に ついて言えることは以上の内容となり、ここから先は 実際のぬりえワークシートの館内外での稼働が必要と なるが、終章として、ぬりえワークシートからつなが る基本展示室内の連携と、今後の発展についての構想 を述べる。

6.1. 探究展示のユニット、プラザ展示、6テーマ展示との連携

館外利用のほかに、館内基本展示室に標準で設置、 運用することを想定していたぬりえワークシートであ るため、ぬりえの完成前後で基本展示室内でどのよう にアクティビティとアイヌ文化への理解の深化につな げていくかを、下記のように整理している。

2.4. で述べた、探究展示のユニット2点「手しご と: 文様 | と「着物 | との連携として、ぬりえをある 程度の密度で完成させた体験者は、柄があるぬりえで あれば、すでに柄が描かれた上をぬる、刺繍をたどる ことだけでも、相応の細かく神経を使う作業であるこ とは感じ取れると思われる。柄がないぬりえを体験し た人は、無地の着物の前面・背面のキャンバスを前に、 どのような手段で繊細かつ系統だった、かつところど ころで作り手のアレンジの入った文様を構成していく か、という圧を大小感じられるのではないか。また ぬりえワークシートはA5 判で小さいサイズであるが、 それをぬるのに30分以上かかるとしたときに、「着 物」ユニットにある、約5分の1サイズの実物資料 のミニ衣装に施された細密な刺繍を行うのにどれぐら いの時間がかかるのか、さらに実際の人間の大きさで ある着物に文様を施していくことが、どれぐらい大き な規模の制作になるのか、について、少しでも思いを はせることができるのではないかと考えている。

また、基本展示のプラザ展示と、6テーマ展示の 「ウレシパ 私たちのくらし」では、様々な種類の着物 が展示されており、「すごいきれいで細かい文様の着 物だ」という感想だけでなく、その驚きをもとに、自 分の手を動かしてぬりえを行ったからこそ、実物資料 をよりじっくりと深く観察し、各々の感想・発想につ なげていくのではないか。例えば、「きれいな文様だ が、これだけ大きい範囲に文様を作っていくのは一体 何日ぐらいかかるのだろう」、「範囲が広いがどうやっ て文様の位置やかたちを決めていくのだろう」、「刺繍 の長さもすごい量になるが、これだけ手で均一に刺繍 を縫い続けていくことができるだろうか」などである。 そして刺繍の実際の縫い方、文様の設計についての意 識を持ったうえで、探究展示「手しごと: 文様」の ユニットに行くと、5枚めくりで刺繍の縫い方をたど る展示物があり(【写真 11】)、グリッドや一筆書きの 手順を見ることができる。また、となりにある木彫の 彫り文様の見本、花ごさの編みの文様の見本を見つけ ることで (2.4.1 の写真 3)、それぞれのほかの文様技

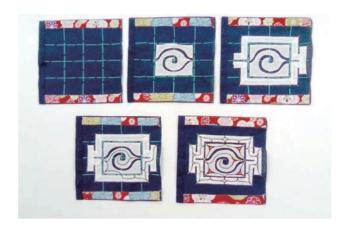


写真 11 探究展示「手しごと: 文様」のユニットの、刺繍の手順の解説展示。 当館学芸員による制作。(2020 年 2 月 26 日 筆者撮影)

法への興味へとつないでいくルートも想定して、探究 展示とぬりえワークシートを設計している。

このように、このぬりえワークシートは単なるぬり えではなく、様々な行為への可能性を開いている教育 ツールである。「なぜぬるのか」には理由があり、そ の理由として、観察とぬる行為が上述の「理解の深 化」につながることである、と考えている。

6.2. 館内外の博物館利用者に向けて

4.3. のこども霞が関見学デー 2021 のところでも述べたように、ぬりえワークシートのオンラインコンテンツとしての対応も今後必要な展開となる。投稿受け入れ、シェアの仕組みなどは、ぬりえだけでなく、他のワークシートやプログラム開発にも共通する内容であり、コロナ禍の収束有無にかかわらず、展示室とオンラインのハイブリッドな対応ができる教育普及ツールとプログラムへの展開につなげていきたい。それはひいては、「博物館の利用者=来館者のみ」とは限らなくなってきている昨今において、来館者と非来館者の両方に対応できるアクティビティとなりえるものである。

展示とワークシートを密接に連携させた設計のもと、ワークシートをフックとした、基本展示室とのつながりを見せるアクティビティとして展開、応用することを見据えて、今後も教育ツールを開発していきたい。

コロナ禍の影響が薄れ、手指消毒や色鉛筆等の消毒等の運用手段が解決され、探究展示 t.3 エリアが開かれたときに、本来想定していたぬりえワークシートを軸とした体験がもたらされることを期待し、また本稿で述べた開発のねらいや意図が達成されたかどうかの

プログラム評価、検証を行っていきたい。

謝辞

本稿は、国立アイヌ民族博物館 2020 年度調査研究 プロジェクト個別研究 B10「国立アイヌ民族博物館 基本展示室における展示体験深化のための、ワーク シート開発機能の研究」の内容をもとに一部を構成している。

同調査研究プロジェクトならびに当ワークシート開発について議論の時間とアドバイスをいただいた、展示ワーキング委員、探究展示監修者、文化庁ミュージアム・エデュケーション研修企画委員でもある、東京大学情報学環客員研究員の佐藤優香にお礼を申し上げる。

ぬりえワークシートの開発には、当館準備室時代からの各専門分野の学芸員、研究員の協力があり開発が 可能となっている。改めて各員に謝意を表する。

また、館外の各会場でプレ展示イベントを主催していただき、ツールの試行の機会をいただけた各館主催者のかたがたと、試行にご協力いただいた体験者のかたがたに改めて謝意を表する。(敬称略)

注

- 1) ハード面:館の器となり空間を構成する建築物・展示室・展示ケースなど。 ソフト面: 伝達情報を構成する実物資料・解説グラフィック・模型・ 映像など。(齊藤 2019: 254-255)
- 2) ワークショップ開発の方法論の概論としては、(木下 2009)、(木下・ 横山 2012)、(佐藤 2019) などがある。
- 3) 2020 年からの科研基盤 C (北村 20K01134) 「実施者の経験を起点とした博物館でのワークショップ評価指標と手法開発」にて、その議論も取り上げられると思われる。
- 4) 当館の設立経緯、ミッション、設立目的については、下記 web サイト にまとめられている。
 - ・文化庁 web サイト「アイヌ文化の振興等」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/ (2020 年 10 月 29 日閲覧)
 - ・国立アイヌ民族博物館 web サイト「博物館について:館長からのご挨拶」
 https://nam.go.jp/about/(2020年10月29日閲覧)
- 5) 2021 年 10 月時点では、映像モニタを映像のタッチ選択再生ではなく、 ループ上映にすることで一部映像は上映を行っている。
- 6) 当初の開館予定日は 2020 年 4 月 24 日だったが、新型コロナウィルス 感染症の影響で開館延期となり、実際の開館日は 2020 年 7 月 12 日で ある。ぬりえワークシートの記載も改版時に更新している。
- 7) 国立アイヌ民族博物館 2020 年度調査研究プロジェクト個別研究 B10 「国立アイヌ民族博物館基本展示室における展示体験深化のための、ワークシート開発機能の研究」を 2020 年度下期に行い、佐藤からのレクチャー、議論を行いながら、ワークシートのプロトタイプとして、「テーマに焦点を合わせたもの」、「展示室全体を回り館のミッションにふれるもの」、「オンラインで自宅で印刷して体験するもの」などを試作した。
- 8) 1) テープ状に裂いた布の端を折って縫い、その上に刺繍を施したもの。

- 2) 布を模様の形に切り抜きその端を折って縫い、その上に刺繍を施したもの。 3) 刺繍のみを施したもの。このほかにも模様を組み合わせたものがある。模様も呼び方も地域差や個人差がある。(国立アイヌ民族博物館基本展示室のプラザ展示ケース6の解説より)
- 9) 北原の論考を参照。北原次郎太「《シンリッウレシパ(祖先の暮らし) 14》アイヌの衣服文化 (1) 木綿衣の呼び名」『月刊シロロ』 2016.6 https://ainugo.nam.go.jp/siror/monthly/201606.html#01 (2020 年 10 月 29 日閲覧)
- 10) ぬりえワークシートの名前欄は、記入は任意であり、かつ各会場での 掲示コーナーへの掲示を前提とした記名となるように試行運用してい たため、ぬりえ体験者本人の公開への同意は取れており、かつ個人を 識別できない情報として取り扱っている。だが、本稿がオンライン上 で公開されいつでも閲覧可能になることを想定したうえで、名前欄が フルネームで記載されている場合は、念のため名前の一部を匿名化す る処理を行って写真を掲載するものとする。
- II) 2021年8月に行った、こども霞が関見学デー2021以降、2021年10月31日時点では、基本展示室でのぬりえワークシート配布は行っているが、博物館webサイトからのワークシートのダウンロードと、完成品の投稿受け付けは実施していない。
 - ・博物館 web サイト「「こども霞が関見学デー」オンラインプログラムを実施します」
 - https://nam.go.jp/2021/08/16/kasumigasekiday2021online/(2020 年10月29日閲覧)
- 12) 緊急事態宣言による二度の臨時休館期間中の日数を除き、かつ通常の 休館日を含む日数で計算した数値。平日と土日祝の両者を含めて計算。

参考文献

- 東俊佑 2018「北海道博物館におけるワークシートの開発と学校利 用」『北海道博物館研究紀要』3: pp.219-252。
- Falk, John H. and Dierking, Lynn D. 1996 『博物館体験—学芸員 のための視点—』高橋順一訳、東京:雄山閣。
- 岩崎誠司、可児光生、寺島洋子、半田昌之 2013「ミュージアムってどんなところ?」公益財団法人日本博物館協会編『子どもとミュージアム 学校で使えるミュージアム活用ガイド』pp.14-31、東京: ぎょうせい。
- 木下周一 2009『ミュージアムの学びをデザインする 展示グラフィック & 学習ツール制作読本』東京: ぎょうせい。
- 木下周一、横山千晶 2012「ワークシートなどの教材作成法」小笠 原喜康、並木美砂子、矢島國雄編『博物館教育論 新しい博物館 教育を描きだす』pp.82-89、東京: ぎょうせい。
- 国立アイヌ民族博物館設立準備室 2020「国立アイヌ民族博物館の 展示概要について」文化庁文化財部監修『月刊文化財』、令和 2 年 4 月号(679 号): pp.10·17、東京:第一法規出版。
- 公益財団法人日本博物館協会編 2013「学校で使えるミュージアム 一覧」公益財団法人日本博物館協会編『子どもとミュージアム 学校で使えるミュージアム活用ガイド』pp.106-145、東京: ぎょ うせい。
- 村井良子 2012「博物館教育プログラムの評価」小笠原喜康、並木 美砂子、矢島國雄編『博物館教育論 新しい博物館教育を描きだ す』pp.158·169、東京: ぎょうせい。
- 齊藤克己 2019 「展示のコンポーネント(構成要素)」日本展示学会 編『展示学事典』pp.254-255、東京: 丸善出版。
- SASAKI, Kazuyoshi; OKUYAMA, Hideto; OSHINO, Akemi and SATO, Yuka 2019 Challenge for Development of the Interactive Exhibits for National Ainu Museum, poster presentation, ICOM CECA (International Councils of Museums International Committee for Education and Cultural Action) Conference, Kyoto, Japan.
- 笹木一義 2021「多民族共生に向けて博物館ができること―国立 アイヌ民族博物館の開館とその社会的役割―」小川義和・五 月女賢司編『発信する博物館 持続可能な社会に向けて』pp.94・

117、東京: ジダイ社。

- SASAKI, Kazuyoshi; OKUYAMA, Hideto; OSHINO, Akemi and SATO, Yuka 2021 Co-creation between the National Ainu Museum and source communities in developing the educational role of museums focusing on indigenous culture, theme paper presentation, ICOM CECA (International Councils of Museums International Committee for Education and Cultural Action) Conference, Leuven, Belgium.
- 佐藤優香 2019「展示解説ツール」日本展示学会編『展示学事典』 pp.394·395、東京:丸善出版。
- 津田命子 2014『伝統のアイヌ文様構成法によるアイヌ衣装と刺繍 入門』ミニサイズ・チヂリ編、私家版。

「アイヌ民族の〈現在〉/〈日常〉を展示する」1)

Exhibiting the "Present" / "Everyday Life" of the Ainu People

関口由彦 (SEKIGUCHI Yoshihiko, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 研究主査 (Senior Fellow, National Ainu Museum)

要旨

博物館でアイヌ民族の「現代(現在)」を展示(表象)することの意義や課題について考察する。従来の「未開」 /「文明」という二分法に基づく展示を乗り越えようとすることが「伝統」/「現代」といった二分法の固定化に横滑りしかねないという課題について、首都圏への移動という暮らしの変化を経た、先住民族アイヌの文化伝承活動の〈現在〉の事例を踏まえて考察する。

キーワード:表象、展示、「伝統」/「現代」、生活世界、他者性

Abstract

This paper will discuss the significance and challenges of exhibiting (representing) the "present (contemporary)" of the Ainu people in museums. The attempt to overcome the conventional dichotomy of "uncivilized" and "civilized" may lead to the fixation of the dichotomy of "traditional" and "modern". This issue will be discussed through the example of the "present" of the activities to pass on their own culture by indigenous Ainu people, who have undergone changes in their daily lives through migration to the Tokyo metropolitan area.

Key Words: Representation, Exhibition, "Traditional"/"Modern", Living World, Otherness

序論 アイヌ民族の〈現在〉と博物館

本稿では、博物館でアイヌ民族の「現代(現在)」を展示(表象)することの意義や課題について考察する。先住民族の「現代(現在)」を展示することは、単に歴史的な時間軸に基づく、「古代」、「中世」、「近代」、「現代」といった時代区分の一つを扱うということ以上の意味をもっている。それは、従来の「未開」/「文明」という二分法に基づく展示を乗り越えようとすることが、「伝統」/「現代」といった二分法の固定化に横滑りしかねないという状況のなかで、「現

代(現在)」を展示することはいかに(不)可能かという問題を突き付けているのである。このことについて、本稿は、筆者が研究テーマとしてきた首都圏への移動という暮らしの変化を経た、先住民族アイヌの文化伝承活動の〈現在〉の事例を踏まえて考察していく。本多と葉月の研究(本多・葉月 2006)によれば、博物館における先住民族の文化の展示は、1970年代以降、そこに含まれるまなざしの政治性が問題化されるようになった。1960年代以前の博物館展示では、少数・先住民族は「文明」を引き立てるための「未開」を演じる役割を負わされていたのに対して、1970年代になると、アメリカの公民権運動などの影

響を受けて「『伝統』と称される昔の様子を展示することによって、その民族を過去に閉じこめ、永遠の未開性を演じさせる仕掛け」が批判されるようになった。すなわち、昔の様子だけにこだわることでその民族が現在、生きているという事実を隠ぺいしてはならず、また、「伝統」を強調する展示では、その民族が直面している差別や同化政策によるアイデンティティ喪失、文化的、社会的な崩壊という現実を隠蔽してしまうということが問題化されるようになったのである。以下では、これらの課題について国立アイヌ民族博物館の展示から見ていき、他館の事例を参照する。その上で、浮かび上がってきた課題を筆者のフィールドワークに基づく事例から考察し、今後の展望とする。

1. 国立アイヌ民族博物館の展示から

先に引用した本多と葉月の研究では、(それが執筆 された 2006 年の時点で)「アイヌ民族はどのように 表象されているのか | ということについて国内の21 の博物館を調査した結果、「いわゆる伝統的な様子を 展示する施設が圧倒的に多く、ごく一部の例外を除い て、アイヌ民族の『現在』を展示する施設はなかっ た | と述べられている。また、「…近世(江戸期)後 半から近代 (明治期) 前半にかけてのアイヌ民族に関 する展示は『伝統』的な様子にとどまり、近代後半か ら現代までの様子に関する情報がなく、アイヌ民族の おかれている現状に関する情報はほぼ皆無である」と いう状況であった。ただし、アイヌ民族の「現代(現 在)」の展示が必要だという認識は、各館に共通する ものだったと言えよう。このような状況の中で、国立 アイヌ民族博物館の展示がこの課題にどのように向き 合っているかを見ていこう。

まず、国立アイヌ民族博物館を含む「民族共生象徴空間」について見ていく。それは、北海道・白老町に2020年7月12日に開業し、体験交流ホール、体験学習館、伝統的コタン(集落)、工房等から成る体験型フィールドミュージアムとしての国立民族共生公園と、先住民族アイヌを主題とした初めての国立博物館である国立アイヌ民族博物館、アイヌの方々による尊厳ある慰霊を実現するための慰霊施設から構成されている。この民族共生象徴空間の「理念」は次の通りである。

象徴空間は、単にアイヌ文化を振興するための空

間や施設を整備するというものではなく、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、我が国が将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴という、重要な意義を有する国家的なプロジェクトとして、長期的視点に立って取り組むべき政策である(アイヌ総合政策推進会議 2016: 3)。

ここで重要なことは、単にアイヌ文化を紹介するだけの施設ではないということであり、「我が国の貴重な文化」として位置づけられるアイヌ文化を継承・発展させ、「先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていく」ことをも使命とした施設なのだということである。したがって、前述の「未開」/「文明」という二分法を乗り越える「現代(現在)」の展示を検討するという本稿のテーマは、このような民族共生象徴空間の「理念」の中心に位置づけられるであろう。

博物館の基本展示、いわゆる常設展示は、「私たちのことば」、「私たちの世界」、「私たちのくらし」、「私たちのを党」、「私たちの交流」、の6つのテーマから成っている。「私たちの~」というテーマの設定の仕方は、当館の展示がアイヌ民族の視点で語られるものであることを示している。ただし、博物館を含む民族共生象徴空間は、アイヌ民族に限られることのない多様な民族的出自をもつ職員によって構成されており、そのこと自体が「民族共生」の理念に沿うものであるとするなら、「私たち」=「アイヌ民族」というカテゴリーの固定化は、今後も考えつづけなければならない課題となっている。民族集団をはじめとするカテゴリーの固定化という問題については、後述する。

6つのテーマの中で特に「現代(現在)」を大きなテーマとしている「私たちの歴史」と「私たちのしごと」について取り上げよう。「私たちの歴史」で、「現代(現在)」を扱っているのは、「近現代核」(1)(2)と呼ばれている部分である。「近現代核」(1) ――「私たちのまわりが大きく動く」――の方は、「アイヌの社会が大きな衝撃を受けた明治維新から昭和戦前期に相当する 1870 年頃~ 1930 年代を扱う。近現代のアイヌに、決定的といってよい大きな影響を与えた、日本国家による北海道の「内国」化、日露の国境画定

等を取り上げる」という方針になっており、「近現代核」(2) ――「現在(いま)に続く、私たちの歩み」――の方は、「1930年代以降の、第二次世界大戦と戦後の世界、日本における高度経済成長、世界的な先住民族の権利回復の動き等、これらの要素を押さえつつ、現在までを対象とした展示とする」という方針になっている。

次に、「私たちのしごと」では、「激動の時代のなかで」――【明治~昭和】――という部分が、以下のような方針になっている。

近代化の中で「しごと」も変化してきた。その中で苦しい生活や差別があっても、農林水産業や畜産業等、これまでなかった新たなしごとに就きながら時代を生き抜いてきたことを伝える。また、山菜採り等、現代も生業(なりわい)として伝統が受け継がれていることを紹介する。それぞれの業種について、象徴的な道具 $1\sim3$ 点を取り上げ、それぞれの道具の背後にあるストーリー(物語)を伝えることを主眼とし、「モノ」・「語り(できれば映像)」・「当時の写真」がワンセットとなるブースを複数配置することで構成する。

「私たちのしごと」の「現代のしごと」――【平成 ~】 ――の部分では、「国内外を問わずあらゆる場所で、多様なしごとに就いているアイヌの人々がいるということ、身近な隣人として暮らしていることを、同時代性を意識させながら観覧者に伝える展示とする。その際、アイヌの民族としての多様性、いわゆる「伝統文化」にこだわらない民族意識の存在にも留意する」という方針になっている。

アイヌ民族の〈現在〉を展示することの課題

さて、あらためて上述のアイヌ民族の〈現在〉を展示することをめぐる課題を振り返ってみよう。1970年代になると、「伝統」と称される昔の様子を展示することによって、その民族を過去に閉じこめ、永遠の未開性を演じさせることが問題視されるようになった。そして、昔の様子だけにこだわることでその民族が現在、生きているという事実を隠ぺいしてはならないと指摘される。このことから、アイヌ民族の「現在」を

展示することが課題として浮かび上がるが、それは いかにして可能となるのか。本多と葉月は、そもそ も「『現在』をどのように展示するか、何を展示する かという未解決な問題がある」と指摘していた。「現 代(現在) | とは、「近代 | の次の時代を指す単なる時 代区分として実体化できるものではないため、そもそ も、何をどのように展示することで「現在」を展示し たことになるのかという難問が厳然として存在してい る。いわゆる「伝統」とは異なるものを「現在」とし て捉えようとするなら、「伝統」ではないもの、すな わち「伝統」の残余カテゴリーとして「現在」を捉え ることになり、「伝統」/「現代(現在)」という固定 的な二分法に陥ってしまう。「文明」/「未開」とい うオリエンタリズムの認識様式が植民地主義を支える 思想的基盤となっていたことに対して、それを乗り越 えようとすることが「伝統」/「現代」という二分法 を招き寄せてしまうとすれば、問題の本質に何ら変化 はないと言わざるを得ない。そして、そのような二分 法に基づいて「伝統」の残余カテゴリーとしての「現 代 (現在)」を実体化してしまうと、「伝統」とは異な るとされるものを網羅的に羅列することにつながって しまう。

その時には、次のような多様性に直面することにな るだろう。「アイヌ民族の『現在』について一まとめ にすること自体が難しい。商売に成功しているアイヌ、 地域社会に貢献しているアイヌ、大学院へ進学し研究 者として活動しているアイヌなどさまざまな人びとが いる。一方、学校で『アイヌの子だ』と蔑まれ、就職 や結婚に際して差別を受け、地元で自らアイヌである ことを隠さなければならないという社会的な状況など の深刻な問題をアイヌ民族はかかえている」。この種 の多様性は、民族集団を一人一人の事情を抱えた、個 性豊かな個人に細分化することに至るが、そのような 多様性(=複数性)をもってオリエンタリズムの認識 様式を乗り越えることはできない。なぜなら、そのよ うな複数性は、細分化されたカテゴリーないしは個人 のいずれかの段階でオリエンタリズムの認識様式を招 き寄せてしまうからである。したがって、アイヌ民族 を「伝統」や「未開」といったカテゴリーに閉じ込め ることなく、同時に「伝統」/「現代」といった固定 的な二分法に陥らないようにするには、現在の日常生 活に注目する必要があるのではないだろうか。本稿で は、生活世界における流動性に、あらゆる二分法に基 づくカテゴリーを乗り越えていく可能性を見出したい。

しかしながら、アイヌ民族の現在の日常生活に注 目するといっても、本多らが指摘するように、「○△ 町の工場で働いているアイヌやその家の中を展示す ることの意味がはたしてあるかどうか」、という疑問 が湧いてくる。たしかに、そのような展示は、現在の アイヌ民族がいわゆる「伝統」にとどまることのない 生活を送っていることを明らかにするという利点があ る一方で、単なる事実を羅列するだけの展示は、民族 誌でいうところの「薄っぺらな記述 | 2) にならざるを 得ない。文化人類学者が描く民族誌は、「薄っぺらな 記述 | とは異なる「(分) 厚い記述 | であることが求 められる。厚い記述について、佐藤郁哉は次のように 述べている。「見たままの姿を一枚の写真のように記 述するという程度を越えない『薄っぺらな記述』とは 違って、『分厚い記述』は、人びとの発言や行動に含 まれる意味を読み取り、それを書きとめていきます。 カメラのような機械とは違い、フィールドワーカーは 見たままの姿を記述するだけでなく、その奥に幾重に も折り重なっていた生活と行為のもつ意味の文脈をと きほぐしていきます。その作業を通してはじめて明ら かになる行為の意味を解釈して読み取り、その解釈 を書きとめていく作業が分厚い記述なのです」(佐藤 2006: 111)。〈日常〉を記述することは、単なる事実 の羅列ではない。日常生活の文脈の中で人々にとって の生活と行為の意味を読み取ることである。それでは、 日常生活の文脈の中におかれた意味は、どのように見 出され、読み取られるのか。

3. 生活世界から

現象学の見地から生活世界のありようを捉えたアルフレッド・シュッツの議論をとりあげよう。一人の人間は複数の現実を生きるのであり、数学的な論理整合性をもつ科学的世界は、その一つである。だが、その中でも、日常の生活世界は、「現実についてのわれわれの経験の原型であり、他のすべての意味領域はその変様と考えることができる」ような、至高の現実である。生活世界に固有の認知様式は、それが「至高の現実」であるがゆえに、自明なものとして現われ出るとおりの世界に疑問を差し挟まないという自然的態度に由来する。合理性の理念は、生活世界に固有の認知様式の特徴ではない。そこでは、実践的な関心が支配的となるのである。

生活世界が人間の認識においてどのように構成され

ているのか。生活世界は、最初からカテゴリー化され た世界として経験される。日常の生活世界における カテゴリーは、いかなる科学的判断や厳密な論理的 命題も伴わずに、日常的な世界経験の内に自明なも のとして現われる (シュッツ 1980: 85-92)。そのよ うな自明なものとしてのカテゴリーは、論理的思考と いう合理性の理念を退け、習慣性、自動性という特 徴をもつのである。カテゴリー化はまず平板化とい う方向性を持ち、シュッツはそれを「固有性の抑圧」 (「suppression of primes」) という原理として論じる (李 2005: 258)。すなわち、我々は諸経験としての A'、S'、R'、K' や A"、S"、R"、K"の prime = 固有性 を切り捨て、A、S、R、Kというカテゴリーを経験 するのである。そこには、経験の固有性を切り落とし て、経験を意味づける力が働いており、李晟台はそれ を〈周縁から中心へと働く力〉と呼ぶ(李 2005: 78)。 しかし、これに対して逆向きの力が生活世界には存在 する。それは、我々を経験の固有性へと立ち返らせ、 カテゴリーの平板化を許さない他者の他者性から生じ る否定の力であり、〈中心から周縁へと働く力〉とい える。この力は、カテゴリーの分節化を妨げ、我々を 分節化以前の連続的全体性の次元へと立ち返らせるも のであると言えよう。生活世界におけるカテゴリーは、 この二つの相反する方向性をもった力に晒されている のである。

我々が生活世界において固有性をもった他者の他者 性を捉える時、反省的思考によって過去時制において 他者を捉えるのではなく、生き生きとした同時性とし て、全体性を帯びた他者の意識の流れを経験する。そ して、そのような同時性を前提として自己と他者が 向き合う状況を「対面状況」とよぶ(シュッツ 1980: 175-177)。対面状況において他者の意識の流れを捉 えることは、他者の特殊な性質や、他者の心の中で起 こっていることの完全な把握を意味しない。それは、 生きた他者が「分節されていない連続的全体性」(「捉 えきれない全体性」(李 2005: 86)) として自己と共 に存在していることの知覚である。ただし、対面状況 において他者の「純粋な存在」と共に在ることは、理 念的な原理に過ぎない。生活世界のリアリティにおい ては、固有性をもった他者の意識の流れを生き生きと した同時性において経験することと、他者の特殊な性 質をカテゴリー化することとは、常に同時に起こって いるからである。生活世界においては、人種や性や権 力関係等にもとづくカテゴリーを固定化して他者理解

を閉ざすことを防ぐ〈中心から周縁へと働く力〉と、構造的差異を生み出す〈周縁から中心へと働く力〉の交錯が存在するのである。我々は、このような二つの方向性をもつ力が交錯する場にとどまって、他者の存在のリアリティを見極めつづけなければならない。そして、対面状況とは、他者を理解するためのカテゴリーが常に作り直されていく現場であるといえる。生活世界におけるカテゴリー化のあり方は、次のような李晟台(2005)の言葉によってよく表わされているといえるだろう。

「日常」は捉えきれない全体性としての他者を前 にして、それを当面のプラグマティックな課題設 定において制限し、他者を類型的に捉え、その類 型化された他者に働きかけるよう要求する。しか し、当の類型化や類型的に捉えられた他者への実 践的働きかけがリアリティを獲得するのは、まさ しくこの類型化が全体性としての他者につき合う ものであるかぎりにおいてなのである。捉えられ たものにリアリティを与えるのは捉えられないも のである。そして、この捉えられないものは捉え られたものを通してのみその捉えられなさを開示 する。健康でめざめた成人にとって〈日常という 審級〉は、〈捉えられた〉と〈捉えられない〉と の関係においてものを捉えること、すなわち類型 化を可能にし、また要求するものとして与えられ 生きられるのである(李2005:96)。

4. 〈日常〉における新たな意味の生成と「境界」

ここで上述の国立アイヌ民族博物館の「私たちのしごと」の中の「現代のしごと」の部分で紹介されている一人の人物に関する展示について見ていくことにする。その展示は、前節で検討した生活世界の文脈の中での固有性がアイヌ文化に関する新たな意味付けを生成していく様子を観覧者に伝えるものとなっている。

家具工房を営む館下直子氏に関する展示は、象徴的なしごと道具とその背後にあるストーリー(物語)と写真のセットから構成されている。彼女は、家具職人の夫と共に家具工房 nikom を営む。"nikom"とは、"木の芽"を意味するアイヌ語であるが、それが彼女の生活世界の文脈の中に持ち込まれ、新たな意味の生成につながっている。nikom では、家具のオーダー

を受けると、まず 1/5 「スケール・モデル」(模型) を作る。そして、それを見ながらお客さんとじっくり と話し合い、お互いのイメージを形にしていく。それ はあたかも、対話の中から"木の芽"を育てていくか のようである。そして、家具を長く使ってもらうため に、修理のできないような作り方はしないという。そ こには、"木の芽"が末永く育っていくことを願う気 持ちが込められている。また、"nikom"というアイヌ 語を工房名に使うことについては、小学3年生より 帯広のカムイトウウポポ保存会で踊りを習ってきた館 下直子氏が、神奈川に引っ越してきたときに、首都圏 ではアイヌ民族を知らない人たちがたくさんいること に気づき、"nikom"という言葉がアイヌのことを知る きっかけの一つになってほしいと望んだことも深く関 わっている。ここでは、"nikom"というアイヌ語が生 活世界の文脈におかれることで固有性を帯び、新たな 意味づけを生じさせている。この展示は、生活世界に おける新たなアイヌ文化の意味の創造に触れるものと なっているのである。

次に取り上げるのは、北海道大学グローバル COE プログラム「境界研究の拠点形成」と北海道大学 アイヌ・先住民研究センターの共催による〈先住民 と国境 — アイヌと境界〉展(会期:2011年2月 18日~5月8日、会場:北海道大学総合博物館二階 GCOE ブース)、及びその展示のメインコンテンツ となる映像作品『アイヌと境界——pet kamuynomi ペッ カムイノミ 川の神への祈り』である。山崎 (2015) によれば、アイヌの事例から概念的な「境界」 3) に関するトピックが取り上げられ、そこでは、観覧 者に普段意識していない複数の概念的な「境界」の存 在を意識させ、揺さぶることを目的としていたという (山崎 2015: 173)。展示のメインコンテンツとなる映 像作品の撮影日は、「伝統」儀礼の執り行われる日と された。このことは、「観覧者が抱いていると推測さ れる伝統文化に偏ったアイヌ・イメージにまず寄り添 い、その上で日常の生活を提示することで、観覧者の アイヌ・イメージを揺さぶるという戦略であった」と いう (山崎 2015: 174)。そして、撮影の前に次のよ うな「撮影の概要」をまとめている。

儀礼の場のみではなく、各協力者の自宅から儀礼 の場まで、また儀礼終了後に帰宅するまでも含め て網羅的に撮影したいと考えています。伝統文 化だけでも日常生活だけでもなく、その両者が 現代において共存していることを示すための動画コンテンツの作成を目指します。これは、しばしばアイヌの伝統文化のみに限定された博物館におけるアイヌ文化展示(表象)がもたらす弊害を修正するとともに、現代に生きるアイヌ文化を紹介することになると考えています(山崎 2015: 175)。

ここで重要なことは、「伝統文化」だけでも「日常生活」だけでもなく、その両者が生活世界の中で「共存」していることを示すことで、「伝統」/「現代(=非-伝統)」という二分法を回避し、その「境界」を揺さぶることで二分法自体を問い直すことを目指している点であろう。このような撮影のねらいに基づいて、当日の撮影は被写体の起床シーンから始まり、電車を乗り継いで儀礼の場に到着し、儀礼に参加、そして再び電車で帰宅するまでを撮影している。そして、次のような指摘がなされていることは、きわめて重要である。撮影者と被写体が「映像作品を撮影するという実践を通じて、これまでの関係性のなかでは知りえなかった相手の新たな一面を互いに発見し、対話し、そこでの経験を両者の共通の記憶とした」(山崎2015: 178)。

われわれが生活世界において他者を認識する時、他 者は、合理性に基づく論理的思考によって理解される のではなく、習慣性、自動性といった特徴をもつカテ ゴリーとして現われる。これは、他者に対する理解を 平板化させること、すなわち経験の固有性を切り落と して、経験を意味づけることであり、〈周縁から中心 へと働く力〉が卓越している状態である。これに対し て、我々を経験の固有性へと立ち返らせ、カテゴリー の平板化を許さない〈中心から周縁へと働く力〉が優 越した時、自己は生き生きとした同時性の次元におい て全体性を帯びた他者の意識の流れに直面する。換言 すれば、生きた他者が「分節されていない連続的全体 性」(「捉えきれない全体性」)として自己と共に存在 している「対面状況」となる。この時、反省的思考に よって捉えられた他者の平板なカテゴリーは、絶え間 ない生成変容の状態におかれることになるのである。 こうして撮影者と被写体は互いに新たな他者理解を生 み出したのである。

5. 日常を生きる生活者がもつ他者性

生活世界の対面状況における生きた他者は、「分節 されていない連続的全体性」(「捉えきれない全体性」 として自己と共に存在していることが知覚される存在 である。そのような他者を理解することは、他者の特 殊な性質や、他者の心の中で起こっていることの完全 な把握を意味するものではなく、むしろ、反省的思考 によって分節化された平板なカテゴリーによって捉え られない他者性を了解することになる。そして、この ことは、平板なカテゴリーの存在意義を否定するも のではなく、そのようなカテゴリーの存在こそが捉 えきれない他者性の存在を指し示してくれるのであ る。「捉えられないものは捉えられたものを通しての みその捉えられなさを開示する |。生活世界は、〈捉え られた〉と〈捉えられない〉との関係において対象を 了解することが可能となる場である。つまり、逆説的 ではあるが、〈捉えられた〉カテゴリーを賭け金とし て〈捉えられない〉他者性に向き合うことが、生活世 界における他者了解の技法なのである。

そして、このような〈捉えられない〉他者性に向き 合うことは、これまで一方的な表象の対象とされてき たアイヌ民族の当事者からの要請でもあった。少数・ 先住民族が「文明」を引き立てるための「未開」を演 じる役割を負わされた、「文明」/「未開」というオ リエンタリズムの認識様式が植民地主義を支える思想 的基盤となっていたことに対して、それを批判する言 説が「加害者」/「被害者」、「差別者」/「被差別 者」といった二分法を固定化させる罠に陥ってしま う。それは、他者に「未開」というレッテルを貼り、 「劣った」存在として捉えることが、自らを「文明」 的な「優れた」存在として捉えることでもあったよう に、自らの内にあってほしくない属性を他者に投げ与 えることで望ましい自己を確立するという点で同一の 構造をもつ。つまり、自己像と他者像をコインの裏表 の関係とする構造が、「文明」/「未開」という固定 的な二分法を批判する言説にも繰り返されてしまうの である。この問題構造に気づいていたのは、佐々木昌 雄であった。彼は、「被害⇔加害の図式」を乗り越え ることについて、次のように述べていた。

誤解を避けるために、敢えて言っておこう。 『アイヌであることに誇りを持とう!』と叫ばざるをえない心情がどのようなものか、私は知って いる。否、知っているというよりも、その心情は むしろ私の心情である。『おまえはアイヌである』 という宣告によって、自分の全ての性向・所作・ 容姿・能力等が予め決められており、遂に人々 に伍すことは不可能だ、と思い込んでしまった 者が、たとえそれがどんなものであっても、誇 りとなりえそうなものが提示されれば、一気に それへ雪崩れてしまうのを、私の心情から遠い ものであるかのようには振舞えない。けれども、 ある主張の底にある心情が尤もなものだからと いう理由で、その主張の当否を不問に付したり、 かえって心情を宣しとするが故に、その主張を 積極的に肯定するとしたら、私は無限にセンチ メンタルな、被害者意識の怪物にならざるをえ ないだろう。『アイヌ』に関わる発言が、己れが 『アイヌ』であるということにだけ正当性を確保 していたり、『シャモ』であるということだけ で罪責を担っていたりするのを、非としなけれ ばならない。今や徐々に声高に発言する者が増 えてきているが、少なからぬ者たちの発言には、 単純な被害⇔加害の図式が潜んでいる。それこ そ、断罪⇔贖罪という、素朴であるが故に模糊 たる心情レベルへ、質されるべき問いと解かれ るべき答えとを、移し消してしまうものであろ う (佐々木 2008: 133-134)。

佐々木は、これまで「アイヌであること」が「未開」等の負の価値をもつと一方的に表象されてきた側の人間が、価値づけの正負を逆転させ、「アイヌであること」が正の価値をもつという表象を確立することで望ましく誇らしいアイデンティティを形成してきたことに一定の理解を示しながらも、「アイヌ」であるというだけで「正当性」を確保していたり、「シャモ」であるというだけで「罪責」を担っていたりするといった「単純な被害→加害の図式」、すなわち二分法的アイデンティティの固定化を否定している。

また、大谷洋一は、「差別話」にばかり目を輝かせている「シャモ」に対して辛辣な批判を加えている。

僕らの集会に来るシャモを、逆に僕の方からも観察させてもらっています。そうすると、『アイヌに同情することによって、善人としての自己存在をアピールする場』を見つけたと考えて喜んでるシャモ(和人)が多いように感じます。アイヌが

語る普通の生活話は退屈そうな顔をしてるくせに、 差別話になると目が生き生きして身を乗り出す。 そのシャモが何かすごいことをやってる満足感を 得るためには、できるだけアイヌの生活や歴史は 悲惨な方がやりがいがでてくるらしい。アイヌに 対しては、いつまでも『自然保護』を叫ばせて 『革命』を目指すことを押しつける。こんな人達 に『共に生きよう』みたいに言われると気持ち 悪くなってきます(大谷 1997: 44)。

大谷の言う「差別話」とは、「差別者」/「被差別者」という二分法に基づく語りであり、他者に対する理解を平板化させる力、すなわち経験の固有性を切り落として、経験を意味づける〈周縁から中心へと働く力〉を持つものである。これに対して、「普通の生活話」こそ、我々を経験の固有性へと立ち返らせ、カテゴリーの平板化を許さない〈中心から周縁へと働く力〉を秘め、生きた他者が「分節されていない連続的全体性」(「捉えきれない全体性」)として自己と共に存在している「対面状況」をもたらすものであるにもかかわらず、聞き取られ難いものであった。そのため、それが聞き取られないのであれば、「悲惨な生活と歴史をもつアイヌ」や「アイヌに同情する善人としての自己存在」といったカテゴリーが不自然に肥大化するばかりである。

また、筆者自身が首都圏でアイヌ文化伝承活動に関わる人びとへのフィールドワークの中で聞き取ったのは、次のような言葉であった。

研究されたりする人の意見が入ったものが、きれいな文章になって、その人のもってる本当の思いみたいなのが本当に伝わるのだろうか、わかってもらえるんだろうか、そういう気持ちがあるんですね。なんて言っていいかわからないけど、たとえば私のことに関していえば、これといって、たいしておもしろい話ではないと思うの、あの、いじめられたとか差別を受けたっていうはっきりしたものがなくて、ただ漠然と私は嫌だったっていうだけで、で、嫌だ嫌だって言ってきてて、ハッキリした理由もないのにね、ただ最近になって、急に楽しくなって参加しだして、今度はいろんなものを習ったり、縫い物を習ったり、踊りを習ったり、アイヌ語をならったりして(関口 2007: 233)。

ここで警戒されているのは、「被差別者」や「文化 伝承者」の経験として意味づけられた「おもしろい 話」が研究者による「きれいな文章」になって広まっ ていくことで、そうとは言えない漠然とした経験の固 有性が切り捨てられていってしまうことであろう。曖 味さのない「はっきりした」文章が、「被差別者」や 「文化伝承者」といった平板なカテゴリーを固定化さ せていくのである。ただし、このことは、差別の歴史 を無化するものではなく、厳然として存在する「被害 ⇔加害の図式」を確認したうえでそこにとどまること のない関係を生活世界の中に見出すということである。

6. 首都圏におけるアイヌ文化伝承活動の〈現在〉——北海道から/への移動

本節では、これまでの議論で浮かび上がってきた課題を首都圏におけるアイヌ文化伝承活動⁴⁾ に関する 筆者のフィールドワークに基づく事例から考察し、今後の展望としたい。

『東京在住ウタリ実態報告書』(東京都企画審議室 1989) によれば、アイヌの人々の首都圏居住の契機は、1960年代の高度経済成長期における、全国各地から集団就職によって労働者が東京に集まるという全般的な動向の一環として、アイヌの若者たちが上京していったことである。首都圏居住のアイヌ民族の人口は2700人と推定され、一般都民と比べて生活、教育、就業の水準の低さが明らかであり、北海道を離れた理由の多くは、「経済・生計上の理由」および「差別・人間関係上の理由」であった(東京都企画審議室1989)。首都圏のアイヌ民族の主な運動体は、「ペウレ・ウタリの会」(1964年設立)、「関東ウタリ会」(1980年設立)、「レラの会」(1983年設立)、東京アイヌ協会(1996年設立)である。

それぞれのグループが設立当初において会員相互の 親睦を深めることを重視する活動を展開したことは、 注目に値する。例えば、「ペウレ・ウタリの会」は次 のような理念と会則に基づく活動を展開していた。

この会は昭和 39 年夏、阿寒湖畔アイヌ部落で共に働いた若い仲間の友情をもとにして発足したものである。我々が歴史を顧みるに、愛すべき北海道は和人とアイヌの圧制と闘争の場であった。その残滓は現在に及び、なお偏見と誤解の存

在を認めざるを得ない。われわれはこの現状に怒りと悲しみを覚え、同じ若い仲間として、日本人として、人間として集まり、その互いの心の壁を取り除き、理解し親睦を深めると同時に、社会に根強く残る無知と偏見を取り除くことに努力し、互いが心を傷つけ合うことのない住みよい社会を築こうとするものである(ペウレ・ウタリの会編集委員会編 1998: 310)。

しかしながら、実際にそこに集まっていた人びとの 意識は、そのような理念や会則よりも「親睦の会」で あることの方を重視していたようである。

俺は会則なんて少しも頭になくて、とにかく友情というか、日曜日になると新宿のある喫茶店に、毎週毎週そこへ行くと、必ずペウレ・ウタリの会員の誰かがいる。それから、飲みに行くにしても、食べに行くにしても、そこから始まるということが一番思い出に残っています。今こうやってみると、やっぱりペウレ・ウタリっていうのは、始まりが親睦の会であったと。それで今も残っているんだろうと思います(ペウレ・ウタリの会編集委員会編 1998: 13)。

また、「レラの会」の会長であった人物は、次のように語っている。

東京に出て来て、もう 28 年になります。好きで 故郷を離れるウタリはいませんが、東京にいる アイヌウタリが一番願っていることは、よりど ころが欲しいということです。心配ごとや困っ たことがあっても、北海道と違って、頼れる人 や知人もなく、和人の人たちに囲まれて、さび しくって叫びたくなる時があるんです。そんな 時、心のよりどころになる場があれば、どんな にいいかとずっと思ってきました。アイヌ料理 店を作りたいと思うようになったのは、こんな 理由からです(レラの会 1997: 18-19)。

このように首都圏の主なグループはその初期の活動において、共通の目的を掲げることによって形成される集団ではなく、まず先に人と人との結びつき(「親睦の会」)があり、その後で活動が始まるような集団を成していたといえる。それらは、活動の理念に照ら

し合わされた「アイヌ」や「和人」であることを会員たちに求めるばかりではなく、そのような「アイヌ」や「和人」であること以前の、人と人との結びつきを基礎とした活動を展開していたと考えられる。すなわち、「アイヌ」や「和人」であると同時にそれ以上の存在でもあることに基づいた「対面状況」において活動が展開されたということである。それが、やがてアイヌ民族の抑圧の現状の認識から、民族としての権利回復の運動や、アイヌ文化の啓発・普及の活動を展開し、90年代になると、社団法人北海道ウタリ協会の動きと連携して、アイヌ新法の「早期制定」という具体的な目標によって導かれていくことになる。

このような特徴をもつ首都圏のアイヌ文化伝承活動において、そこに参加する具体的な個人が北海道と首都圏の間での移動をどのように経験していたかを見ていこう。そこに見出されるのは、「移動」という文脈の中で固有性をおびた「アイヌであること」についての多様な意味づけの存在である。彼(女)らは、経済的理由や「アイヌから逃れたい」という理由などから、東京へ移動する。

東京だと、『あなたはアイヌだ』とか『外国人だ』 とか言う人いないでしょ(関口 2007: 34)。

東京に出た動機も、アイヌはやめて日本人らしく 生きようと。アイヌのことは一言も東京では喋 らなかった(関口 2007: 84-85)。

東京では、アイヌのことを知らない人ばかりだから、よかったなぁって思って。別にアイヌだよって言う必要もないし(関口 2007: 221)。

東京で、アイヌ差別から逃れられたと思い、もう アイヌでもなんでもいいって思って生きていた (関口 2007: 155)。

それがもたらすものは、「アイヌ」という自己意識 の否定であるはずである。経済的理由で東京へ移動し た者も、東京で改めてネガティヴな自己意識に気づか されたり、嫌なものとして認識したりする。しかし、 移動を経た後で猶、アイヌ文化伝承活動に関わる者も いて、その自己意識は継続する。 アイヌのことを否定してるくせに、変なんですよね。否定してるくせに、楽しくってね。行くとみんな若いしね(関口 2007: 156)。

私はアイヌの差別が嫌で東京に来たのにね、なんでアイヌのことを一生懸命やってんだろうって。これが嫌だから東京に来たんでしょって。この煩わしさから逃れたくて、ここに来たのに、わざわざね、自らそこに飛び込んでいって何をやってんのって(関口 2007: 191)。

一時的な中断を経て、再びアイヌ文化伝承活動に参加する者もいる。

トンコリとかやるようになって、アイヌだって胸張って言えるようになった、北海道にいたらそう言えなかったと思うけど。(関口 2007: 136)。

ためらいながら、参加したりする。

やっぱりアイヌというものをまだ胸を張って誇れない何かがあるんだよね (関口 2007: 208)。

誇りをもてるようになってたら苦しまないけど、なってないのに、どこかで力んでっていうかね。 …アイヌ問題やってから、自分の老後ってことを考えて喫茶店をもつんですけど、そこにカラ元気を出すためにアイヌの着物を掛けておいたんですよ。でも、誇りではなかったんです。誇りをもってアイヌの着物を掛けたんじゃなくて、あの着物に対しては申し訳ないけども、針千本刺さったままだった(関口 2007: 172)。

ときには、それが抑圧をもたらすほどの強さにまで 至る。

関東のアイヌは文化をすごく求めている。北海道の方は、求めなくても有るような気がする。それは地域によって違うけどさ。関東の方が、すごく切望しているっていうのがガシガシ伝わってきて。だから、みんなとても真剣に取り組んでいるように見えたし、活動して訴えているように見えた。主張して、訴えて、求めてる。そんな中、私は、生まれ育ったのがアイヌに関わる環境だったから、

こういうわたしがいて、でもそれは自分で求めた ものじゃなくて、その場で私が無意識に育ってき て、それが私の周りにあって、自分で選んだもの ではなかった。そういう感じでショックだったし、 求めてる人たちは歴史、文化、情報色々知ってい て。もともとそういう環境にいたけど何も知らな かったっていうのに気がついて、なんだか焦って いた気がする。それで自分が焦って周りに合わせ ようとしてた。人権関係のイベントにも参加した りしてたけれど、でも、だんだんちょっと違う な、って思いはじめていて。なんかこう考えた時 期だったね。別にすべて知らなくても良かったの に、アイヌだから知っておかなくちゃいけないな んて、ねぇ。アイヌの言葉や、歴史や、その他も ろもろを知っているプロフェッショナルアイヌに 一生懸命なろうとしていたのかも。あるイベント で踊ってたんだけれど、急に空しさしか感じなく なってた (関口 2007: 76-77)。

一時的に北海道に帰省するという経験は、ネガティヴ/ポジティヴ双方の意味合いをもち得る。

北海道に行くのに、飛行機に乗るじゃない。そうすると、もう飛行機の中から差別がはじまっちゃうの。もうわかるわけよ、北海道の人は、私の顔を見ただけで。その辺は勝手に私がそういうふうに思い込むのかもしれないけど。だからもう、北海道行きの飛行機に乗ったら、私はアイヌになっちゃうの。だから、北海道には行きたくなかったですね、親がいるからっていうぐらいでね(関口2007: 158)。

やはり帰ると、うちの中にいろいろありますよね、ヌサとか、その、何て言うの、トゥキとか、シントコとか、ああいうのを見ると安心するというか。イチャルパしたり、お墓参りに行ったりとか。イチャルパはよく、母も、家でやってたから、日常的に。囲炉裏じゃなくても、ストーブで薪焚いてるでしょ。その時に、お酒注いで、パスイで捧げて、ね。私が帰ったからとか、なにかにつけて、そういう儀式はやってたからね(関口 2007: 221-222)。

北海道から東京への移動を経て猶、人びとは

「アイヌ」という意味づけにつきまとわれ、それとの距離・間合いを測りつづける(その多様さは、移動前後のライフストーリーに関わっている)。もちろん、北海道を離れることで、アイヌ文化伝承活動などにはまったく関わらなくなる場合も多い。しかしながら、ここで言っておきたいことは、「アイヌ」というものが「切っても切れない」ものとしてつきまとう人びとがいるということである。差別をきっかけとして「アイヌ」に関わることを嫌い北海道を離れた人びと、北海道から離れた後にあらためてネガティブな自己意識に気付いた人びとであるにもかかわらず、「アイヌ」というものと離れ難い状況があるのである。

それらの人びとにとって、「アイヌ」というものへのスタンスは多様であるが、次の語りに見られるように、少なくとも何らかのためらいを感じながら活動に関わっているといえる。

私が別にアイヌって言わなくても、黙ってて一生懸命働けば食べていけるわけだし、アイヌって言われて馬鹿にされてもアイヌじゃないって言えばそれで生活ができるわけなのね。でも、…叔母さんが、「お前が生きている以上はアイヌというのは切っても切れないんだよ」って。そこに行って勉強することが、これから自分がどうしたらいいのかって考えるうえで、必ず役立つって。「お前はこれから結婚して、子どもも産んで、その子どもはまだアイヌだよ、お前が何も知らないとその子どもはお前みたく悩むことになるよ」って(関口 2007: 209)。

彼(女)らは、「アイヌ」というカテゴリーにつきまとわれながらも、多様なスタンスをもって、自己と「アイヌ」との間合い(ズレ)を適切に保っているかのようである。ある人物においては、与えられた「アイヌ」という表象に自己をピッタリと合わせようとして、その努力が抑圧に感じられてしまい、「アイヌ」から離れる結果となる。「アイヌ」との間合いの距離は人それぞれであるが、そのズレを適切に保つことが「アイヌ」の活動にかかわり続ける原動力になっているといえよう。言い換えれば、「アイヌ」(という意味づけ)と生身の自己とのあいだで〈移ろい動く〉ことを続けるのである。それは、「アイヌ」という意味づけにそれぞれの人びとに固有のズレを付け加えていくことに等しい。そして、このような固有

のズレを生み出したのは、彼(女)らが生きる〈日 常〉であった。

結論 〈移ろい動く〉生活世界の中で

博物館でアイヌ民族の「現代(現在)」を展示(表象)することの意義や課題について考察してきた。それは、従来の「未開」/「文明」という二分法に基づく展示を乗り越えようとすることが、「伝統」/「現代」といった二分法の固定化に横滑りしかねないという状況のなかで、「現代(現在)」を展示することはいかに(不)可能かという問題について考察することであった。

アイヌ民族の「現代 (現在)」の展示が課題となる 状況の中で、国立アイヌ民族博物館の基本展示では、 主に「私たちの歴史」と「私たちのしごと」の部分で それを扱っている。「現代 (現在)」の展示は、いわゆ る「伝統」とは異なるものを「現在」として捉えよ うとするなら、「伝統」ではないもの、すなわち「伝 統」の残余カテゴリーとして「現在」を捉えることに なり、「伝統 | / 「現代 (現在) | という固定的な二分 法に陥ってしまい、オリエンタリズムの認識様式を再 生産してしまうという難題を抱えている。そして、そ のような二分法に基づいて「伝統」の残余カテゴリー としての「現代(現在) | を実体化してしまうと、「伝 統」とは異なるとされるものを網羅的に羅列すること につながってしまうのである。このような困難な課題 の解決のために、本稿では、生活世界における流動性 に、あらゆる二分法に基づくカテゴリーを乗り越えて いく可能性を見出した。

アルフレッド・シュッツが論じる生活世界は、経験の固有性がカテゴリーの分節化を妨げ、我々を分節化以前の連続的全体性の次元へと立ち返らせる契機をもつと同時に、捉えきれない全体性としての他者に向き合う「対面状況」において、他者を理解するためのカテゴリーが常に作り直されていく現場であった。このような観点から国立アイヌ民族博物館の「私たちのしごと」の中の「現代のしごと」の展示を再検討すると、生活世界の文脈の中での固有性がアイヌ文化に関する新たな意味付けを生成していく様子を観覧者に伝えるものとなっていた。また、〈先住民と国境――アイヌと境界〉展の映像作品は、「伝統文化」だけでも「日常生活」だけでもなく、その両者が生活世界の中で「共存」していることを示すことで、「伝統」/「現代

(=非-伝統)」という二分法を回避し、その「境界」を揺さぶることで二分法自体を問い直すことを目指す ものであった。

生活世界の対面状況における生きた他者は、「分節 されていない連続的全体性 | (「捉えきれない全体性 | として自己と共に存在していることが知覚される存 在である。逆説的ではあるが、〈捉えられた〉カテゴ リーを賭け金として〈捉えられない〉他者性に向き 合うことが、生活世界における他者了解の技法であっ た。そして、このような〈捉えられない〉他者性に 向き合うことがこれまで一方的な表象の対象とされ てきたアイヌ民族の当事者からの要請でもあったこ とを、佐々木昌雄や大谷洋一の言葉や、筆者がフィー ルドワークの中で聞き取った言葉から明らかにした。 そして、首都圏におけるアイヌ文化伝承活動が生きた 他者との「対面状況」において開始され、〈捉えられ た〉「アイヌ」というカテゴリーが固有の意味づけに 開かれることで〈捉えられない〉ものの存在を指し示 すといった日常性を帯びていることが見えてきた。こ のような生活世界の捉えられなさ、すなわち表象の不 可能性に向き合うことこそ、「未開 | / 「文明 |、「伝 統」/「現代」といった二分法の固定化に抗する表象 のあり方を展望するものとなるであろう。

注

- 1) 本稿は、北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)沿岸環境課題と国立 アイヌ民族博物館の共催によるシンポジウム、「暮らしの変化と文化伝 承――グリーンランド・イヌイットとアイヌの事例――」(2021年6 月19日)で報告した内容を加筆修正したものである。
- 2) 佐藤郁哉は「薄っぺらな記述」の例として、次のような記述を挙げている。「×月○日、16 時 34 分 50 秒~ 53 分 23 秒にかけての観察。○
 ○町五丁目三一五の富士見坂の街角。四十代後半とおぼしき額がややはげ上がった男が両脚を肩幅よりやや広めに開き、バットを振っている。観察時間のあいだにバットが振られた回数は少なくとも三十五回。バットの商標は、□□。アルファベットのロゴが○○センチ×○○センチほどの大きさで印刷されている。男の服装──ベージュのチノパン、グレーのスエット・シャツ……(以下、延々とディテールの記述が続く)」(111-12)。
- 3) 映像作品『アイヌと境界――pet kamuynomi ベッ カムイノミ 川 の神への祈り』では、「日々の暮らし/伝統文化」「現在/過去」「日常 / 非日常」「職場/家庭」「被写体/カメラマン」「アイヌ/和人」「録 画ボタンのオン/オフ」「正装/普段着」といった「境界」が焦点となっている。
- 4) ここでいう「文化伝承活動」は、いわゆる「伝統文化」の伝承に関する狭義の活動ではなく、当事者が「アイヌ文化」として認識するものの伝承にかかわる活動として広く捉えられている。そのため、その活動は、人々の交流を生み出す機能を果たしたり、生計の手段としての意味をもつなど、様々な機能や意味に開かれている。

参照文献

- アイヌ総合政策推進会議 2016 『民族共生象徴空間』基本構想』改 訂版。
- 大谷洋一 1997「道外に住むアイヌとして」『[公開講座] 北海道文 化論 13 アイヌ文化の現在』(札幌学院大学人文学部編) 札幌 学院大学生活共同組合。
- 小田亮 2003「『野生』の他者化を回避するために ノスタルジアと アンビヴァレンス」スチュアート ヘンリ編『「野生」の誕生 ——未開イメージの歴史』世界思想社、pp.218-240。
- サイード、エドワード・W 1993a『オリエンタリズム (上)』(板垣 雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳) 平凡社。 1993b『オリエンタリズム (下)』(板垣雄三・杉田英明監修、 今沢紀子訳) 平凡社。
- 佐々木昌雄 2008 『幻視する〈アイヌ〉』 草風館。
- 佐藤郁哉 2006『増訂版 フィールドワーク――書を持って街へ出 よう』新曜社。
- シュッツ、アルフレッド 1980『現象学的社会学』 (森川眞規雄・浜 日出夫訳) 紀伊國屋書店。
- 東京都企画審議室 1989 『東京在住ウタリ実態調査報告書』。
- ベウレ・ウタリの会編集委員会(編)1998 『ベウレ・ウタリ――ペウレ・ウタリの会 30 年の軌跡』 ペウレ・ウタリの会。
- 本多俊和・葉月浩林 2006「アイヌ民族の表象に関する考察:博物 館展示を事例に」『放送大学研究年報』第 24 号、pp.57-68。
- 山崎幸治 2015「映像作品をめぐる対話 ——北海道における 〈アイヌと境界〉展」高倉浩樹編『展示する人類学——日本と 異文化をつなぐ対話』昭和堂。
- 李晟台 2005『日常という審級――アルフレッド・シュッツにおける他者・リアリティ・超越』東信堂。
- レラの会(編) 1997 『レラ・チセへの道——こうして東京にアイヌ 料理店ができた』現代企画室。

「アイヌ古式舞踊」の文化財指定の経緯に関する考察 - 知里真志保と本田安次の原稿から -

A Study on the Designation Process of "Traditional Ainu Dance" as Japan's Cultural Property: Examination of the Manuscripts of Chiri Mashiho and Honda Yasuji

谷地田未緒(YACHITA Mio)

国立アイヌ民族博物館 アソシエイトフェロー (Associate Fellow, National Ainu Museum)

要旨

1984年に国の重要無形民俗文化財に指定された「アイヌ古式舞踊」について、文化政策の視点からその経緯を検証する。それまで多くの先行研究が「音楽」や「文学(口承伝承)」の分野でされてきたにもかかわらず、「古式」「舞踊」という文化財名称となった背景について、文化財行政に影響のあった二人の著者、知里真志保と本田安次の原稿をもとに検討した。本田のテキストが知里らの先行研究を単純化している点と、「舞踊/踊り」という概念に注目している点を指摘し、結論として文化財指定に当時の民俗芸能研究が内包していたイデオロギーが強く影響している点を指摘した。

キーワード:アイヌ古式舞踊、重要無形民俗文化財、民俗芸能、知里真志保、本田安次

Abstract

This paper examines the designation process of "Traditional Ainu Dance (Ainu Koshiki Buyo)" as Japan's Important Intangible Folk Cultural Property in 1984. Despite the fact that most of the previous studies had been conducted in the fields of music and/or literature (oral tradition and language), the cultural property was named "koshiki (traditional or ancient) dance". This paper examines manuscripts by two authors, Chiri Mashiho and Honda Yasuji, who were influential in the administration process of the designation of Traditional Ainu Dance. It has shown that Honda's text simplified the previous research, and has a strong focus on the concept of "dance." In conclusion, the paper pointed out that the ideology of "folk" performing arts research at the time strongly influenced the designation of cultural properties.

Key Words: Traditional Ainu Dance (Ainu Koshiki Buyo), Important Intangible Folk Cultural Property,

Intangible Cultural Heritage, folk performing arts (minzoku geinou), Chiri Mashiho, Honda Yasuji

1. 問題意識の所在と本稿の位置づけ

本稿は、アイヌ民族の文化に関する研究のうち、特に文化や芸術に関する政策や制度的とりくみについて、文化や芸術の振興を専門的に行う「文化政策」の 観点からとりあげるものである。その背景には重要な 問題意識がある。それは1997年に「北海道旧土人保護法」が廃止され「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(通称アイヌ文化振興法)」が制定されて以来、アイヌ民族関連政策の中核を成しているのが文化に関する政策であるにもかかわらず、文化政策の分野でアイヌ民族の文化が取り上げられることがほとんどないことであ

る。同法や、2019年に初めてアイヌ民族を「先住民族」と法的に規定した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(通称アイヌ施策推進法)」は、文化振興や観光ばかりを優先し、同化政策によりアイヌ民族が受けたトラウマの回復や、社会的・経済的環境の改善、同意なく奪われた先住権などへの議論を先送りしていると批判されている(中村 2018、モーリス=スズキ 2020、東村2019等)。

筆者もこうした問題に背を向けて文化振興ばかりが 優先されるべきだとは考えていない。しかしアイヌ民 族の人権・社会活動においては、違星北斗や砂澤ビッ キのように、制度的課題や社会的状況に真っ向から向 き合った文学者・彫刻家の活動・作品が議論を牽引す ることも少なくなかった。現代における文化政策研究 は、20世紀に文化や芸術が国威発揚や戦意高揚のた めに多くの国で利用されたことを反省点として出発 しており、現代において国や社会が文化を振興する ことの目的は、文化の多様性を尊重し、社会に作用 し、人々に誇りや活力をもたらすものであると考えら れている。実際、アイヌ施策推進法における文化振興 は、人権や尊厳が尊重される社会を作る戦略として位 置づけられている。こうした国際的な潮流を鑑みる と、アイヌ民族の文化に関する政策は、少なくとも理 念的には、最先端の文化政策であるとさえいうことが できる。にもかかわらず現状の政策では、特に芸能や 手芸・工芸などの文化活動においては、短期的・単発 的な活動支援が多く、持続可能な文化専門職の育成や、 長期的な制度設計がなされているとは言い難い。文化 の伝承や振興を長期的に行う為に、芸術支援や文化政 策の分野が培ってきた、文化・芸術に特化した知見を 活用することができないだろうか。本稿は、そのよう な問題意識をもとに、これまで「より深刻な問題を覆 い隠す」、「当たり障りのない支援」として批判の対象 となってきた文化の振興を、文化政策の視点から見直 すことで、アイヌ民族の人権や尊厳を回復するための 重要な政策として積極的に位置づけることを最終的な 目的としたい。

以上の問題意識をもとにまず、「アイヌ民族の人権 や尊厳の回復に寄与するような積極的な文化政策とは どんなものか」という大きな問いをたてる。本稿では そのうち特に、アイヌ民族の文化的な活動に最も大き な影響を与えた文化政策のひとつであり、また「文化 政策」と「先住民族関連政策」の直接的な交差点であ る「重要無形民俗文化財:アイヌ古式舞踊」を中心的に取り上げる。上記の問いを掘り下げるにあたり、「現在の文化政策を、アイヌ民族の先住民族としての権利を反映し、〈自由意志による、事前の、十分な情報に基づいた合意(Free, Prior, Informed Consent)〉に基づいて再構築するためにはどうしたら良いか」という文化的な権利に基づく点と、「文化政策の本来の効果を期待するには、何を対象とし、どのような目的のために、どのような内容の政策がとられるべきか」という効果的・効率的な政策運営の視点の両方から検討する。

2. 先行研究

アイヌ民族に関連する「文化政策」について専門 的に取り上げた研究は多くない。アイヌ民族に関す る全般的な法制度に関しては中村(2018)等が、ま た 1997 年の通称「アイヌ文化振興法」や 2019 年の 通称「アイヌ施策推進法」についてはさまざまな主体 が論じているが、そのうち文化に関する事項について、 例えば踊りや音楽、刺繍や工芸に対する政策的支援や 長期的な専門家・専業従事者の育成枠組みの検討と いった内容について、中心的・専門的に取り扱ったも のはごく少ない。「アイヌ古式舞踊」を文化財との関 連で検討している近年唯一とも言える研究は、東村岳 史による「『文化財』としての「アイヌ古式舞踊」」で ある (東村 2001)。この論文で東村は、アイヌ古式舞 踊が重要無形民俗文化財に指定されるに至った経緯と その後の当事者たちの反応を、当時の新聞記事などを もとに、その時々における声を多分に参照しながら紐 解いており、本稿にとっても重要な先行研究と位置付 けられる。特に、文化財指定に向けた流れの中で、教 育委員会や新聞投稿、文化財委員会などからアイヌの 舞踊に対し、「古態」「古式」「舞踊の発生」「芸能史的 な価値」等のイデオロギーが向けられている点につい て、批判的に検討している。

また、2020年に発表された谷地田・押野による拙稿では、重要無形民俗文化財として指定を受けている「アイヌ古式舞踊」について、その実態や制度的枠組みについて文化政策の観点から検討している(谷地田・押野 2020)。同論文では、アイヌ民族に関連する政策の多くが文化振興に集約されているにもかかわらず、文化や芸術に関する政策を専門的に扱う「文化政策」の分野で検討されていないことを指摘し、先住民

族政策としてのアイヌ関連政策と、文化庁などが実施 する文化芸術に関する政策との間に非整合性がある点 について指摘している。そのうえで、以下の三つが今 後の課題として提示されている。一つ目は、「無形の 文化財を支える伝承者の人材育成 | について、現在そ れぞれ個別に実施されている(重要無形民俗文化財な どへの)「文化財指定」、専門的な人材を後世まで確保 する「伝承者育成事業」、伝承者への恒常的な「公演 機会の提供 | (専門職業として従事する機会)が、一 連の政策として検討される必要があるのではないかと いう点。二つ目は「文化の変容」について、同化政策 による文化の喪失や、強制的に移住を迫られたこと によるコミュニティの離散を原因としてもたらされ た「変化」は、生活の変化の中で自然と生まれた変化 や表現の近代化とは別に検討する必要があるという 点。また、いかなる社会的背景があろうとも、先住民 族が自身の伝統や表現の変化を自己決定していくこと は、理想論ではなく国際的に認められた権利であると いう点。三つ目は、アイヌ古式舞踊と「無形民俗文化 財」制度について。アイヌ民族に関する研究はこれま で主に「民族学」の分野でなされ、主に日本国内の文 化を研究する「民俗学」の分野からは疎外されてきた にもかかわらず、アイヌ民族の文化財が「重要無形民 俗文化財」に分類されている点について。この混乱は、 2019年にアイヌ民族が日本の「先住民族」と法律に 明記されたことでさらに深まっている。文化財政策と 先住民族関連政策との整合性を図り、日本国内におけ る多民族・多文化を反映した文化政策へと議論を進め ていくことの必要性を指摘している。

本稿は上記2本の論文を最も中心的な先行研究と 位置付け、2つの論文が積み残した議論を進めていく。

3. 「古式舞踊」という文化財名称について

アイヌ民族の舞踊は、1984年に「アイヌ古式舞踊」として国の重要無形民俗文化財に指定され、2009年には「Traditional Ainu Dance」として国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産となっている。後者はユネスコ加盟国である日本の推薦に基づいて決定されるので、「アイヌ古式舞踊」が日本の文化財制度において文化財指定を受けていることがその土台となっている¹⁾。

ところで、「古式舞踊」という名称は、重要無形 民俗文化財の名称として広く使われてはいるものの、 「舞踊」という枠組みでなされた研究は、実は近年に至るまでほとんどない。アイヌ民族の文化や芸能²⁾ は、これまで多くは音楽や口承文芸(文学)、あるいは儀礼や生活習慣の一部として研究されてきている³⁾。実際「アイヌ古式舞踊」には、踊りを伴わない歌だけの演目(ウポボ等)や、楽器(ムックリ等)も含まれており、節を伴う口承文芸の語り(ユカラ等)が上演演目として追加されることも多い。では歌や楽器を含む芸能の総称として「古式舞踊」という言葉が使われる様になったのはいつ頃からだろうか。

この具体的な疑問について、本稿ではいくつかの 試論を記載していく。しかしその前になぜ「古式舞 踊」という名称の源泉を辿る必要があるのかという 点について再度確認しておきたい。それは、端的に いうと前項で述べた「現在の文化政策を、アイヌ民 族の先住民族としての権利を反映し、〈自由意志によ る、事前の、十分な情報に基づいた合意 (Free, Prior, Informed Consent)〉に基づいて再構築するためには どうしたら良いかしという視点のためである。いわゆ る大和文化を中心に構築されている現在の文化政策の 体系を、多民族・多文化を前提とし、当事者の視点を 重視した体制に抜本的に再検討していくためには、現 行の制度における異和や矛盾について、ひとつひとつ 解きほぐしていく必要がある。そのため「アイヌ古式 舞踊 | においても、文化財指定がどのように行われた のか、「古式舞踊」という名称や分類がどのように生 まれ、どのような影響を及ぼしているのか、現状の文 化政策の経緯や影響を確認していく必要がある。その 際、特に重要なのは、誰が主体となって「踊り」を体 系とする文化財名称が与えられ、指定が進められたの かという点と、「踊り」を体系とする文化財指定の形 は、アイヌ民族にとってどのような意味や影響を持っ ているのかという点を明らかにすることである。

以上の問題意識をもとに、まずアイヌ民族の舞踊を はじめとする無形文化がどのように文化財として扱わ れてきたのかを整理したい。

3.1. アイヌ古式舞踊の文化財としての変遷について

アイヌ古式舞踊は現在、「重要無形民俗文化財」という分類で国の文化財指定を受けている。「民俗文化財」という制度の成り立ちについては数多くの研究がなされているので詳しく扱わないが、その概念自体、文化財政策と民俗学の発展とともに生み出されたものであり、法改正のたびに少しずつその制度的位置

	分類が生る	比財」という まれる	改]		て化財」の指定 R俗資料」追加	강	975年 現在 対正、「民俗資料」は 「民俗文化財」となり 指定制度が始まる
「アイヌに関連する詞曲、歌 舞、祭礼等」	措置	3年:助成の stを講ずべき 8 <u>文化財</u>					
「アイヌのユーカラ」]		1956 年: 形の民俗資	记録作成等⋯ <u>無</u> 〖 <u>料</u>		(改) 記録作成などの措置 E講ずべき <u>無形民俗文化財</u>
「アイヌの建築儀礼及び習俗」					年:記録作成 無形の民俗資料		(改) 記録作成などの措置 語ずべき <u>無形民俗文化財</u>
「阿寒のアイヌ古式舞踊」							975 年:記録作成などの措置 語講ずべき <u>無形民俗文化財</u>
「春採のアイヌ古式舞踊」							975 年:記録作成などの措置 E講ずべき <u>無形民俗文化財</u>
「アイヌ古式舞踊」					,	<u>}</u>	1984 年: 重要無形民俗文化財
*参考:	195	3年:助成			1970年:記	19	975 年:記録作成などの措置
「大日堂舞楽」(秋田) (記録作成の措置を講ずべきもの)		措置を講ずべ 無形 <u>文化財</u>			録作成等… <u>無</u> 形文化財	を	を講ずべき無形 <u>民俗</u> 文化財
「大日堂舞楽」(秋田) (重要無形民俗文化財)							1976 年:重要無形 <u>民俗</u> 文化財

表 1 アイヌ民族の無形の文化財指定の変遷

付けを確立させてきた。「アイヌ古式舞踊」が「重要 無形民俗文化財」に指定されたのは1984年。これは 1975年の文化財保護法改正により、「重要無形民俗 文化財」の指定が始まってから9回目に当たる指定 であった。「アイヌ古式舞踊」が指定される年までに 「重要無形民俗文化財」は約120件が指定されており、 2022 年現在では日本全国で 320 件が指定されている。 「アイヌ古式舞踊」の文化財指定にあたって尽力した 民俗芸能研究者で文化財審議委員であった本田安次は、 1952年8月に初めて「アイヌ舞踊」の調査を実施し ている。表面的には、本田が初めて調査を行ってから 「アイヌ古式舞踊」が「重要無形民俗文化財」に指定 されるまで、30年以上の年月が費やされている。し かし実際には、「無形民俗文化財」という分類自体が、 「民俗芸能」という名称の成立とともに揺れ動く文化 財行政の渦中にあり、そうした体制の中でアイヌ民族 の無形文化は何度も文化財として登場している。

まず、1953年に「アイヌに関連する詞曲、歌舞、祭礼等」(以下「アイヌに関連する詞曲…」)が、「助成の措置を講ずべき無形文化財」として選定されている。この時には、「無形民俗文化財」というカテゴリーはまだ存在せず、他の多くの民俗芸能とともに「無形文化財」として選定されている点に注目したい。現在「民俗芸能」は「(無形)民俗文化財」の一部として分類されているが、この当時はまだ文化財保護法の規定に「民俗芸能」という言葉も「無形民俗文化財」という言葉も存在せず、「アイヌに関連する詞曲…」は、「文楽」や秋田県の「大日堂舞楽」などとと

もに、「国が保護しなければ衰亡の虞のあるもの」として「無形文化財」として選定されたのである(俵木 2018:22、東村 2001:106)。端的にいうと、文化財保護法の成立当初は、現在のような「芸術性」や「型の継承」をもとにした「無形文化財」と、「文化の発生や起源を知る資料」としての「無形民俗文化財」という仕分けがなく、両者は同じ制度の中に存在していたのだ。

「アイヌに関連する詞曲…」が選定された翌年の 1954年、文化財保護法が改正され、「民俗資料」とい う分類が登場する。その中に、「無形文化財」とのあ いだに曖昧さを残したまま「無形の民俗資料」という 新たな分類が生まれる。「無形文化財」は「衰亡の虞」 のないものも含め文化財指定制度が導入され、「助成 の措置を講ずべき無形文化財」は一度選定を解かれた (俵木 2018:24)。また新たに設立された「無形の民俗 資料」のうち、「記録作成等の措置を講ずべき」もの として、「アイヌのユーカラ」(1956年)、「アイヌの 建築儀礼及び習俗」(1960年)が選択された。その後 1975年の法改正と同時に、「阿寒のアイヌ古式舞踊」 と「春採のアイヌ古式舞踊」の2件が追加登録され ている。これら4件は、現在でも「記録作成などの措 置を講ずべき無形民俗文化財」としての選定が継続し ている。

一方、「アイヌに関連する詞曲…」は 1954 年の法 改正に合わせて一度選択を解消されたが、「民俗芸能」 に関する様々な議論と、アイヌ文化の保存・継承に関 する様々な運動を経て、1983 年に「アイヌ古式舞踊」 という名称で国の「重要無形民俗文化財」に指定されている。実は、当初「無形文化財」とされながら数年でその選択を解かれ、のちに「(重要)無形民俗文化財」となった民俗芸能は他にもある。例えば秋田県の「大日堂舞楽」は、1953年に「アイヌに関連する詞曲…」とともに一時的に「無形文化財」に選定されているが、1975年の法改正に向かって「民俗文化財」への議論が高まる中、1970年に33件の民俗芸能とともに「記録作成などの措置を講ずべき無形文化財」に指定され、1976年に「重要無形民俗文化財」として第一回指定を受けている。1953年に無形文化財に一度選定されていながら、1975年の法改正まであいまいに立ち置かれていたのは「アイヌ古式舞踊」だけではない。揺れ動く制度の中で、「民俗芸能」と呼ばれる分野全体がその居場所を探していたのである。

「無形文化財」と「無形の民俗資料」の定義の曖昧さ や制度確立の経緯については多くの先行研究が指摘す るところであるが、本稿が注目したいのは、文化財の 名称が当初は「アイヌに関連する詞曲、歌舞、祭礼 等」であったにもかかわらず、のちに「アイヌ古式舞 踊」と、全く別のものとも取れる名称になっている点 である。これは通常であれば、1950年には指定の対 象となっていなかった新しい事象が文化財として頭角 を表したと考えるのが自然だろう。しかし、冒頭で述 べたとおり「アイヌ古式舞踊」には舞踊以外にも楽器 や歌が入っており、場合によっては「詞曲」に相当す る口承文芸や、「祭礼」として総合的に実施される踊 り・祈り・歌などが入る場合もあり、実質的に同じも のであると考えられる。一方、同様の制度的混乱の経 緯をたどった「大日堂舞楽」は、途中で名称が変化す ることはなかった。アイヌの芸能が、長い時間をかけ てやっと「重要無形民俗文化財」に指定を受けたこと の功績は疑うべくもないが、この30年の間に、なぜ このような名称変更が起こり、「アイヌ古式舞踊」と いう名称が現れてきたのであろうか。次項ではその名 称について、当時の知里真志保の研究と、文化財行政 に深く関わっていた本田安次の言説から分析してみた 11

3.2. 文化財行政に影響を与えた研究: 知里真志保と本田安次

冒頭で述べたように、現在「アイヌ古式舞踊」に分類されているものは、これまで音楽、文学、言語、生活慣習などの分野で主な研究がなされてきており、そ

もそも「踊り」を総括的な名称としてなされた研究は 数少ない。文化財政策においても、「詞曲、歌舞、祭 礼等 | という名称、またその後「記録作成 | の措置が 必要な文化財に「アイヌのユーカラ」が選定されたこ とを鑑みると、当初無形の文化財として注目をされて いたのは「舞踊」よりはむしろ、口承文芸の分野で あったことが推察できる。このことは、当時の研究動 向をみてもごく自然なことである。文化財保護法が 成立した 1950 年当時、金田一京助は 68 歳。 『ユーカ ラの研究 アイヌ叙事詩』を発表してから既に 20 年が 経っており、柳宗悦が日本民藝館でアイヌ工芸の特別 展示を開催してから約10年後のことである。アイヌ 文化といえば「ユーカラ」(ユカラ)やアイヌ模様の 入った民芸品が知識人の中では知られていた時期で ある。ちなみに1950年は、金田一の元で学んだ久保 寺逸彦・知里真志保はそれぞれ 48歳と 41歳、また 更科源蔵も同世代の46歳、そして文化財審議委員で あった本田安次は44歳、後に本田安次に協力をした 萱野茂は24歳という時代である。このうち、初期の 文化財政策に直接的な影響をもたらしたテキストを執 筆した人物として、知里真志保と本田安次を上げるこ とができる。

3.3. 知里真志保による研究

知里真志保(1909~1961)は周知のとおり、 アイヌ民族の研究者として博士号を取得し、北海道大 学教授を務めた言語学者・民族学者である。知里が残 した数多くの著作の中で、初めて「歌謡」について出 版した原稿は、1948年に出版された『アイヌの歌謡 (第一集)』(以下『歌謡第一集』と表記)であり、こ れはアイヌの芸能が初めて文化財として登場する5 年前に出版されている。このテキストは、1947年に 開始された NHK 放送文化研究所が行った現地調査と 録音を、26枚のSPレコードとしてコロムビアレコー ドから刊行されたものに、解説として執筆された文章 である (谷本 2000:6)。ここでは知里は「I 歌謡」「II 詞曲」「III 散文の物語」「IV 祈詞・祭詞・会見の辞 等」「 V 楽器」の 5 項目に分けて解説をしている。う ち「I 歌謡」の詳細は以下のような構成になっている。 このテキストでは、「シノッチャ (sinótcha) 踏舞の歌」 ⁴⁾、「リムセ (rimse) 踊り歌」、「ヘチリ (hechiri) 樺太 の踊歌」、「イユタウポポ (iyúta-upopo)」など、現在 では「アイヌ古式舞踊」の演目として上演されるこ ともあるものが「歌謡」に分類されていることがわ

かる。

1. 総説 / 2. サケハウ (sakéhaw) 酒の声 / 3. シノッチャ (sinótcha) 踏舞の歌 / 4. ウポポ (upópo) 祭り歌 / 5. リムセ (rimse) 踊り歌 / 6. ヘチリ (hechiri) 樺太の踊り歌 / 7. イユタウポポ (iyúta-upopo) / 8. チポハウ (chipó-haw) / 9. 木やり歌 / 10. イフムケ (ihumke) 子守歌 / 11. シノッチャ (sinócha) 叙情歌 / 12. イヨハイオチシ (iyóhayochis) 哀傷歌 / 13. ヤイサマ (yáysama) / 14. ヤイカテカラ (yáykatekar) 恋の歌

その後知里は1960年(昭和35年)に『アイヌに 伝承される歌舞詞曲に関する調査研究』(以下『歌 舞詞曲』と表記)を発表する。これは1952年(昭 和27年)に文化財保護委員会が委託した調査の報 告書であり、「アイヌの芸能の研究資料となるのみで なく、広く民俗芸能保存に関する施策の上に参考資 料として活用される」ことが期待されている(文化 財保護委員会事務局長清水康平の巻頭言より、知里 1973[1960]:5)。この資料で知里は、7年前に登録さ れた文化財名称とも一致する「歌舞詞曲」という言葉 をタイトルに用いたうえで、以下のような項目で報告 をしている。

第1章 アイヌの呪法と呪文の歌:35項目

第2章 踊と踊歌:7項目

第3章 労働歌:2項目

第4章 遊戯歌:1項目

第5章 鳥虫歌:2項目

第6章 子守歌:1項目

第7章 叙情歌:4項目

第8章 詞曲:8項目

この様にこの報告書も「歌」を中心に編纂されているが、一部「踊」が登場する。その第2章「踊と踊歌」についての項目は以下の通りである。

I タプカル (tapkar 踏舞)

85. 酒宴の余興に演じられる長老の踏舞/86. 男女の連れ舞い/87. 女のタプカル - 北海道の用語例/88. 女のタプカル - 樺太の用語例(1)/89. 女のタプカル - 樺太の用語例(2)/90. タプカルの起源

II タプカル・シノッチャ(tapkar-sinotcha 踏舞歌)91. 踏舞の歌/92-95. 踏舞の歌 - 近文コタンの例(1)-(4) / 96-99. 樺太のシノホチャ (1)-(3)

III サケハウ (sake-haw 酒声)

100. 踏舞の歌声 / 101. 歌詞の伴うサケハウ / 102-3. サケハウの歌詞

IV イコイキ・シノッチャ(ikoyki-sinotcha 熊狩歌) 104. 美幌の熊狩の歌

V リムセ (rimse 踊歌)

105. 踊と踊歌 / 106. リムセの起源 / 107. 剣の舞 / 108. リムセの服装 / 109. 胆振のリムセ / 110-111. リムセの例 - 白老、幌別の伝承 / 112. 模擬的な踊 / 113. 種々の動物踊

VI ウポポ (upopo 祭歌)

114. 坐歌から踊歌へ/ 115. サケカルウポポ (sakekar-upopo 酒造り歌) / 116. イユタウポポ (iyútaupopo 物搗き歌) / 117. イヨマンテウポポ (熊 祭歌) / 118. セテカリウポポ/ 119. ツ゜セカリ ウポポ (綱を廻る歌) / 120. クルミまきのウポポ / 121. 提子(ひさげ)の投げ合い/ 122. エルムウ ポポ (ネズミ踊) / 123. ネズミ踊から祭の坐歌へ / 124. 日高国沙流郡平取村の「ネズミ踊」(erumsinot) / 125. ケヨマンテウポポ (山の神の霊を送 り出す踊歌) / 126. 鯨祭の歌/ 127. モシカルウポ ポ (moskar-upopo 葦刈り歌) / 128. イユクウポ ポ(菱とり歌)/129.ヒルガオの根を掘る時の歌 / 130. コオホネを取る時の歌/ 131. ヤブマメ堀り の歌/132-3.マイタケを取る時の歌/134-5.水難 のウポポ/ 136. ウポポの唱和/ 137. ウポポの歌い 方(斉唱 uwopuk、輪唱 ukouk、一人が音頭をとっ て他がそれについて歌う uwekaye 等)

VII ヘチリ(hechiri 踊歌)

138. ヘチリという語/139. 熊祭の踊とその歌/ 140. トンコリヘチリ/141. レクァカラという歌い 方

この2つの原稿を比較すると、『アイヌの歌謡』に おける分類系統が『歌舞詞曲』にも引き継がれている ことが分かる。例えば、いずれの原稿も、冒頭で「に ごり水下がれ」というような「呪文」(おまじない)等を紹介し、それと歌・踊をつなぐ要素として、タプカルとサケハウが次に紹介されている。その後、リムセ/ウポポ/ヘチリと「踊り」と関連する歌が続き、それに続いて労働歌・子守唄等目的のある歌、叙情歌・哀傷歌など即興的で歌詞が重要な意味を持つもの、そして最後に口承文芸と呼ばれる「詞曲」が紹介されるという構成になっている 5 。谷本は『歌舞詞曲』の論文に見られるこうした説明について、「一般に歌や踊の起源を、呪術的・宗教的動機を重視する立場から説く人は、他にも多く見られるが、歌・踊の名称や断片的な囃しことばの分析をふまえ、生活習俗に関する豊かな知見を綯いまぜながら核心に迫ってゆく論証の仕方は、知里独自のものである」と高く評している(谷本 1973:467) 6 。

上記二つの調査は、いずれも外部からの依頼によるものであり、それまで知里自身が専門としてきた「文学」や「言語」の視点からではなく、依頼を受けた「歌謡」や「芸能」でしいった観点から歌・踊りを見直そうとしている姿が窺える。これ以前にも知里は、1936年に『アイヌ民俗研究資料 第一』「アイヌ民話と唄」、1937年に『アイヌ民俗研究資料 第二』「謎・口遊び・唄」などを執筆しているが、それらはどちらかというと言語学あるいは民俗研究として書かれており、上記のような「歌謡」や「芸能」という視点では必ずしもなかった。多くの著作の中で、『アイヌの歌謡』において唯一「楽器」が扱われている(谷本1973:470)ことからも、これらの著作では「音楽」というそれまで知里が意識してこなかった視点が反映されていることがわかる。

このように、知里の著作では「舞踊」は主に「踊り歌」として「歌・音楽」に包摂されるものとして記載されていることにも注目したい。『歌舞詞曲』の執筆においても全体は「歌」を基準に構成されている。ここに「踊り歌」として例示されている演目は、現在で

は「アイヌ古式舞踊」として上演されているものも 数多い。この説明だけを見る限りでは、「アイヌ古式 舞踊」ではなく「アイヌの歌 (謡)」が文化財名称と なっていたとしても不思議ではない。

ただし、知里は音楽が踊りの包摂概念であると思っていたわけではない。むしろ、歌と踊りの境界は極めてあいまいなものであることが詳細に説明されている。例えば知里は歌と踊りの関係について、以下のように述べている。

祭りの夜など、屋内の一隅に夫人ばかりが集 まって、中には子供なども交え、円座をつくって、 その真中に行器の蓋など据えて、右のてのひらで それを叩いて拍子をとりながら、賑やかに歌を 廻して行く。その歌を、胆振地方や日高の沙流 地方では「ウポポ」(upopo) と称している。(中 略) 行器の蓋を叩きながらそれらの唄を次から 次と歌い続けているうちに、興が乗ってくると、 ついには一同立ち上がって踊りになってしまう。 (中略) この踊り、及びその踊りに合わせて歌う 歌を、胆振地方では「リムセ」(rimse)と云って、 座って行器の蓋を叩きながら歌う前記のウポポ とは厳密に区別する。日高の沙流地方でも踊り は「ホリッパ」(horippa) と云って、やはり座っ て歌う前記のウポポから区別している。ところ が、この区別は北海道の中東北部から樺太へか けては、あまり重要な意味をもっていない。本 来は一つのものだったからである。

北海道の中東北部一帯にわたって、座って行器の蓋を叩きながら歌う坐唄も、立って踊りに合わせて歌う踊歌も、どちらもウポポと云っている。強いて区別するときは、一方を「ロクウポポ」(rok-upopo「坐る・歌」)(中略)と称し、他方を「ロシキ・ウポポ」(roski-upopo「立つ・歌」)、或いは「リムセ・ウポポ」(rimse-upopo

	樺太	北海道北半	北海道南半	北海道南半
			(日高沙流)	(胆振)
坐歌	hechiri	ироро	ироро	ироро
踊歌	hechiri	ироро	horippa	rimse

知里による「坐歌」と「踊歌」の名称の地方差(出典:知里 1973 [1960]:75)

「踊る・歌」)と称する。阿寒のフプシナイ地方では、胆振や日高と反対に、ウポポとだけ云えば立って踊るものだと心得ている。樺太では、坐歌も踊歌も区別なしに「ヘチリ」(hechiri)と称し、特に踊りから区別して歌だけ云う場合――坐歌もその一つである――は、「ヘチリ・ユーカラ」(hechiri-yukara「踊りの歌」)とも云う。

(知里 1973[1960]:74)

このように知里は『歌舞詞曲』において、歌と踊りの間の境界があいまいであったことを示す一方で、坐歌は踊りの「準備行動として二次的に発生した」ものであったという独自の論を展開している(知里 1973[1960]:75)。知里は、人がそろうまで拍子をとりながら合唱しているうちに徐々に人が集まり、場が盛り上がると踊りに発展していくという慣習や、立ち上がって踊ることを仲間に促す歌などを例に上げ、「本来踊に持って行くまでの準備行動」であった坐歌が、「歌い方などにいろいろ技巧をこらしているうちに、音楽的な興味が次第に高まって、ついに踊から独立して別なものになってしまったのが坐歌である」と説明している(知里 1973[1960]:74-75)。

歌と踊りのどちらが先に発生したのかという問いは、ほとんど検証のしようがなく、この知里独自の理論の是非について論じることは本論の目的から大きく外れてしまう。しかし興味深いのは、前述のように全体の構成は「歌」を軸に作られていながら、知里が(少なくとも祭りで歌われる場合において)歌を踊りに付随する「二次的な」ものとしてとらえているという点である。つまりこの点において、「アイヌ古式舞踊」という文化財に踊りを伴わない「歌」が含まれていることには矛盾がないということになる。

このように、『歌舞詞曲』が発表された 1960 年の時点で知里は、「音楽」あるいは「歌」という概念で芸能について記述しているが、いずれの場合も「歌(唄・歌謡)」と「踊り(踊歌)」の境界は非常にあいまいかつ複雑で、明確に二分される概念ではなかったことがわかる。『歌舞詞曲』を執筆したのち、1965 年には、知里真志保、更科源蔵、谷本一之、増田又喜などが関わり3年をかけて2000曲近い楽曲をまとめた『アイヌ伝統音楽』(日本放送出版協会1965)が出版され、後世におけるアイヌ音楽の代表的な基礎研究となり、その後も「音楽」を主軸とした研究が続いていく。しかし、この調査が始まった初年度の1961年、

知里真志保は52歳という若さでこの世を去ってしまう。知里の死後、特にアイヌの芸能に関する文化財行政において存在感を増してくるのが、本田安次である。

3.4. 本田安次による調査

次に、和人の民俗芸能研究者であり、民俗芸能に関する文化財行政に深く関わった本田安次の論考を見てみたい。本田安次(1906-2001)は日本全国の「民俗芸能」を網羅的に調査した研究者であり、芸能に関する文化行政にも深く携わった人物である。宮城県石巻中学への赴任を契機に東北の民俗芸能の調査を手がけ、1949年より早稲田大学、1950年から文化財保護審議会の専門委員を務め、1973年には同会芸能会長に就任している(松尾 1993、伊藤 2011)。本田は60年以上にわたって日本全国を訪れ、現在の文化財行政における「民俗芸能」の体系を形作るとともに、200近くの民俗芸能が国の重要文化財に指定されるのに尽力し、また民俗芸能大会などの公演・記録の場を積極的に運営するなど、民俗芸能の保存継承に誰よりも貢献した人物である。

1952年の3月、北海道教育委員会から文化財保護 委員会に「アイヌ舞踊が今衰退に瀕しているが、こ のままでよいのか | 8) という主旨の「意見書」が届 き、同年8月、文化財専門審議会のメンバーであっ た本田が初めての北海道調査を実現している(本 田 1987:3)。後にこの調査旅行について「私はまだ アイヌの舞踊は調べてない。せめて先づ自分が行つて 調べてこよう」と決心し、「河竹(引用者注:繁俊) 先生に相談し、國劇向上會から旅費を二萬円程利子な しで借金したが、あとでこの金がなかなか返せないで 苦しんだことをよく覚えている | (本田 1961:180) と 回顧しており、個人的な意欲にも支えられた調査で あったことがわかる。またこの初回の調査において、 札幌で知里真志保、河野廣道、更科源蔵に会い、知里 には特に「夕方までおつき合を願ひ、書店にもご案内 いただいた」と、手厚い協力を得たことが書かれてい る (本田 1961:180)。その後も本田は、今度は文化庁 調査事業として 1975 年以降数度にわたって「アイヌ 舞踊」の調査を実施している。以下は主に本田が北海 道へ出向いて行った調査の概要と、首都圏への公開と 記録保存のため全国民俗芸能大会へ数度にわたって保 存会を東京に招聘した経緯である。

こうした文化財審議会メンバーとしての本田の尽力 もあり、「アイヌ古式舞踊」は1983年度(1984年)

	調査の概要・きっかけ	調査地
1952 年 8 月	北海道教育委員会からの意	札幌で知里真志保、河野廣道、更科源蔵に会い、知里には特に書店
	見書が3月に届く	などにも案内をしてもらう
		→春採で佐藤直太郎の仲介により山本多助に会う
		→翌日図書館を会場に踊りを見る
		→川湯で近文の栗山老人夫妻に話を聞く
		→白老を訪れ宮本イカシマトクに話を聞く
1955 年 11 月	第6回全国民俗芸能大会(日	「春採アイヌの舞踊」として出演。演目は以下
	本青年館(東京)、第10回文	酒つくり唄・剣舞・弓舞・座唱・リムセ・タプカル・鶴の舞・狐の
	部省芸術祭主催公演)	舞・棒踊・色男・アラフックン
1975 年 9 月	第1次文化庁調査	白老、網走、阿寒、春採
		阿寒でくま祭りのハミリ映画を見せてもらう
1976年10月	第2次文化庁調査	白老→帯広→阿寒湖畔(見学した踊りは阿寒、帯広、平取、浦河、
	まりも祭り見学(山本多助か	春採のもの。祭りにはそのほか、札幌、静内、芽室、幕別、白糠、
	らの連絡)	弟子屈、美幌、上川、旭川からも参加しており合計 190 人)
		→上川、近文
1981年?	第3次	白老、平取、静内、春採、阿寒、旭川
1982年11月	第 4 次	帯広、浦河、平取、上川、常呂(樺太アイヌ)
1983 年 1 月	第32回全国民俗芸能大会(日	「静内のアイヌ舞踊」として出演。演目は以下。
	本青年館(東京)、文化庁後	ムックリ・イウタウポポ・ホンチカップ・イセポリムセ・シノッチ
	援・企画)	ャリムセ・エレムンコイキ・チャッピャ・カムイウカリ・エサイ・
		マナイタタンケ・ホイヤオー・シキシッ・
		チミンチシノッチャ・タッカル・ポロリムセ
1983 年7月	指定に漏れたところの調査	「指定には漏れたが弟子屈も復活したので来て欲しい」と連絡が
	(ウタリ協会の希望、山本多	あり弟子屈と屈斜路へ。屈斜路コタンのアイヌ民俗資料館で弟子
	助の助言、道庁の案内)	豊治に話を聞く。
1983 年 11 月	梟祭り	梟送り(祭り)を見学。「老幼ともに大勢が梟を囲んで大輪をつく
		り、囃子言葉を唱えながらリムセを踊っていたが、その情深い踊
		に、これこそ本もののリムセであると、ひどく感動したことを覚え
		ている」(本田 1987:5)
1985 年 2 月	アイヌ古式舞踊鑑賞会	昭和 60 年 2 月 7 日札幌教育文化会館大ホールにて昼夜。
		旭川、白老、平取、静内、浦河、帯広、春採、阿寒の順。
		早大演劇博物館の撮影班とともに近文で収録に立ち合い、その後
		常呂で須藤武子一行と合流(須藤らは 1982~87 年にかけて調査を
		実施し、舞踊や歌を採譜した)100。

表 2: 本田安次による「アイヌ舞踊」調査 (出典: 本田 1961、本田 1987、中村 1989)

に「重要無形民俗文化財」に指定される。これ以降、 文化財指定を記念する冊子や、指定を受けて実施され た調査報告書などが発行されていき、その中で経緯と して本田の尽力が文化財指定の直接の契機となった事 実が記載されていくようになる⁹⁾。

本田安次が書いた文章のうち、アイヌ文化に関するものは決して多くない。それは本田が専門としていたのは主に本州以南の日本の民俗芸能であり、アイヌの芸能に関する分類や考察などは、その多くは他の研究者(金田一京助や知里真志保など)の研究の引用・参照したものを、調査における実見とを照らし合わせて書かれたものが多い。そのため本田のテキスト自体がアイヌ文化を理解するための原資料として参照されることはほとんどない。しかし本論で本田のテキストを敢えて扱うのは、文化資料としての内容そのものよりも、そうしたテキストが文化財行政に影響をもたらしたという点で重要であるためである。文化財指定に直

接的な影響のあった本田が、どのようにアイヌの芸能を見ていたのか、以下の主に(2)と(3)のテキストから検証した(3)0のテキストから検証した(3)0のテキストから検証したい

(1)「アイヌの舞踊|*

初出:「文學散歩」七(1961年3月) 掲載:『民俗芸能採訪録』日本放送出版会(1971年).

(2)「アイヌ舞踊鳥瞰」*

『文化財国庫補助事業調査報告書 北海道 アイヌ古式舞踊』日本民俗舞踊研究会(1987 年).

(3)「アイヌの藝能」*

初出:不明 (1989 年~ 1994 年の間か) 掲載:『本田安次著作集 日本の傳統藝能 第 二十巻日本の祭り、アイヌの藝能、アジア採 訪』錦正社(2000年).(以下『本田安次著作集 第二十巻』2000年と表記)

(4)「まりも祭りと熊送り」

初出:『民話と傳説』1 (1977年)

掲載:『本田安次著作集 第二十巻』(2000年).

(5)「アイヌ舞踊とヤッチキ踊り」

初出: 『民俗藝能』 63 (1983 年)

掲載:『本田安次著作集 第二十巻』(2000年).

(6)「アイヌの神概念と舞踊」

初出:『民俗芸能研究』 3, 民族芸能学会 (1986年)

掲載:『本田安次著作集 第二十巻』(2000年)

以下では、アイヌの芸能について網羅的に記載した上記 (2)「アイヌ舞踊鳥瞰」と (3)「アイヌの藝能」について内容を実際に検討してみたい。1987年の「北海道アイヌ古式舞踊」の調査報告書に記載された (2)「アイヌ舞踊鳥瞰」では、本田は調査で見聞したアイヌの舞踊を以下のように分類している 12)。

以下3種に分類できる(名称は便宜上、春採、阿寒 のものとする)

- (1) ウポポ・リムセ(イカムッカ サンケ/イー カホーハ ウコトゥルセ/ハーレヘー/ウタ リ ルウン バレ ワ ルンセ レヤン)
- (2) 周囲の囃子にはやされての模擬舞踊、或いは ドラマティックな遊び

(狐、バッタ、鶴、燕〔その他の鳥〕、鼠、馬、鯨、 色男など)

(3) なお注意すべき各種の踊り

踏舞/踊り比べ(アラフックン、フックチョ、ヘイフフフン)/剣の舞、弓の舞、棒の舞/ニエンアプカシ

労働歌 (杵つき歌、酒かもし歌等)、樺太のアイヌ 舞踊 (イソコヘチリ、トンコリヘチリ)

この文章のうち、以下のように白老と春採の踊りや

歌における振りや手の動きを比較したオブザーベーションは、身体的表現を伴う「舞踊」に着目してきた本田ならではの視点である。「春採流」「白老流」と流派であるように記載している点、2種類と断定している点などに疑問はあるものの、本田が目撃した所作についての詳細な記述は、現代においても参考となる情報である。

春採では2、3の用器の蓋をもちだしそこここに くみができ、平手でうちながらうたう。白老で は蓋は一つだけ、平手ではなくこぶしにして小 指の側で打ち、寄れなかったものは適宜板の間 などを打つ。

踊りの手振りの変え方に、春採流と白老流の2通りがある。春採では、一つの囃子歌の間に、例えば AB どちらかの頭が手拍子をやめて、両手をいただき上げる振りをすれば、次のものもすぐそれにならう。やがてまた振りを変える。こうして幾度か頭の気の赴くままに振りを変えるのである。次に歌を変えると、はじめの手拍子に戻り、その歌の間、また頭の気持ち次第で色々に振りを変えてゆく。手拍子以後の振りは思いのままで、皆はそれに習えばよい。

白老では、一つの歌の間は振りを変えず、いつまでも続ける。歌が変わると、それにしたがってふりも変える。

(本田 1987:7)

一方で、ウポポの説明のところでは、歌詞の言葉には「別に意味はない」と説明をしており、さらに「白老では奇矯な叫び声を時々交えたりもする」と追記してある(本田 1987:6)。最初の点について知里は、こうした歌には古い言語が使われていること、また「伝播するうちに成立の事情が忘れられ、土地ごとの訛り」が加わったことにより、「今では意味の不明に帰したものも多い」と説明している(知里 1973[1960]:76)。また「奇矯な声」について知里は、「神を呼ぶ儀礼的な叫び」と題した約3ページにわたる説明の中で、高い声で叫んだり、男性が低い声で叫び声を出すことを各地でホコクセ/オコクセ、ペウタンケ、リミムセ、マッリミムセなどという名称で呼ばれる行為であることを説明し、最後に「従来はあっさりと「無意味な音声群」と片づけられていたも

のの中には、実はこの危急の際に神を呼ぶ儀礼的な 叫びだったものがあるにちがいない」と考察してい る (知里 1973[1960]:45-47)。このように、本田のテ キストは、文化背景を見落としている部分、あるいは 一時的に見聞きしたものを本田の解釈で記述している 部分も散見される。また、歌について本田が「一節ず つ遅れて、Bの組が Aの組と同時に歌うこともある| と説明している内容は、知里は「歌い方には斉唱する もの(ウオプックuwópuk)、二部に分かれて輪唱す るもの(ウコウック ukóuk)、一人が音頭をとって他 がそれについて歌うもの(ウエカエ uwékave)等が ある」とし、より詳しい説明を展開している(知里 1973[1948]:304、1970[1960]:92-93) ¹³⁾。このように、 知里の解説は本田のシンプルなテキストと比べて格段 に詳しく網羅的であり、本田はそれを参照しながらも、 ごく単純化して記載していることがわかる。

もう一つのテキスト、「アイヌの藝能」(1989-1994年か?)もみてみよう。こちらでは、アイヌの歌謡と舞踊に分けて以下のように解説されている。

(1) アイヌの歌謡:即興歌/労働歌/詞曲 引用者注:知里真志保の「アイヌの歌謡第一集」 を参照した、とある

(2) アイヌの舞踊:

タプカル/ウポポ・リムセ/模擬舞踊(チリルップ・リムセ(狐の舞)、チカップ・リムセ(鳥の舞)、サルルン・プリ・リムセ(鶴の舞)、バッタ・リムセ(バッタの踊))/イチャリッコ・リムセ(笊踊)/棒・剣・弓の踊/色男/鼠/踊比べ(フックチョ、アラフックン)/ニエンアプカシ

樺太の踊り

興味深いのは歌謡の「即興歌/労働歌/詞曲」という分類であるが、これは本田が参照しているという知里の『歌謡第一集』とも『歌舞詞曲』とも似て非なる分類になっている。例えば「即興歌」の項目では、本田は悲しい時や辛い時に「ひとりでに歌になって口に出る」ものをシノッチャ、それに内包されるものとしてイヨハイチシ、ヤイサマネナ、ヤイカテカラがあると記載している。この記載自体は『歌謡第一集』等で知里が記載している説明に拠っているが、知里はそ

れを「叙情歌(叙情詩)」と分類している。興味深い ことに、知里のテキストを参考にして本田が執筆し た、レコード『アイヌ・オロッコ・ギリヤークの芸 能』(2008[1976])の「解説」では、本田自身がこれ らを「抒情歌」と記述しているにもかかわらず、本テ キストでは「即興歌」となっている。確かにこれらの 歌は即興性を伴う物であり、知里もその即興性につ いて特に言及している (知里:1973[1948]:302) が、 1948年の『歌謡第一集』でも 1960年の『歌舞詞曲』 でもこれらを「即興歌」とは記載していない。本論は、 アイヌの芸能の分類を議論することを目的としている わけではないので深くは立ち入らないが、「叙情歌」 以外の多くの項目でも即興性について触れられている ことを考えると、知里がイヨハイオチシやヤイサマの みを「即興歌」と分類しなかったことは不思議ではな い。本田は即興性に特に興味を示していたのかもしれ ないが、どのような意図を持ってこれらを「即興歌 | としているか、これまでのテキストにはその説明は見 当たらない。

本田はまた『アイヌの藝能』で、「労働歌」として 「イユタウポポ (杵つき歌)」と「サケカルウポポ (ざ るこし歌)」の2例をあげている。このうち前者のイ ユタウポポについては、『歌謡第一集』で知里が「動 作、すなわち広い意味の労働に伴う仕事歌」と説明 をしているので、本田はこれを参照した可能性があ る ¹⁴⁾。しかしその 12 年後に発行された『歌舞詞曲』 では、知里は「イユタウポポ」を「ウポポ (祭歌)」 に分類し、「イユクウポポ (菱とり歌)」についての説 明では「今の祭りの際に歌われるウポポと称する踊り 歌の中には、その時の労働歌だったと思われるものが ふくまれている」と説明している。一方同じ原稿内で 知里が「労働歌」としてあげているのは、「舟歌」と 「木やり歌」の2種類のみである¹⁵⁾。つまり、1960 年に『歌舞詞曲』を発表するにあたって知里は、祭り の中で歌だけが伝わるもの、あるいは祭りの準備とし て歌われるものと、日々の労働のために歌われるもの を区別しており、前者のうち踊りや動作があるものも 含めて総称して「祭歌」として説明している。

本田のテキストでは、叙情歌/即興歌/祭歌/労働歌などの分類はしばしば固有の物であるかのように説明される。こうした後付けのカテゴリーについて、実際には分類しきれない複雑な要素があるという点や、知里がイユタウポポを労働歌ではなく祭歌に分類しなおしている点は考慮されていないようである¹⁶⁾。ま

た、知里が『歌舞詞曲』でページを割いて説明をしたような、音楽と踊りの境界のあいまいさについて、本田自身も調査当初に「ここ(引用者注:旭川〔近文〕)ではウポポとリムセの區別はなく、すべてウポポと云つてゐた。白老ではやはり兩者を區別してゐた」(本田 1961:184)と書き記しているにもかかわらず、後の多くのテキストでは「歌謡」と「踊り」をはっきりと分けて記載している。このようにアイヌの芸能をめぐる本田のテキストには、知里をはじめとする先行研究を大まかに解釈し単純化している点と、「舞踊/踊り」という概念に明確に意識が向いているという二つの点を指摘することができる。

ここまで、本田の功績を確認するだけでなく、2つ のテキストの内容について指摘される点を詳細に確認 してきたが、それは必ずしも本田自身を批判するため ではない。1950年当時から北海道の調査を重ね、30 年の年月をかけてアイヌの舞踊を「重要無形民俗文化 財 | に位置付けた本田の功績は甚大で、これにより多 くの文化伝承者がより一層誇りをもって踊りを見せる ことができるようになった。また、現代のように簡単 に情報が手に入らない時代に、大枠を理解した上で記 憶を頼りに概要を説明するという作業の中で、細かな 点に誤りが出ることはあるであろうし、当時のアイヌ 民族に対する一般的な理解の浸透度を考慮しても、本 田がアイヌ民族の文化を紹介することに大きく貢献し たことは間違い無い。加えて、「舞踊」や「舞台芸術」 を専門とする本田であったからこそ気がつくことので きた踊りの所作についての記載は現在では貴重な記録 の一つである。何より、文化財指定を通じてアイヌ文 化研究に「踊り」という分類が確立したと言っても過 言ではない。それは自然にできた分類ではないが、研 究分野として、また行政的文化支援の対象として「踊 り」という側面に注目が集まったことはそれ自体が大 きな貢献でもある。

そう思いながらも、本田のテキストを詳細に検討したのは、過去も現在も、これらの文章が文化財行政の下地を形成する影響力を持っているからである。知里真志保については、1960年に文化財審議会の委嘱で書かれた『歌舞詞曲』論文が発表されていながら、「アイヌ古式舞踊」の文化財成立までごく部分的に引用されるにとどまっている。それは舞踊が行政によって本格的に調査され始めた時期に知里が亡くなっているというタイミングもあろうが、文化行政への影響力

が大きかった本田の言説に人々の注目が集まったという要因も大きい。今後「アイヌ古式舞踊」について、あるいはアイヌ民族の芸能について政策が検討されていく際には、最新の研究状況を踏まえた正しい情報が参照される必要があり、また当事者・伝承者の視点が尊重されるべきだろう ¹⁷⁾。そのためにも、本田の言説を検証すること、またアイヌ民族であり研究者として文化財保護委員会へも貢献していた知里の功績や、東村論文にあるようなアイヌ民族自身の文化復権活動が見直されていくことが必要である。

4. 本田安次の研究成果への批判的検討

本田の長年に渡る超人的なフィールドワークの成果は、主に民俗芸能をめぐる文化行政の根幹となって結実し、本田は無形民俗文化財の第一人者であり最大の功績者として知られている。一方、一時代を築いた巨匠の逝去から20年以上経過した現在、本田のホームグラウンドとも言える民俗芸能研究の分野においても、大きな功績を残した氏の活動を客観的・批判的に検討する動きも少なからず現れている。以下では「アイヌ古式舞踊」との比較対象として、アイヌ文化以外の芸能について、本田の功績に対する批判的検討がなされている例を見てみたい。

4.1. 本田の傾向と文化行政への影響

民俗芸能研究者の山路興造は、本田が創出した民俗 芸能や神楽の分類について、複数の分類基準が混在し ていることや、分類根拠に現在では異論が出ているこ と、またそうではありながらもこの分類案がそのまま 文化財行政に直接反映されているために「行政の力に よって全国的に定着し、今日に至っている」ことを指 摘している(山路 2019:84-87)。また本田の「民俗芸 能観」について分析した論文の中で伊藤純は、本田に よる民俗芸能の分類が「日本の民俗芸能のアカデミッ クな分類案の歴史はイコール本田分類に依っていると いっても過言ではない」と説明するほど定着してい るにもかかわらず、「本田分類は少なからず批判され てきて」いると分析している(伊藤 2011:2-3)。その 問題点のひとつとして、本田の分析は「広範な芸能 の歴史的展開に力点」を置いており、「所作や衣装や 唄」に注目していた一方で、「担い手や観客などの社 会構造や祭具・祭場も記録・分析の対象」とした早川 孝太郎等の研究とは方向性が異なることを指摘してい る (伊藤 2011:13)。同時に、「全国規模でのフィールドワークを行った」こと、「文化行政人として、全国規模で俯瞰的・平等的に見ていくという職責があった」であろうことから、地域における特色を軽視し一般論化する傾向にあったことを批判している (伊藤 2011:13-15)。

いち研究者の考えが後の研究で覆ることは珍しいことではないが、それが本田の場合、本田の考案として提示した分類や名称が文化財行政の一部となることによって全国的に普及・定着してしまっている。この状況は「アイヌ古式舞踊」の名称についても同様である。また所作や唄など芸能の内容に注目する一方で地域差や伝承を支える社会構造などが見過ごされる傾向にあり、芸能の分析自体も大局的な視点から徐々に単純化されていることなども、北海道における調査にも共通した傾向である。

4.2. 文化財の名称と当事者

興味深いことに、混乱がもたらされたのは研究の現 場だけではない。神田より子は、現場主義であったが ゆえに生まれた本田による定義の「ファジーさ(曖昧 さ)」と、行政による不可逆的かつ強力な概念の普及 がもたらした結果として、伝承者自身が自称する芸能 の名称と文化財行政上の名称が一致しなくなってし まった例を上げている。神田は、岩手県花巻市大迫町 に伝わる神楽について、「山伏神楽という名称は本田 先生によって発見されたにもかかわらず、すでに流通 しているものとしてひとり歩きを始め、今では早池峰 山麓の神楽が山伏神楽のルーツであるがごとく地域で は流通しています」と発言している(神田 2009:26)。 また元町長の言葉として「我々大迫人に取り、岳の神 楽、大償の神楽であって、山伏神楽も早池峰神楽もそ ういう呼び方はなかった。山伏神楽というジャンルは、 昭和の初期に折口信夫や本田安次先生など研究者が訪 れるようになり、学問的分類をしてからだと思う」と いう発言を引用したうえで、「山伏神楽に限らずどの 地方でも包括的な名称で呼んでいる場合には、外部の 学問的あるいは政治的な、あるいは観光的なそれぞれ の思惑があって名づけられた場合が多いと思います。 それが悪いと言うのではなく、なぜその名称をつけた のか、当事者にはその定義を明確にしておいていただ きたかった」と説明している(神田 2009:27)。

これは、「アイヌ古式舞踊」という名称で保護されている芸能が、実際には口承文芸や楽器演奏を含んで

おり、研究者が用いた分類や実際に演じられている演目と文化財名称が必ずしも一致していない状況と類似している。アイヌ民族に舞踊や音楽、口承文芸などの高度に発展した豊かな芸能があることは間違いない。しかし「アイヌ古式舞踊」という名称自体が自明のものとして存在するわけではなく、知里の研究などが示すように芸能の呼称・分類は時代や地域によってさまざまに異なっている。以前は固定化されていなかった「古式舞踊」という名称が、本田をはじめとする研究者や実践者によって名付けられ、文化財行政の影響として定着した可能性を裏付けるものである。

4.3. 「民俗芸能」が内包するイデオロギー

分類や名称だけでなく、その根底にある思想に迫っ た研究も発表されている。その代表的なもののひとつ は、橋本裕之による指摘である。橋本は、「民俗芸能」 という戦後に誕生した学術用語について、「始原」「古 風」「伝統」「素朴」などのイデオロギーが初期の頃か らうかがえることを指摘している (橋本 2006)。橋本 はさらに、広島県に伝承され、重要無形民俗文化財に 指定されている「花田植」において、相当数の牛を駆 使する「代掻き」がよびもののひとつとされてきた が、戦後の農業技術の発展のため現在では牛は使われ ておらず、文化財としての「民俗芸能」の姿を保つた めに牛を「八方手を尽くして借り受け」ているエピ ソードを紹介している。その上で「今日の『民俗芸 能』は近代化の過程をも含む社会の構造的な変動にさ らされているため、もはや前掲したイデオロギー群か らすっかり隔離してしまっている」と述べている(橋 本 2006:10)。このように、「民俗芸能」という研究分 野が確立していく過程でほとんど自明の物として共有 されていたこうしたイデオロギーが、アイヌの芸能が 「古式舞踊」と名付けられたことに影響しているであ ろうことは想像に難くない。

東村は、こうした「純粋」「起源」などのイデオロギーが、文化財保護委員会専門審議委員として訪れた本田だけではなく、1950年代からアイヌ文化を文化財として保存する計画を立てていた北海道教育委員会や、記録映像の作成に携わった研究者等からも向けられていることを当時の新聞記事や資料から示している(東村 2001:100)。また、「舞踊は「古式」であり起源論的価値を持つものであるがゆえに「文化財」として指定されたことは明らか」であり、文化財指定が伝承者自身へも前向きな効果をもたらしている一方で、

「とはいえあくまでも「古式」に限定されていることも事実である。また「古式」=起源論的なものを他の「アイヌ文化」要素にもさがし求めるような和人側の視線には共通したものがある」と指摘している(東村2001:115)。

橋本はまた、こうしたイデオロギーが民俗芸能を現 代の事象から断絶させていることについて、次のよう に指摘している。

「始源」「古風」「伝統」「素朴」「美」といったイデオロギー――あえてそう呼んでしまいたいと思う――を前提としたときに、おのずと立ち上がってくる芸能の形式を、われわれは「民俗芸能」と呼んできたのであった。しかし、あらかじめ準備されたこのようなイデオロギーをとおしてしか対象を認識できなくなった瞬間、眼前で生起しつつある無数の出来事を記述するための言語は、どこまでも失われてゆくばかりである。

(橋本 2006:46)

このことについて、北原次郎太モコットゥナシは、本田が解説を執筆した「アイヌ・北方民族の芸能」(1976 初版)の 2008 年の再販に際して掲載した「本田安次氏の解説について」という文章の中で、アイヌの芸能に向けられているイデオロギーについて以下のように指摘している。

本田氏は、アイヌ口承文学のうち、ストーリーを持つ物語が、巫者託宣歌から発生してきたと考えています。(中略) これは本田氏が参照した知里真志保氏の研究で述べられていることであり、金田一京助氏や久保寺逸彦氏など、アイヌ口承文学の主要な研究者も同様の考えを持っていました。

しかしながら、こうした発生の過程を想定することについては、実証の難しさはもとより、現在知られているジャンルだけを並べ替えて議論をしており、過去に別のジャンルが存在した可能性を想定していない点、議論の背景に社会進化論的な前提があるといった点に、疑義や異論が出されています。

(中略)

本田氏の解説からは(中略)きわめて牧歌的に

あたかも「そこに自然な形であった伝承」が記録されたかのように受け止められます。しかし、演者たちは、近代以降の日本による植民地政策や、新来の芸能、そして移住を経験してきたのであり、研究者の求めに応じて芸能を演ずることも含めて、すべて「人為的な状況」での上演であることを見落とすことはできません。

いうまでもなく人間の暮らしや価値観は常に変化しているものです。北方民族の芸能も、近代以前においてもさまざまな要素を取り入れてきたでしょうし、現在も刻々と変わり続けています。それらを記録しようとした研究活動自体も(必ずしも否定的な意味ではなく)そうした変容の契機となってきた側面もあります。

(北原 2008:15)

このように、民俗芸能研究やその出発点である民俗学が内包していた「始原」「古風」「伝統」「素朴」などのイデオロギーは、個人や研究分野を超えて敷延しており、本田をはじめとする民俗芸能研究者のみならず、知里や金田一京助等アイヌの文化を研究していた専門家や、文化財行政に携わる様々な主体もその例外ではなかった。こうした当時の影響が、文化財行政の体系として、また文化財に指定された芸能そのものの名称となって固定され普及されることで、芸能の「変化」や「現代」についてとらえることを難しくさせている。こうしたことが背景となり、伝承者や彼らを取り巻く環境の現代的な状況については考慮されないまま、「古式」であることに文化財としての意義が求められる状況が生み出されてしまっているといえないだろうか 18)。

4.4. 国外との対比で現れる<日本>文化

では、なぜ当時の研究は「起源」や「発生」を求めたのか。この疑問について松尾恒一は「本田安次の方法と思想」と題された論文において、本田をはじめとする初期の民俗芸能研究者には、こうした起源や伝統を回顧するイデオロギーの要因として、近代国家としての日本に向けられる「外国の目」に対する意識があったことを指摘している。

本田が、各地に残る民俗芸能の地域的な偏差や 郷土性よりは共通性を重要視していたこと、ま た、その共通性から抽出された祖形は歴史上の 実態ではなく、極めて理念的なかたちであるということはすでに指摘したところであるが、さらにここで看過できないのは、民俗芸能が「言語を同じゅうする同じ民族内」といった範疇に括られるもの、すなわち<日本民族>の芸能といった概念に包摂される、といった認識である。本田にとって民俗芸能は、伝承地域の文化として以上に、<日本>の文化として意味をなすものであったわけである。

(松尾 1993:68)

松尾はさらに、本田や同時期の研究者たちが、「〈日 本〉の民俗芸能にアイヌや沖縄まで含めるのには驚く ばかりだが、種々多様なはずの各地の芸能を〈日本民 族〉といった文化(国家?)概念の元に括り、さらに そうした〈民族文化〉に倫理的な価値を抽出もしくは 付与するといった民俗芸能観 | を持っていたと述べて いる。そしてそうした観点は「『日本人の誇るべき民 族性』といった外国の存在が前提となってはじめて意 義を持つ認識」であることを指摘している。「民俗芸 能」というものを体系的で洗練された文化形態の一部 として位置づける作業によって、西洋に対する日本の イメージ改善を狙うという作業が、明治初期に風俗取 り締まりの名のもとに盆踊りやねぶた祭りへ禁止令が 出された流れと表裏一体であるという松尾の鋭い指摘 は、「民俗芸能」や「民俗文化財」という制度のあり 方を根本的に捉え直す作業を私たちに促している。

歌舞伎や能を頂点とする〈日本民族〉のための文 化的ヒエラルキーの中で、「民俗文化」というカテゴ リーに置かれている限り、アイヌ民族の文化は日本の 中で「周縁的な文化」でしかあり得ない。アイヌ民族 の芸能は、こうした構造の中で、民俗芸能の体系に おいても外野におかれ19、二重に周縁的なものと仕 分けされている。こうした状況の中で、民俗芸能をめ ぐるイデオロギーから生まれた「古式」という名称が、 文化行政の制度として不可逆的に定着した。なぜ「歌 舞詞曲」や「芸能」、「歌(謡)」「詞曲」等ではなく 「古式舞踊」という言葉が使われたのか。それは必ず しも本田個人の意図だけには還元できない、当時の社 会動向を反映した結果である。日本の文化(財)行政 が、民族の多様性を反映し、先住民族政策との整合性 をとっていくためには、松尾が指摘する「〈日本民族〉 の芸能といった概念に包摂される」民俗芸能・文化財 の体系を再検討する必要がある。ある一つの文化が中

心にあり、その形態とは異なる民族や歴史を持つ文化 が例外なく「周縁」となってしまう政策体系は、急い で見直されるべきではないだろうか。

5. ひとまずの結論

本論はここまで、「アイヌ古式舞踊」という名称が 成立するまでの過程を、知里真志保と本田安次のテキ ストを中心に検討してきた。一方、本論で決定的に欠 けているのは、アイヌ民族自身による文化復興活動の 視点である。本論はあくまで文化財指定前の調査を検 討することを試みているが、本論で扱ったテキストだ けを見ていると、徹底的に非政治的視点で調査が進 められているような印象を与えるかもしれない。し かし実際には1950年代以降は、戦後に北海道アイヌ 協会が設立され、支部を増やしていく時期でもあり、 アイヌ民族の文化復興運動や人権活動などが活発に行 われた時期であった(竹内2020)。東村論文にはこう した視点が多く紹介されており、本田の記録にも、弟 子豊治が「ふくろう送り」に本田の参加を呼びかける 様子、釧路で図書館長を務めていた佐藤直太郎が現地 を案内する様子なども記載されている(本田 1987:4-5)。また、1975年以降の文化庁による4回にわたる 調査が始まった経緯として、阿寒と春採の古式舞踊が 先んじて文化財指定されたことを受け、北海道ウタリ 協会 (現アイヌ協会)、山本多助、北海道庁等が他の 地域についても調査を呼びかけ、案内を申し出た様子 が記録されている(本田1987:5)。このように、本田 の調査は、山本多助のようなアイヌ民族の文化伝承者 やその協力者からの呼びかけから始まっていることも 少なくない。それは1952年の初回調査も同様である。 白老、阿寒、旭川を訪れた後、本田自身が後日「離れ 離れの三箇所をしらべたわけだが、これで先づよい のだらうか。出来ればもう一度は採訪の機会があれ ばよいが…」(本田 1961:183) と回顧しているように、 1952年の段階では本田のアイヌの舞踊に関する関与 は多くない。にもかかわらずアイヌの芸能を受け継 ぐ保存会は50年代を契機に次々と組織化し、研究会 などが開催されている²⁰⁾。これは、同時期にアイヌ の人権活動や文化の保存活動の必要性が謳われるよう になり、北海道アイヌ協会の支部が各地に設立されて いったような、戦後のアイヌ民族自身による文化復興 活動の結果である。

アイヌ民族自身が、文化の復興や保存についてどの

ような考えを持ち、どのようなアクションを起こしていたのかを知ることなくしては、アイヌ古式舞踊が重要無形民俗文化財として指定されていった経緯を本当に知ることはできない。アイヌ民族自身による文化復興活動において、舞踊がどのような位置付けをされていたのか、また文化財指定がなされたのちの影響はどのようになっているかという点を、次稿の課題としたい。

本論はまた、「アイヌ古式舞踊」という名称で文化 財指定がなされた背景に、本田の尽力があった一方で、 本田をはじめとする当時の民俗芸能研究が内包してい た舞踊や芸能への希求と「古風」「始原」などのイデ オロギーが強く影響し、それが行政制度上の名称とな ることで定着したのではないかという点を指摘した。 ただし、本文でも再三示しているように、本稿は文化 財指定に貢献した本田の功績を軽んじようとするもの ではない。「アイヌ古式舞踊」が重要無形民俗文化財 に指定されたことによって伝承者や当事者が獲得する ことのできた誇り、伝承活動への承認、社会的注目、 経済的支援などを考えると、本田安次だけでなく、指 定に至るまでにさまざまに尽力した各地の保存会、北 海道アイヌ協会、北海道教育委員会等を含む多くの諸 氏へ敬意の念を感じずにはいられない。本論で試みて いるのは、そうした関係者の声や現代における伝承の 状況をアップデートし、文化政策を次に進めていくた め場を開き、議論を進めていくことに他ならない。北 原が萱野茂の業績を称賛しながらも客観的な分析を積 み上げていくことの必要性を訴えているように(北原 2017:238-239)、先人の功績をたたえるだけではなく、 その仕事を客観的・批判的に検討していくことが議論 を発展させ、その先人の業績の価値を認識し、継承・ 発展させていくために必要であると筆者は考える。

謝辞

本稿は、国立アイヌ民族博物館令和3年度調査プロジェクト「芸能の持続的な継承と発展に関する研究:保存会の実態調査と担い手の人材育成」(課題番号:2021A02、研究代表者:押野朱美・谷地田未緒)の一環として発表されています。執筆に当たり、共同研究者のみなさんから特に重要な気付きや情報を頂戴しました。記して感謝申し上げます。ただし本稿で述べられている見解や情報は著者にのみ文責があることを申し添えます。

本研究はまた、その一部に JSPS 科研費 22K00234 「アイヌ民族の〈舞踊〉に関する文化政策的研究: 民俗文化財から民族文化遺産へ」(研究代表者: 谷地田未緒)の助成を受けています。本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

注

- 1) なお、「アイヌ古式舞踊」は「重要無形民俗文化財」としては制度開始 から9年目の遅い指定であったにもかかわらず、無形文化遺産には2 年目に国からユネスコへ推薦されている。これは同時期に「重要無形 民俗文化財」に指定された他の民俗芸能と比べてもかなり早い。この 措置は、2007年に国連で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が 採択され、その翌年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決 議」が国会で可決されたことを受けての特別措置であることは、谷地田・ 押野(2020)が指摘するところである。
- 2) なお「芸能」という用語自体についても様々な検討が必要であるが、本稿では、歌や踊り、口承文芸、音楽、演劇などを総称する「パフォーミング・アーツ(実演芸術)」と代替可能な用語として使用している。
- 3) 例えば久保寺逸彦はアイヌ民族の芸能を数多く録音・研究したが、それらは舞踊ではなく「歌謡」として、神謡などとともに『アイヌの文学』 (1977年) の一部として出版されている。民族音楽学者の田辺尚雄や小泉文夫も、踊りに伴う歌や語りを含めた芸能を「音楽」として記述している。
- 4) ここでのアイヌ語表記は、現在主に使用されている表記とは異なるものも多く含まれるが、引用元の知里の原稿に表記されている形式をそのまま採用して掲載している。
- 5) いずれの原稿においても、「詞曲」が最後に置かれているのは、「歌謡に於ては文芸要素は従である」という知里の考え方からであろう (知里 1973[1948]:302)。知里は歌と詞曲の違いについて、『アイヌの歌謡』の「総説」において「歌謡から、歌詞を除いても、なお歌として存在し得るが、歌曲を除けばそれらはもはや歌として存在し得ない」と説明しており、その点で「歌」は「詞曲からは明らかに区別される」としている (同上)。
- 6) ただし後述するように北原は、金田一京助や知里、後に本田にも影響を与えたこうした「起源」を想定する説明が口承文学に付されていることについて、疑義や異論が出ている点を指摘している(北原2008:14)。
- 7) 文化財保護委員会は『歌舞詞曲』の巻頭挨拶で「アイヌに伝承される歌舞詞曲は、その特異性と希少性によってわが国<u>芸能史上</u>きわめて高く評価」されているとし、この報告書が「アイヌの<u>芸能</u>の研究資料となるのみでなく、広く<u>民俗芸能保存</u>に関する施策の上に参考資料として活用されること」を望んでいるとある(下線部引用者)。「民俗芸能」という言葉が文化財保護の規定上に初めて明記されたのが1954年であることを考えると(俵木2018:25)、文化財保護委員会が知里に調査を委託した1952年から報告書が刊行される1960年までの間に、「アイヌの歌舞詞曲」が「民俗芸能」の範疇のものであるという認識が広まってきたことが伺える。
- 8) この文書の原本は未確認であるが、この「アイヌ舞踊」という言葉の 引用元は本田のテキストである。
- 9) 例えば『浦河地方のアイヌ古式舞踊』(北海道ウタリ協会浦河支部1985) では日高教育局長の挨拶に「昭和50年に浦河ウタリ保存会を設立し、伝承活動に取り組んでいたところ、昭和57年、文化庁無形文化財保護審議会の本田専門員、榎本調査官の現地調査の結果、アイヌ民俗の唄や踊りの原形が伝承されていることが確認され(中略)文化財に指定されました」とある。春採(1984)、旭川(1984)の冊子でもそれぞれ、「指定までの経緯」というページで本田・榎本の視察・調査が指定につながったことが挙げられている。また「アイヌ古式舞踊」の重要な基礎資料である1986年度(昭和61年度)の調査報告書

- 「北海道アイヌ古式舞踊」(本田 1987) も巻頭で本田の解説文を掲載している。
- 10)本稿は「アイヌ古式舞踊」という文化財指定がなされた背景を追うため、1984年の指定より前に出版されたテキストを中心に検討してきたが、指定が実現して以降は、須藤武子らによるアイヌ舞踊調査を始め複数の舞踊調査が行われている。こうした「指定後」の調査の影響についてはまた稿を改めることとしたい。
- 11) (1)「アイヌの舞踊」は 1952 年の調査記録をもとにしたものであり、(2) 「アイヌ舞踊鳥職」に一部引用されている。特に (2) 「アイヌ舞踊鳥職」と (3) 「アイヌの藝能」は重なるところが多い。(3) 「アイヌの藝能」は初出が不明であるが、「平成元年六月ウタリ協會から、追加指定を希望する旨申し出るに至った」として樺太を含む 10 の保存会について、団体名と保持する舞踊名が挙げられているので、この原稿は 1989 年 (平成元年) から「アイヌ古式舞踊」の追加指定がなされる 1994 年 (平成6年) の間に書かれたものであるようだ。
 - このほかにも、『藝能辞典』(早稲田大学演劇博物館編:1953)に「アイヌの歌謡」と「アイヌの舞踊」という項目を執筆した原稿や、それをもとにまとめられたとされるレコード『アイヌ・オロッコ・ギリヤークの芸能』(1976)の「解説」があるが、本文中で本田本人が断っている通り、内容のほとんどを知里のテキストに依拠しているためここでは省いた。また、日本の民俗芸能の概説の中に、若干アイヌの舞踊について記載しているものがあるが、それぞれ短く、また上記と重複するためこれらも省略した。
- 12) 本田のテキストについても、アイヌ語表記は原文をそのまま引用している。
- 13) 『歌舞詞曲』にも同様の記載がある。甲地によると、同時期に谷本一之、近藤鏡二郎なども歌唱分類について記述しているものがある(甲地 2012:60)。またこうした歌唱方法の名前は記録が少なく、現用が確認できないものもあり(甲地 2012:63)、この部分に限らず知里のテキスト自体の検証も必要であることは言うまでもない。
- 14) ただし上記の説明には「木やり歌」や「イフムケ (子守歌)」の他、「ウボポ (祭り歌)」や「リムセ (踊り歌)」、「サケハウ (酒の声)」も含まれているので、祭りの踊りや準備も含めて「広い意味の労働に伴う仕事歌」としているのかもしれず、その真意ははっきりとしない。
- 15) さらにこの舟歌の項目で説明されているチポシノッチャは、「ヤイカテカル(恋の歌)を舟歌にして歌」うもので、叙情歌であったことなども説明されており、こうした「労働歌」「叙情歌」などの分類ははっきりとしたものではなく、実際には少しずつ要素が入り混じっている様子も説明されている。
- 16) なお「イユタウポポ」が、祭りなどと関連する呪術的性格(「悪霊から遠ざける」「穢れの無い神への奉酒をつくる」)が強いという指摘は谷本(1985)が、それと労働歌としての役割と比較は進藤(1987)がそれぞれ指摘している。ただしここで議論したいのは、どちらのカテゴリーが正しいかという点ではなく、本田の議論がいかに詳細を看過し大枠で進められているかという点である。知里をはじめとする研究者が歌や踊りを多角的にとらえ、継続的に理解を深めようとしているのに比べ、本田は1953年に執筆した内容を1976年のレコード解説として発表する際、「その後、別に新らしい発見もないので(…)」と追記している(本田1976)。
- 17) 先住民族の遺産を含む有形・無形の遺産をめぐる評価において、一部の専門家・非当事者に価値づけの意思決定や理論形成が委ねられることを、スミスらは「権威的遺産理論 (Authorized Heritage Discourse)」と称している。本田の影響力が強く反映された文化財指定は、まさにそのような状況であり、非当事者 (かつ旧植民者側)の専門家が先住民族の遺産について価値づけをしていく構造となっている (Smith 2006)。
- 18) 日本の文化財制度における「無形民俗文化財」では、こうした民俗芸能の変化はあらかじめ想定されている(俵木 2018:64:90)。また、ユネスコは 2015 年に締結国からの要請により「無形文化遺産保護の倫理原則」を策定したが、その中で、無形文化遺産の「動的で生きた性質は継続して尊重されるべきである」こと、また遺産の価値はその担い手が評価するべきであり「外部からの価値判断の対象とされるべきでない」ことが明記されている(UNESCO)。
- 19) 国が指定する重要無形民俗文化財の種別のうち、「民俗芸能」はさら

- に次の7種類に分類されている:神楽、田楽、風流、語り物・祝福芸、 延年・おこない、渡来芸・舞台芸、その他。「アイヌ古式舞踊」と沖 縄県の民俗芸能はすべて「その他」に分類されている。
- 20) 1952年に市立釧路図書館で実施された舞踊鑑賞の会は、本田安次の 来訪を契機としてはいるものの、その後図書館が中心となり研究冊子 「アイヌ古代舞踊の研究」としてまとめられている(市立釧路図書 館:1952)。なお、座談会形式による本田のコメントも掲載されている 一方で、「本田安次氏を始め二・三の専門家に依頼した研究も、期日 に間に合わなかったのは遺憾であった」と記載されている。

参考文献

- 旭川市教育委員会(編)1984『重要無形民俗文化財 アイヌ古式舞 踊』。
- 伊藤純 2011「本田安次の民俗芸能観とその課題」『民俗芸能研究』 第51 号。
- 神田より子 2009 「本田安次の人と学問 —— そのファジーさをど のように継承するのか——」、『民俗芸能研究』第 47 号。
- 北原次郎太モコットゥナシ 2008「本田安次氏による解説文について」、『アイヌ・北方民族の芸能』(CD 付属冊子)、日本伝統文化振興財団。
- --- 2017「記録から保持、復興へ----萱野茂のアイヌ文化研究」萱 野茂『アイヌ歳時記』 筑摩書房: 229-239。
- 久保寺逸彦 1977 『アイヌの文学』 岩波新書。
- 甲地利恵 2012 「伝統的なアイヌ音楽のモノフォニーの歌唱形式に おけるポリフォニー的要素」『北海道立アイヌ民族文化研究セ ンター研究紀要』 18:51-90。
- 市立釧路図書館(編)1952『アイヌ古代舞踊の研究 ——附・ アイヌ古代舞踊見学記——』市立釧路図書館。
- 進藤貴美子 1987「アイヌ古式舞踊の復権――生活文化としての伝 承をめざして――」『文化財国庫補助事業調査報告書 北海道 アイヌ古式舞踊』、日本民俗舞踊研究会。
- 竹内渉 2020『戦後アイヌ民族活動史』解放出版社。
- 谷本一之 1973「解題」『知里真志保著作集 第2巻』平凡社。
- --- 1985 「アイヌの歌と踊り」 『月刊言語』 (14-3) 大修館書店:82-86。
- --- 2000『アイヌ絵を聴く一変容の民族音楽誌』、北海道大学出版 会。
- 知里真志保 1936「アイヌ民話と唄」、『アイヌ民俗研究資料 第一』 (再録:1973『知里真志保著作集 第1巻』平凡社。)
- 1937 「謎・口遊び・唄」、『アイヌ民俗研究資料 第二』(再録: 1973 『知里真志保著作集 第2巻』平凡社。)
- 1948 『アイヌの歌謡 (第一集)』(再録:1973『知里真志保著 作集 第2 巻| 平凡社。)
- 1960 「アイヌに伝承される歌舞詞曲に関する調査研究」『文 化財委託研究報告』文化財保護委員会(再録:1973『知里真 志保著作集 第2巻』平凡社。)
- 中村茂子 1989「伝統芸能の保存組織のあり方の研究――民俗芸能 保存会の事例を中心に――」『芸能の科学』(17) 東京国立文化 財研究所:41-86。
- 中村睦男 2018 『アイヌ民族法制と憲法』北海道大学出版会。
- 日本放送協会編 1965『アイヌ伝統音楽』日本放送出版協会。
- 橋本裕之 2006 『民俗芸能研究という神話』 森話社。
- 春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会 1984『春採アイヌ古式舞踊』 東村岳史 2001「文化財」としての「アイヌ古式舞踊」」,『解放社 会学研究』(15),日本解放社会学会: 98-118。
- 2019 「いま、なぜ「アイヌ新法」なのか:「日本型」先住民 族政策の行方」「nippon.com」
 - https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00479/(2022 年 2 月 28 日閲覧)
- 俵木悟 2018 『文化財 / 文化遺産としての民俗芸能:無形文化遺産 時代の研究と保護 | 勉誠出版。
- 北海道ウタリ協会浦河支部 1985『浦河町アイヌ民俗文化財伝承活

- 動事業 浦河地方のアイヌ古式舞踊』(共同刊行:北海道教育 庁日高教育局,浦河町教育委員会)。
- 本田安次 「アイヌの藝能」(初出:不明(1989年~1994年の間か)) 再録:『本田安次著作集 日本の傳統藝能 第二十巻日本の祭り、アイヌの藝能、アジア採訪』錦正社,2000年。
- 1961「アイヌの舞踊」、「文學散歩」七。(再録:1971『民俗芸 能採訪録』日本放送出版会)。
- 1976「解説」本田安次・萱野茂(監修) 『アイヌ・オロッコ・ ギリヤークの芸能』[LP盤](再版 2008『アイヌ・北方民族 の芸能』[CD] 日本伝統文化振興財団)。
- --- 1977「まりも祭りと熊送り」、『民話と傳説』 1、再録:『本田 安次著作集 日本の傳統藝能 第二十巻日本の祭り、アイヌの 藝能、アジア採訪』錦正社, 2000 年。
- --- 1983「アイヌ舞踊とヤッチキ踊り」、『民俗藝能』 63、再録: 『本 田安次著作集 日本の傳統藝能 第二十卷日本の祭り、アイヌ の藝能、アジア採訪』 錦正社, 2000 年。
- --- 1986「アイヌの神概念と舞踊」、『民俗芸能研究』 3, 民族芸能 学会、再録:『本田安次著作集 日本の傳統藝能 第二十巻日 本の祭り、アイヌの藝能、アジア採訪』錦正社 2000 年。
- 1987「アイヌ舞踊鳥瞰」、『文化財国庫補助事業調査報告書 北 海道アイヌ古式舞踊」、日本民俗舞踊研究会。
- 松尾恒一 1993「本田安次の方法と思想」『課題としての民俗芸能研究』、ひつじ書房。
- モーリス=スズキ, テッサ 2020「演出された民族共生」北大開示 文書研究会編『アイヌの権利とは何か――新法・象徴空間・東 京五輪と先住民族』かもがわ出版:19-57。
- 谷地田未緒・押野朱美 2020 「芸能の継承 「アイヌ古式舞踊」 の保存継承をめぐる文化政策研究」『文化政策研究』第 14 号、 日本文化政策学会: 145。
- 山路興造 2019「「佐陀神能」再考——「佐陀神能」は慶長期以降の 改革神楽である——」『民俗芸能研究』第 67 号。
- 早稲田大学演劇博物館(編)1953 『藝能辞典』東京堂。
- Smith, L. 2006. Uses of heritage. Routledge.
- UNESCO. Ethics and Intangible Cultural Heritage.

(https://ich.unesco.org/en/ethics-and-ich-00866)(2022 年 2月 28 日閲覧).

ハイパースペクトルカメラによる染料分析の測定方法 ---アイヌの繊維資料を前提とした分析方法の検証---

Measurement Method of Dye Analysis by Hyperspectral Camera
—Verification of the Analysis Method for Ainu Textile Materials—

赤田昌倫(AKADA Masanori, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 研究員(Research & Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

要旨

国立アイヌ民族博物館ではアイヌの繊維資料に用いられた染料の調査を検討しており、ハイパースペクトルカメラを導入した。染料分析に適した分析条件を策定するため、試料と装置の距離と分析範囲に着目し、機器の精度に関する検証を行った。その結果、複数の条件で染料分析に有効な結果が得られた。また、この結果を基にアイヌ文化に特徴的な染色試料について分析を行った結果、イチイ染めの試料については特徴的なスペクトルを得ることができた。

キーワード:ハイパースペクトルカメラ、染色、可視分光分析、オヒョウニレ、シナノキ、イチイ、ハンノキ

Abstract

Since its opening in 2020, the National Ainu Museum has investigated dyes used in Ainu textile materials and has installed a hyperspectral camera. In order to formulate suitable analysis conditions for dye analysis, the author conducted a verification on the accuracy of the device, with a focus on the distance between the sample and the device, and the analysis range. As a result, effective results for dye analysis were obtained under several conditions. Based on these results, an analysis of dyed samples typical within Ainu culture was conducted, and characteristic spectra were obtained for yew-dyed samples.

Key Words: Hyperspectral Camera, Dyeing, Visible Spectroscopic Analysis, Manchurian Elm, Japanese Lime, Japanese Yew, Japanese Alder

はじめに

時代や地域におけるアイヌの文化を知るためには、 人々の日常生活に密着したものについて深く追究し明 らかにすることが重要である。衣服などの繊維資料は その代表的なものであり、繊維や染料などの材質に係 る調査、織りや編みなどの構造調査、模様やデザイン に係る調査など多角的なアプローチから当時のアイヌ 文化を知るための研究が行われている。国立アイヌ民 族博物館においても収蔵品である近世近代のアイヌの 繊維資料について繊維や染料の調査を行い、材質に係 る情報を付与することが重要であると考えられている。 材質に係る情報の中で、繊維や染料の材質情報は、収 蔵品の復元や修理時の材料や技法の選択、収蔵品の展 示方法や保管環境といった資料管理の判断根拠に役立 ち、さらには時代ごと地域ごとの材料または技法に よって製作したものかを明らかにするための足掛かり

HSCの特性理解 基準試料のデータ化 染料分析

本稿の研究項目

栄料調査に	適した装置の分析条件の検証
分析距離	分析対象とカメラとの距離
ピクセル数	ピクセル数とスペクトル変化
分析範囲	スペクトル算出に必要な面積

基準	基試料の作	製と分析
分析条件検証用	西洋茜莎	ため木綿布
染色材料調査用	繊維	オヒョウニレ・シナ
米巴内科調宜用	染料	イチイ・ハンノキ

今後の研究項目

アイヌの繊維製品の分析 染色の有無の判別 染料の種類の判別

博物館活用

研究成果の活用
アイヌの繊維製品への材質情報の付与
復元や修理時の材質や技法の選択
展示方法や保管環境などの資料管理

図1 研究フローチャート

となりうる。このことはアイヌの繊維資料の価値の明確化に繋がり、当時のアイヌ文化の理解に大きく役立つと考えられる。

近世近代のアイヌの繊維資料の材質に関する先行研 究は複数あるが、代表的なものとして以下の報告があ る。河野広道氏は文献資料の活用や聞き取り調査を行 い、染料とその染色方法について地域ごとに詳細にま とめている (河野 1971)。 齋藤玲子氏はハンノキを 中心にアイヌを含む複数の北方民族における染料の 使用例などを信仰や色の意味と合わせて報告してい る (齋藤 1992:134-148)。 大坂拓氏はアイヌの繊維資 料について繊維種や織構造の調査を行い、資料の年代 観の推測と合わせて報告している (大坂 2019:25-60)。 著者は、上記の研究などに染料の材質情報が加わるこ とによって、当時使用されていた染料が明らかになる だけでなく、調査結果の蓄積によって時代による染料 の変遷や染色方法といった研究への派生が期待できる と考えた。また複数の先行研究において、近世近代の 染色材料が示されていることから、実際の染料分析を

行う上で無数にある天然染料の中から絞り込んで比較することができ、様々な研究の進展が見込めると考えた。そして文献や聞き込み調査等の先行研究で示なれた染料を分析によって確認することは、先行研究に対するクロスチェックとなり、極めて重要な調査になるといえる。

本館ではこのような背景のもと、当館の収蔵品である近世近代のアイヌの繊維資料について、ハイパースペクトルカメラ(以後、HSC)による染色の有無や、染料の種類の判別といった染料分析を行うことを検討している。HSC は面分析が可能であるという点から、壁画の顔料分析などへの応用が進められているが、染料分析の報告例はほとんどなく染料分析に

必要な精度などの検証もほとんどなされていない(小原 1999:230-234; 末森 2021)。そこで本稿では、実際にアイヌの繊維資料について染料分析を行う前段階として、染料分析に適した HSC の分析条件の策定を行った。またその結果を基にアイヌ文化で多く使用されるイチイとハンノキの染色試料について染料分析を行ったので報告する。【図1】に装置特性の研究からアイヌの繊維資料の染料分析を行い、その結果に関する展示活用までを図示した研究フローチャートを示す。

2. 分析手法と使用機器

2.1. 可視分光分析法

染料分析が可能な分析装置や分析手法は複数あるが、 当館では HSC による可視分光分析を行うことを検討 している。可視分光分析とは、測定対象である物質に ついて波長ごとの光を吸収または反射するかを調べる 手法である。例として、りんごは青色や緑色にあたる 光を吸収し赤色の光を反射することから、人の目には 赤色として映る。どの光を吸収または反射するかは物質によって異なるという特性をもつため、この特性を調べることで色料の判別を行うことができる。ただし、染料は様々な原因で劣化し変退色していることが多く、得られるデータ(スペクトル)もピークや変曲点が不明瞭であり、染料の判別が困難になることがある(佐々木 2007:172-182)。

可視分光分析の装置には HSC 以外に、光ファイ バーを用いるものもある。これは分光器本体に取り付 けた光ファイバーを伸ばし、分析位置の数ミリから数 センチ離した状態で測定を行う。試料採取の必要がな い非破壊非接触式の分析手法であり、一か所の分析が 短時間で済むという特徴があるため染料分析では普遍 的に用いられている (吉田 2011:207-215; 大下 2017: 17-25)。測定範囲は円形で光ファイバーの直径に依 存し、複数の調査ポイントがある場合は、その都度装 置本体に付属する光ファイバーを移動させ、位置調整 する必要がある。また複数の色の染糸を用いた織物や 編み物に対して染料分析を行う場合、光ファイバーの 直径によっては測定範囲の中に複数の色の染糸が入っ てしまう可能性がある。特に緻密な織りや編みでは糸 の太さは1ミリに満たないこともあり、測定対象の 染糸と隣接する染糸が異なる色である場合、測定し得 られたスペクトルが測定対象のみのデータであるかの 判断が困難となる。これはアイヌの繊維資料において も同様であり、着物や編袋、刀掛け帯などを中心に 様々な繊維資料について、経糸と緯糸で異なる染糸が 用いられていることがある(北海道教育庁社会教育部 文化課編 1986)。このような繊維資料の染料分析で は、糸の太さによってはそれぞれの糸における染料判 別は困難になることが考えられた。

2.2. ハイパースペクトルカメラ

HSCとは、前述の可視分光分析が可能な装置の一つである。デジタルカメラ(RGBカメラ)と同じく、レンズに入ってきた資料からの反射光を捉え、そのデータをデジタル画像(以後、ハイパースペクトルイメージ)とする装置である。【図2】にRGBカメラとHSCの波長の分離性能のイメージ図を示す。RGBカメラと異なる点は、RGBカメラは赤、緑、青を中心とする3つの波長で画像を構成するが、HSCは紫から赤までの400以上の波長に分けて画像を構成することができるため、RGBカメラよりも色の正確性や再現性が高い。

ハイパースペクトルイメージはカメラに映った範囲全てが分析対象となることから、資料全体が入るような画像を得ることで調査を完結することが可能となる(ケイエルブイ(株) 2019:71-73)。画像に写る範囲は、カメラと同じくレンズから資料までの距離が長いと広範囲のデータとなり、距離が短いと狭い範囲のデータとなる。ハイパースペクトルイメージには1ピクセルごとにスペクトルデータが含まれていることから、ピクセルを多く選択すればスペクトルは平均化され、ノイズと色むらの影響が少ない正確な色情報を含んだデータを得ることができる。一方でピクセル数を多くするために資料とレンズの距離を近付けると分析範囲が小さくなり調査時間は増大する。

ハイパースペクトルイメージからスペクトルを算出するにあたって、任意の範囲と形状のピクセルを選択することが可能である。前述のような 1mm に満たない糸に対しても糸の形状に沿って調査範囲を選択することができるなど、これまでの可視分光分析装置にはない特徴を持つ。

当館では、このような装置特性は絵画や染織品と

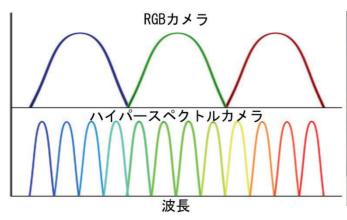


図 2 RGB カメラと HSC の波長の分離性能

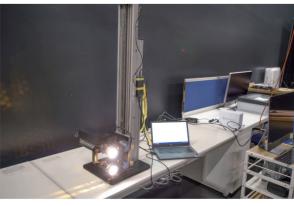


図3 HSC の装置外観

いった多数の色が点在するような資料に対して特に有効であると考え、ハイパースペクトルカメラの運用を検討している。【図3】にハイパースペクトルカメラ(以後、HSC)の装置外観と分析の様子を示す。今回の調査ではRESONON社製「Pika XC2」を使用した。

3. 調査方法

3.1. 試料作製

3.1. (1) 装置特性検証用試料

装置の検証用試料は天然染料の中で色の濃淡の 差が現れやすく、天然染料として様々な研究や検 証で用いられているものが適していると考え、西 洋茜で染色した木綿の染色試験布を使用した(柏 木 1971:43-47)。染料としての西洋茜は繊維の種類 によって鮮やかな赤色から紫がかった赤色に染着 する。古代よりヨーロッパから西アジアにかけて の広い地域で用いられており、染着性が良いとい う特徴がある。染色試験布は㈱田中直染料店の綿 ファイン未晒で、幅 50mm、長さ 100mm で裁断 し試料とした。【図4】に装置特性の検証に使用し た試料の画像を、【表1】に試料一覧を示す。染色 方法については、布の1枚の重量は約1.6gであっ たため、水 490g と西洋茜の粉末 0.16g から染液を 作製した(柏木 1971:43-47)。染色作業は、水温が 80℃まで上昇した後に西洋茜の粉末を入れ、30分 間温度を維持させた後、60℃まで温度を下げ染色 試験布を浸漬させた。なお、先行して HSC におけ る色の濃淡の差による可視スペクトルの検出限界 について予備調査を行っており、調査用試料とし て染色時間を3秒(木綿布試料②)、10秒(木綿布 試料③)、20秒(木綿布試料④)、30秒(木綿布試 料⑤)、60秒(木綿布試料⑥)、90秒(木綿布試料 ⑦) とした試料と、15分間の染色を行った後、一 度乾燥させ再度15分間の染色を行った試料(木 綿布試料⑧) を作製した(花田 2014: 27-36; 花田 2015: 33-41; 黄川田 2016: 74-81)。これらの試料 の中で、最も色の濃い木綿布試料®は肉眼でも鮮や かな赤色が見られ、可視スペクトルも西洋茜の特徴 が明確に見られた。一方で最も色の淡い木綿布試料 ②は染色時間が3秒と非常に短かかったため、【図 5】の西洋茜染め木綿布の可視スペクトル(レンズ との距離 400mm、スキャンスピード 0.01578mm/ s、ピクセル数 19000) で示したように、肉眼でも

可視スペクトルでも西洋茜染めによる染着は認められなかった。木綿布試料⑧のような色の濃い試料は HSC では問題なく分析できることと、木綿布試料②のような極端に淡い色の試料の判別は不可能であることから、以後の検証にはこれらを除外し、色の濃淡による比較には木綿布試料③と木綿布試料⑦(染色時間 90 秒)を選択した。

3.1. (2) アイヌの染色材料への適用調査用試料

【図6】にアイヌの染色材料への適用調査の画像 を、【表2】に試料一覧を示す。本研究で使用した オヒョウニレとシナノキの繊維は、内皮を繊維化す るために樹皮を沸騰した水に木灰を入れ数時間か けて軟化させ、ぬめりをとる作業などの精練がなさ れているものであるが、一部の繊維についてはそ の精練方法は不明であり、色調が一定ではなくオ ヒョウニレ未染色試料③のように褐色に近いもの もあった。そのため実際のアイヌの繊維資料の色調 観察だけでは、繊維が褐色であっても、これが染色 されたものなのか、未染色で繊維自体の色であるの かの判別が困難であることが考えられた。そこで、 繊維については色調が異なるものを複数準備し、そ の中で最も淡い色調の繊維について染色を行った。 なお繊維によって大きさにばらつきがあるため一 定の幅の試料を作製することが困難であった。その ため、試料は幅5mm以上、長さ20mm以上とした。 上記の繊維を西洋茜、イチイ、ケヤマハンノキ(以 後、ハンノキ) で染色し、染色材料調査用試料と した。西洋茜による染色は上記の木綿布と同じであ る。イチイやハンノキは、先行研究から熱水で色素 を抽出し染色を行ったとされている (河野 1971)。 そこで、イチイとハンノキは樹皮片 10g に対して 水 1000g とし、樹皮片投入後 15 分で約 90℃まで 加温した。蓋をしてこの温度を維持しつつ 165 分 経過後に繊維を投入した。60分後に保温をやめ、 さらに60分漬け置きした。

3.2. 染料分析に適した分析条件の検証

HSCは、ハイパースペクトルイメージ内で選択した範囲内にどれだけのピクセル数が含まれているかによってスペクトルの精度が大きく変化する。また1mm²あたりのピクセルの大きさとピクセル数はレンズと試料との距離(以後、WD)やスキャンスピードによって変化する。そのため、調査が必要な範囲や資



表 1 装置特性検証用試料の一覧

繊維の種類	染料	番号・試料名	染色時間
木綿	a tt e	木綿布試料①	未染色
	西洋茜	木綿布試料②	3秒
		木綿布試料③	10秒
		木綿布試料④	20秒
		木綿布試料⑤	30秒
		木綿布試料⑥	60秒
		木綿布試料⑦	90秒
		木綿布試料⑧	15分2回

図 4 装置特性検証用試料

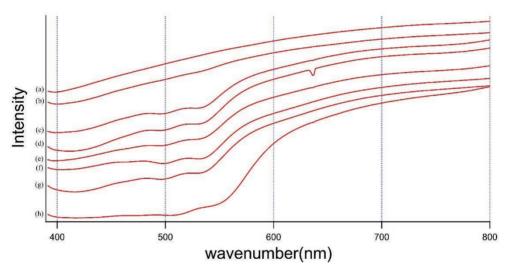


図 5 西洋茜染め木綿布試料の可視スペクトル

(a) 木綿布試料①、(b) 木綿布試料②、(c) 木綿布試料③、(d) 木綿布試料④ (e) 木綿布試料⑤、(f) 木綿布試料⑥、(g) 木綿布試料⑦、(h) 木綿布試料⑧



図6 アイヌの染料材料への適用調査資料

表 2 染料調査用試料の一覧

繊維の種類	染料	試料名
オヒョウニレ	未染色	未染色オヒョウニレ試料①,②,③,④
	西洋茜	西洋茜染めオヒョウニレ試料⑤
	イチイ	イチイ染めオヒョウニレ試料⑥
	ハンノキ	ハンノキ染めオヒョウニレ試料⑦
シナノキ	未染色	未染色シナノキ試料⑧,⑨,⑩
	西洋茜	西洋茜染めシナノキ試料①
	イチイ	イチイ染めシナノキ試料⑫
11	ハンノキ	ハンノキ染めシナノキ試料⑬

料の色の濃淡に応じた最適な分析条件の策定が必要である。そこで、ピクセル数とスペクトルの相関性と、WDごとのピクセル数の相関性を調査項目とし、各種パラメータを変えて検証を行った。試料は西洋茜で染色した木綿布を用いた。なお、HSCにはステップモードと非ステップモードを選択することができる。ステップモードはモーションブラーなどのブレの要素がなく、1mm以下の微小な部位の分析に効果的である。予備調査から染料分析には非ステップモードの連続スキャンでも十分な分析精度が得られており、ステップモードのパラメータの検証は行っていない。

スキャンスピードの数値は0.0158mm/sから 3.175mm/s まで調整でき、スキャンスピードが遅す ぎるとイメージは縦長に引き延ばされ、早すぎるとイ メージは圧縮されて横長になる。特に縦方向に圧縮さ れた横長のイメージは、イメージを構成する縦方向の ピクセルの数が少なくなり、特定の範囲を選択するた めに必要なピクセルの取得が困難になる。ハイパース ペクトルイメージ内で範囲選択を行う場合、実資料や その写真を見比べながら進めることがあるためイメー ジ内資料と実資料はアスペクト比を揃えることが望ま しい。アスペクト比を揃えるためには、WDに対して 適切なスキャンスピードを設定する必要がある。WD はレンズと試料との距離であるため数値の制限はない が、レンズ先端からハロゲンランプの先端までの距離 が約 150mm であるため、それよりも離れた位置でハ ロゲンランプの光が当たるように調整する必要があ る。予備調査の結果から、WD400mmではスキャン スピード 0.0158mm/s が、WD1000mm ではスキャ ンスピード 0.3100mm/s±0.010mm/s の分析条件で資 料のアスペクト比を最も反映することがわかっている。

3.2. (1) ピクセル数とスペクトルの相関性の検証

1ピクセルに割り当てられたスペクトルはノイズが多く、ピークとノイズの判別が困難である。スペクトルはピクセル数が増えるほど平均化され SN 比が良化することから、ピクセル数によるスペクトル変化を検証し、染料分析に有効なピクセル数の基準作成を行った。分析条件は非ステップの連続スキャンモードで WD400mm、スキャンスピード0.0158mm/s とした。

スペクトルの特徴を理解するためには最も吸収の強い波長(吸収極大波長 \max)または波長の変曲点について求める必要がある。そこで、本報告で

は可視スペクトルに対して二次微分の計算を行った。二次微分スペクトルの微分値は、もととなるスペクトルの半値幅の逆数の二乗に比例する(尾崎2005:9-12)。微分によりピークの存在が強調されることで、ノイズとピークとの判別を効果的に行うことができ、ピークの判別が難しい微小ピークやショルダーピークの判別といったピークサーチに有効な手法である(佐々木2008:36-44)。なお、微分のスムージングポイントは17とした。

3.2. (2) WD とピクセル数の相関性の検証

WD とピクセル数の相関性について検証するため、WD を 400mm(撮影幅 163mm)と 1000mm(撮影幅 408mm)とし、それぞれのハイパースペクトルイメージから実資料の 25mm² にあたる面積のピクセル数を算出した。さらに 3.2. (1) の検証で算出した値から、それぞれのピクセル数に必要な実資料の面積を算出した。なお試料には西洋茜で染色した木綿布試料③を用いた。

3.3:アイヌの染色材料への適用調査

3.3. (1) 未染色試料とイチイ、ハンノキ染め試料 の判別調査

近世近代のアイヌの繊維資料で多く用いられるオ ヒョウニレとシナノキの繊維は、精練によってや や白色に近い色にはなっているものの、苛性ソー ダ等による脱色作業を行っていないため黄褐色か ら黄白色を呈しており、繊維自体の色素成分が含ま れていると考えられた(眞岡 1996:641-646; 長坂 2000:60-62)。また近世近代のアイヌの繊維資料は 長期間の使用による染料の退色や、当時の様々な作 業によって汚れの付着などがあると、現在のアイヌ の繊維資料の色が当時の染色によるものかの判別 は困難になると考えられた(杉山 1939:427-443)。 このような背景から、染色材料の調査には材料の判 別とともに、染色の有無の判別が求められる。そこ で本稿では試験的に【図6】と【表2】で示した未 染色のオヒョウニレとシナノキ試料と、イチイと ハンノキの樹皮で染色したオヒョウニレとシナノ キ試料について HSC で分析し、これらの試料に対 して染料分析が適用可能かどうかの検証を行った。 なお、分析条件はWD400mm、スキャンスピード 0.0158mm/s とした。またピクセル数はノイズが少 なく再現性が高いスペクトルであることが望まし

いと考え、繊維の染色部を可能な限り選択した。なおオヒョウニレのピクセル数は約3000、シナノキのピクセル数は約2000となった。

3.3. (2) 同系色染料の判別調査

繊維資料について、その染料の種類を特定するには比較対象となる染料とのスペクトル比較が必要である。しかしながら同系色の染料のスペクトルは近しいものになることが多い。そこで今回はオヒョウニレとシナノキに対して西洋茜及びイチイで染色した試料について可視スペクトルと二次微分スペクトルを比較し、判別が可能か検証を行った。

4. 結果と考察

4.1.分析条件の策定結果

4.1. (1) ピクセル数とスペクトルの相関性の検証 結果

【図7】に西洋茜で染色した木綿布のハイパースペクトルイメージを示す。このイメージは【図4】で示した木綿布と比べるとやや横長になったが、装置パラメータの限界があり、これよりもスキャンスピードを遅くすることができない。またイメージ内で試料を拡大してみてもピクセルの重なりやピクセルの潰れなどは見られていないことから検証に用いた。

【図8】と【図9】は木綿布試料③(染色時間10 秒)、【図10】と【図11】に木綿布試料⑦におけ る、ピクセルごとの可視スペクトルと二次微分ス ペクトルを示す。ピクセル数は上から順番に (a)10、 (b)50, (c)100, (d)300, (e)500, (f)1000, (g)5000, (h)10000、(i)50000、(j)190000 である。なお(j)の ピクセル数は木綿布のほぼ全域を選択したもので ある。分析の結果、淡い色を呈した木綿布試料③ (染色時間 10 秒) では、ピクセル数が 10 の可視ス ペクトルについてノイズ量が多く、全体的なスペ クトルの強度も低いため 400nm から 600nm の小 さなショルダーピークの判別が困難となることが わかった。ピクセル数が50や100になると、この ショルダーピークの判別は可能となるが、二次微分 スペクトルをみると、480nm と 515nm の 2 つの 下向きのピークについてはピークトップの波長位 置がノイズによって不明瞭であった。ピクセル数 が300を超えると二次微分スペクトルの480nmと

515nm の2つのピークが明瞭になり、ピクセル数 が 1000 を超えると二次微分スペクトルの 430nm から 440nm 付近の微小なノイズも見られなくなっ た。またピクセルの選択数が10000を超えると 600nm から 800nm までの波長域について、ノイ ズが少なく良好な可視スペクトルと二次微分スペ クトルが得られることがわかった。木綿布試料⑦ (染色時間 90 秒) は木綿布試料③(染色時間 10 秒) よりも濃く染まっていることから、ピクセル数が 10の可視スペクトルでもピークを判別することが できた。また、ピクセル数が100を超えると二次 微分スペクトルの 480nm と 515nm の 2 つのピー クが明瞭になり、ピクセル数が 1000 を超えると二 次微分スペクトルの 430nm から 440nm 付近の微 小なノイズも見られなくなった。両者の結果から、 600nm までのピークや変曲点の判別に必要な可視 スペクトルを得るには300以上のピクセル数が必 要であることがわかった。また詳細なピーク判別に はピクセル数が 1000 以上必要であることがわかっ た。

4.1. (2) WD とピクセル数の相関性の検証結果

【図 12】に WD400mm と WD1000mm のピクセル 範囲を示す。また、【表3】に分析条件一覧と試料に おける面積ごとのピクセル数を示す。WD400mm のハイパースペクトルイメージ における 25mm² の ピクセル数は 2500、 100mm^2 で 10000 である。ま た WD1000mm のハイパースペクトルイメージ に おける 25mm² のピクセル数は 289、100mm² で 1225である。再現性の高い可視スペクトルの算 出には300ピクセルが必要であることから、こ のピクセル数を実資料の分析範囲に換算すると、 WD400mm では約3mm²、WD1000mm では約 25mm²となることがわかった。また詳細なピーク 判別を行うための二次微分スペクトルの算出には 1000 ピクセル以上が必要であることから、同様に 実資料の分析範囲に換算すると、WD400mmでは 約 10mm²、WD1000mm では約 100mm²となり、 この面積を超える範囲選択が必要であることがわ かった。

この結果から、WD が 400mm の時、幅 1mm の染糸のような微小部について染料分析を行うには糸の長さ 10mm まで分析範囲として選択すると可視スペクトルと二次微分スペクトルで有効な



図7 西洋茜で染色した木綿布のハイパースペクトルイメージ

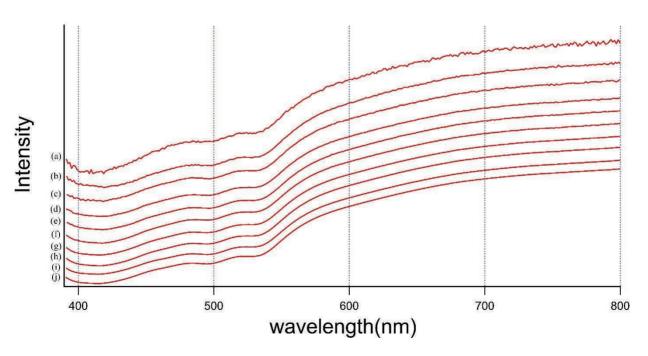


図8 木綿布試料③ (染色時間 10 秒) の可視スペクトル ピクセル数 (a)10、(b)50、(c)100、(d)300、(e)500、(f)1000、(g)5000、(h)10000、(i)50000、(j)190000

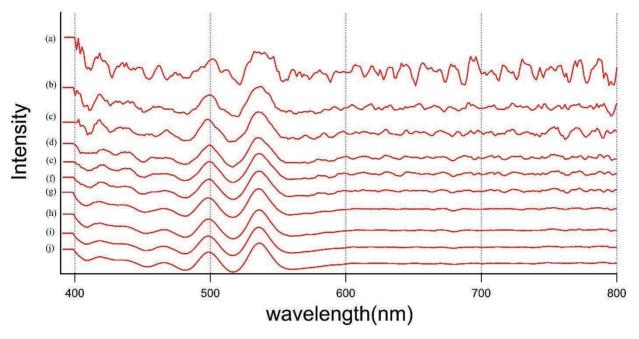


図 9 木綿布試料③(染色時間 10 秒)の二次微分スペクトル ピクセル数 (a)10、(b)50、(c)100、(d)300、(e)500、(f)1000、(g)5000、(h)10000、(i)50000、(j)190000

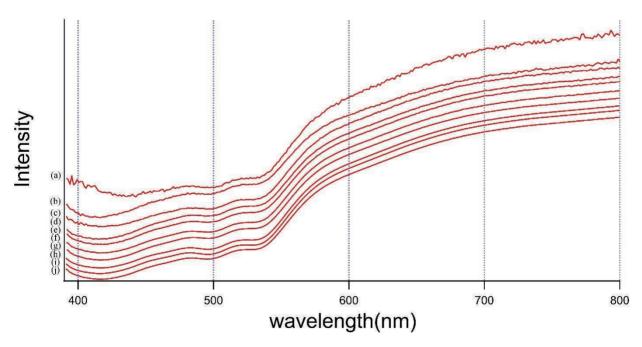


図 10 木綿布試料②(染色時間 90 秒)の可視スペクトル ピクセル数 (a)10、(b)50、(c)100、(d)300、(e)500、(f)1000、(g)5000、(h)10000、(i)50000、(j)190000

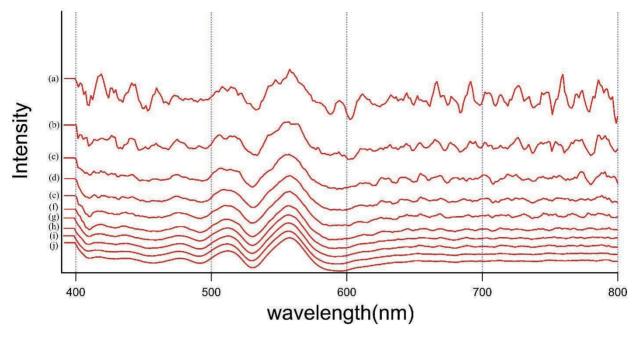


図 11 木綿布試料②(染色時間 90 秒)の二次微分スペクトル ピクセル数 (a)10、(b)50、(c)100、(d)300、(e)500、(f)1000、(g)5000、(h)10000、(i)50000、(j)190000



図 12 WD400mm と WD1000mm のピクセル範囲(木綿布試料③)

Working Distance(mm)	Scan	Speed(mm/scan)	Pixel(25mm ²)
40	0	0.0158	2500
100	0	0.031	289
Working Distance(mm)	Scan	Speed(mm/scan)	Pixel(100mm ²)
Working Distance(mm)	and the second	Speed(mm/scan) 0.0158	71 (77.70)

表 3 分析条件一覧と面積ごとのピクセル数

分析結果が得られることがわかった。また WD が 1000mm でも 10mm 四方の範囲を選択することが できれば可視スペクトルと二次微分スペクトル分析結果を得ることができると言える。

4.2. 染色材料の適応調査結果

4.2. (1) 未染色試料の分析結果

【図 13】と【図 14】に未染色のオヒョウニレ試 料の可視スペクトルと二次微分スペクトルを、【図 15】と【図 16】に未染色のシナノキ試料の可視ス ペクトルと二次微分スペクトルを示す。未染色オ ヒョウニレ試料①、②、③、④の可視スペクトルは 高波長側に右肩上がりになる特徴が見られたが、ス ペクトルのばらつきが大きい。未染色オヒョウニ レ試料③のみ、精練不足のためか褐色が顕著であ り、可視スペクトルも他の未染色のオヒョウニレ 試料とは異なるスペクトルが得られた。次に、二 次微分スペクトルをみると未染色オヒョウニレ試 料①、②、③では 460nm から 470nm に下向きの ピークが見られ、特に未染色オヒョウニレ試料③ の 465nm のピークは顕著であった。その他、未染 色オヒョウニレ試料②、③について 550nm から 560nm にピークはみられず、同じようなスペクト ルを示した。なお、変曲点については 650nm から 680nm にあると思われるが、不明瞭であり判別で

きなかった。

未染色シナノキ試料®、⑨、⑩も高波長側に右肩上がりの特徴が見られたが、直線に近い形状であった。これらの試料も同じようなスペクトルを示した。二次微分スペクトルをみると、540nmと555nmに下向きのピークが、さらに600nmから700nmにかけて5つの下向きのピークが見られた。シナノキ繊維に含まれる特徴的な色素成分の可能性が考えられたが、不明である。また変曲点については650nm以降にあると思われるが、不明瞭であり判別できなかった。

4.2. (2) イチイ染め試料の分析結果

【図 17】と【図 18】に未染色オヒョウニレ試料とイチイ染めオヒョウニレ試料の可視スペクトルと二次微分スペクトルを示す。イチイは煮出すことによって赤褐色から茶褐色の染液となる。未染色のオヒョウニレ試料をイチイ染めした結果、繊維は茶褐色に呈色した。イチイ染めオヒョウニレ試料⑥の可視スペクトルからは 520nm に赤色成分の増加によるスペクトルの変曲点が見られた。二次微分スペクトルからは、485nm と 550nm に下向きのピークが見られた。

【図 19】と【図 20】に未染色シナノキ試料とイチイ染めシナノキ繊維の可視スペクトルと二次微分スペクトルを示す。未染色のシナノキ試料をイチイ染めした結果、繊維は茶褐色から赤褐色に近い色に呈色した。イチイ染めシナノキ試料⑫の可視スペクトルからはイチイ染めオヒョウニレ試料⑥と同じく 520nm に赤色成分の増加によるスペクトルの変曲点が見られた。二次微分スペクトルからは、490nm と 553nm に下向きのピークが見られたが、未染色シナノキ試料⑨などからも近い波長位置にピークが出現するためイチイ染めによるものかどうかは判断できなかった。

各繊維のイチイ染め試料は赤褐色から茶褐色に呈色したが、オヒョウニレ試料の方がシナノキ試料よりも濃く染まる結果が得られた。各繊維の染色方法は同じであることや、色調に大きな差がないことから、色の差は繊維の染着性の違いによるものと考えられる。各繊維のイチイ染め試料と未染色試料(未染色オヒョウニレ試料①~④、未染色シナノキ試料⑧~⑩)の可視スペクトルを比較すると、可視スペクトルは比較的似たスペクトルを示すことがわ

かった。次に各繊維のイチイ染め試料と未染色試料の二次微分スペクトルを比較すると、イチイ染めによって未染色試料では見られなかったピークが現れることがわかった。このことから、イチイ染めの有無については二次微分スペクトルから判別できる可能性があると言える。

4.2. (3) ハンノキ染め試料の分析結果

ハンノキは煮出すことによって茶褐色の染液となる。本試験でのハンノキ染めは各繊維試料に対する 染着性が非常に悪く、未染色試料との色の差はわず かであった。

ハンノキ染めオヒョウニレ試料⑦、ハンノキ染めシナノキ試料®の可視スペクトルからは、ハンノキ染による特徴的なピークや変曲点については確認できなかった。また、ハンノキ染めオヒョウニレ試料⑦は未染色試料②と近いスペクトル形状を、ハンノキ染めシナノキ試料®は未染色試料⑧と近いスペクトル形状を示した。二次微分スペクトルも未染色試料と近いスペクトル形状を示し、ハンノキ染めに由来する特徴的なピークは確認できなかった。

ハンノキ染めによる繊維の染着性の悪さについては、ハンノキから抽出した染液の濃度不足や各繊維試料の染着性の向上のための前処理が不足していたことが考えられた。しかし、今回使用した繊維試料は他の染料でも染色を行っており問題なく染色できていることから、繊維試料の前処理方法よりも染色に用いるハンノキの樹皮の量や色素成分抽出のための加熱時間不足などに問題があると思われた。また、染色方法については他の赤色系の天然染料の染色方法を参考に行ったが、それらの方法ではハンノキ染料に対しては不十分であった可能性が考えられた(花田 2014: 27-36)。

4.2. (4) 同系色染料の判別調査結果

【図 21】に茜染めオヒョウニレ試料⑤とイチイ染めオヒョウニレ試料⑥のスペクトルを、【図 22】に茜染めシナノキ試料⑪とイチイ染めシナノキ繊維⑫のスペクトルを示す。また【表 4】にピークの波長一覧を示す。可視スペクトルと二次微分スペクトルから、茜染めオヒョウニレ試料⑤からは変曲点が 543nm 前後に、また 483nm、520nm に明瞭な下向きのピーク、560nm には小さい下向きのピーク、590nm には幅広で下向きのピークが見られた。

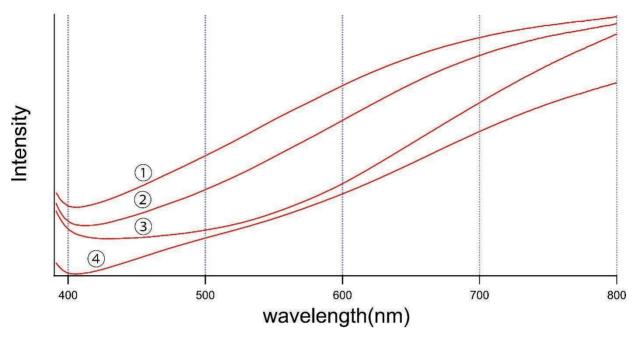


図 13 未染色オヒョウニレ試料の可視スペクトル 未染色オヒョウニレ試料①、未染色オヒョウニレ試料②、未染色オヒョウニレ試料④

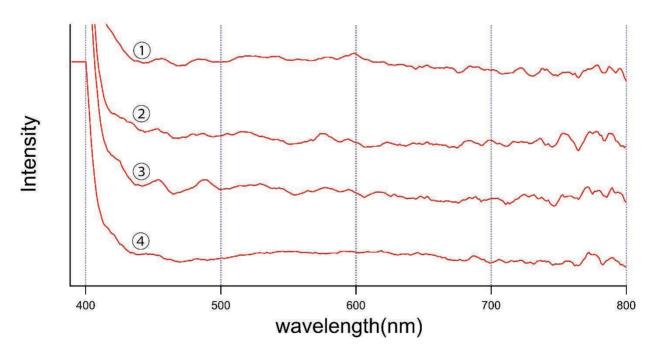


図 14 未染色オヒョウニレ試料の二次微分スペクトル 未染色オヒョウニレ試料①、未染色オヒョウニレ試料②、未染色オヒョウニレ試料④

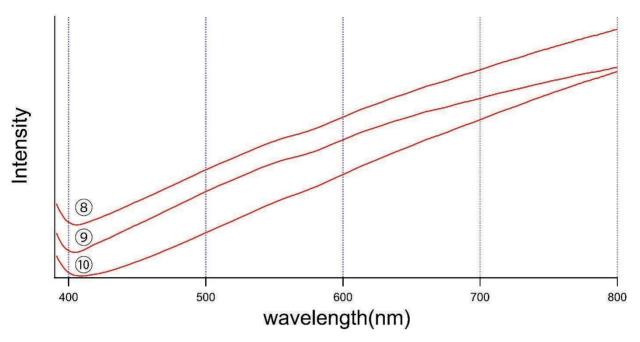


図 15 未染色シナノキ試料の可視スペクトル 未染色シナノキ試料®、未染色シナノキ試料®、未染色シナノキ試料®

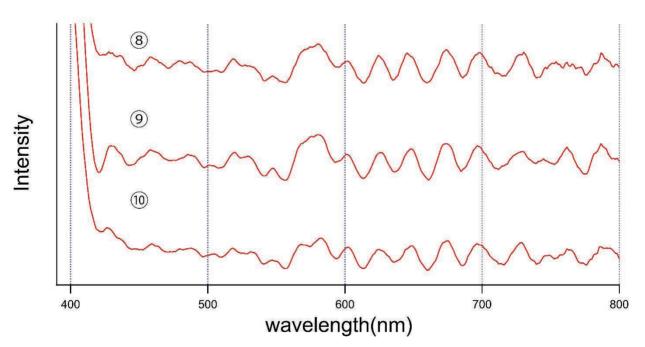


図 16 未染色シナノキ試料の二次微分スペクトル 未染色シナノキ試料®、未染色シナノキ試料®、未染色シナノキ試料®

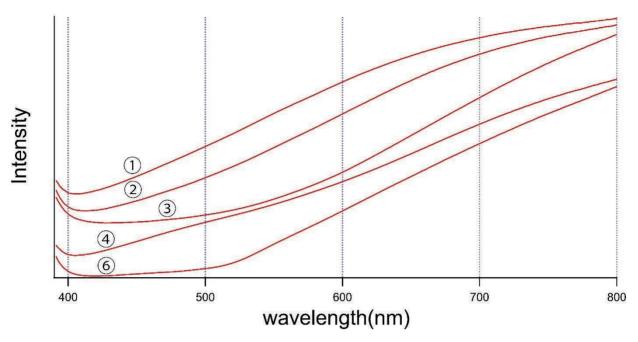


図 17 未染色オヒョウニレ試料とイチイ染めオヒョウニレ試料の可視スペクトル 未染色オヒョウニレ試料①、未染色オヒョウニレ試料②、未染色オヒョウニレ試料③、 未染色オヒョウニレ試料④、イチイ染めオヒョウニレ試料⑥

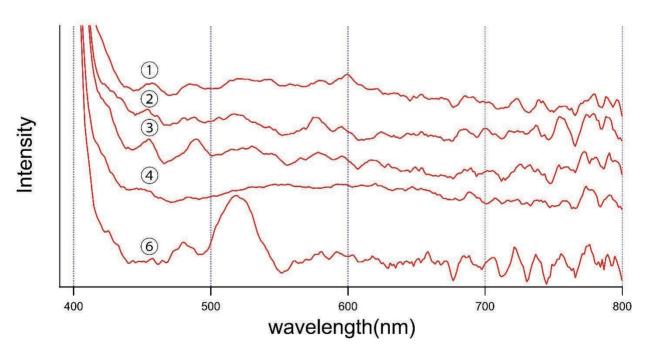


図 18 未染色オヒョウニレ試料とイチイ染めオヒョウニレ試料の二次微分スペクトル未染色オヒョウニレ試料①、未染色オヒョウニレ試料②、未染色オヒョウニレ試料③、未染色オヒョウニレ試料④、イチイ染めオヒョウニレ試料⑥

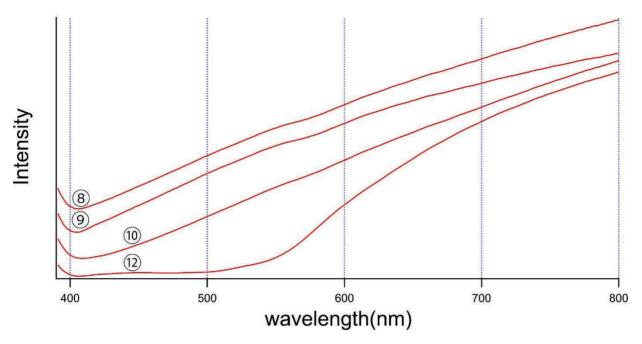


図 19 未染色のシナノキ試料とイチイ染めシナノキ試料の可視スペクトル 未染色シナノキ試料®、未染色シナノキ試料®、未染色シナノキ試料®、

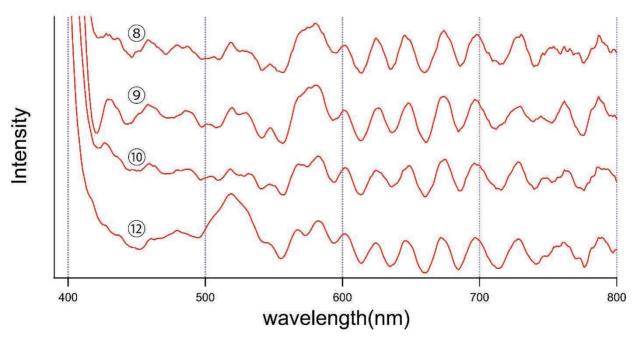


図 20 未染色のシナノキ試料とイチイ染めシナノキ試料の可視スペクトル 未染色シナノキ試料®、未染色シナノキ試料®、未染色シナノキ試料®、

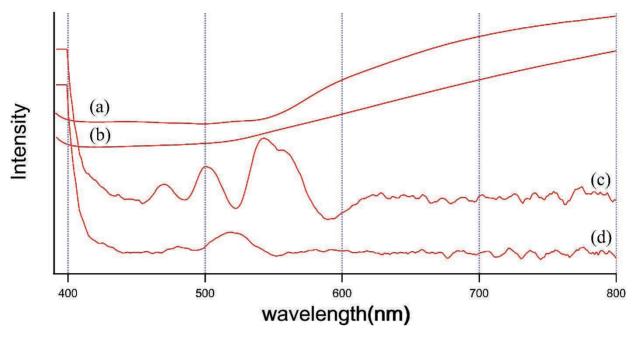


図 21 西洋茜染めとイチイ染めのオヒョウニレ繊維のスペクトル

(a) 茜染めオヒョウニレ繊維⑤の可視スペクトル、(b) イチイ染めオヒョウニレ試料⑥の可視スペクトル (c) 茜染めオヒョウニレ繊維⑥の二次微分スペクトル、(d) イチイ染めオヒョウニレ試料⑥の二次微分スペクトル

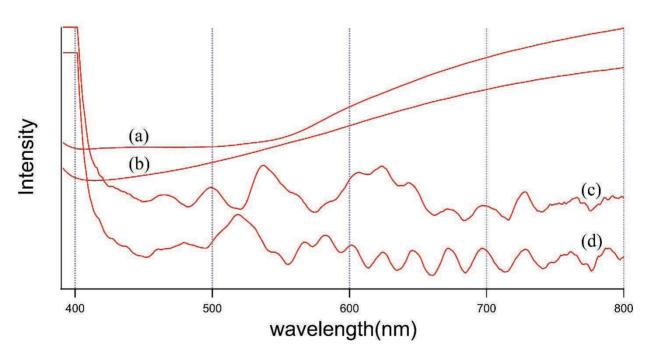


図 22 西洋茜染めとイチイ染めのシナノキ繊維のスペクトル

(a) 西洋茜染めシナノキ繊維⑪の可視スペクトル、(b) イチイ染めシナノキ繊維⑫の可視スペクトル (c) 西洋茜染めシナノキ繊維⑪の二次微分スペクトル、(d) イチイ染めシナノキ繊維⑫の二次微分スペクトル

表 4 変曲点及びピーク位置一覧

繊維名	オヒョウニレ		シナノキ	
染料名	イチイ	西洋茜	イチイ	西洋茜
変曲点	520	543	520	537
	490	483	490?	490
	555	520	553?	525
		560		550
		590		

また茜染めシナノキ試料①では 537nm に変曲点が、490nm、525nm、550nm に幅広な下向きのピークを確認した。

西洋茜染め試料とイチイ染め試料は同色の結果であることから、可視スペクトルは比較的近いスペクトルパターンとなるが、西洋茜染め試料はイチイ染め試料より変曲点が約15nm高波長側に現れることと、二次微分スペクトルから各ピーク位置に大きな違いが見られたこと。これはオヒョウニレ試料もシナノキ試料も同様の傾向であり、繊維を問わず西洋茜染めとイチイ染めは区別化が可能であることがわかった。

5. まとめ

HSCによる染料分析の有効性についての検証を 行った。具体的には染料調査に適した分析条件の策定 を行い、染料分析に最適なパラメータを得た。WD は、 WD400mm ではスキャンスピード 0.015mm/s 前後 が、WD1000mm ではスキャンスピード 0.31mm/s 前 後の分析条件で試料のアスペクト比を最も反映するハ イパースペクトルイメージが得られることがわかった。 染料分析に必要な再現性のある可視スペクトルの取得 には300以上のピクセル数が、二次微分スペクトル の取得には1000以上のピクセル数が必要であること を明らかにした。また、ピクセルの選択数が10000 を超えると全体的にノイズが少なく良好な可視スペク トルと二次微分スペクトルが得られることがわかった。 特に可視スペクトルは 600nm 以降の波長域について もノイズが軽減され良好なスペクトルが得られること がわかった。

次にWDごとのピクセル数の変化について検証を 行った。ハイパースペクトルイメージはWDが変わ ると撮影範囲も変化することから、WDが異なるデー

タに対して同じピクセル数を選択しても、実際の資 料において選択された範囲は異なる。そこで、可視 スペクトルと二次微分スペクトルに必要なピクセル 数を300ピクセル、1000ピクセルと定め、それぞれ のピクセル数に対応する実資料の面積範囲を算出し た。その結果、ハイパースペクトルイメージの300 ピクセルは、WD400mm で約 3mm²、WD1000mm では約25mm²の面積となることがわかった。ま た、ハイパースペクトルイメージの1000ピクセル は、WD400mm では約 10mm²、WD1000mm では約 100mm²の面積となることがわかった。この結果から、 WD が 400mm であれば、幅 1mm の染糸のような微 小部について染料分析を行うには糸の長さ 10mm ま で分析範囲として選択すると有効な分析結果が得られ ることがわかった。また WD が 1000mm でも 10mm 四方の範囲を選択することができれば有効な分析結果 が得られることがわかった。WD1000mm は着物のよ うな比較的広範囲に同じ染料が用いられていると考え られる資料の調査で特に有効であると言える。このこ とから、HSCによる調査は、調査時間に応じてでき るだけ広い範囲が分析できるような距離を基本としつ つ、細かく分析したい部位のピクセル数が300以上 になるように WD を調整することが重要となること がわかった。

この結果をもとに、近世近代のアイヌ文化に用いられるイチイ染めとハンノキ染めについて調査を行った。ハンノキ染めは濃度不足のため判別が困難であったが、イチイ染めの有無の判別には選択するピクセル数を増やすことで二次微分スペクトルから判別できることがわかった。また、同系色染料との区別についてはサンプル数が少ないものの、西洋茜染めとイチイ染め試料は可視スペクトルと二次微分スペクトルを比較することで区別化が可能であることがわかった。

ファイバー式の可視分光分析装置による染料分析では、分析範囲はファイバー径に依存してしまうため、ファイバー径よりも細かな部位を狙って分析を行うと分析対象周辺の色を含むデータになってしまう。 HSCでは、WDを調整しこのような微小部を含む範囲について面分析を行うことで、ハイパースペクトルイメージにおいて特定の細かな部位のみのピクセルを多く選択することができ、可視スペクトルと二次微分スペクトルを算出することができる。このことは可視分光分析による染料分析の可能性が広がったと言える。

6. おわりに

本研究は近世近代におけるアイヌの染織品に対して 科学分析を行い、当時の染料利用を明らかにするだけ でなく、博物館資料に材質情報を付与することで資料 の活用を図ることを目的としている。本稿ではその 研究のとりかかりとして、使用する分析装置である HSC の染料分析への有効性の検証を行った。HSC の 導入は、調査漏れや追加調査、調査による文化財の破 損汚損リスクの軽減や調査時間の短縮につながり、限 られた時間で分析による成果を出す必要がある文化財 調査において大いに役立つと考えられてきた。本稿で は分析によって得られた各種スペクトルから、HSC は数ミリ程度の微小部の分析にも有効性があることを 明らかにした。このことから実際のアイヌの染織品を 調査する時に資料の大きさに応じたパラメータの設定 ができるようになるなど、基本的な分析計画などが 立てられるようになった。このように HSC の活用に よって、これまで以上に文化財の材料分析の精度上昇 につながり、より詳細で正確性のある成果がもたらさ れることが期待できることから、当館でも積極的な活 用を検討している。

また、HSCの検証結果を基に近世近代のアイヌ文化において多く使用されるイチイとハンノキの染料分析を行ったが、試料点数も少ないことから試験的な意味合いが強い。また染色方法の精査も十分であるとは言えず、さらなる検証が必要である。現在、イチイやハンノキ以外のハマナスといった当時のアイヌ文化で使用されていたと考えられる染料についても試料を作製し各スペクトルの蓄積とデータベース化を進めている。なお、延喜染鑑(上村 1986)などの市販されている100点を超える染色試験布の染料分析とデータベース化は完了しており、実際のアイヌの繊維資料の分析時にこれらのデータとの比較を行う予定である。

その他、染料データとの比較についての新たな試みとして、分析対象のスペクトルと比較対象となる基準のスペクトルをベクトル間角度から類似性を検証するスペクトルアングルマッパー法や主成分分析法などの多変量解析について試行している。これによって可視スペクトルや二次微分スペクトルの比較に客観性を持たせ、染料分析の精度を上げることが期待できる(ZHU Chunmao 2020:1-9; 横矢 2014:357-365)。今後はこのような分析や解析によって得られた結果についても精査し、アイヌの染色文化の解明に役立て、

当館の展示や資料管理に活用することにつなげていき たい。

引用文献

- 河野広道 1971「北方文化論 河野広道著作集 1 1931」北海道出 版企画センター。
- 齋藤玲子 1992「北方地域における植物性染料、特にハンノキの利用と信仰について」『北海道立北方民族博物館研究紀要』1:pp.134:148。
- 大坂拓 2019「アイヌ民族の編袋」『北海道博物館アイヌ民族文化研 究センター研究紀要』4:pp.25-60。
- 小原奈津子 1999「考古学と繊維材料学の接点」『繊維学会誌』55(7) : pp.230-234。
- 末森薫、川口拓哉、森田吉嵩、安室喜弘 2021「光源選択式輝度変 換プログラムを用いたハイパースペクトル画像彩色情報の可視 化——敦煌莫高窟再現壁画が有する視覚情報の検証——」:日 本文化財科学会第 38 回大会
- 佐々木望、長縄美香、眞鍋佳嗣、千原國宏 2007「染織物の分光反 射率計測に基づく退色過程のモデル化と原色推定」『日本色彩 学会誌』31(3): pp.172-182。
- 吉田直人 2011「可視反射スペクトルと二次微分スペクトルによる 青色色材の判別に関する検討」『保存科学』(50): pp.207-215。
- 大下浩司 2017 「光ファイバー分光蛍光光度計を用いた反射スペクトル測定の最適条件」『文化財情報学研究』(14): pp.17-25。
- 北海道教育庁社会教育部文化課編 1986「アイヌ女性が伝承する衣 文化」『北海道教育委員会』
- ケイエルブイ (株) 2019「人間の目を超えるハイパースペクトルカメラ」『画像ラボ』 31(8): pp.71-73。
- 柏木希介、近藤憲子 1971「草木染の研究 (II)」『家政学雑誌』 22(4): pp.43·47。
- 花田美和子,金井千絵 2014「神戸・六甲山系の植物による染色に 関する研究」『木材化学』(3): pp.27-36。
- 花田美和子,金井千絵 2015「神戸・六甲山系の植物による染色に 関する研究 (第2報)」『木材化学』(4): pp.33-41。
- 黄川田翔、吉田直人、佐野千絵 2016「美術館・博物館の資料保護 に向けた光曝露量の評価方法——染色布を事例に」『照明学会 誌 100(2): pn74-81。
- 尾崎幸洋 2005 「近赤外分光法による毛髪中の自由水、結合水の非 破壊構造解析」 『コスメトロジー研究報告』(13): pp.9-12。
- 佐々木良子 2008「科学の眼で文化財染織品を視てみると……」『繊維学会誌』64(1): pp36·44。
- 真岡孝至、伊藤義博、藤原靖弘、橋本圭二 1996「日本産イチイ (Taxus cuspidata) 果実のレトロタイプカロテノイドの構造と 酸化作用」『日本油化学会誌』 45(7): pp.641-646。
- 長坂有 2000「オヒョウ種子の発芽と休眠について」『日本林学会北 海道支部論文集』 48(0): pp.60-62。
- 杉山壽榮男 1939「原始服装としてのアイヌのハヨクペ」『人類學雑誌』 54(10): pp.427-443。
- 上村六郎 1986「昭和版延喜染鑑」岩波書店。
- ZHU Chunmao, et al. 2020 Characterization of microplastics on filter substrates based on hyperspectral imaging: Laboratory assessments. *Environmental Pollution*. (263): 114296.
- 横矢直人、岩崎晃 2014「ハイパースペクトル画像処理が拓く新し い地球観測」『人工知能』 29(4): pp.357-365。

「二風谷のフチ菅野れい子とカッケマッたち」補遺

Additional text for "A Nibutani huci, Kayano Reiko and katkemat"

笹村律子(SASAMURA Ritsuko)

民族共生象徵空間運営本部文化企画部体験教育課専門員(Specialist for Cultural Programs, Educational Program Division, Culture Promotion Department, UPOPOY)

キーワード:聞き取り調査、個人史、女性史、萱野れい子、二風谷

Key Words: Interviews, Personal History, History of Women, Reiko Kayano, Nibutani

本稿は、2019年にアイヌ民族文化財団の助成を得て実施した調査「二風谷のフチ萱野れい子とカッケマッたち」について、調査を実施した背景や手法を明らかにし、報告書では記載できなかった内容を補うものである。カッケマッとはアイヌ語で淑女の意味である。

はじめに

私がこの調査を行ったのは2019年(令和元年)5 月から9月までで、主に北海道日高地方にある平取 町二風谷に暮らすアイヌ民族の方々を含む計17名で、 私自身が普段から交流している方々が多く含まれてい る。

私がなぜこの調査を行うことになったかと言うと、 私が尊敬してとてもかわいがっていただいた、釧路市 阿寒湖温泉でアイヌ彫刻を生業としていた故藤戸竹喜 氏が2018年10月に病のため亡くなったのがひとつ の大きな引き金になった。尊敬し親しく交流をしてい たフチ (おばあさん)、エカシ (おじいさん)の生い 立ちなどを余りにも知らずに来ていたことを痛感した。 大切な方々が一人ずつ突然亡くなっていき、私の両親 の時も何も聞かずして亡くなってしまい後悔をしてい た。このままでは同じ失敗を繰り返すことになるので はないかと思い、私にとっては無謀な挑戦ではあった が敬愛するフチ、エカシの聞き取り調査を初めて行う ことにした。

アイヌ民族である私自身がウタリの方々に聞き取り をすることによって和人研究者に語る内容とはまた 違った内容が聞けるのではないかと考えた。私自身が アイヌ差別に苦しんだ経験上、同じ痛みを持つものと して胸懐が聞けるのではと考えたからである。聞き取り調査を行うことによってアイヌ民族の内側からの体験や経験を後世に残すことが必要と考えたのだ。

いまを生きるアイヌの古老たちの体験してきた アイヌ文化、伝承、歴史を知ることで、平取町二風谷 の歴史を知ることにもなるだろうと思っている。私は、 生活をするなかでのアイヌの習慣や思い出が一番大切 だと考えたのだ。一般的に名前は知られていない方々 の生活の中にあるアイヌプリ(アイヌの習慣)などを 聞き取った。

萱野れい子さんとの関係

私と萱野れい子さんとの出会いは、私が31歳の2月(2001年)だったと記憶している。萱野茂氏(1926年~2006年)の著書『アイヌの碑』を読み、故萱野茂氏に会いに行ったことからはじまる。私自身、両親の離別により父親に育てられ母親との関わりをあまり知らずに育ってきたので萱野れい子氏のことは、自分の母親の様に慕っては心を開いて話すことができるフチなのである。

萱野れい子氏の略歴

1931年(昭和6年)

奥尻島出身。8人兄弟の上から6番目。姉が3人、兄が2人、弟が2人。生まれたのは奥尻島だが後すぐに両親の故郷である沙流郡平取町二風谷で暮らすことになり、それから90年以上二風谷で暮らしている。20歳で後にアイヌ文化研究者で参議院議員となる萱野茂氏と結婚し二男一女をもうける。1971(昭和46)年日胆地区ウタリ民芸制作技術コンクール大

会織物の部第2位入賞、1985 (昭和60) 年職業訓練 指導員免許(織布科)取得、2004 (平成16)年平取 町教育文化功労賞受賞、財団法人アイヌ文化振興・研 究推進機構より平成22年度アイヌ文化賞を受賞し女 性の手仕事の復元や伝承活動が高く評価されている。

インタビューについて

調査は令和元年5月から9月半ばまで行い、平取15名、阿寒湖1名、札幌1名のインタビューを行った。 萱野れい子氏を中心に、彼女と親しくお付き合いをしている方や、彼女の連れ合いである萱野茂氏と交流があった方々を選んだ。

インタビューの時間や場所は話し手の生活の邪魔にならないように都合のいい場所を選んでもらい、ほとんどの場合、体力的な問題を考え1時間とした。講義前の二風谷アイヌ語教室や話し手の方のお宅、さらに萱野れい子氏宅もお借りして数名の方の聞き取りをさせていただいた。インタビューは必ず事前に承諾を得て録音した。

インタビューで、まずご自身の生い立ちなどをお聞きし、学歴などは余り聞かずに、幼少期の両親の職業や、アイヌ式の儀式を観たり参加したりした経験を聞くことにしていた。さらにいま現在のアイヌ文化への取り組みや関わり、二風谷のアイヌ社会の流れ、なぜアイヌ文化に関わるようになったのかなど心の変化なども質問した。最後には必ず萱野家の思い出や関わりなどを聞いた。できるだけ今現在の日々のアイヌの生活を聞くことに努めた。萱野家の思い出などを聞くとやはり二風谷の歴史の流れにも繋がってくるのである。例えば、チブサンケ(舟おろしの儀式)に参加した話やアイヌ語教室参加、二風谷ダムの話などが出てきた。

さて、この聞き取り調査で初めて私がインタビュアーとなり立場が逆転したのだ。幾度となく私もあらゆるインタビューに答えて来た経験上、アイヌウタリ(アイヌ民族)でメディアに露出したことのある者なら多く経験したであろうが、私自身もアイヌの被差別体験に関する偏見に満ちたインタビューによって傷ついた経験もあったことから、あえて私から差別の話は聞かないことをまずひとつの信条とした。話し手に聞き、文字化してもいいかなども確認した。

初期の聞き取り調査では敬語を使い聞いていたが、 話し手を緊張させてしまったのでいつもの雰囲気のま までいくことにし、口調もラフなものにしてお互いが 緊張しないように努めた。

一番注意を払ったのは、出来るだけ調査対象者が嫌がる質問を避けたことである。私が聞きたかったのは、生活の中で経験し生きてきた素朴なアイヌの思い出であり、アイヌの精神文化や地域のウタリ(同族)の関わりが聞きたかったのだ。この調査は当時のアイヌ民族の生活水準を測るものなどではない。過去の辛い思い出を書き連ねるだけの報告書などにはしたくなかった。この聞き取り調査報告書を話し手の家族が数十年経ってアルバムのように開き、思い出のひとつとしてもらいたいと考えた。同時に、インタビューの内容は平取町二風谷のアイヌ民族の歴史であるわけで、アイヌ民族の生活を興味本位でのぞくものにはしたくなかったのである。

インタビューをしてみて、普段はほとんど表に出ないアイヌ民族の方がとても鮮明に儀式などを覚えており、失礼ながら、いつも表に出ている方のように話は洗練されているわけではないのだが、とても心を打たれる話が多かった。ほとんどのアイヌウタリの方々が直接ご自身の言葉で話してくれ、表に出ることが少ない方の人生を垣間見ることができた。取材をとおしてアイヌ式の葬式や儀式などを経験した方がいて、その時の心情を直接聞くことが出来たのは私自身貴重な体験であった。もはや歴史として書かれた本の中でしか読んだことがないような体験を直接聞くことで、生きたアイヌ民族の生の声とアイヌ文化を大切にして残そうとしているその姿に畏敬の念をも感じたのだ。そして話し手の方々の強く静かなる差別や偏見への怒りも感じたのだ。

この聞き取り調査を行う上で苦慮したことが多々起こったことも事実である。「この聞き取り調査をしてお金儲けをするつもりなのか?」や「個人情報をなぜあなたに話さねばならない」などの言葉もかけられ聞き取り調査をしてアイヌ民族の歴史を残したいという意図を理解してもらうまでかなり苦労した。それはアイヌ民族の悲しい歴史の中で、研究者やマスコミに良いように使われてきた経験が多かったためか、ウタリのことも信じられないほどの人間不信によるものだ。2020年に一冊目の報告書を出すまで、本心では私を信じてはいない話し手の方もいたのは確かである。この報告書を実際に手に取り読んで、やっと私を信じて涙を流した方や感謝の声まで頂いた。アイヌウタリをも信じられない人間不信を抱えているのだろう。

草薙美壽子さん

2020年の報告書ではページ数の都合により一人一人の聞き取り内容を全て書くことが出来なかったが、ここで私が最も印象に残った方のお一人として草薙美壽子さんがいる。

草薙美壽子さんは 1938 (昭和 13) 年生まれ夕張市 紅葉山出身。5歳で平取町荷負(におい)本村に暮ら すことになる。子どものころからアイヌプリの儀式な どを多く見て育つ。父親が晩酌時に囲炉裏で濁酒を捧 げてカムイノミ(儀礼)していた。子どものころに西 島てるさんや近所のフチやエカシにユカラ(英雄叙事 詩)を聞かせて貰う。自身は流暢にアイヌ語を使うこ とは出来ないが何となく話の内容は解っていた。冬、 霜柱の立つ中、裸足で薪を拾いにも行った。靴を買う ことも出来なかったのだ。12歳から奉公に出て恵庭 で働くが、体が弱く入退院を繰り返して20歳で病気 のために肺も摘出したのだという。二風谷ダム(沙流 川ダム)では発掘の作業員として働き、発掘現場で人 骨が出ると菅野茂さんらを呼んで来る係でもあった。 萱野茂さんら男性らが供養をしていた。発掘現場周辺 には昔アイヌの墓地があった。発掘現場では18年間 務めた。

1972年の札幌冬季オリンピックでは二風谷のウタリと一緒にアイヌ舞踊も披露している。「ホリッパ(踊り)して来たんだよ」と懐かしそうに話して頂いた。この聞き取り中には唄や口承文芸レパートリーを披露してくれアイヌの節回しとその独特の唄声を聞いた。カムイユカラ(神謡)「蛍の婿選び」、ヤイサマネナ(即興歌、叙情歌)、男性が唄うカムイユカラを唄い聞かせてくれたのだ。萱野茂二風谷アイヌ資料館の前にある縁結び石のお祭りやシンヌラッパ(先祖供養)でイユタ(穀物を臼と杵でつく)をし、高きび、稗、栗でシト(団子)も作った。

草薙美壽子さんとは私自身この聞き取り調査の時まで挨拶程度の会話しかしておらず、この調査で初めてじっくりとまでは言えないがプライベートな話を聞くことが出来た。アイヌの方々は皆さんそうであるが、かなりの苦労をして来ている。その中でも草薙美壽子さんの生い立ちは過酷とも言えた。また引き続き話を聞きたいと連絡を取りたかったのだが、2021(令和3)年5月に病気のために平取町の病院で亡くなられた。今回の報告では、娘さんから承諾を得ることがで

きた。このように尊敬するエカシやフチが亡くなることは寂しくも悲しいことである。

貴重な話を聞けたことに心より感謝する次第である。 草薙美壽子さんは聞き取り調査途中に涙を流し、声を 詰まらせ生い立ちを話して頂いた。

草薙美壽子さんのご冥福をお祈りいたします。

貝澤ユリ子さん

貝澤ユリ子さんは、1942(昭和17)年生まれ、5 人兄弟の上から2番目。平取町上貫気別で生まれ、現在地名は平取町旭となっている。2歳で平取町芽生に引っ越し17、18歳ぐらいまでそこで暮らす。父親は福島県郡山から入植した和人で、母親は沙流郡日高町倉富出身(旧門別町倉富)のアイヌ民族女性である。幼少期柾葺きの簡単な作りの家に住んでいたという。父親が炭焼きの窯を3カ所持っていたので、木材を求めては窯の場所を変えて暮らしていた。母親はヤイサマ(即興歌)の名手でその音声は現在、平取町立二風谷アイヌ文化博物館に遺されており、ご自身でも母親の音源を持っている。

ユリ子さんは 17歳で二風谷のアイヌの男性と結婚。結婚後に河東郡士幌町に開拓農家として入植し、延べ6、7年士幌町で「大正金時(豆)」、ビート、牧草などの生産をする。1965(昭和40)年ごろに再び二風谷に戻り現在に至る。アイヌ舞踊を40年位前から始める。平取アイヌ文化保存会には設立当初から関わっている。入会当初から主に踊り手として活躍していたが、60歳からは歌い手になった。それからは唄を唄っている。平取アイヌ文化保存会で各地に招聘されて行くのが楽しいという。保存会設立当初の歌い手としていつも萱野れい子さんら二風谷のフチ5名が唄っており、その歌声の何とも言えぬ深みがありそれが忘れられないという。一時期ではあるが保存会でユリ子さんの母親と娘とで親子三代揃って活動している時もあり、感慨深い思い出となっている。

平取町立アイヌ文化博物館前の二風谷コタンのチセ (家)でトマ(ゴザ)編みやサラニブ(袋)編みの実演 を三年間行っていた。海外客や日本各地から来る観光 客と話すのが何より楽しかったという。トマ編みやサ ラニブ編みの講座の講師も務める。子どものころはト マの材料となるガマも二風谷に沢山自生していたが、 最近はめっきり見かけなくなったという。そして現在 二風谷の自宅で同居している孫が(2018年当時4歳) 二風谷コタンにあるバッタリ(精米用具)を気に入り、毎日バッタリを見に行くのだという。そしてバッタリにおやつをあげると言い出し、これもまたアイヌプリの物にも感謝しカムイとしてあがめているように私は思えてならない。それが現代を生きる孫にまで伝承されていることに驚きそして嬉しく思った。その昔は二風谷にはバッタリが20台以上あったという。2021(令和3)年現在二風谷にバッタリは2台設置してある(萱野茂二風谷アイヌ資料館と二風谷コタンに在る)。なお、バッタリとは川の水を引き水力により稗や栗などを脱穀する杵と臼を兼ね備えた機械である。水力により水車が回り杵を持ち上げ、臼の中にある穀物を脱穀する。その音がバッタリバッタリと聞こえるのでバッタリと呼ばれるようになった。

萱野茂さんとの思い出は、ユリ子さんが60代後半 の時に大阪府吹田市にある国立民族学博物館展示室の チセのカムイノミのために同行したことだ。その時菅 野茂さんが「みんぱくに行くのは今回で26回目だ」 と言っていた言葉をよく思い出すのだと。そして私に とってユリ子さんの一番の思い出は2018 (平成30) 年12月に行われたアイヌ語弁論大会イタカンローで 最優秀賞を受賞した時である。そのイタカンロー発表 当日にユリ子さんの車が盗難に遭い、直前には親族の 不幸などが重なっての受賞であった。イタカンローの 最優秀賞発表時に、ステージではマイクで何度も貝澤 ユリ子さんの名前を呼ぶも姿が見えずに当の本人はす でに控室に戻り帰り支度をしていたというのだ。朝に は車を盗まれ、午後には最優秀賞をもらうという天国 と地獄を味わっている。その後の聞き取りでもこの時 車を盗んだ犯人にさえ逮捕時に所持金も無かったと警 察から聞き「お腹減っていただろうに」と犯人をも心 配する心根がユリ子さんらしいのだ。

山本栄子さん

山本栄子さんの聞き取りは阿寒湖の娘さんのご自宅で行われた。栄子さんは、私と同じ十勝アイヌであることから勝手に私は親近感を持ち尊敬している。インタビュー当時、栄子さんは74歳。栄子さんの旧姓は清川という。父親は白糠郡白糠町のアイヌで母親が中川郡本別町のアイヌである。栄子さんが幼少のころに父親は海の事故で亡くなり、父親の顔も知らないのだという。実家は農家でいつも沢山の人が集まる家であった。お昼にはお茶を飲み「シチョチョイチョイ

ナ」と唄う豊年踊りを踊ったり、夜、大人たちはお酒 が入って輪踊りが始まったりと賑やかな家庭だった。

結婚後は阿寒湖アイヌコタンで民芸品店マッネシリ (雌阿寒岳)を経営していた。ご主人の山本文利さんがペンダントなどを制作していた。昭和 40 年代当時の阿寒湖のアイヌ民芸は飛ぶように売れる観光ブームであった。栄子さんがアイヌ舞踊を始めたのは 30 代のころに阿寒湖に嫁いできてからで、本別に暮らしていた時はアイヌ舞踊を踊ってはいなかった。当時の阿寒湖は観光ブームで各お店から一人踊り子を必ず出さなければならなく、必要に応じてアイヌ舞踊を始めた。1981~1982 (昭和 56~57)年は、夏は踊りで冬は阿寒湖のホテルでパートとして働いていた。

1992 (平成 4) 年から阿寒口琴の会を仲間 3名と設立し長く活動している。口琴の会では世界各地を訪れることになる。ウィーン (オーストリア) などヨーロッパ各地、モンゴル、アルタイ (ロシア)、キルギスタン、トルクメニスタン、ベトナム、アラスカなどアメリカ各地、台湾、北京 (中国) にも行った。サハは、国をあげて口琴に取り組んでいて口琴博物館などもあり、学校の授業でも口琴の授業があるのだという。サハの子どもたちは皆口琴が出来るのだと話してくれた。口琴の素材では、ロシア、アメリカなどは鉄製の口琴が多く、ヨーロッパは竹製が多いのだという。3~4年に一度、世界のどこかで口琴大会が行われている。

1995 (平成7) 年、中国北京で行われた第4回世界女性会議でもアイヌ女性としての現状を話し、ムックリ (口琴)も弾いてきた。世界女性会議には各国の女性が集まって来ていた。きらびやかな民族衣装を身にまとっていたアフリカ女性などと記念撮影を撮るなど交流を深められたことが思い出になっている。

1964~1965 (昭和39~40) 年の冬季間だけ東京都台東区浅草橋の装飾問屋に出稼ぎに出かけていた。その1965 (昭和40) 年に東京都世田谷区で庭石の展示会が行われた時に、萱野茂さんがその会場に来るのを新聞で知り出かけて行き、萱野さんとお話をすることが出来た。一緒にお食事までして、その会話の中で萱野さんが当時アイヌ語研究をしていた金田一京助氏の元で働いており、金田一氏がペウレウタリの会で講話をされると聞き、どうしても会いたくなり、友人づてに聞き、やっとペウレウタリの会にたどり着く。

当時、東京を拠点として活動をしていたペウレウタリの会に入会することとなり、会員になって50年

以上が経った。入会当初はアイヌと和人の仲間同士のいざこざもあったりもしたが、単なる親睦会ではなく差別をなくすために活動をすると決めてからは上手く行くようになったという。ペウレウタリの会員となってから自分に自信を持てるようになったという。「アイヌだからと差別されるいわれは無い」と思うようになった。若いころの差別の悔しさなども才能溢れる方々との出会いで大きく変わり、自身をも肯定出来るようになり、現在はそのアイヌ民族の伝承を若いウタリに伝える立場となり人材育成に力を注ぐ立派なフチとなり、2022(令和4)年1月にはウポポイ内にある体験交流ホールのイベントで私は初めて栄子さんのムックリ演奏を直接聴いた。その力強く美しい音色のムックリ演奏にベテランの域を見た。

木幡サチ子さん

私と木幡サチ子さんとの出会いは、萱野茂さんの自宅かアイヌ語教室だったと記憶している。その当時すでに70代後半だったように思うが萱野家に来るときはいつも自家用車であつた。36歳で自動車免許を取得し、車の運転が得意で4トントラックの運転手もしていて、当時女性のトラック運転手は非常に珍しかったという。本人曰く「とてもモテたんだよ」とのことだ。いつまでも私の名前を覚えてくれずに「帯広の娘」と呼ばれている。

一度だけ私はサチ子さん宅に泊まらせて頂いたことがある。2012(平成24)年度アイヌ文化賞を受賞した祝賀会の夜である。サチ子さんは当時82歳。冬の寒い日に平取町貫気別の自宅近くのカラオケ店で二次会をしたのだ。サチ子さんはご機嫌で天童よしみなどの歌を歌いビールを飲んでいた。サチ子さんは若いころから愛飲家だったという。いまはお年のせいかビールを飲むこともなくなったようだ。

サチ子さんの両親はともにアイヌ民族である。子どものころ、家庭では父親のことは「たけやん」と呼び母親のことは下イヌ語で「ハポ」と呼んでいた。なぜたけやんと呼ぶのかと質問すると近所の大人たちが皆たけやんと呼んでいたので自分も真似をしたそうだ。父親は働き者ではあったが、お酒を飲み時折母親を殴るのでどうしても好きになれなかったという。父親がお酒を飲んで帰ってくることが分かると炉縁に有った火ばさみなどを急いで隠したりもした。子どものころは仕掛け罠を作って鳥を捕り羽も自分でむしって食べ

たり、近所で飼っている馬が亡くなると、その肉を貰いに近所中のみんなが行き肉を貰い、あばら肉は焼いたり、煮て塩で味付けをして食べたりもしていた。

サチ子さんが 16歳の時に母親が 43歳で亡くなり、その1ヶ月後に 47歳の父親も病気で亡くなった。父親の酒癖の悪さを見ていたことから自身が結婚するときはお酒を飲まない人と結婚すると若いころから決めていたので本当にお酒を飲まないご主人と結婚をした。両親亡き後は親戚の家で暮らす事となるが、朝3~4時から農家の日雇いに行きとても苦労した。貧乏になるとは大変なことだと痛感したという。その時に初めて貰った 24円の給料と白足袋がとても嬉しかった。その時の白足袋は今も記念に大切に保管しているという。

1990 (平成2) 年ころに菅野茂さんご夫婦と一緒に 登別ケーブル株式会社の仕事に行き寮での食事作りを した。料理は得意ではないが、菅野れい子さんや茂先 生が居たので引き受け、サチ子さんは車の運転手が主 な仕事であったが、れい子さんにおからの煮物の作り 方を教えてもらったことが懐かしいという。サチ子さ んは平取アイヌ文化保存会の一員として北海道各地に 招聘されて、踊った後にあちらこちらのアイヌ料理を 食べてきたが、やはり菅野れい子さんが作ったアイヌ 料理が一番おいしいという。萱野れい子さんが昔、サ チ子さんの車に乗せてもらうといつもアイヌ語の CD でユカラが流れ「いくつになっても勉強をして大した ものだよね」と感心していたことを思い出す。そし て90歳を超える今現在、サチ子さんは足がちょっと 不自由になり車椅子となったが、夏季には二風谷コタ ンで行われる、「ユカラと語り部」で上演し、平取町 二風谷アイヌ語教室の講師も務める。いまも平取町立 二風谷アイヌ文化博物館から音源を借りてユカラなど を練習しているのだという。「人生はいつまでも学び」 を実践している方である。現在、国立アイヌ民族博物 館基本展示室の6つのテーマ「私たちのことば」にあ る囲炉裏の展示ブースで、サチ子さんがウウェペケレ (散文説話)を語っているゾーンがある。

萱野れい子さん

私が萱野家に出入りするようになってから、れい子 さんはいつも私の好きな食べ物を用意しておいてくだ さっていた。私がアイヌ料理で1番好きなシト(餅) を作っては、私が二風谷に到着するのを待っていてく れた。シト作りは前日からイナキビを水に浸け、炊いてからも捏ねて餅にする作業がかなりの肉体労働であるので、「最近はシトが作れなくなったよ」と言う。そのつぎには私が好きなカレーライスを作ってくれるようになった。そしていまは出来るだけ私がれい子さんに手料理を作り恩返しをしている。そして、れい子さんが作るアイヌ料理は本当においしいと評判である。昔のチブサンケ(舟おろしの儀式)などのアイヌ関連のお祭りではほとんどれい子さんが仕切って料理を作っていたものだという。

今回れい子さんの聞き取りを行い、思いがけずイギリス人医師マンロー氏の名前が出てきた。れい子さんが4歳のころに囲炉裏に鍋を吊るそうとし鍋の耳がスワッ(炉鉤)に引っ掛かり右手の甲に大火傷をしたときにマンロー医師に診てもらったことを記憶している。その治療の帰りにマンロー医師からひとつのクッキーを貰った。当時クッキーなど見たこともなかったのでとても嬉しかったそうだ。

若いころ、カンカン沢近くで開墾の作業をして就寝しようとすると体が痛くて痺れたが、朝になったら治ったという。気力で治したのであろう。「それぐらい働けるだけ働いた」という。あの小さな体で畑起こしをしていたのかと思うと胸が痛くなる。その開拓当時の楽しみのひとつとして町のお祭りがあった。カンカン沢から馬車に乗り、義経神社や富川の浜まで行ったことがあるという。

昆布を採りながら遊んでいたとき、急に足元が深くなり溺れかけた。れい子さんは、あの海は「おっかない(恐ろしい)ところ」だと思い、その経験から以後、海には入っていない。当時、昆布は生のまま持ち帰っていたという。生なのでかなりの重量があったろう。どのように持ち帰ったのかは記憶にないという。

同じ開拓当時の思い出に、自宅で綿羊を飼っていたことについて話をしてくれた。「兄貴が外でストーブを直していたらその後ろから走り飛んで突いていき、飛ばされる兄貴を見て笑っていたの」その綿羊で姉はセーターや靴下などをよく作っていた。れい子さんの子どもが幼稚園に通う通園路にも綿羊がいて、子どもが突かれたことがある。「綿羊はふさふさしていて可愛いしょ、でもあれからは綿羊はおっかない」と思い、近付かなくなった。れい子さんも綿羊の毛で靴下や手袋など小さな物を作っていた。

れい子さんが茂さんと結婚をして、いきなり大家族 の食事作りが日々の大事な日課になった。朝は皆で食 事をとる形ではなく一人一人起きてくると食事を出していたので、まだ起きて来ない家族の為におかずなどを隠したりもした。更には毎日の水汲みも大変だった。家はなだらかな高い場所にあり、下に流れる沢まで水汲みに出掛け、お風呂用の水まで汲みに行っていた。ある時、れい子さん宅でも井戸を掘って水が出たときの嬉しさはいまも覚えている。沢から水を台所にひいたこともあった。

当時、水汲みは女性や子どもの大事な仕事であったが、冬は手がかじかんで子どもの力では大した量の水を運ぶことなど出来なかったであろう。大変重労働な家事でもあった。私が初めて萱野家に行った当時はまだ萱野家の水道は沢から引いていたので、れい子さんが台所の蛇口からザブザブと水を出して洗い物をしていたこともまた思い出される。

話は変わるが、その昔、二風谷には民宿が一軒も無かった。それゆえ萱野家を宿代わりにして泊まる方が多かった。多いときは萱野家に最高で22人が泊まったという。はじめのころは家族の布団まで貸して、家が狭かったので、玄関の方まで布団をひいてお客さんに寝てもらうことがあった。いつかお金が出来たらお客さんに布団で困らせないようにしたいと考えていた。そんな萱野家の二階には大きな布団部屋が出来、いまは布団が山積みになっている。れい子さんは泊まるお客さんの丹前や浴衣も一枚一枚全て手作りをして揃えた。

萱野れい子さんは、若いころから夫である茂さんとともに当時すでに伝承者がいなくなっていたアイヌ民族の着物の復元のために古い着物をほどき、縫い方などを再現した。茂さんはアイヌ男性の、れい子さんはアイヌ女性の手仕事にとりかかり、複製をして伝承を守ってきたのだ。90歳を超えた今現在でもれい子さんは手を止めることなく日々アイヌの手仕事を続けている。十数年前には長年手仕事を続けたことによる腱鞘炎で両手の手のひらの手術もしている。

れい子氏が先日も私に話してくれたのだが「わちは話は上手くできないよ。手だけ」と言って手仕事の手を休めることをしなかった。90歳になるれい子さんだがいつも手仕事を続けており、今年(2021年)も地元のウタリ女性に自宅で着物(カパラミブ)作りを教えている。私にはとうてい真似ができないことで頭が下がる思いである。

私は何か人生の壁のような物に突き当たると何故かいつもれい子さんに会いたくなる。それはれい子さん

がいつも静かに優しく包んでくれるからだ。れい子さんは愛情に溢れた素晴らしい人だ。出しゃばることもせずにいつも静かに見守ってくれる人である。これからもお元気で暮らしていて欲しいと願うばかりである。

おわりに

いま私は2年ぶりにこの調査での聞き取り調査の 録音テープを聞いている。亡くなった方もいてすでに 貴重な肉声記録ともなっている。

出来るだけ今後も萱野れい子氏などの記録を残し、 また古老の方々の話を聞いていきたい。これからもで あるが、何度聞いてもこれで終わりとは思えず、また フチやエカシの話を聞きたいと思うのだ。やはり私は 聞き取り調査が好きである。

いまもなおアイヌ自身が精神文化を受け継いでいることを改めて感じたものだ。ほとんど母親の幼少期の話は聞いておらず知らないのだが、「子どものころ靴が無く裸足で歩いて学校に行った」と母親自身から聞いたことがある。私は子どもだったのでそんなことはない! そんな人はいない! と思っていたが…実際はそんな時代だったのであろう。いま両親が生きていたら、もっとアイヌ文化や地域のアイヌの話を聞きたかった。私の父親は帯広のアイヌであり、狩猟免許を持ち鹿猟をしていた。母親は音更のアイヌで若いころは阿寒湖アイヌコタンでアイヌ舞踊と唄を披露していた。

アイヌ民族の先人は、アイヌ文化の宝物。

私はこのようなインタビューをとおして、つくづ く痛感する。

これからもインタビューを続けていきたいと考えている。

謝辞

本調査にあたり快く応じ話をしていただき場所を提供してくださった萱野れい子氏やウタリ (同族) の方々ならびにシサム (和人) の方々に心より感謝申し上げます。

調査記録の再編集を進めるようアドバイスをくれた 国立アイヌ民族博物館のアソシエイトフェロー谷地田 未緒氏、是澤櫻子氏にご協力いただきありがたい限り です。 校正には国立アイヌ民族博物館展示企画室長田村将 人氏が担当してくださり心強く安心して報告書をまと めることができました。

たくさんの方々のおかげでこの報告書が、またこれ まで以上に大きな日の目を浴びることができ、私の背 中を押してくれています。

まだまだ未熟で不勉強な私ではありますが、これからも聞き取り調査を続けていき諸先輩の言葉を微力ながら残していきたいと思います。

ソンノソンノ イヤイライケレ (本当にありがとう ございます)。

雪がふる白老にて。

参考文献

朝日新聞社アイヌ民族取材班 1993『コタンに生きる』 岩波書店 在本彌生 村岡俊也 2017『熊を彫る人 木彫りの熊が誘うアイヌ の森 命を紡ぐ彫刻家・藤戸竹喜の仕事』小学館

『エカシとフチ』編集委員会 1983『エカシとフチ 北の島に生きた ひとびとの記録』札幌テレビ放送株式会社

内田順子 2020 『映し出されたアイヌ文化 英国人医師マンローの 伝えた映像』吉川弘文館

貝澤正 1993『アイヌ わが人生』岩波書店

萱野茂 1975『おれの二風谷』すずさわ書店

1978『アイヌの民具』すずさわ書店

1987『アイヌの里二風谷に生きて』北海道新聞社

1990『アイヌの碑』朝日文庫

1994『妻は借りもの』北海道新聞社

2002 『萱野茂のアイヌ語辞典増補版』 三省堂

2002『アイヌのイタヶタクサ 言葉の清め草』冬青社

2003 『五つの心臓を持った神 - アイヌの神作りと送り -』 小峰 書店

2005『イヨマンテの花矢』朝日新聞社

2005『アイヌ・暮らしの民具』株式会社クレオ

2017『アイヌ歳時記:二風谷のくらしと心』 筑摩書房

2020『アイヌと神々の物語 炉端で聞いたウウェペケレ』山と 渓谷社

萱野れい子 2008 『写真で綴る 萱野茂の生涯 アイヌの魂と文化 を求めて』農山漁村文化協会

茅辺かのう 1984『アイヌの世界に生きる』 筑摩書房

北の生活文庫企画編集会議 編 1997『北の生活文庫 2 北海道の 自然と暮らし』北海道新聞社

計良智子 1995『アイヌの四季 - フチの伝えるこころ』 明石書店

笹村律子 2020『二風谷のフチ萱野れい子とカッケマッたち』(令和 元年度公益財団法人アイヌ民族文化財団研究・出版助成事業報 告書)

菅原幸助 1966『現代のアイヌ:民族移動のロマン』現文社

遠山サキ+弓野恵子 2019『アネサラ シネウァソロ~アイヌとし て牛きた遠山サキの牛涯~』 地瀬社

田村すず子 1996『アイヌ語沙流方言辞典』草風館

高畑直彦 七田博文 1988 『いむ - アイヌの一精神現象』高畑直彦 鳩沢佐美夫 1995 『沙流川 鳩沢佐美夫遺稿』 草風館

ベウレ・ウタリの会 50 年記念誌編集委員会 2016『ベウレ・ウタリの会 50 年記念誌』 ベウレ・ウタリの会 50 年記念誌編集委員会 平取町 1974『平取町史』 平取町

2003『平取町百年史』平取町

藤村久和 1995『アイヌ、神々と生きる人々』小学館

【資料】

(発行当時の原文のまま掲載しています。イラスト、一部写真は掲載していません。)

令和元年度 研究·出版助成事業報告書

二風谷のフチ菅野れい子とカッケマッたち



笹村 律子 公益財団法人 アイヌ民族文化財団

画像:発行された報告書の表紙

令和元年度 公益財団法人アイヌ民族文化財団 研究・出版助成事業報告書

『二風谷のフチ萱野れい子とカッケマッたち』 著者 笹村 律子 公益財団法人 アイヌ民族文化財団

はじめに

この報告書は、私が2019年5月~9月までの間に、 等取町二風谷に暮らすアイヌウタリを中心に、17名 の方々から聞き取った内容をまとめたものです。

私が平取町の二風谷に通い始めてから、かれこれ 20年になります。通い始めたきっかけは1冊の本と の出会いでした。

その頃は父を亡くしたばかりで、一人ぽっちになり 寂しい思いをしていた時期でした(母は先に他界して います)。

一人になってこれからのことを漠然と考えたり両親 との思い出に耽る日々を過ごしている中で、自分は何 者なのだろうかと考えるようになって、生前の両親からはアイヌである自分のルーツについては何一つ聞かぬままでいたことに気が付き、そのことを後悔しました。

それからは、自分のルーツが知りたくて毎日のよう に図書館へと足を運ぶようになりました。

はじめの頃は図書館で目についた著名なアイヌ研究 者の本から読み始めたのですが、共感できるところは 多くはありませんでした。それでもアイヌと名の付く 本を手当たり次第に読んでいたら、ついに萱野茂さん が著した『アイヌの碑』(朝日新聞社、1980年)とい う本に出会えました。

私はこの本を夢中になって読んで、ページをめくる たびに涙があふれ止まりませんでした。理不尽な差別 に苦しんでいるのは私だけではないことを知りました。

この本と出会って以来私は萱野さんに会いたくて仕 方がなくなり、思いきってドキドキしながら萱野さん 宅に電話を掛けてしまいました。

その一週間後には萱野さんのお宅にお邪魔していて、 初対面にもかかわらず萱野さんは私を温かく迎え入れ てくれました。会ったばかりの萱野さんに、これまで 受けた差別のことや父親の死からこれまでの出来事を 聞いてもらっているうちに、私は泣き出してしまいま した。

泣いている私に萱野さんはニコニコと穏やかに微笑 みながら「律子さんはアイヌ嫌いのアイヌなんですね。 私も昔はアイヌが嫌いなアイヌでしたよ。でも私に 会ったらアイヌのことが好きになったでしょう」と声 をかけてくれました。

それ以来、度々萱野さん宅を訪れるようになって、 泊めてもらうようにもなりました。あるとき萱野さん から「うちには好きな時に来て、帰りたくなったら帰 りなさい。お腹が減ったら勝手に釜を開けてご飯を食 べて、お客さんが来たらお茶を出しなさい。あなたの ことは家族だと思っています」と嬉しい言葉をかけて 頂きました。それからは本当に自分の家のようにさせ てもらっています。

萱野さんとの奇跡的な出会いをきっかけに、二風谷にたくさんの友人、知人が出来ました。すべて萱野さんのお陰だと感謝しています。

そんな萱野さんとの日々でしたが、萱野茂さんは

2006年5月に肺炎のため亡くなってしまいました。

ここで、またしても私は後悔することになります。 と言うのも、萱野さんから「二風谷に来て私の資料館 を手伝いなさい」と声をかけて頂いていたのに、「山 奥で暮らしたくない」とか「携帯電話がつながらない のがイヤ」ということを理由にして断り続けていたか らです。

萱野茂さんが亡くなったことで、アイヌ文化を学ぶ 道標も失ったように思えて、しばらくは父を亡くした 時と同じように途方に暮れていました。

2015年に、萱野茂先生の活動には足元にも及ばない、私なりのやり方ではありますが、帯広市で「アイヌ勉強会ラムピリカ」という会を始めました。

アイヌ文化に触れてアイヌの理解者になって頂きたい、そしてアイヌのお友達を作って欲しいとの想いからです。

帯広市にはシサム(和人)の方がアイヌの事を知り たいと思っても実際にアイヌ文化に触れられる場所が なかなかありませんでした。

そこで私が友人 3 人を誘ってラムピリカを始めました(2015 年 4 月ラムピリカ立上げ)。

その会員も 2019 年現在で 15 名ほどになりました。 私の会ラムピリカでは、アイヌ料理やアイヌ刺繍、 アイヌ語、アイヌの歴史、アイヌ彫刻などの体験講座 を月に 2 回開いています。

講師には出来るだけウタリの方を招いて、色んなお話を聞きながら直接アイヌ文化に触れて頂くようにしています。

地道な活動ではありますが、このような活動をする ことで少しでもアイヌの仲間を増やしていきたいと 思っています。

北海道に住んでいる多くの人たちは、以前の私と同じように開拓期以前の北海道の歴史を知らずに生活していると思います。私自身も学校などで教わった憶えはありませんので仕方がないのですが、そのような歴史や文化を知ることは大事なことだと思っています。

師と仰いでいた萱野茂さんから直接お話を伺うこと はかなわなくなってしまいましたが、茂さんと長年連 れ添ってきた大好きな萱野れい子おばあちゃんをはじ め、長年二風谷に住んでいるエカシやフチの方々から お話を伺うことで、二風谷の歴史を学べるのではない かと思い立ち、重い腰を上げて、今回この聞き取り調 査に取り組んでみることにしました。

聞き取り調査にご協力いただいた方々は、全部で

17名です。聞き取りに要した日数は17日間で延べ29時間に及びました。振り返ると、この夏の休日はほとんど二風谷に通っていたことになります。

聞き取りの内容ですが、私はアイヌ研究者ではないので専門的なことはほとんど聞いていません。主にご 自身の生い立ちやアイヌ文化との関わり、萱野家との 思い出などを話して頂きました。

萱野家との思い出話を聞きたかったのは、二風谷の歴史を萱野家と二風谷の皆さんとの関わりを通じて、より身近なものとして学ぶことができるのではないかと思ったからです。

お話を伺っている間は終始録音もさせて頂いていた ので、私とのたわいのない会話も録音されています。 今から 20 年、30 年も経てば、これも何かの役に立つ かもしれませんので、大事にとっておこうと思います。

聞き取り調査に取り組んだのには、萱野茂さんやれい子おばあちゃんへの恩返しの気持ちもありました。 私は20代で両親を亡くしており、萱野夫妻を時には親のように思っていました。アイヌ文化に導いてくれた師でもあり、言葉では言い尽くせないくらい感謝しています。

今回の調査では、両親からは聞くことが出来なかったアイヌの先人たちの想いなどをたくさんの方々から聞くことができて、私はたくさんのイコロ(宝物)を頂くことができました。

このイコロを大切にこれからも育てていきたいと思っています。

今回は私が出会った17名の方々から伺ったお話のごくごく一部しか載せることが出来ませんが、この報告書にまとめさせていただきました。

藤谷るみ子さん



写真:令和元年5月12日 平取町二風谷の藤谷民芸店にて

昭和23年生まれ。平取町二風谷出身。

二風谷小学校、平取中学校を卒業されています。

子供の頃から常に織物が家の中にあって、小学校低 学年から母親の織機の横糸づくりを手伝っていたそう です。

その頃からアットゥシ (樹皮による織物)を作り始めていて、かれこれ60年くらいになるのだそうです。 萱野茂資料館の横のチセで実演販売の店を経営されていました。藤谷さんで3代目になるそうです。

萱野家とのエピソード

30代まではアットゥシばかりを織っていたそうですが、当時は毎日のように萱野茂さんへの取材があって、その際に萱野れい子さんが実演された、「シナの生皮を使った袋作り」を見る機会があったそうです。

翌日、同じものを作って茂さんに見てもらったところ、「そうやって、技術は目で盗むものなんだよ」と言ってくれたことが心に残っていると教えてくれました。

昔は萱野さんのチセ(家)でチブサンケ(舟おろしの儀式)を行っていたので、れい子さんの手伝いで200人分の料理を作ったこともあったそうです。

萱野れい子さんは、茂さんの体調が悪い時にコサヨ (粉粥)を作ってあげていて、消化が良くて栄養があっていいのだよと教えてくれました。

「わたしも、れい子さんのように現役で仕事を続けな がら歳を重ねて行きたい」と思っていることも話して くれました。

このほかにも、茂さんのおかげで倉本聰さんや立松 和平さんにお会いすることができたことや、茂さんが 国会議員だった頃の思い出、れい子さんのご両親の思 い出なども話してくれました。

れい子さんのご両親の家にはバッタリ (水力を使った穀物脱皮機)があって、いつも雑穀を挽く音が聞こえていたそうです。

アイヌ文化との関わり

子供の頃はペネイモ(イモ団子)を薪ストーブの上で焼いて、よくおやつに食べていたもので、焼けるときの匂いが懐かしいと話してくれました。家でボタモチを作った時は近所に配って歩いたそうで、ボタモチにアペフチカムイ(火の神さま)の炭の燠を置いて、火が消えないように息をフーフーかけながら急ぎ足で配ったそうです。当時は街燈もなく真っ暗だったけれ

ど、「アペフチカムイが守ってくれているから大丈夫 だからね」と母親に教えられたことを思い出して安心 して歩いていたのだと懐かしいエピソードも話してく れました。

萱野れい子さん



写真:令和元年6月3日平取町のご自宅にて

昭和6年、奥尻島生まれ。

ご一家は、れい子さんが生まれてすぐに二風谷に 引っ越したそうです。

8人兄弟の上から6番目で、姉が3人、兄が2人、 弟が2人いたのだそうです。

父の名前は二谷善之助さんで、母は、はなさんだと 教えてくれました。

父親の仕事は、ウエンナイ沢の渡船場の仕事をしていたそうです。その渡船場は、現在は沙流川ダムの下になってしまっているのだそうです。

昔は炭焼きの仕事をしている人が多かったので、川 向へ炭焼きの方々を渡したり、色々な仕事をしていた ようだと教えてくれました。

当時はウエンナイ沢の下の方に自宅があって、チセで暮らしていたそうですが、弟が生まれたころに現在の二風谷小学校の辺りに引っ越して、木造の蔵のような建物で暮らしていたのだそうです。

当時はその辺りが一番大きな集落だったのだそうです。

れい子さんが12歳になった頃に、姉のはつめさんの旦那さんが亡くなったのに続いて、姉、母と2ヶ月間に3人の家族が次々と亡くなってしまい、とても悲しい思いをしたことも話してくれました。

茂さんとは恋愛結婚だったそうです。れい子さんが 10代の頃から3年間お付き合いをして、れい子さん が20歳、茂さんが26歳で結婚されたそうです。

萱野家は二風谷一の貧乏人だったと言われ、こうした経済的な理由から、れい子さんのご両親からは結婚を強く反対されたそうで、最後まで賛成されぬまま嫁いできたのだそうです。

嫁いで来た萱野家は大家族で、茂さんとその両親、 第3人に妹が1人いたそうで、れい子さんを入れて8 人となり、ご飯支度も大変だったそうです。

家が小高いところにあったので水が引けないため、 下の方に井戸を掘って、毎日水汲みをしていたのだそ うで、ポンプで自宅前に水を引いた時は、本当に嬉し かったそうです。

当時の萱野家では、白っぽい芦毛の雄馬を飼っていて、茂さんの弟さんがお酒を飲みに行ったまま帰ってこなくても馬だけは帰って来るような本当に賢い馬だったそうで、とても可愛がっていたのだそうです。「ある日、その馬が脚を引きずっているので、脚の裏を見てみたら長い釘が刺さっていたのよ、可哀想に。あの馬には本当に助けて貰ったの。身体はおっきいけど優しくてね」と懐かしそうに話してくれました。

茂さんとの結婚生活では、いつも茂さんは外に働き に出ていて、自宅には余り居なかったそうで、「山の 仕事では飯場暮らしが多くて、家に居る時にはひっき りなしに来客があって、アイヌ文化に目覚めてからは、 アイヌの民具を購入するために色んなところに出かけ て行っていた」と教えてくれました。

茂さんが、稼いだお金をアイヌ文化を取り戻すためや、残す為に使っていたことについて尋ねてみたところ、れい子さんの答えは「男の人の決めることだものね、なんも心配してなかったよ。ちゃんと生活費は入れてくれていたし、互いに信じ合わなければ暮らせないべさ」というものでした。

茂さんが安心して家を空けることが出来たのも、れい子さんがいたお陰なのだろうなと思いました。

ただ、二風谷の方々からのお話を聞いてみると、茂さんは出張で海外に行っていても、毎晩れい子さんに 電話していたようで、とても愛妻家だったこともうか がえます。

茂さんに関しては、れい子さんも「私があの人の面倒をみたのは病院にいた時だけだよ」と話されており、 茂さんは何でも出来る人だったのだそうです。

れい子さんが留守のときは、茂さんがお客様に自らお茶を入れたりしていたそうで、国会議員を辞めた後も変わることはなかったそうです。

茂さんはまた、仲人をすることが本当に好きだった そうで、50組ぐらいの仲人をしたのだそうです。

実は私も30代の初めころに、茂さんから「トマト農家でいい若者がいるから会ってみないかい?」と勧められたことがありました。その時お見合いをしていたら、私も今頃は平取でトマトを作っていたのかもしれません。

れい子さんは、平取の方々や茂さんと一緒に、仕事 や旅行でよく海外にも行かれていました。

フィリピンを訪問した際は、大統領主催のレセプションでアイヌ舞踊を披露したのですが、そのときに、アイヌの衣装に着替えた後、それまで着ていた服や靴、お財布なども盗まれてしまったのだそうです。アイヌ 民族初の国会議員の奥様ですというような紹介もされていたので、まさか大統領主催の、警備もしっかりしている場所で盗難にあうとは夢にも思っていなかったと話してくれました。

パスポートと少しのお金だけは懐に入れてあって無事だったそうですが、履物は舞踊を披露する為の草履しか残っていなかったので、その後の観光は草履のままで続けたのだそうです。

落ち込むし早く帰国したいと思っていたそうですが、 手帳も一緒に盗まれたので、国会の議員会館に居る茂 さんに電話をしたくても番号がわからず、連絡するの も大変だったと話して苦笑いを浮かべていました。

その他にもれい子さんにはたくさんのお話をお聞き しましたが、とても強く私の心に残ったのは、「あの 人(茂さん)と一緒になって幸せだったよ」の一言で した。

時には声を詰まらせながら思い出話をしてくださり ました。どれだけの愛や絆で結ばれていたのでしょう か?

そしてれい子さんのお話を聞けば聞くほど私はれい 子さんをどんどん好きになっていきました。

茂さんもそうでしたが、愛らしくて、驕りのない心 の人だからです。

貝澤ユリ子さん

昭和17年生まれ。平取町 旭出身。 現在は平取町二嵐谷にお住まいです。

父親が炭焼きの仕事を営んでいたので、炭を焼く窯を3ヶ所くらい持っていたそうで、窯を変えるたびに近くに家を建てて暮らしていたのだそうです。



写真:令和元年6月8日 平取町の萱野れい子さん宅にて

今とは違って簡単な造りの家で、屋根は柾で壁が板 張りの家だったそうです。

父親は福島県郡山から入植して来た人で、母親は旧 門別町の庫富の出身だったそうです。

母親はヤイサマ(即興歌)の名手だったそうで、母親の声を、今も二風谷アイヌ博物館に残されている音源で聴いて感動したそうです。

「本当に声が良くて上手でね。だからいろんな人に 『母親はあんなに上手いのに何であなたは出来ないの よ』って怒られていて、必死になって練習している」 と話してくれました。

萱野家とのエピソード

ユリ子さんのお母様は、50代の頃に登別のアイヌ 資料館の「ユーカラの里」で茂さんと一緒に働いてい たことがあって、アイヌ舞踊を披露したりヤイサマ (即興歌)を唄ったりしていたそうです。

ユリ子さん自身は、40代の頃に一度、二風谷 アイヌ語教室に通い始めたのですが、その後、家事 や仕事で忙しくなって教室から離れていて、今から 4、 5年前にまた通うようになったのだそうです。アイヌ 語教室の雰囲気が好きなのだと教えてくれました。

ユリ子さんがアイヌ語教室に通った成果は、2018年のアイヌ語弁論大会イタカンローで最優秀賞の受賞という形であらわれました。私もその会場で聞いていましたが、ユリ子さんも母親譲りの綺麗な声の持ち主です。

ユリ子さんの初めてのアイヌ着物づくりも萱野れい子さんが指導したそうです。その着物を樺太でアイヌ舞踊を披露した時に初めて着たのですが、土砂降りの雨に当たってしまい、カパラミブ(切りぶせ着物)の白地に藍色が移ってしまったそうで、帰国後に色々と

処置したけれど元には戻らなかったそうです。

アイヌ文化との関わり

2019 年夏の NHK の TV ドラマ「永遠のニシパ」 では、フチ役として出演されています。

アイヌ語での台詞もあって大変だったそうです。松 浦武四郎役の松本潤さんからは、「カメラに映らない ので台本を下に置いたら良いですよ」とアドバイスが あったけれど、「緊張していてそれもままならなかっ た。でも、いい思い出になった」と話されていました。 ユリ子さんは松浦武四郎も大好きで、武四郎さんの 本を買っては勉強していたそうです。北海道命名 150 年の記念に北海道博物館で開かれていた松浦武四郎展 で踊ったことも記念になったと話されていました。

ユリ子さんはいつもチャーミングで可愛らしい女性 で、私の質問にも一つ一つ丁寧に答えて頂きました。



写真:女性たちによるシンヌラッパ(先祖供養)の様子

豊田礼子さん

昭和25年生まれ。北海道三笠市出身。

6歳で札幌市に引っ越して、大学卒業までは札幌市 にお住まいだったそうです。

高校卒業後に1年間和裁学校で和裁を学んでいた そうで、その後に江別の酪農学園大学に進学して、農 業経済学を専攻したそうです。

大学卒業後は公立小学校事務職として、日高管内の 小学校、中学校に勤務していたそうです。

子供の頃は、近くにアイヌの方がいなかったので、 アイヌ文化との関わりは、博物館の展示を見る程度 だったそうです。

初任地の三石の小学校ではアイヌの子供さんもいて、 普段はなんでもないのだけれど、運動会のフォークダ ンスの時にアイヌの児童が手を繋いでもらえないなど、 子供同士の差別があるのを見て、やるせない気持ちに なったと話してくれました。

萱野家とのエピソード

三石に住んでいた頃は、萱野茂さんが始めたアイヌ 語教室に興味を惹かれていたそうですが、遠くて通え ないのであきらめていたそうです。後に平取小学校に 転勤となり、知り合いの萱野春美さんからアイヌ文化 保存会へのお誘いがあって、入会を決めたと話してく れました。

また、シャクシャイン法要祭に行くときに木幡サチ子さんと知り合い、アイヌ語教室にも通い始めたそうで、以来 15 年以上アイヌ語教室に通い続けているのだそうです。

アイヌ文化保存会で最初にアイヌ着物を作った時の 講師が萱野れい子さんだったそうで、「保存会で借り られる着物は私には小さかったので、個人的にれい子 さんに講師をお願いしたら、とても親切に教えてもら えた」と話してくれました。



写真:令和元年6月8日平取町の萱野れい子さん宅にて

アイヌ文化との関わり

アイヌ文化保存会に入った当初は伝統舞踊も踊って いたそうですが、足を痛めてからは唄専門で、アイヌ 語で唄も唄うのだそうです。

イタカンロー(アイヌ語弁論大会)に出場して優秀 賞を2回受賞されています。自然の一員として生き ていくアイヌの文化が好きで、心地いいと話されてい ました。

樺太アイヌの楽器トンコリも手作りして月2回トンコリチーム「ノト」(アイヌ語で凪の意味)で練習したり、町の文化祭などにも出られています。今現在

も萱野家とは家族ぐるみのお付き合いをしているそうで、最近、れい子さんにエムシアッ (刀掛け) 作りなどの指導をしてもらったのだそうです。

豊田礼子さんは平取に住む素敵なシサムだと私は思いました。

山内正子さん



写真:令和元年6月9日平取町の萱野れい子さん宅にて

昭和18年生まれ。平取町長知内出身で旧姓は日川さん。

父親の名前は久太郎さんで、母親はきよさんだと教 えてくれました。

兄弟は7人で正子さんは上から3番目なのだそうです。

父親は長知内生まれで、母親は二風谷出身で旧姓は 貝澤さんだと教えてくれました。

父親はアイヌ協会が出来る時に農業委員などの役員 を担当していて、貝澤正さんらとアイヌ協会の会議な どにも参加していたそうです。

父親はとても世話好きで、代筆業務なども無料で引き受けていたのだそうです。

萱野家とのエピソード

萱野れい子さんとは、各国の先住民族間の交流のために平取アイヌ協会が主催した旅行で一緒にカナダへ旅行に行ったことがあるそうです。

現在は萱野茂さんが作ったアイヌ語教室に通っており、イタカンロー(アイヌ語弁論大会)には毎年出演していて、令和元年 11 月で 4 回目になったそうです。前回までは原稿を読みながら出演していたそうです

が、これではいけないと思い、今は心を入れ替えて、 原稿に頼らず話せるように取り組んでいるとも話され ていました。

アイヌ文化との関わり

正子さんの幼少の頃は、お正月頃にウタリ (同胞) のエカシ (おじいさん)、フチ (おばあさん) らが各家を回ってカムイノミ (神への祈り) を行っていたのだそうです。

火 (アペフチカムイ) に向かってカムイノミを執り 行うお父様を見たことがあるとのこと。

夏にもカムイノミを行っていた記憶があり、正子さんが小学校3年生の頃までは行われていたことなども話してくれました。

木幡サチ子 さん



写真:令和元年6月10日平取町のご自宅にて

昭和5年生まれ。平取町貫気別出身。

父は武次郎さんで、母はてよさん。

子どもの頃から貫気別で暮らしていて、その頃の貫 気別コタンには、ウタリ(同胞)の家が15軒あった そうです。

住んでいた家は茅葺屋根で壁が板張り、床も板で作 られていたのだそうです。

サチ子さんは、小学校3、4年生の頃から、近所の 農家で子守りをして働いていたそうです。

子供の頃の一番の思い出は、「5歳の時にハポ (アイヌ語で母のこと)が色鮮やかな和服を買ってく れたこと」だそうで、お母様が無理を押して働いてま で買ってくれたものだったそうです。

萱野家とのエピソード

サチ子さんは、萱野れい子さんよりも年上なのですが、いつもれい子さんを頼りにしていたそうで、まるでお姉さんのような存在と考えていたそうです。

れい子さんが子供の頃に裸足で二風谷小学校に通っていた話をサチ子さんも知っていて、「れい子さんは苦労して育ったけど、今は大したもんだよね」と感慨深げに話してくれました。

サチ子さんは、そんなれい子さんとオーストラリア のシドニーへ旅行に行ったことがあって、一緒に遊覧 ヘリコプターに乗ってシドニー上空を飛んだのだそう です。

その時のヘリコプターの操縦士に流ちょうな日本語で「あんたアイヌか? 本当にアイヌか? 俺、アイヌの女性と結婚したいんだ」と口説かれたサチ子さんが「もう私、お嫁に行く気ないから。大丈夫だぁ」と軽口で返した話をはじめ、旅の思い出話を面白おかしく聞かせてくれました。

アイヌ文化との関わり

平成20年~25年頃まで、二風谷コタンのチセでトマ編み(ゴザ編み)の実演を披露していました。

サチ子さんは今では数少ないアイヌ語話者の一人で もあります。

現在も精力的に地元の小、中、高校や各地の大学に 赴いて、アイヌ文化の講師をなされています。

サチ子さんは今回の取材中、私のリクエストに応え てくれてアイヌ語でたくさん話してくれました。もち ろん解説を交えながらです。

次ページにその一部を紹介いたします。

取材中にサチ子さんが話してくれたアイヌ語

自己紹介

アイヌモシリタ

Aynumosir ta

アイヌの大地・で

カニ アナクネ アイヌモシリ イタカナッカ (<イタ カンヤッカ)

Kani anakne Aynumosir itak=an yakka 私・は・アイヌの土地・人が言う・ても シシリムカ ペッ ホントモ、ノカピラ ホントモ Sisirmuka pet hontomo, Nokapira hontomo 沙流川・川の・中流、額平川の・中流、

ヌキベツ コタン コアパマカ Nukibetsu kotan koapamaka 貫気別・村・に生まれる

エカシ クヌ ワ レコロ カトゥ エトンピア ネ ワ ekasi ku=nu wa rekor katu Etompia ne wa 祖父・私が聞く・して・名前を持つ・様子・エトンピア・である・して

フチ クヌ ワ レコロ カトゥ オイ ネ ワ huci ku=nu wa rekor katu Oi ne wa 祖母・私が聞く・して・名前を持つ・様子・オイ・ である・して

オナ クヌワ レコロ カトゥ タケジロウ ona ku=nu wa rekor katu Takejiroo, 父・私が聞く・して・名前を持つ・様子・武次郎

ウヌ クヌ ワ レコロ カトゥ テヨ ネ ワ
unu ku=nu wa rekor katu Teyo ne wa
母・私が聞く・して・名前を持つ・様子・テヨ・で
ある・して

クレコロ… クレヘ 木幡サチ子 ku=rekor.... ku=rehe Kibata Sachiko 私が名前を持つ…私の名前・木幡 サチ子

オチッネ ルブネマッ クネ コロカ ocitne rupnemat ku=ne korka 至らない・老婆・私である・けれど

クニネネワ タナント オッタ kuninenewa tananto otta 成り行きで・今日・に

ピリカ メノコ アイヌイタク ヌ ルスイ セコロ ハ ウェアン コロ

pirka menoko Aynuitak nu rusuy sekor hawean kor 美しい・女性・アイヌ語・を聞く・したい・と・言 う・ながら

エクペネクス アイヌイタカニ クハウェアン コロアン ルウェネナ。

ek pe ne kusu Aynuitak ani ku=hawean kor an ruwe ne na

来る・もの・である・ので・アイヌ語・で・私は言う・ながら・いる・の・である・よ。

[木幡サチ子さん自身の解説(翻訳)]

「私はアイヌモシリといっても北海道沙流川の中ほど、 額平川の中ほど、賞気別村というとこに生まれました。 おじいちゃんの名前がエトンピアで、おばあちゃん の名前がオイと言います。

父親の名前は武次郎で、母親の名前はてよ。私の名前は木幡サチ子。

至らない老婆の私ですけど、今日の日、美人のお姉 ちゃんがアイヌ語を知りたいと言って聞きに来ました ので、アイヌ語で御挨拶申し上げます」

私に掛けてくれた言葉

サンペ ピリカノ ネァキ しな sampe pirka no nepki SINA 「心・良く・て・仕事・しな」

[木幡サチ子さん自身の解説 (翻訳)]

「心優しくお仕事しなさい」

※アイヌ語表記・翻訳:阪口 諒

草薙美壽子さん



写真:令和元年6月23日平取町の自宅にて

昭和13年生まれ。夕張市紅葉山出身。 5歳の時に荷負本村に引っ越してきたそうです。 両親ともにアイヌの方で、旧姓は木村さん。

子供の頃は、山菜などを採りに山に入るときには必ずお酒や米などを持って行って、沢の神さまや立木の神さま、山の神さまに「これから足を踏み入れますのでどうぞよろしくお願いします」と挨拶をしてカムイノミ (神への祈りの儀式)をしていたそうです。

萱野家とのエピソード

萱野夫妻との思い出に、大阪の国立民族学博物館に 連れて行ってもらったことがあるそうです。

貝澤正さんが亡くなった際に、正さんの枕もとで茂さんがアイヌ語で引導渡しをしていたことは今でも印象に残っていると話してくれました。

二風谷ダム(沙流川ダム)を造るときも皆でカムイノミをしたり、現場での遺跡発掘の手伝いをしたそうです。



アイヌ文化との関わり

お母さまは、男の子を妊娠したまま 33 歳で亡くなったそうですが、亡くなって間もなく錆びた鎌でお腹を裂いて、赤ちゃんの魂も神の国へ行けるようにとアイヌプリ(アイヌ式)の儀式を行ったそうです。草薙さんが 12 歳か 13 歳の頃の出来事です。

子供の頃は、荷負本村の神社の下に自宅がありましたが、ある時、桜の木の下に蛇が溜まってしまって、知り合いの方が蛇の上にゴミを置いて焼いたところ、半分焼けてしまった蛇がチセの下に逃げ込んだため、自宅のチセが全焼してしまったそうです。着の身着のままで弟たちと逃げたのだと話してくれました。

草薙さんは、長年にわたってアイヌ文化活動に参

加して、アイヌ文化振興に貢献してきたことが評価 されて、令和元年度のアイヌ文化奨励賞(公益社団 法人アイヌ民族文化財団)を受賞されています。

阿部義男さん



写真:令和元年6月24日 平取町のご自宅にて

昭和16年生まれ。平取町紫雲古津出身。

紫雲古津小学校、富川中学校を卒業されています。 中学まではずっと鍋沢と名乗っていたのだそうですが、高校進学時に役場に行ったら戸籍は阿部になっていたそうです。もともと阿部だったらしいと教えてくれました。

学生時代は同級生ばかりでなく、教師からも酷い差 別を受けていたそうです。

昭和47、8年頃に二風谷に引っ越して結婚なされています。

二風谷で暮らし初めて50年近くになるそうです。

菅野家とのエピソード

二風谷に住居を構えてから、萱野さんと近しくお付き合いしていたそうです。

萱野夫妻と大阪の国立民族学博物館に行ってカムイノミ (神への祈りの儀式)をしたこともあるそうです。「萱野茂さんは一番大切な方だったと思う。萱野さんがいなければ裏の町立博物館も出来ていない」と話されました。

貝澤正さんもウタリ (同胞) に貢献した方で、亡くなった時は藤谷憲幸さんと一緒にアイヌプリ (アイヌ

式)で墓標を作ったそうです。

萱野茂さんと貝澤正さんは二風谷ダム反対運動でも 闘ってくれて、正さん亡き後は貝澤耕一さんが運動を 引き継いでくれたことも教えてくれました。

アイヌ文化との関わり

チブサンケ(舟おろしの儀式)には第1回目から 参加していたとのこと。

毎年チッサンケでは船頭を務めていますが、最近は もっぱら和船の方の船頭をしているそうで、丸木舟は 若くないと操るのが難しいのだとか。

昭和52年のイオマンテ(熊送りの儀式)では、準備作業でカムイノミに使う木を山に採りに行かれていますが、とても寒い冬だったのを憶えているそうです。

チセ(家)造りのために、登別温泉の「ユーカラの 里」や愛知県犬山市の野外民族博物館「リトルワールド」の民族資料館を萱野茂さんや尾崎剛さんと一緒に 見て回ったことや、現在ではチセの材料となるカヤの 入手が難しくなっていることも話してくれました。

昭和33、4年の紫雲古津でのウタリの墓地整理も 手伝ったりしたそうです。

阿部さんはアイヌ協会の理事を 30 年近く務められており、表彰を受けられています。

川奈野一信さん



写真:令和元年7月28日平取町の自宅にて

昭和9年生まれ。平取町長知内出身。

二風谷アイヌ語教室の運営委員長を平成 16 年から 務められています。

萱野夫妻のお話

※川奈野一信さんには、主に萱野夫妻にまつわる話を お聞きしました。

茂さんの人物像を尋ねると「萱野茂さんが食うや食わずのどん底暮らしの中から、アイヌ文化を消さないためにお金を貯めて、アイヌの道具を買い戻したりしていた。意地があったんだ」と話してくれました。

夫妻の印象については、「先生は温厚で他人に優しい、人にモノを教える。れい子さんは利口な人だから 先生が話している時に口を挟まない」と話されていま 1 た。

一信さんの母親の上田としさんは、茂さんと一緒に本州各地を講演して回って、茂さんのお陰で世に出られたと感謝しておられたそうです。

母親が懇意にしていたお陰で、一信さんも萱野さん の家に出入りしやすくなったのだそうです。

萱野茂さんと言えば、よくキューピッド役されていたことが思い出されるそうで、二風谷に一人旅をする女性と二風谷の若者を上手く結びつけていたことを話してくれました。

ある時などは、萱野茂アイヌ資料館前にある縁結びの石に手を合わせている女の子を見つけて、「お姉さんどこから来たの? そんなに北海道好きなら北海道にお嫁に来たら?」と話しかけたら「いい人いますか?」と返って来たので、すぐに一信さんの息子さんの勤める会社に電話して「ちょっと溶接してもらいたい所があるから若いものかしてくれないか?」と言ったそうです。何も知らない息子さんは油で汚れた作業服のままで出かけて行くのですが、こんな具合で若い者同士の出会いの演出をしていたのだそうです。

息子さんはこのことが縁で後に結婚することになって、今では一信さんのお孫さんが3人いるそうです。

萱野夫妻は結婚式の仲人もたくさん引き受けておられたことも話してくれました。

一信さんもまた、若い頃のれい子さんが裸足で歩いていたのを見たことがあって、強く印象に残っているのだそうです。

後日、そのことをれい子さんに聞いてみたところ、「靴は持っていたけど、もったいなくて履かずにいたのよ」と教えてくれました。れい子さんらしいエピソードだなと私も思いました。

一信さんは85歳になった現在も月に2回アイヌ語

教室に通い、萱野茂さんの遺志を継いで運営委員長、 エカシとして指導に励んでおられます。

貝澤美和子さん



写真:令和元年7月29日平取町のご自宅にて

昭和23年生まれ。

熊本県熊本市南阿蘇村出身。

17歳のときに交通事故で母親を亡くしているそうです。

21 歳の時 (昭和 45 年) に二風谷の貝澤耕一さんと ご結婚されました。

結婚した当初は慣れない農作業にとても苦労したそうで、朝4時に起床して7時には畑で作業していないと姑さんに強く叱られたそうで、当時はがむしゃらに働いていたと話してくれました。

貝澤正さんはお舅さんに当たります。

※美和子さんには、貝澤正さんの思い出を中心にお話 を伺いました。

貝澤正さんの思い出

正さんはいつもウタリ(同胞)のために働いていて、 私利私欲が無く、人を疑うことを知らないような人 だったそうです。

晩年には平取周辺の山林が三井財閥の所有物になっていることに憤って、三井の会長宛に手紙を出して亡くなる前までその返事を待っていたのだそうです。

二風谷はアイヌのイオルでアイヌの大切な狩猟の場でした。

正さんは、亡くなる前まで新聞に目を通していて、いつもウタリの心配をしていたそうで、自分の家族よりもウタリのために生きた人だったと話してくれました。

美和子さんは、そんな正さんが大好きだったのだそうです。

正さんが大腸がんを患って、美和子さんの運転で病 院通いをしていたのですが、道中の車の中で、正さん と色んなおしゃべりをするのが楽しかったのだそうで す。

食事制限もあったので、外食などは本当は良くなかったのだけれど、病院帰りに寿司とビールを飲むことが唯一の楽しみだったそうで、「本当に美味しそうにビール飲むのよ。でも病気だったからお寿司だってほんのちょっとなの、でもねそれが正じいちゃんの楽しみだったのよ」と教えてくれました。

正さんと萱野茂さんは、二風谷ダム (沙流川ダム) 反対運動でもたった二人きりで闘ってくれて、決して 他の住民を巻き込むことはなかったそうで、そんな正 さんを妻のしずさんは心の底から尊敬していたようだ とも話してくれました。

正さんはダム裁判の判決が出る前に亡くなってしまったのですが、葬儀はアイヌ式で執り行われて、祭司を務めた萱野茂さんがアイヌ語で印導渡しをされたのだそうです。

現在の美和子さんの日課は、家業の農家を手伝いながら、空いた時間でアイヌ着物を作ったり、サラニブ (編み袋)を作ったりすることだそうです。そんな美和子さんは、食文化や伝統工芸品作りを通じて行ってきた、アイヌ文化の普及啓発や人材育成への貢献が評価されて、令和元年度のアイヌ文化奨励賞(公益社団法人アイヌ民族文化財団)を受賞されています。

菅野志朗さん

昭和 33 年生まれ。平取町二風谷出身。

萱野茂、れい子夫妻の次男にあたります。

亜細亜大学法学部を卒業後は、東京でサラリーマン をしていました。

1992年に萱野茂二風谷アイヌ資料館に副館長として勤め始めて、2006年には館長に就任しています。

両親の思い出

父親の茂さんは勤勉で、お酒も飲まなかったそうで



写真:令和元年7月29日 萱野茂二風谷アイヌ資料館にて

す。

志朗さんが子供の頃は、茂さんが仕事でほとんど自 宅に居ることがなかったので、勉強を教えて貰ったこ とはなかったそうです。

茂さんから聞いたという戦時中の話では、茂さんが室蘭八丁平で飛行場整備に従事していた時に、米軍のグラマン戦闘機から機銃掃射されたことがあって、茂さんはスコップで頭を隠したままで腰が抜けて、その場を動くことが出来なかったのだそうで、「あんなの当たったらイチコロなのに」と茂さんがよく話していのだそうです。

茂さんは子供の頃に押切(草を切る器具)に挟まって右手の人差し指がないため、徴兵検査で不合格にされたそうです。人差し指が無いと鉄砲が撃てないからなのだそうです。

茂さんは八丁平で仕事をしている時もずっと日記をつけていたのですが、終戦時に米兵が来て、何かの証拠に使われては困ると言って日記を燃やされたのだと話されていたそうです。

茂さんはとても記憶力が良かったので「日記が残っ ていたらとても貴重な資料になったに違いない」と志 朗さんは残念がっていました。

志朗さんが二風谷で父親の跡を継ぐことになったのは、1987年に茂さんから「カナダのアラトゲに研修旅行があるので行かないか?」と誘われたのがきっかけだったそうです。

そこで少数民族のクワクワカワク族の方と交流して、 独自の言語を残していく必要性を感じたのだそうです。 母親であるれい子さんについては、「あの年になっ てもウタリ、シサム、どなたにでも分け隔てなく、 アイヌの手仕事を教えているところが素晴らしいと 思う。いつまでも元気でいて欲しい」と話してくれま した。

一度だけ父と母が喧嘩しているのを見たことがある そうで、小学生だった頃のクリスマスに買ってきてく れたケーキが原因だったらしく、父も母も良かれと 思ってケーキを買ってきたのが、2重になってしまっ て揉めていたのだそうです。当時の2人にとっては 大問題だったのだろうなと振り返りながら「アイヌな のにそんなの祝うなということだよ、多分」と笑顔で 話されていました。

石原イツ子さん



写真:令和元年8月15日札幌市のサッポロ堂書店にて

昭和27年生まれ。平取町本町出身。

生家は義経神社の真横にあったそうです。

母は荷負出身のアイヌで父は和人だと教えてくれま した。

中学校卒業まで平取町で育ち、その後苫小牧の美容学校に進学したそうです。卒業後は5年間、美容師として静内や平取で働いた後、勉強し直そうと思い立ったそうで、美容師の仕事に区切りをつけて札幌に移って定時制高校に通ったのだそうです。

高校卒業は25歳だったと教えてくれました。

アイヌ文化との関わり

子どもの頃を過ごした平取本町では、アイヌ文化に 触れる機会は多くなかったけれど、近所のお婆さんで アイヌ語を話したり口にシヌイエ (口の周りに刺青) を施している方が 4 人程居たことを憶えているそう です。

イツ子さんのお母さんは共稼ぎで家計を支えていた そうで、お祖母さんからアイヌ文化に関する事柄は継 承していないのだそうです。ただ、お祖母さんが存命 中は、ゴザ編みの材料のガマ等は、お母さんが採って 来ていたのだそうです。

お母さんは大正 15年の生まれで、8歳から働き始めて亡くなる前の年まで選果場等で働いていたそうで、大変な働き者だったのだそうです。

平取でイツ子さんが育った頃は、アイヌの子が虐められるようなことはなかったけれど、それは表面的なことで、いざ結婚とか就職とかの場面ではいくばくかの差別があったのを見てきたのだそうです。

イツ子さん自身は全く差別を受けたことはないのだそうですが、そのような経験もあって、20歳頃からアイヌ関係の本をたくさん読んだのだそうです。そのきっかけとなったのはの『近代民衆の記録 5 アイヌ』(新人物往来社、1972年)という本を買ってからなのだそうで、とても高価な本だったそうです。その本を読むまで、親にも周りにも言えなかったそうですが、アイヌって凄く悪い印象を持っていたのだそうです。ところが「近代民衆の記録 5 アイヌ」に登場する森竹竹市や知里幸恵のようなアイヌの先人たちは、バチェラー学園に通ったり大学に行っている人もいて、今まで抱いていたアイヌのイメージと違う、そんな同胞がいることに衝撃を受けたのだそうです。

本好きが高じてか、イツ子さんは夫とともに、 1981年に北海道大学前で古書店サッポロ堂を開業しました。現在は札幌市南区真駒内緑町に移って営業しています。

アイヌ関係の書籍を数多く揃えており、アイヌ研究 者や私なども大変お世話になっています。

そんなイツ子さんが「アイヌ文化とか、色々なものに触れている人たちは、私たち以前の人間の、先人の生きた時代の本を読むことが大事だよ」と話してくれました。

川奈野元子さん

昭和15年生まれ。日高町(旧門別町) 広富出身。 4歳まで広富に住んでいたが、父親が亡くなったの を機にペナコリ(荷負) に引っ越したのだそうです。



写真: 令和元年8月18日 平取町のご自宅にて

母親の身体が弱かった為に幼少の頃から母親の手伝 いや農家の仕事などをしていたそうです。

一信さんからご飯炊きを頼まれて、そのまま 16 歳 で一信さんと結婚したそうです。

「押しかけ女房なのよ」とか「喧嘩ばっかりしている のよ」と話されていましたが、本当に仲睦まじくて、 私は羨ましく思いました。

萱野家とのエピソード

アイヌ着物を初めて作った時に指導してくれたのは れい子さんでした。

出来上がった着物を見て、萱野茂さんが「50万出すからその着物売ってくれないかい?」と言ってくれ、横に居たれい子さんが「苦労して作ったんだもの、売れないよねぇ」というやり取りがあったのをその時の着物を見るたびに思い出して懐かしく感じるのだそうです。

アイヌ文化との関わり

元子さんの母親はトマ編み (ゴザ編み) をしていた そうですが、自分では作ったことがなかったそうです。

平取のアイヌ文化保存会に入会してからトマ編みの 技術を習得したのだそうです。

今では二風谷コタンのチセでサラニブ(編袋)作り の実演などもなされているそうです。

元子さんが初めてお産をした時は、二風谷の青木愛 子さんが産婆さんをしてくれたのだそうです。

青木愛子さんはトゥスをなさる方として有名だった そうです。

(※トゥスとはシャーマニズムのような巫術をするひとのこと。)

青木愛子さんは不思議な方だったそうです。元子さんの身体を触っただけで悪い所が分かり、治してもらったこともあるそうです。

元子さんには6人のお子さんがいますが、出産は 本当に楽だったそうで、「もうポンポン生まれた」の だそうです。

本人の弁によると「20分~30分で生まれた。『お腹が張ってきた』と一信さんに伝えると、慌てて産婆さんを呼びに行ってくれるのだけれど、産婆さんが着く前にポンと出ちゃう」のだそうで、元子さんのお母さんには「鶏だって卵産むとき苦しい顔するのにお前だったら」と呆れられていたそうです。

そんな元子さんのお母さんは、数年前に他界してしまいましたが、100歳まで生きての大往生だったのだそうです。

貝澤留治さん



写真: 令和元年8月19日平取町の自宅にて

昭和 10 年生まれ。平取町二風谷出身。

萱野茂さんの実弟で9人兄弟の上から6番目になります。

茂さんは年齢が 10 歳も上なので、兄でもあり父親 的な存在でもあったのだそうです。

兄の茂さんは多くを語ることはなく、ぽつぽつと物を言う人だったと話されていました。

茂さんからは商売の鉄則であるお金の事を教えられ たそうです。

菅野家とのエピソード

れい子さんが茂さんのお嫁さんになって、留治さん ら大家族の中に入って来てくれたことは本当に有難 かったそうで、苦労も掛けたしすごくお世話にもなっ



写真:貝澤留治さんを取材中のひとこま(撮影:前沢卓)

たと話してくれました。

食べ盛りの留治さんら大家族の食事は、大鍋で毎回 作るので大変だったと思うと話されていました。

留治さんが 10 代の頃、茂さんと一緒に営林署の仕事をしていたとのことで、木を伐る仕事は伐れば伐るほどお金になったので朝から夜まで働いたそうです。

山仕事では茂さんに敵わなかったそうで、茂さんは 鋸の使い方が上手かったのだと教えてくれました。

若い頃は、本州にも仕事に行って、地下鉄の仕事などもしていたそうですが、ヤンチャをして 26 歳でお酒を止めたのだそうです。

その頃、庭石ブームが来て桂造園土木を始めたとのことで、今では6町歩の石置き場一杯に石が置いてあるのだそうです。

桂造園土木を株式会社にしたのは、平成8年8月8日で、語呂が良いのでこの日にしたのだそうです。今は娘さんの旦那様が跡を継いでくれていて、孫娘も造園学校に通って庭師に成りたいと言ってくれることが嬉しいのだと話してくれました。

アイヌ文化との関わり

阿寒町の彫刻家だった藤戸竹喜さんとは親戚の関係 だったそうで、よく留治さんの家に遊びに来てくれて いたのだそうです。

留治さんは藤戸さんがハーレーダビッドソンに乗っているのを見て自分も欲しくなり、同じハーレーダビッドソンを買った思い出なども話してくれました。

留治さんの奥様が 100 食近くの蕎麦を作り、焼肉パーティなどもしたことがあるそうで、藤戸さんやびっくりドンキーの社長も参加していたのだと教えてくれました。

そんな関係から、びっくりドンキーの関連会社が経

営している恵庭のえこりん村では、すべての庭園を留 治さんが手掛けているのだそうです。

土屋美枝子さん



写真:令和元年8月19日 平取町の自宅にて

昭和27年まれ。平取町本町出身。

萱野夫妻とのエピソード

2007年に平取でのアイヌ刺繍の上級者コースがあり、参加したのですが、その時の講師が萱野れい子さんだったそうです。

美枝子さんが子供の頃は、萱野茂さんから「平取のお嬢さん」と呼ばれていて、優しいおじさんだったと 教えてくれました。

アイヌ文化との関わり

「生まれも育ちもこの場所なのよ」と笑顔でお話を始めてくれました。

美枝子さんは今もずっとアイヌの手仕事を毎日して います。

アイヌ着物を作ったり、刺繍をしたり、サラニッ (編袋) を作ったりと、自宅の居間がギャラリーのように飾られていました。

多い日は1日10時間ほど手仕事をするのだそうで す。

手仕事が趣味で、楽しくて仕方ないのだとお話して くれました。

「手仕事をしている時は時間も忘れてしまうほどです

よ」とも話していました。

こうしたアイヌ文化の楽しさを教えてくれたのは貝澤美和子さんで、今はお二人で貴気別小学校などでもアイヌ文化講師をしているそうです。

もともと手仕事が好きで、パッチワークなどの趣味 があったので、アイヌの手仕事もめきめきと上達して、 今では美枝子さんの作ったサラニッが、千葉県佐倉市 の国立歴史民俗博物館に展示してあるのだそうです。

トマ編み (ゴザ編み) もするそうです。「アイヌの手仕事を 50 歳から始めたけど、何かを始める時に早い遅いは関係がない」と話されていて、自分がやりたいと思った時がその人のスタートのときなのだそうです

チブサンケ (舟おろしの儀式) での美枝子さんの最近の役割は、お料理担当で、2019年のチブサンケではラタシケブ (混ぜ煮) とコサヨ (粉粥) 作りに腕を振るったそうです。

私もご馳走して頂きましたが、とても美味しかったです。

毎年5月には貝澤耕一、美和子夫妻は平取町二風谷で「チコロナイ」(私たちの沢)を開催しており、今現在は森を残す為にオヒョウの苗木作りを美枝子さんがお手伝いしているそうです。

このチコロナイでも美枝子さんが食事作りの担当で、 もはや50人分ぐらいなら簡単に作れるようになった と話してくれました。

そのせいもあって、「ケアハウスでの20人分の食事の準備がへっちゃらになりました」と笑っておられました。

山本栄子さん

昭和20年生まれ。十勝管内本別町出身。

24歳で阿寒町の山本文利さんとご結婚。

山本文利さんは阿寒町の山本多助エカシの息子さんに当たります。

阿寒町にお嫁に来てから本格的にアイヌ舞踊をはじ めたそうで、昔はオンネチセなどで毎晩踊っていたの だそうです。

阿寒口琴の会にも入会して、オーストラリア、ウイーン、アラスカなど、世界各地を回ったそうです。

その他、世界の口琴の素材や地域差などについても 話してくれました。



写真:令和元年8月26日阿寒町のご自宅にて

萱野家とのエピソード

昭和 40 年 2 月に東京世田谷で庭石の展示会が開かれて、そこに萱野茂さんも来場することを新聞で知ったそうで、出かけて行った会場で茂さんから話しかけて頂いて、帰りには茂さんと弟さんにスパゲッティをごちそうになったそうです。

スパゲッティを食べたのはその時が初めてだったので、とても感動したことを話してくれました。

当時から茂さんは有名人で、金田一京助先生に アイヌ語を教えていたりしたので、凄く尊敬していた のだそうです。

茂さんのお孫さんの公裕さんと、栄子さんの娘のり えさんが結婚するなんて夢にも思っていなかったと話 され、縁とは不思議なものだとも話されていました。

萱野茂さんの「妻は借りもの」という本も読んでいたそうで、「萱野さんのところは夫婦喧嘩もなかったと聞いているし、公裕さんもいい人だしさ、姑さんもいい人だし、おばあちゃんもいい人だからね、幸せだよ、りえは」と笑顔を見せてくれました。

アイヌ文化との関わり

阿寒湖アイヌシアター「イコロ」で上映している阿 寒ユーカラ「ロストカムイ」の写真撮影の時の苦労話 も伺いました。

マイナス 28℃の日の出前から日没まで、阿寒湖の 湖上でアイヌ衣裳を着て、三日間撮影をしたのだそう で、身体は凍えブルブル震えながらの撮影で、とても 辛かったのだと話してくれました。

それでも阿寒町のあちこちに、「ロストカムイ」の ポスターが貼られていることは嬉しく思っているそう です。 栄子さんは、東京のペウレウタリの会にも入会していて、50年以上活動を続けておられます。

溝口尚美さん



写真:令和元年9月17日平取町の萱野れい子さん宅にて

昭和 43 年生まれ。兵庫県加東郡東条町出身。 現在は米国ニューヨークに在住しています。

地元の教育大学を中退した後、大阪の音響の専門学校に進み、卒業後は兵庫県の映像制作会社に就職した そうです。

※溝口さんには「AINU・ひと」を撮影するきっかけ について伺いました。

映像制作会社での仕事は、例えば下水処理場の見学者向けの説明用映像だとか市制75周年の映画とか多岐に渡っていたそうです。その中に短編文化映画というジャンルがあって、そのアシスタントもしていたそうですが、その時の師匠(映像ディレクター)から被差別部落のドキュメンタリーを観せてもらったそうです。そのドキュメンタリーでは、被差別部落の女性が語り部となって本当にありのままを語っていて、「ああ本当に部落差別ってこういうことなのか」ということが解ったのだそうです。以降、師匠と一緒に在日のドキュメンタリー等、語り部のシリーズを手掛けるようになったそうです。

その後、国内の景気が下向きになるのに伴って企業からの説明用の映像制作の類の仕事が減って、代わりに TV 局の仕事が増えてきたそうなのですが、TV の



画像:溝口さんの監督作品「AINU・ひと」のポスター

場合はスポンサーの意向もあって、思うような映像が 作れないこともあり、悶々としていた時期があったそ うです。そんな時期に、米国では今まで撮られる側 だった人たちが映像を撮る、例えば障がい者が自分で 自分たちの映像を作る、というような活動があること を知って、興味を持ったことが渡米のきっかけだった と話してくれました。

渡米後、ご自身でも NPO を立ち上げて海外の先住 民族を取材されているときに、海外の先住民族を取材 しておきながら、日本の先住民族のことを全く知らな いでいる自分に気が付いたそうです。

それをきっかけに 2008 年から平取町二風谷に通いはじめるようになって、ある夜、二風谷のアイヌ語教室の見学が終わったタイミングで川奈野一信さんに話しかけられて、今後は川奈野さん宅に泊まるように誘って頂いたのだそうです。お陰で二風谷の色々な方たちと知り合うことが出来たのだそうです。

翌 2009 年に二風谷を訪れた際には川奈野さん宅にお世話になりながら、口承文芸でまだ映像化されていなかった木幡サチ子さんのヌタプカタ(カムイユーカラ)やチセづくりの際の地鎮祭を撮って、海外の先住民族の映像と併せてビデオにまとめて、役場や町立博物館に置いて行ったのだそうです。

2015年に一時帰国した際に町立博物館で置いて 行ったビデオの話をしたところ、アイヌの言葉や文化、 暮らしの様子などを映像に残して継承して行くことが 望まれていることを知って、二風谷の皆さんへの恩返 しとして取り組んだのが「AINU・ひと」の撮影だっ たそうです。

「AINU・ひと」は2018年に完成して、2020年現在、日本各地で上映されています。平取町のエカシである川奈野一信さんや故・鍋沢保さん、萱野れい子さん、木幡サチ子さんなどの日常や二風谷のお祭りの様子が収録されています。

感謝の言葉

2019年に「二風谷のフチ 萱野れい子とカッケマッたち」を平取町二風谷周辺の方々に聞き取り取材させて頂きました。

聞き取りを始めた当初は、何をお聞きしたらいいのか分からず、時には録音に失敗したりと戸惑うことばかりでした。

はじめの頃は、改まって敬語を使ってお話を伺っていたのですが、聞き手の私の方が普段と違った態度で接することで皆さんを緊張させてしまっていたようで、普段の顔が隠れてしまうことに気がつきました。

それ以降は、あえて普段の口調で接することにして、 皆さんにも「いつも通りで」とお願いして聞き取りを するようなりました。

そうすることでようやく、いつも通りの飾り気のない素顔の皆さんになって頂けて、お話が伺えるようになりました。

始めの頃は、胃が痛む程苦痛な取材でしたが(自分の取材が下手でイヤになっていました)、取材を進めて行く中で少しずつ楽しくなって行きました。

たくさんの方々が経験した苦労をお聞きしましたし、 時には涙を流してお話してくださったり、心が温まる お話や、お腹を抱えて笑ったりと本当に素敵なお時間 を与えて頂きました。

自宅に戻ってもう一度録音を聞き返すと、「あれも聞けばよかった」とか、「これを聞くのを忘れた」ということが出てくることも度々ありました。

今回の「二風谷のフチ 萱野れい子とカッケマッたち」にご協力頂いたフチ、エカシの方たちは、萱野れい子さん、木幡サチ子さん、藤谷るみ子さん、貝澤ユリ子さん、豊田礼子さん、山内正子さん、草薙美壽子さん、阿部義男さん、川奈野一信さん、萱野志朗さん、貝澤美和子さん、石原イツ子さん、川奈野元子さん、貝澤留治さん、土屋美枝子さん、山本栄子さん、溝口

尚美さんの17名です。

貴重なお話を聞かせて頂きまして、本当に有難うご ざいました。

録音からの文字起こしには、阪口諒さん、北沢実さん、平野明さん、樋口博志さん、久保ともえさん、山田慎太郎さん、石井正樹さん、末下美穂さんの8名の方たちに力を貸して頂きました。

期限がある中で、ご無理を言って引き受けて頂きま して、本当に有難うございました。

阪口諒さんには、木幡サチ子さんが話してくれた、 アイヌ語の部分の文字起こしと翻訳まで付けて頂きま した。本当に有難うございました。

更に、私のイラストを描いてくれた伊藤菜央さん、 有難うございます。いつも名刺代わりに使わせて頂い ています。

その他、文章の校正にご協力くださった帯広百年記 念館の皆さんにもお礼を申し上げます。

皆さんのお力添えがなければ、今回のこの報告書は 出来上がりませんでした。感謝の気持ちでいっぱいで す。

そして私は引き続きこの聞き取り調査を続けて行こ うと思っております。

またどんなお話が聞けるのかと楽しみにしています。これからも宜しくお願いいたします。

帯広にて 2020 年 1 月吉日 笹村 律子

※この事業は、公益財団法人アイヌ民族文化財団の研究出版助成を受けて行いました。

北海道アイヌ協会創立当時の請願書等について

Petition from the time of the establishment of the Ainu Association of Hokkaido

マーク・ウィンチェスター (Mark WINCHESTER, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 アソシエイトフェロー(Associate Fellow, National Ainu Museum)

田村将人 (TAMURA Masato)

国立アイヌ民族博物館 資料情報室長(Manager of Collection Management Division, National Ainu Museum)

キーワード:北海道アイヌ協会、GHQ、向井山雄、小川佐助、農地改革

Key Words: Ainu Association of Hokkaido, SCAP, Mukai Yamao, Ogawa Sasuke, Land reform

1946年2月24日、北海道アイヌ協会(理事長向井山雄)が創立され、翌3月には社団法人として知事の認可を得、法人登記された。同団体は、1961年、北海道ウタリ協会に改称し、2009年、ふたたび北海道アイヌ協会と名称を変更し現在に至っている。この名称の変遷は、「アイヌ」という言葉が被差別体験に結び付き、当事者が名乗りにくい時代が長かったことを物語っている。2009年の改称までの間にも、毎年のように議論が繰り返されていた。

さて、敗戦直後の混乱の中、北海道内各地のアイヌ 民族の有志が連携し組織化を急いだのには、当時は GHQ (連合国軍最高司令官総司令部)の占領下にあっ てアイヌ民族としての意思表明が必要だったというこ とがある。とりわけ、北海道旧土人保護法による給与 地が農地改革の適用を受けて没収されないよう陳情活 動を行うことは、大きな目的だったと言えるが、結果 として給与地も農地改革の対象となった。このような 中、『アイヌ新聞』を発行した高橋真(1920-1976)が、 GHQ の幹部数人に接触し、さらに連合国軍最高司令 官マッカーサー元帥宛てに手紙を送っていることから も、当時のアイヌ民族にとって現状打破の活動だった と言える(伴野 2012)。

文化庁に設置された国立アイヌ民族博物館設立準備室(以下「準備室」とする)は博物館(2020年7月12日開館)の開館準備を進める過程で、言語学者であり民族学者でもあった知里真志保(1909-1961)に関連する資料を入手した。その中に、1946年の日付の入った資料が含まれていたので、まずは概略を紹介

し、いくつかについて翻刻して資料紹介を行う。

解題

1) GHQスウィング少将宛て向井山雄理事長1946年5 月10日付書簡

これは、すでに各省庁に送っている嘆願書を送付するのでアイヌ民族の現状を理解し解決に尽力されたい旨が請願されている。なお、当時の北海道アイヌ協会幹部が、スウィング少将より日本からの「独立」の意思の有無を尋ねられたとするエピソードがある(社団法人北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会1990:925-931)が、本稿で紹介する資料がその契機となった可能性があることも考えておきたい。

2) 「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願」

原稿用紙にペン書き (一部、黒鉛筆)で書かれ、そこに黒や赤の鉛筆で推敲された形跡が読める。北海道立図書館および北海道大学付属図書館に所蔵されている「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願書」(タイプ打ち)は本資料と同じ内容である。したがって、本資料が原文で、両図書館所蔵の資料はそれを清書したものであるといえるだろう。また、1947年に各省庁および GHQ 宛てに送付された文書の基になったことが推察される(社団法人北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会 1990:859-900)。

文書の差出人は「北海道庁厚生課内 社団法人北海 道アイヌ協会 理事長 向井山雄」の名前で締めくく られており、文中に「御庁」とあるも具体的な宛名は

表 1	関係す	る資料	5 点	の概要

1	スウィング少将(GHQ)宛て向井山雄(北海道アイヌ協会	英文タイプ、1枚、カーボン複
	理事長) 1946年5月10日付け書簡	写。
2	表題「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願」。	手稿、ペン書き(黒、青イン
	文末に「昭和二十一年 月 日〔空白〕/北海道庁厚生	ク、一部、黒鉛筆)、赤鉛筆で
	課内 社団法人北海道アイヌ協会 理事長 向井山雄/	校正。「昭和 年 月 日」入
	〔空白〕殿」。	り 11 行青色罫紙、15 枚。
3	表題「Petition for Promotion & Relief of Ainu race	英文タイプ、6枚、カーボン複
	/ Hokkaido Ainu Association(Foundational	写。
	Juridical person)」。	
	文末に、1946年、月日空白、「President of the directors	
	Y. Mukai Hokkaido Ainu Association」、ただし署名無	
	し。	
4	表題「社団法人 北海道アイヌ協会定款」〔全33か条〕	謄写版、6ページ。
5	表題「The Articles of the Ainu Association	英文タイプ、3枚、カーボン複
	(Corporate Judicial person)」〔北海道アイヌ協会定款	写。
	全 33 か条の英文〕	

書かれず、当時の国内の各省庁へ共通した文面で作成されたことを想像させる草稿である。内容は、主に明治に施行された北海道地券発行条例(1877年)で官有地に編入された土地の解釈、さらに北海道旧土人保護法(1899年)では農業用の土地が未開地に限るとされたため、それまでアイヌ民族が「占有」してきた耕作地が該当しなかった問題点が指摘されている。さらに、給与地の下付面積が専業農家となるには不足であること、とくに浦河や新冠の農場創設で強制移住を余儀なくされたアイヌ民族の権利回復などを例に挙げている。

使用されたものと同じ罫紙が、山本多助(釧路支部長)宛ての小川佐助(北海道アイヌ協会常務理事)による1946年5月16日付け書簡(竹内2006:397-398)でも使用されており、筆跡が酷似していることから、小川によって書かれたものと推測できる。3)「Petition for Promotion & Relief of Ainu race」はその要約英文と考えられる。

この後、5月31日には小川佐助、文字常太郎らが 上京して内務省に対して新冠御料牧場解放とアイヌ の入地を陳情。6月には北海道アイヌ協会幹部が、7 月9日には高橋真が、7月23日には文字常太郎がそ れぞれスウィング少将に面会している。このような動 きは翌年にかけて頻繁に行われており、当時の衆議院 議員選挙、北海道庁長官選挙、北海道議会議員選挙に アイヌ民族の立候補者(いずれも落選)があったこと からも(竹内 2006:500-502)、戦後の新生日本への 期待と積極的な行動とみることができる。

翻刻にあたり、旧字は新字に変更し、訂正された箇所には抹消線を付加した。判読不可の文字は□で示した。編者による誤読の可能性もある。現在では不適切な表現もあるが、歴史的資料を把握するためであり、差別等を助長する意図がないことを理解いただきたい。

Petition for Promotion & Relief of Ainu race / Hokkaido Ainu Association(Foundational Juridical person)

本資料は2)「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願」の要約英文であるが、各箇所が日本語の原文とは異なる箇所があり、英語を母語とする GHQ スウィング少将の理解を得るためにいくつもの工夫がなされていることがわかる。ところどころ英単語のつづりの誤りも見られるが、おそらく辞書等を使用せずに一気に打ち込んだ形跡があることから、きわめて流暢な英語を使いこなしていた人物によるものだと言える。翻刻するにあたり、誤字脱字等はすべて原文のママとした。

「北海道ノ先住民族デアリ」の訳語として「the preoccupying race of Hokkaido」の使用がまず目を引く。 国際法上の概念としての indigenous peoples や、その訳語としての「先住民族」が定着する前の時代だが、アイヌ民族に関しては「先住民族」という言葉がはやくも使われている。ただし、このことばの初期の著名な例としては違星北斗の「アイヌの姿」(1927 年)での使用が挙げられる(違星 1984:115)。

第4行には、原文の「水草ヲ逐フテ原始的生活ニ沈淪スルノ余儀ナキニ至ツタ」に「majority of Ainu had to become like those bedouins」(大多数のアイヌはベドウィンと同じようにならざるをえず)という例えが付け加えられている。いわゆる「遊牧」生活で著名なアラブの民族をここで比較の対象として挙げていることに、英語圏の人を相手に、アイヌの歴史と現状をわかりやすく伝える努力が読み取れる。「和人ノ搾取奸詐」が「the cunning Japanese」(「狡猾な日本人」とも訳せる)になっていることも興味深い。

以下、原文と訳文にいくつもの相違が見られ、これらの詳細な分析や訳語の選択の分析等から、訳者の特定が可能と思われる。また、当時の北海道アイヌ協会の活動方針を伝える上で訳者がもっとも重視したものや、訳者の原文に対する自身の考え方の投影を読み取ることができる。

さて、これらの資料を知里真志保(およびその周 囲)が持っていたことをどう解釈するか。1946年当 時、知里真志保は北海道アイヌ協会の参与、兄・高央 は理事であった。さらに、知里高央、真志保兄弟とも 英語を得意としており、ここに紹介した資料の英訳 (英文作成)を行った可能性はある。少なくとも、こ の文書が作成されたころは、知里真志保はアイヌ協会 の活動に積極的に関わった時期であった(竹内・小 坂 2007)。また、これらの資料の他に、準備室は高橋 真の『アイヌ新聞』の第3、5、8号も同時に入手し ており、その第5号には「知里高央先生」との鉛筆 書きの献呈辞が見られる。また竹内は、北海道アイヌ 協会の設立総会より常務理事を務めた小川佐助や縁威 者の証言と、1946年のアイヌ協会昭和21年度収支 決算書の人事費欄に定款の「起草等への謝礼として支 払われたと理解できる『知里高央百円』の記載がある ことから」(竹内 2020:26)、定款起草者を知里高央 としている。このことから、これらの資料と知里高央、 真志保兄弟の関わりを想定しておくに留めておこう。

いずれにせよ、これらは日本の敗戦と、アイヌ民族の権利回復への期待が入り交じった 1946 年当時のアイヌ史を探っていく上で重要な資料といえよう。今後、詳しい分析の成果報告も含めて、資料の活用を図っていきたい。

なお、国立アイヌ民族博物館では、常設の基本展示室にて定期的な展示替えを行っているが、当該資料もその一環として展示している時期がある。資料保存の観点から、とくに手稿や衣服等は2か月を目途に展示替えを行っていることをご理解いただきたい。また、北海道内のテレビ局(NHK、HBC)がこの資料を取り上げた番組があったことを付け加える。

本稿は、田村(2021)にて資料の存在に関する一報を『北海道・東北史研究』の紙上にて紹介したものに加えて、具体的な資料紹介を行うものであることを付け加える。

参考文献

違星北斗 1984『コタン 違星北斗遺稿』草風館

小川正人 2003「北海道アイヌ協会浦河支部創立当時のこと: 富菜 愛吉」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』 第9 号

竹内渉 2020『戦後アイヌ民族活動史』解放出版社

竹内渉編 2006「北海道アイヌ(ウタリ)協会史研究1報告書」 結城庄司研究会(財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 『アイヌ関連総合研究等助成事業報告』第6号、2007年、所収) 竹内渉、小坂博宣 2007「北海道アイヌ(ウタリ)協会史研究2ノート」結城庄司研究会(財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 『アイヌ関連総合研究等助成事業報告』第7号、2008年、所収) 田村将人 2020「ウポポイのお宝 7 GHQへの書簡」朝日新聞朝 刊、2020年8月21日付け

田村将人 2021「GHQ 幹部宛て北海道アイヌ協会関係資料について」『北海道・東北史研究』 pp.1-3。

伴野昭人 2012 『マッカーサーへの 100 通の手紙 占領下北海道民 の思い』現代書館

社団法人北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会 1990『アイヌ史 資料編 3 近現代史料 (1)』北海道出版企画センター

マーク・ウィンチェスター

2021 「ここに注目! 私たちの歴史」 『国立アイヌ民族博物館 ニュースレター アヌアヌ』 第 3 号、p.7。

資料紹介1)GHQスウィング少将宛て向井山雄理事 長1946年5月10日付書簡

> May 10 1946 Hokkaido Ainu Association The Promotion Sec. the H. P. O. Sapporo

Your excellency Gen. Swing

May we very humbly beg you to be interested in this our Ainu letter of petition to you.

We have already sent over copies of our petition for protection & Relief of Ainu as the attached paper states to the authorities concerned such as Home Ministry, Dept. of Imperial Household, Welfare Ministry, Agriculture & Forestry Ministry and the Government of Hokkaido.

We have stated the present situation & the brief history of Ainu race in the petition & we beg you kindly to work out proper counter-measures.

Will you please be interested in our petition & be very kind to us.

Yours truly

Yamao Mukai Director of Hokkaido Ainu Ass., Promotion Sec., H. P. O.

資料紹介2) 「アイヌ民族甦生援護二関スル嘆願」 【1枚目】

アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願

北海道ノ先住民族デアリ、十一州ガ未ダ皇化ニ浴セザリシ、古昔カラ、自力自営デ開拓ノ使徒ニ任ジ、皇国ノ進運ニ寄与セル我等アイヌ民族ノ父祖ガ、嘗テ、松前卦封建三百年ノ非同化的藩政ニ禍サレ、祖先以来占有シ続ケテ居ッタ、良好ナル農地ヤ漁場ヲ没収セラレ、飽クナキ被圧ヲ蒙リ、為メニ幕末頃マデハ水草ヲ逐フテ原始的生活ニ沈淪スルノ余儀ナキニ至ッタ次第デアリマス。

明治初年以降、本土方面ヨリ移住スル和人ガ急激ニ増加スルニ及ビ、之等ト対等ノ文化ト智育ナキ我等同族ノ父祖ハ、常ニ和人ノ搾取奸詐ニ陥リ、遂ニ今日猶ホ

悲惨極ル生活状態ニアルモノ其大部分ヲ占メルハ誠ニ 悲シムベキ、現象デアリマス。

【2枚目】

斯ル社会ノ欠陥ハ国家ノ御理解アル御同情ニヨリ其対 策ヲ仰グベキデスガト共ニ、我々モ又、自ラノ進ムベ キ道ヲ打開セザルベカラズトシ、全道アイヌ民族ノ総 力ヲ結集シ、自ラノ向上発展、福利厚生ヲ図ルベク、 過般社団法人北海道アイヌ協会ヲ設立スルニ至ッタ次 第デアリマス。

本協会ノ終局存立ノ目的ハ、アイヌ民族ヲシテ、農業、 或ヒハ漁業等職域的部門ニ於テ、其生活水準ガ和人ト 稍々併行スルマデ向上セシムルニアリマス。

今ヤ国家ハ「ポツダム宣言」ヲ受諾セラレ、民主主義 国是ヲ確立セラレタノデアリマス。此ノ秋ニ際シ、松 前藩政以来、約四百年間、安居楽業ヲ奪ハレ、被圧、 暴政ニ沈淪シ来ッタ、我等アイヌ民族ヲシテ、其生活 上、真ニ皇国民タルノ体面ヲ保全シ得ラルル様、御庁 ノ御理解アル御同情ト

【3枚目】

御援護ヲ賜リ度ク、左記現況ト沿革其他ノ一端ヲ具シ、 此段御願ニ及ビタル次第デアリマス。

記

一、北海道ニ現住スル我々アイヌ民族ハ、戸数約 三千五百戸、人口約一万七千デアリマス。

此内、高等教育ヲ受ケタルモノ僅カ数名、中等教育ヲ 受ケタルモノ数十名程度デ、其他ハ国民学校修了程度 カ若シクハ無学文盲ナモノデアリマス。

住宅ニ於テハ三千五百戸ノ内、草小屋ト称シ、茅葺キ 狭溢ナ家屋ニ居住スルモノ二千百六十五戸、其内床ナ キモノ単ニ地面ノ上ニ藁類ヲ敷キソレニ莚ヲ覆フテ起 居シ臥寝シ居ルモノハ五百五十八戸デアリマス。

経済的ニ於テハ、数十万ノ富ヲナスモノ数名、農業或 ヒ

【4枚目】

ハ漁業等職域的部門ニ於テ其生活水準ガ和人ト稍々併行スルモノ約二割程度デ、其他ノ大部分ハ至ッテ生活程度ガ低ク、殊ニ一般和人ト比較シテハ其水準ニ甚ダシキ差ガアリ経庭〔径庭〕アリ、如何ニ悲惨ナ生活ニ放棄セラレアルカハ、前記家屋ノ数字ヨリ見マシテモ、実状ハ推知シ得ラルルノデアリマス。

二、嘗テ我等ノ父祖ノ多数ハ、松前三百年ノ非同化藩

政ニ禍サレ、文化ノ恩恵ニ浴スルコトナク、文化的智育ニ劣ルトハ云へ、生活豊カニシテ、和人ニ比シ毫モ遜色ガナカッタ時代ガアッタノデアリマス。然ルニ文化的、教養ニ恵レテヲル、和人ト何等対策ナク同一条件ノ経済機構ノ下デ統治セラル、ニ及ンデ、我々ノ先祖代々カラ占有シ、開墾シ耕作シ来ッタ生活保全ニノ為ノ唯一ノ財産デアッタ土地モ、

【5枚目】

文字ヲ解セズ、国法ヲ弁ヘズ、所有権擁護ノ法律的ナ 手続キヲ知ラザリシ結果、奸智二夫長ケタ和人ノ併呑 ニ任セ乗ゼラル、ニ至ッタ次第デアリマス。

斯クシテ我等ノ父祖ガ成墾シ占有シ来ッタ広大ナル耕地、牧場及ビ漁場ハ始ンド全部ガ和人ノ所有ニ帰シ、或ヒハ占有スセラレルルニ至ッタコトハ是等ノ事実ヲ雄弁ニ証明シテ余リアルモノト云フベキデアリマス。 三、尚未国家ハ明治十年十二月十三日第十五号達北海道地券発行条例ヲ発布シ、我等ノ父祖ガ多年占有シ来ッタ土地一切ヲ官有地第三種ニ編入シ、其既得権ヲ保管スルニ至ッタノデアリマス。

モト元ヨリ此ノ立法精神ハ我等ノ父祖ガ和人二其所有 地ヲ掠奪サル、ヲ防止スル親心デアッタト推察サレマ ス。

【6枚目】

即チ同条例第十六条ニ『旧蝦夷人居住地所ハ、其種類 ヲ問ハズ当分総テ官有地ニ編入スベシ、但シ地方ノ景 況ト蝦夷人ノ情態ニ依リ成規ノ処分ヲナスコトアルベ シ』トアルヲ見テモ明カデアリマス。

然ルニ、超テ明治二十二年法律第三号ヲ以ッテ同地券発行条例ハ廃止セラル、ヤ、当局ハ曩キノ立法精神ヲ無視シ之ガ処分二関シ、我等生活上ノ脅威ヲ毫モ考慮セズニ又々和人ノ乗ズルニ任セ、利権争奪ノ資ニ供シトコロトナリタルハ誠ニ慨恨ニ堪へヌ次第デアリマス。四、斯クシテ次デ国家ハ屡次ニ亘ル我等アイヌ民族ノ保護政策ノ失敗ヲ考慮シノ確立ヲ企図シ遂ニ◎〔追記ノ記号〕、明治三十二年法律第二十七号北海道旧土人保護法ヲ制定シタガ、其第一条ニ『旧土人ニシテ農業ニ従事スルモノ、又ハ従事セントスルモノニハ、一戸ニ付キ

【7枚目】〔この便箋のみ鉛筆書き〕

一万五千坪(面積五町歩)以内ニ限リ無償下附スルコトヲ得』トアリマスガ、是レニ関係ノ土地処分法ニハ

無償下附スル土地ハ未開地ニ限ルト規定ガアル為メ、従来永住シ占有中ノ既墾地ハ折角ノ保護法ニョル恩典ニ浴スル能ハズト云フ矛盾が生ジタノデアリマス。而シテ実際ニ下附サレタ土地ハ山岳、丘陵ナドノ劣悪地が多ク、面積モ形式的ナモノニ過ギズ即チ昭和十年北海道庁調査(其後数字ニ変更ナシ)ニョルト、同族ノ最モ多キ日高支庁管内ニ於テ、同保護法ニョリ、給与サレタ土地ヲ参考ニ供シマスト、戸数三千壱千五百十六戸ニ対シ、総面積壱千八百三十八町四反四畝十九歩ニシテ、一戸当リ平均一町二反一畝弱トナッテ居リマスカラ、少イモノハー戸当リ三反歩カ五反歩ョリ給与ヲ受ケテ居ラヌ者が沢山アル訳デス。此内山岳、丘陵等全々〔ママ〕不可耕地ノ給与ヲ受ケ開墾不能ノママニアル面積百○八町五反七畝二十歩トナッテ居リマス。

【8枚目】

当り四反乃至五反歩ヨリナイコトニナリマス。

本道ノ農家ハ沃土デアッテモ、面積五町歩以下デハ経営経済が成立セヌ実態デアリマス。従ッテ以上ノ小面積ノ旧土人給与地デハ、到底専農ヲ以ッテ生存シ得ラレヌコトハ自ラ明デアリマス。依ッテ多数ノ同族ハ有力農家ノ日雇カ、或ヒハ漁場デ稼働スルカニヨッテ露命ヲ繋グノ外ナク、好ムト好マザルトニ不拘、転々ト居住ヲ移スニ至リ、随テ下層ノ生活ニ追ヒ込マルル事ニナッタ次第デアリマス。

現在同族ノ中ニモ、相当面積ヲ有シ、専農経営ノ出来 ル者ハ、和人ニ伍シテ其水準以上ノ生活ヲ営ンデ居ル 事実ヲ見マシテモ、専農トシテノ必要量ノ土地ヲ与へ、 其指導ヨロシキヲ得ルニ於テハ毫モ和人ニ劣ルコトナ ク、必然皇国民トシテノ体面ヲ保全シ得ラル、民族ナ

【9枚目】

コトヲ証明出来得ルモノデアリマス。

即チ法ノ直接運営ニ当ル当時ノ官吏ガ、アイヌ民族ニ 対シ真ノ指導精神モニ欠ケ理解アル同情モヲ有シナ カッタ証左ガ今日、斯ル社会ノ欠陥トシテ残留スルコ トヲ篤ト実状御明察ヲ願上ゲマス。

五、就中、最モ重大ナル社会問題タルハ次ニ、日高国 浦河町ト新冠村ニ居住スル同族ニ加ヘラレタルノ享ケ タル土地ノ処置デアリマスニ言及セントス。

即チ往年、農林省ガ浦河町字西舎二、日高種馬牧場ヲ 創設スルヤ、同地内ニ居住スル同族ガ、其占有地ニシ テ、未ダ所有権獲得ノ手続キヲセザリシモノハ、是レヲ高圧的命令デ、無償没収シ。旧土人セラレタノデアリマス。又旧土人給与地トシテ既デニ所有権獲得ノ手続キヲ了シタルモノハ、旧土人保護法ニヨリ売買ヲ禁ジラレテアル為メ、如

【10枚目】

何ニ農林省トハ云へ是ヲ強制的ニ買上サゲル道ナク、 併呑ノ手段トシテハ替地ト称シヲ与ヘラレタルモ、農 耕全々〔ママ〕不可能ナル同町東幌別ノ山岳地ニ移サ レルノ止ムナキニ至リ、斯クシテシ云ハバアイヌ同族 ノ生存権ヲ奪ッタモノデアリマストモ称スベキデアリ

一方、新冠村デハ、新冠御料牧場ノ創設ニ際シ、是レ 又、アイヌ同族ガ父祖以来占有シ安住シ来ッタ、広大 肥沃ナ農耕地ハ勿論、放牧地モ如何ナル理由モ嘆願ヲ モ取上ゲズ、一方的強権ヲ以ッテ御料地ニ編入シ、百 数十戸ノアイヌ同族ハ農耕ニヨリ生活不能デアル遠隔 ノ地、沙流郡上貫気別ノ深山、高岳地帯ニ転住ヲ強ヒ ラレタ次第デアリマス。

然レ共、斯ノ事実ハ皇室ニ関係アルダケニ皇国ノ臣民 デアル我々同族ハ先祖代々墳墓ノ地ト定メテ永住シテ

【11枚目】

来マシタ。総テノモノヲ提供シタノデアリマス。 道内デモ、浦河ト新冠ノ同族ガ有シテ居ッタ土地ハ極 メテ肥沃ナ土地デアッタダケニ、之等犠牲ニ供セラレ タ同族ノ一同〔ママ〕ノ打撃ハ、将ニ致命的ナモノデ アリ、今日之等関係ノ同族ガ住ムニ土地ナク漂浪同様 ナ生活ヲ続ケテ居ルノハ、其ノ結果デアリナモノガア ルト云フベキデアリ、為メニ子弟ノ教育モ思フニ委セ ズ、知育ノ進マヌヲ以ッテ、心ナキ和人ハ事毎ニ侮蔑 シ、劣等視シ、自己ハ大和民族トシテ世界ニ冠タル優 秀民族ナルガ如キ、誤ッタル優越感念〔観念〕ニ捉ハ レアイヌ民族ニ加へタル圧迫暴挙ハ枚挙ニ違ナイ程 デアリ、社会門〔ママ〕題トシテ、人道問題トシテ、 由々敷キ問題デアリマス。

六、現在アイヌ民族中、農業経営体験ト労力トヲ

【12枚目】

有スルモ、土地ト資力ナキタメ各地ニ漂浪的二日雇ヲ 以ッテ生活シ居ルモノ多数アリ、又近ク同族専農家ノ 子弟デ分家ノ上、自力自営ノ必要ニ迫ラレツ、アルモ ノモ多数アリ、之等合算スルト□概算□□約二千戸ト ナリマス。

而シテ之等ヲ専農トシテノ必要地積一戸二付キ五町歩ヲ与ヘルト計画スルニ於テハ、茲ニ農耕地壱万町歩ヲ必要トシ、又将来是レニ附随シ混畜農業ヲ必要ト致シマスノデ、一戸当リ十五町歩ノ放牧地ガ必要トスルハ常識ニシテ、是レ又三万町歩ヲ要スル次第デアリマス。即チ我等アイヌ民族ガ農業ノ部門ニ於テ、其生活水準ヲ和人ト併行スルマデ向上セシムルニハ、先ゾ以ッテ農耕適地壱万町歩ト、放牧地参万町歩トヲ最少必要量トスルモノデアリマス。

【13枚目】

仄聞スル処、今回日高種馬牧場並ニ新冠御料牧場ハ廃止セラレ、全面的解放サレルヤニ承リマシタ。時恰モ狭溢ナル国土ニヨッテ、食糧増産ノ必要ニ迫ラレツ、アル時、大局的見地ヨリシテ、誠ニ機宜ヲ得タルモノト思考セラレマス。果タシテ事実トセバ、先ゾ新設当時、犠牲ニ供セラレタルアイヌ民族ノ沿革、現在ノ生活状況等ヲ御考慮相仰ギ、是レガ厚生ノ対象ニ全地域ノ内ヨリ農耕適地壱万町歩ト放牧地三万町歩、計四万町歩ヲ、我ガ等社団法人北海道アイヌ協会へ同族ニ御下附相仰ギ度ク出御願ニ及ビタル次第デアリマス。幸ニシテ御聴許ヲ得ルニ於テハ、我が協会ハ共配分ヲ適モニシ、国ノ施策ニ協力シテ農業経営方針ト其指導ニ万全ヲ期シ、アイヌ民族ヲ以ッテ最モ理想的ナ郷土ヲ作リ、食糧生産ヲ以ッテ、国家社会ニ貢献スルト共ニ、北海道ノ先住民族トシテ、

【14枚目】

今猶ホ悲惨ナ生活状況ニアル同族ヲ、蔑視、差別的冷 遇、社会的圧迫等ヨリ起ル幾多悲劇ヨリ救済シ、和人 ト併行スルマデ、其水準ノ向上発展ニ全力ヲ注ギ、真 ニ皇国民タルノ体面ヲ保全シ得度キ所存デアリマス。 △其水準、和人ト併行スルニ於テハ、蔑視モ、差別 的冷遇モ、社会的圧迫モ、自ラ解消スルコトハ、自 明ノ理ニシテ△斯ル明朗ナル、理想郷ノ実現ハ我等 一万七千同族が等シク夢ニダニ忘レ得ラレヌ、唯一ノ 希望デアリマス。

以上情状御明察ノ上、冊御庁ノ御理解アル御同情ニヨ リ御聴許相仰ギ度、此段及嘆願候也御願ニ及ビタル次 第デアリマス。

追申、本願書、頭書二陳述ノ如ク本協会ハ別紙添附 ノ寄附行為定款ノ如ク、智育程度モ、特殊ノ事情ニア ル同族ニハヲ、教育方針ニモ改善ヲ加へ特殊教育ノ必 要ヲ痛感致シテ居リマス。

【15枚目】

又、荒廃セル住宅ノ改善、漁業ノ助成、療養施設等、 其他急ヲ要スル懸案山積セルモ事案ニ関シ、何レモ遠 大ナル計画ヲ要スルモノニシテ、目下本会ニテ立案中 ニ付キ、具体的成案完備ノ上ハ、同族向上諸般施策ニ 御援助ヲ仰ギ度ク追而請願仕ル可ク候也所以存デアリ マス。以上、

昭和二十一年 月 日〔月日空白〕 北海道庁厚生課内 社団法人北海道アイヌ協会 理事長 向井山雄

殿〔宛名空白〕

資料紹介 3) Petition for Promotion & Relief of Ainu race/Hokkaido Ainu Association(Foundational Juridical person)

【1枚目】

Petition for Promotion & Relief of Ainu race

Hokkaido Ainu Association
(Foundational Juridical person)

【2枚目】

A Petition for protection & regeneration of AINU $$\operatorname{Race}$$

We, the pre-occupying race of Hokkaido, had been working hard in opening the land, by own power & management and same contribution in the advancement of the Imperial destiny.

However, our Ainu ancestors had very much suffered by the 300 years' un-co-operative bulwark of the Throne.

The good farms and fishing bases had been usurped by them, which our ancestors continually owed for very long period.

Owing to this, majority of Ainu had to become like those bedouins, always having lived in most primitive way until the fall of Shōgunate.

Down from the Meiji area, large quantity of

Japanese begun to flow in. And so our primitive ancestors, not being cultured & educated, they had to guard themselves against the cunning, Japanese & could not help being thrown into the most miserable way of life. It is indeed and fact.

We, not only expect the Government to help us, but we ourselves have begun to awake to do our best to solve the impending problem, having collected all strength of the Ainu race.

The result, happy to say, is to have organised an association for improvement & regeneration of the Ainu race.

Its purpose is to develope up to the standard of Japanese in agriculture, fishery & other business. The country has accepted "Potsdam Declaration" & she has started a democratic policy at once. May we beg the Government to help us, who have been suffering by 400 years' oppression and usurption, being out off every easy means of livelihood?

Kindly think over the fact of the following present circumstances.

【3 枚目】

Item

1. There are Ainu 3500 families & population is some 17,000.

A few Ainu got collage-education, some dozen, high school & all the rest have just finished that of primary school. There are ignorant.

These 3,500 family live in small hay huts, thatched, & some 2,165 family out of the above have smaller ones, no floor, spreading straw mats righ on the ground. 558 family sleep in straw mats.

Sconomically [sic socioeconomically] there are several rich-men, possessing some 20 or 30 hundred thousand yen.

Some 20%. of Ainu live on the Japanese standard of living & they are farmers & fishing people.. majority live in far below the standard of Jap. The real fact is clear by the numerals of the above mentioned housing.

2. The Shogunate of 300 years ever has

ruined our ancestors, without any cultural privillages, they were really inferior, but there were many Ainu who were in fact clever than many Jap. planters.

Still ordinary ill-bred Ainu under the same control of economy have get to have the new planters occupied the land for cultivation.

They failed to hold the right of ownership of land because of their ignorance. And gradualy almost of all cultivated fields, meadows & fishing bases have been occupied by the owning Japanese.

Moreover, the Government issued a regulation (No. 15, Title-deed regulation of Hokkaido Pref. Office) on 13th of Dec. 1847)
 has put all pieces of our ancestors' owned land in the 3rd sort of the Government land to in order to take charge charge of it.

Of cause this action was done from Mothers' heart to protect the ancestor's owneship from the subtle planters.

Article 16 says "All the former inhabited land, including every sort of land shall be put in the Government land for the time being."

However, any land shall be managed by the official management according by the circumstances & situation of Ainu."

On the other hand No. 3, the law-1899 annuled the above mentioned title-deed

The Authority begun to disregard the spirit of the regulation & has given opportunity to the planters to do what they liked to occupy any land they desired to posses.

 Owing to the failures on the side of the Government of ten, they composed a new regulation, No. 27, the Law of Protection of Ainu 1899.

【4 枚目】

Would you please understand the reason that the direct officials have had no instructing spirit & sympathy towards Ainu?

Here is most serious social problem which is connected with those Ainu at Niikappun or Urakawa.

When the ministry of agriculture planed to open up in Nishiya, Urakawa Town, they canfiscated all plots of land of which the application for ownership had not sent in insipte that already possessed them, without any reparations.

As those who have got the right of ownership were prohibited to sell their lands, so the ministry forced to trade their's for the plots of land which were impossible to cultivate.

In this way they had to move to this rocky hill, losing the right of existence.

Again, when the Imperial stock-farm started all the dwellers in the ancestors' fertil plots of land were compelled to move to the far rocky upland. They had not listened to any petition & reasons. Their plots of land were put into the Imperial estate.

Yes, they had to move to Kaminukibetsu, Saru County, they willingly had offered all these plots the fore tathers' grave yard, knowing these would have been put into the Imperial estates.

As these lands in Urakawa & Niikappu were fertile, so their sacrifice was great.

The result of it was the fatal blow to the Ainu. The sufferers were in the exiled condition. The ordinary Japanese thinking themselves superior looked down those miserable Ainu as ignolant & uneducated.

They do often violence or misdeeds upon the Ainu.

 There are at present many day-laboureres, though they have farming experience and will to till because they have not suitable field & financial resources.

There are also some 2000 family which members have to live out by themselves.

The 1st article 'The former inhabitants, when they do farming or like to do, shall posses only a piece of land, 1,5000 tsubo (about 12a) without any payment.'

However, the sort of land which they wanted

to manage to the applicants without payment by the regulation was, limited to uncultivated land, there we had to see a contradiction against the already cultivated land which we possessed for years, so we did not enjoy any privillage at all.

Accordingly these pieces of land for the Ainu applicants were hillside or high land very lean, there areas were simply on the map. The report of investigation in 1935 (no change in the numerals since) by the Hokkaido Pref. Office is as follows. By the protection law an area of 1838, 2, 4, 19, (4506a) for 1516 family was selected.

【5 枚目】

A family's portion was 1chō, 2 tan & 1 se (3a) on average.

But some has had only 3/4a a family or 5 tan. $(1\ 1/4a)$

Until this day there are some 266 acres which are entirely impossible to till though they are their allotted space.

It is situation in Hokkaido that our livelihood does not run well with less than 12 acres. According by the Ainu farmers who own so small land cannot live on as full farmers. Many of Ainu have be come "daymen" to the rich farmers or labourers at the fishing bases. They live in the lowest condition. Many around constantly. It does n't matter whether they please not!

Of cause there are a few rich Ainu fullfarmers & their standard of living is better than some Japanese. This fact shows you clearly the ability of Ainu it they can have the necessary plot of land with good instruction & shall soon have the dignity of good civilians.

Many younger ones must be branch-family. If they want to become full-time farmers, they have to get 5 chobu(12a) per family. There must be some 1,0000 chobu (about 8a) If they want to be "cultivator & raiser of

domestic annuals, there must be another 5 chobu (12a) for pasturing. This necessary land is so wide as 3,0000 (24a)

It is necessary to supply 4,0000 chobu (32a), that is 1,0000 chobu (8a) for farming field & 3,0000 (24a) for pasturing if you expect to elegate that Ainu up to the standard of the ordinary Japanese.

We have heard that those Hidaka & Niikappu stock-farms are going to be given up & be given over as it is the time when every kind of food is very short.

If it is true, very kindly think over the Ainu people who have suffered for many, many years with inexpressible sacrifice in connection with land-problem.

May we beg you to allot us 4,0000 chobu (1,0000 chobu of suitable fertile land for farm & 3,0000 for prasturing?

When this petition is granted, our Association honestly promises to instruct the Ainu race to build up the ideal district, by food production for contribution to the nation & society. And also we shall try to do our best to uplift them to the standard of the Japanese in salvation of most miserable Ainu race & be good members of the Empire.

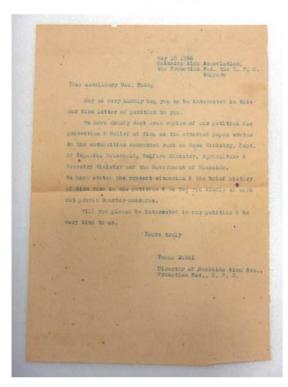
We all Ainu have had such a vision for long time to be realized Very kindly help us by hearing our petition.

【6 枚目】

We are planning to educate, re-build the desolate huts, help the fishery & set up medical enters. Also can we ask you kindly help us when the plans are really done?

Month day 1946
President of the directors
Y. Mukai
Hokkaido Ainu Association
The public welfare section,
Hokkaido Pref., Office

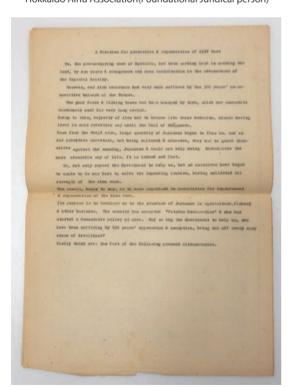
1) GHQ スウィング少将宛て向井山雄理事長 1946 年 5 月 10 日付書簡



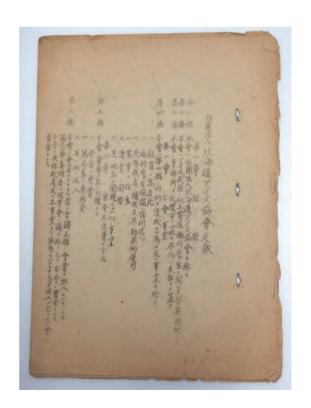
2)「アイヌ民族甦生援護二関スル嘆願」



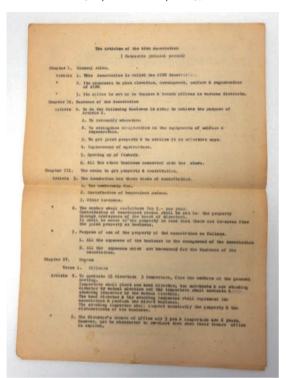
3) Petition for Promotion & Relief of Ainu race / Hokkaido Ainu Association(Foundational Juridical person)



4) 「社団法人 北海道アイヌ協会定款」〔全33か条〕



5) 「The Articles of the Ainu Association (Corporate Judicial person)」



石田収蔵の野帳等資料の紹介

- 20世紀前半の樺太先住民族の暮らしの風景-

Fieldnotes of the 20th Century Anthropologist "Ishida Shuzo" - Sketches and Notes About Indigenous Peoples' Life in Sakhalin in the First Half of the 20th Century -

是澤櫻子 1) (KORESAWA Sakurako)

国立アイヌ民族博物館 アソシエイトフェロー(Associate Fellow, National Ainu Museum)

細樅雄貴²⁾ (HOSOMOMI Yuki)

板橋区立郷土資料館 学芸員 (Curator, Itabashi Historical Museum)

キーワード:石田収蔵、野帳、樺太先住民族

Key Words: Ishida Shuzo, Fieldnotes, Indigenous Peoples in Sakhalin

1. はじめに

本稿は、20世紀初頭から中頃にかけて樺太の先住 民族を調査した石田収蔵の野帳資料の翻刻を通して、 そこに記録された民族誌的情報を整理することを目 的とする。石田収蔵(明治12 [1879] 年 - 昭和15 [1940] 年) は生涯で計5回、樺太調査を行った。最 初の調査が行われた20世紀初頭は、調査ノートによ る詳細な記録や写真機材による近代的な学術調査が始 まった時期であった。石田の写真は当時の本格的な機 材と優れた技術力を以て、樺太先住民族の生活風景を 捉えたという点で学術資料として高い価値を有してお り、全3冊ある野帳資料にも詳細な記録がみられる。 本稿は、石田の野帳資料のうち、明治42(1909)年 から大正元(1912)年の調査を中心に記録したと考 えられる「野帳2:北海道、樺太調査野帳」(板橋区 立郷土資料館所蔵)(以下、野帳2とする)を翻刻し、 関連する写真資料(公益財団法人アイヌ民族文化財団 所蔵)を添付した。これらの情報は、20世紀前半の 樺太南部におけるアイヌ、ニヴフ、ウイルタの暮らし に関する民族誌を充実させるという点で意義がある。

2. 石田収蔵について

2.1. 経歴

石田収蔵は、20世紀初頭から中頃にかけて活躍し

た人類学者である。明治 12 年 (1879) 年 3 月に秋田 県鹿角郡柴内村 (現、秋田県鹿角市花輪) に生まれ、明治 34 (1901) 年に東京帝国大学理科大学動物学科に入学した。明治 38 (1905) 年に大学院進学の過程で人類学へ転向し、日本の人類学の草分け的存在である坪井正五郎に師事した。石田は、坪井が東京帝国大学で担当していた人類学教室に大学院生として在籍しながら樺太調査に同行したほか、東京人類学会の幹事などを務め、学会誌『東京人類學會雑誌』(後の『人類學雑誌』、現在の Anthropological Science の前身誌) の編集を担当した。大正 9 (1920) 年に北豊島郡赤塚村徳丸 (現、東京都板橋区徳丸) に住まいを構え板橋で余生を過ごし、昭和 15 (1940) 年 1 月に生涯をとじた。

石田は明治40 (1907) 年から昭和14 (1939) 年 にかけて計5回、樺太調査を行っている(【表1】)。 明治40 (1907) 年の坪井正五郎の調査では、写真係 として調査に参加した。その後も個人調査を含め4 回樺太に渡り、多くのメモ類や写真資料を残した。

2.2. 石田収蔵資料の位置づけと本稿の意義

20世紀前半の樺太の先住民族の暮らしについて豊富な資料を残した石田だが、博士論文を執筆する前に逝去したため、自らの手で研究の全貌が公表されることはなかった。その功績に光が当てられるようになったきっかけは、平成5(1993)年に石田が余生を過ごした板橋の家屋の整理に伴い、軽トラック1台程

	期間	内容	関連野帳
第1回	明治 40 (1907) 年 7 月~10 月	坪井正五郎の調査に写真係として参加	野帳 1
第2回	明治 42 (1909) 年 7 月~9 月	個人調査	野帳 2
第3回	大正元 (1912) 年8月~9月	人類学教室代表として拓殖博覧会に伴う	野帳 2
		調査、出演交渉	
第4回	大正6(1917)年7月~9月	個人調査か	野帳 2
第5回	昭和14(1939)年7月~9月	『内外土俗品図集』資料収集と自身の博	野帳 2,3
		士論文の集大成か	

表 1 石田収蔵の樺太渡航歴と概要、関連する野帳資料(小西(2012)に基づき著者作成)

の資料が板橋区立郷土資料館に寄贈されたことであろ う (小西 2000:6-7)。その後、平成 12 (2000) 年 の特別展『石田収蔵 謎の人類学者の生涯と板橋』や 平成 16-17 (2004-2005) 年の巡回展『樺太アイヌ民 族誌--工芸にみる技と匠---』により、石田が残し た各資料が分析されたほか、樺太調査の行程が明らか にされた (野帳1の概要 [佐々木 2000]、採録された ウイルタ語資料〔池上 2000〕、足型資料〔河内・持丸 2000〕、吉田巖関連資料〔小西・内田 2002〕、調査行 程〔小西 2004〕)。また、2012 年には資料の中でも膨 大な量を占めるはがき資料が翻刻され、石田と関わり のあった当時の研究者とその交流の様子が明らかにさ れた (守屋 [編] 2012)。同年にはアイヌ文化振興・ 研究推進機構が収集した252点の写真資料の紹介と 分析が行われた(財団法人アイヌ文化振興・研究推進 機構〔編〕2012) (小西 2012)。

以上の先行研究により、石田が樺太南部の先住民族の文化や生活について質の高い記録を残したことが明らかにされ、人類学者としての功績が評価されつつある(例えば岸上・佐々木 2011)。しかし、筆者らは更なる研究の余地があると考える。石田の資料は、当時の和人研究者のみならず樺太に関心を寄せた海外研究者(ブロニスワフ・ピウスツキ、ヴィクトル・ヴァシーリエフなど)とも時代を共にしており、同時代資料の比較研究というテーマに貢献できる。それらのデータと補完し合うことで、樺太の先住民族の暮らしの風景を再現するとともに、当時の資料収集の様子を再考することができると考える。

特に後者(資料収集の経緯)の観点は、博物館資料と植民地主義の歴史的な関係を考える上で重要である³⁾。資料収集は、所有者である先住民族の協力や同意なしには成立しないはずだが、経済的、社会的な立場の違いが所有者の意にそぐわない形の収集につながる場合もあった。例えば、石田の第3回調査と同じ

明治45・大正元(1912)年に北海道と樺太を調査した ロシアの民族学者ヴィクトル・ヴァシーリエフの旅行 記には、当時の資料収集の様子が詳細に書かれている。 彼の購入の申出を快諾し自ら品物を売りに来る人々、 値段を交渉する人々、自分たちの大切なもの、神聖な ものを何としても渡そうとしない人々など、地域に よって対応が大きく異なっていた(ヴァシーリエフ 2004)。果たして、我々が現在見ている資料はどのよ うな交渉を経て残されたものなのだろうか。これは生 活道具などのモノの収集に限らず、現地の生活の様子 など民族誌的な情報を書き伝えた資料にも共通する視 点だと考える。当時の海外研究者の資料と石田の野帳、 日記類、雑記類、資料購入の価格表などを合わせて分 析すると、資料収集に際してどのような交渉があった のかが同時代的な文脈でみえてくるかもしれない。

以上の研究動向と問題意識を背景に、筆者らは石田の野帳資料の翻刻と整理を試みた。野帳資料は、板橋区立郷土資料館が所蔵しており、「野帳1:1907年の調査に関する野帳」「野帳2:1909-1939年の調査に関する野帳」「野帳3:台湾・樺太調査に関する野帳」の全3冊がある。野帳1については佐々木利和氏(2000)の部分的な紹介がある。野帳2はスケッチと翻刻の一部がCD-R化されたが、年代や描かれた内容の特定などいくつかの課題を残している(佐々木2002:15)。以上のことから、本稿は野帳2の年代の特定と全頁の翻刻を試みた。加えて、広く活用を図るため、野帳2の全頁を写真と翻刻文付きで掲載した。

3. 野帳2:北海道、樺太調査野帳について

3.1. 資料概要

野帳 2 は横 18.5cm×縦 14.5cm、厚 さ 1.5cm で、合計 96 ページある。そのうちメモやスケッチの記載が確認できたのは 77 ページあった。また本文とは別

に、人物の似顔絵、景色のスケッチ、トナカイと橇の スケッチと各部位の名称、古写真3枚、野帳2の破 れたページが同封されていた。破れたページ以外の同 封物は今回の翻刻の対象から除外している。

野帳の記述内容等から総合的に導くと、野帳2は明治42 (1909) 年から昭和14 (1939) 年にかけて書かれたものである⁴⁾。年代や地名の記載が断片的であるため、複数年にわたって使用されたメモ帳のようなものだったのであろう。1から16は主に第2回調査(明治42 [1909] 年)、17から28は第3回調査(大正元 [1912] 年)の内容⁵⁾が中心に書かれており、34,35は第4回調査(1917 [大正6] 年)の記録、36は第5回調査(昭和14年 [1939] 年)の記録だと推定できる。

3.2. 民族誌的情報

野帳2にはアイヌ、ニヴフ、ウイルタの住居、信仰などに関する民族誌的情報が記述されていた。民族名称について、野帳2では主に「ギリヤーク」「オロッコ」が用いられていた。翻刻では石田の記述通りに記したが、本節では現在の民族名称との関連を分かりやすくするため、ギリヤークをニヴフ、オロッコをウイルタとして記述する。また、地名は野帳の記載に合わせてカナ表記で記述する。

[住居と間取り] アイヌ、ニヴフ、ウイルタの家の外観や間取りに関する情報が記載されていた(5,6,19,22,24,30,31,33,34)。この内、地名が分かるのは19(ナヨロ)、22(シララカ)、24(シララカ)、30(旭川)、34(ホーエ)である。また、19,24,30,33には当時使用されていた生活道具の名称が記されている。5は「ガスsキー」(棟木)の単語から判断して、ニヴフの冬の家の外観と内部構造かと考えられる。19はナヨロのアイヌの冬の家(トイチセ)の内部である。24はシララカの「酋長」の家で、家具の配置がスケッチされている。30は旭川のアイヌの「酋長」の家の間取りと家具がスケッチされている。33は円錐形の丸小屋であることからウイルタの冬の家かと考えられる。34はニヴフの夏の家の外観と寸法などが記されている。

[信仰] アイヌ、ニヴフ、ウイルタの信仰に関する木 偶やイナウなどのスケッチ、「シャーマン」に関する メモが記載されていた(8,9,10,11,14,16,17,24,25,33,34, 35,38,39)。8「女ハ腹悪キ時」、14「オロッコ 子供病 気ノ時父ノ作タレモノ三ケ頭ニ下ゲ 置き或ハ時々頭 ヲナメル」など、用途が記されている場合もある。ま た、39のようにシャーマンが太鼓を叩き、腰をふり ながら炉の周りをまわる様子を記したメモもある。

[仕掛けわな](2,10)について、2は仕掛け弓の構造が描かれており、部位ごとの寸法とアイヌ語、ニヴフ語、ウイルタ語の名称が記されている。10はテンの罠を仕掛ける場所などを説明している。

[トンチ] (19,20,24) は、当時の人類学界で注目されていた「コロポックル」の樺太での名称である。トンチの記述について、19 はナヨロのワレラから、24 はマヌイのトヤテノから聞いたトンチに関する話が記述されている。20 は北海道の「コロポクグル」と樺太の「トンチ」の違いについてのメモである。

[衣服] (17,24,32,36) について、17 はニヴフのズボンについてのスケッチ、24 はニヴフ、ウイルタの男女の服装、素材について述べている。32 はウイルタの衣服かと思われる。36 はアイヌの帽子の色と寸法が描かれている。

他にも、ゆりかご (14,15)、食 (20)、ソリ (24)、 植物 (37)、トナカイの生態 (39)、魚 (41,42) に関 する記述があった。

3.3. 野帳2から読み取れる石田の調査の様子

野帳資料には、先述のように暮らしの道具のアイヌ語、ニヴフ語、ウイルタ語名称や家の間取り、構造などが記されていた。イラスト付きの短いメモが多く、現地住民とどのような交流をもったのかを伺える記録はごくわずかであった。しかし、数少ない記述でも石田のはがき資料(板橋区立郷土資料館蔵)と合わせると調査の詳細な様子が分かるものもある。例えば野帳2_34の記述は、石田が第4回調査の際に、ニヴフのボーコン氏の家を訪れ滞在したときの記録だと考えられる。その時の調査の様子を、石田は家族や自分に宛てたはがきに詳細に記している(守屋〔編〕2012)。以下にはがき資料(No.0756-0758)に記された内容をまとめた。

大正 6 (1917) 年 8 月下旬、石田はシスカから丸 木舟でポロナイ川を上ってホーエに行くことを決めた。 通常は 5 泊 6 日かかるところ、石田たちは 2 泊 3 日と いう速さでたどり着けたという。 3 日間の移動がはじ まる前夜、ポロナイ付近に野営した石田は蚊除けの用 意がなかったため眠れず、かなり疲弊していた。翌朝 6時に出発し川を上り、午後4時半頃に川岸に丸木 舟を止めると、舟の漕ぎ手をしていた先住民族たちは 柳の木を柱にして周辺の草を集めて天幕をつくり、火 をたいて夕食を準備してくれたという。おかげでその 日は蚊に悩まされることなく朝を迎えた。3日目は川 の流れが強く、漕ぎ手たちは櫂の使用をやめて流れに あわせて舟を進めた。漕ぎ手たちのその手腕に石田は 感嘆の意を表している。3日目の午後4時には快晴の なかホーエに到着した。石田は通常の予定より大幅に 早く到着したことに対し、いかに漕ぎ手たちが自分の ために舟を急いでくれたかを証明しているとし、喜び を表している。

ホーエにはニヴフのボーコン氏が住んでいた。ボーコン氏は明治 42(1909)年以降、石田の調査の案内をした人である(小西 2012:128)。石田の突然の来訪に対し、ボーコン氏は「意外なる来客にて驚き且つ喜び直ちにそのヤカタに荷を運ばせ」た。石田はホーエに3泊し、川を下ってシスカに戻った。下りだったため帰りは1泊2日で着いたが、その間の1泊は肌寒い夜で、川岸近くの3坪ほどの空き家に宿泊し、蚊に悩まされながら夜を過ごした辛さを綴っている。野帳2_34 は、石田が訪れたボーコン氏の夏の家の外観のスケッチ、内部の構造、作り方を記したものだと考えられる。

これらの記述からは、樺太の慣れない自然環境に対し、石田が先住民族に大きく助けられて調査を遂行した様子が分かる。このように、石田の資料は今後十分に検証すべきものが多くある。

4. おわりに

今回、野帳2の翻刻により20世紀前半の樺太先住民族の暮らしに関する民族誌的情報を整理した。それぞれ断片的な記述ではあるが、アイヌ、ニヴフ、ウイルタの暮らしの道具や名称を詳細に記し、スケッチをした点は、当時の生活像に迫れるという点で意義がある。石田の調査の様子は野帳だけで読み解くことは難しく、はがき資料と合わせることで詳細な様子が分かる場面もあった。これらは未だ翻刻されていない日記資料と合わせると、さらに鮮明な姿が浮かび上がるかもしれない。今後は言語学的なアプローチを含めた分析を行うとともに、残りの野帳の公開に向けて翻刻を進めたい。

謝辞

本稿は、令和2年度国立アイヌ民族博物館の個別研究(B)7の「石田収蔵の野帳等資料を中心とした20世紀初頭の樺太先住民の民族誌に関する文献研究」(代表者:是澤櫻子)の成果に基づくものである。本稿を執筆するにあたり、内田祐一氏、神子美涼氏、小西雅徳氏、佐々木享氏、笹倉いる美氏、志田奈津紀氏、杉山宗悦氏、田村将人氏、中村新之介氏、樋口五月氏にご協力やご助言を頂いた。また、博物館と収集資料をめぐる議論について、Daan Kok 氏、北原モコットゥナシ氏、谷地田未緒氏から様々なアイデアを頂いた。末筆ながら記して感謝申し上げます。

注

- 1) 国立アイヌ民族博物館 アソシエイトフェロー
- 2) 板橋区立郷土資料館 学芸員
- 3) 博物館と脱植民地化をめぐる議論では、博物館資料の来歴を明らかにすることの重要性が長らく指摘されてきた(Macdonald et al.2017)。資料の来歴を明らかにすることは、博物館の歴史的な責任を再考し、資料の現代的な意義を引き出すためにも重要であり、フランスやオランダ、カナダなど積極的な姿勢を示す国や機関もある(例えば Sarr and Savoy2018: NMVW2019: Jisgang et al. 2019)。国内でも文字記録や写真、映像資料については、ニール・ゴードン・マンロー資料をめぐる一連の実践のように資料の協働分析やデジタル化による知識の返還が議論されてきた(手塚 2011: 出利業 2011: 内田 2020)。
- 4) 年代は、主に翻刻文に記された情報を基に判断した。具体的には、野 帳 2_9 (以下、「野帳 2_」 省略): 写真 90022 (裏書「42年」)と一致、 17.25:「45年8月13日」、30:「43年6月に写」、35:「大正6年9月」、36:「昭和14年7月」である。また、場所についても地名や風景画などから判断できるものがあった(2〔栄濱〕、13〔タライカ、ナヨロ: 水彩の風景画)、18〔シスカ〕、19〔ナヨロ〕、20〔サクコタン〕、21〔シルトル岬〕、22、23〔シララカ)、24〔シララカ~マヌイ〕、26〔アラコイ〕、28〔ラクマカ〕、28〔コルサコフ〕、29〔陸奥(八戸か)〕、30〔カモイコタン〕、34〔ホーエ〕、36〔豊原〕)。
- 5) 従来、第3回調査の行程はコルサコフから西海岸、東海岸へ行きシスカへ北上するルートだとされていたが(小西2004:121)、はがき資料と野帳2の記述を読むとコルサコフからサカエハマを経由しシスカへ行き、東海岸、西海岸へ南下していく行程である可能性が出てきた。はがき(No.0773、0673)では8月10日にサカエハマから「今晩乗船北進」し、8月15日にシスカからはがきを送っている。野帳218ではシスカから「南下ノ途」に記載したメモがある。これらの記述に基づき、本稿はシスカから南下した行程であることを想定して17から28頁を第3回調査の記述だと判断した。

参考文献

ヴァシーリエフ, V.N. 2004 「エゾおよびサハリン島アイヌ紀行」、 荻原眞子訳『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』 10:153-177

池上二良 2000「二十世紀初期石田収蔵氏採録のウイルタ語資料について」、小西雅徳(編)『石田収蔵 謎の人類学者の生涯と板橋』pp.87-91、東京:板橋区立郷土資料館

- 内田順子(編)、国立歴史民俗博物館(監修)2020『映し出された アイヌ文化:英国人医師マンローの伝えた映像』吉川弘文館
- 河内まき子、持丸正明 2000「石田収蔵の集めた明治時代末期のサ ハリン南部における少数民族の足型」、小西雅徳(編)『石田収 蔵 謎の人類学者の生涯と板橋』pp.100-105、東京:板橋区 立郷十資料館
- 岸上伸啓、佐々木史郎 2011「19世紀末から 20世紀前半にかけてのアイヌ研究とアイヌ資料の収集 ――ドイツコレクション展示の背景として――」、財団法人アイヌ文化振興・推進機構『千島・樺太・北海道 アイヌのくらし――ドイツコレクションを中心に――」pp.127-134、札幌:財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
- 小西雅徳 1996「石田収蔵とカラフトの調査」『北方博物館交流』9、 北海道博物館交流協会

2000『石田収蔵 謎の人類学者の生涯と板橋』東京:板橋区立 郷土資料館

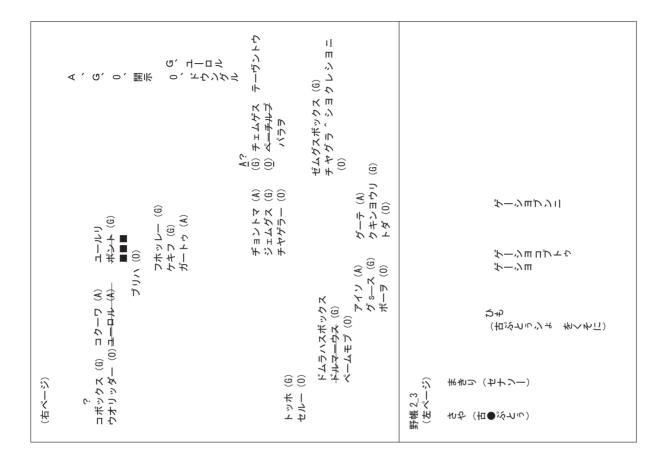
2004「東京人類学会と樺太調査行」、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(編)『樺太アイヌ民族誌 ——工芸に見る技と匠——』pp.118-123、札幌:財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構

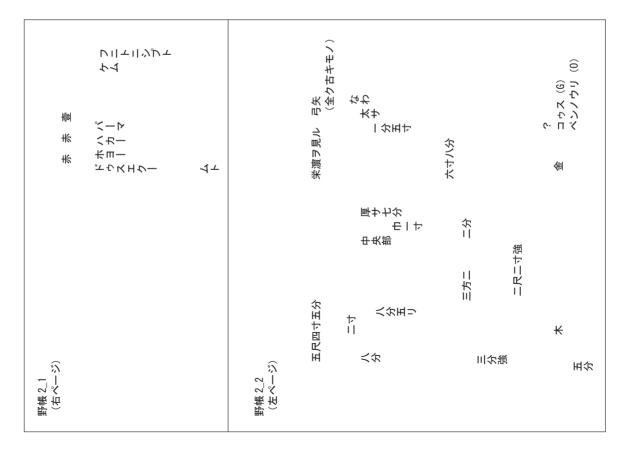
2012「石田収蔵と写真記録」、財団法人アイヌ文化振興・研究 推進機構『収蔵品目録 7 石田収蔵旧蔵写真』、pp.120⁻131、札幌: 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構

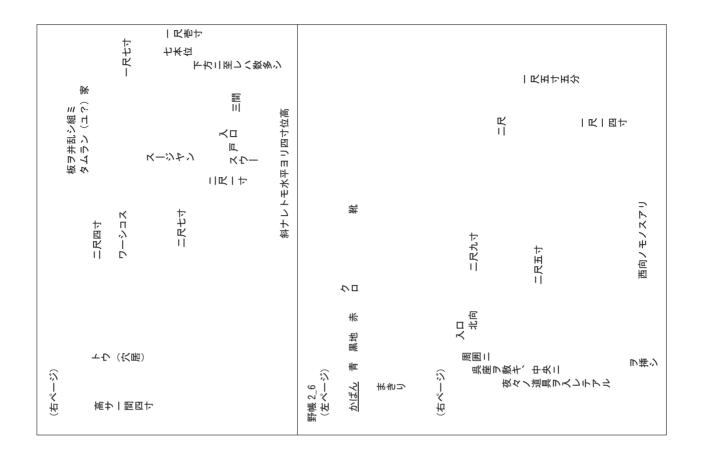
- 小西雅徳、内田祐一 2002「板橋区立郷土資料館所蔵の石田収蔵資料に含まれていた吉田巌関連資料について」『帯広百年記念館 紀要』第20号:57-62
- 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(編)2012『収蔵品目録7 石田収蔵旧蔵写真』札幌:財団法人アイヌ文化振興・研究推進 機構
- 佐々木亨(編) 2002 『北海道大学大学院文学研究科 平成 13 年度 プロジェクト研究 サハリン少数民族の文化に関する文学的研 究——石田収蔵資料のデジタル化——報告書』北海道大学大学 院文学研究科 北方文化論講座
- 佐々木利和 2000「隠れたる先達石田収蔵先生」、小西雅徳 (編) 『石田収蔵 謎の人類学者の生涯と板橋』pp.106-112、東京:板橋 区立郷土資料館
- 手塚薫 2011 「伝統的知識の公開と「社会関係資本」としての活用: UK にあるマンロー書簡の社会ネットワーク分析を中心に」『国 立歴史民俗博物館研究報告』(168)pp.33-62、千葉: 国立歴史 民俗博物館
- 出利葉浩司 2011「マンロー・テクストはなにを「返還」するのだろうか マンロー関係資料デジタル化プロジェクトの今日的意義」『国立歴史民俗博物館研究報告』(168)pp.63-82、千葉: 国立歴史民俗博物館
- 守屋幸一(編) 2012 『明治・大正期の人類学・考古学者伝 板橋区 立郷土資料館所蔵 石田収藏氏 旧蔵はがき資料集』東京:板 橋区立郷土資料館
- 山本祐弘 1948 (1997)「樺太原始民族の生活」『アルス』(谷川健一 (編)『日本民俗文化資料集成 第23巻 北の民俗誌――サハリン・千島の民族――』pp.165-186、東京:三一書房)
- Jisgang Nika Collison, Sdaahl K'awaas Lucy Bell, and Lou-ann Neel (prepared) 2019 Indigenous Repatriation Handbook, Victoria: The Royal British Columbia Museum
 - https://royalbcmuseum.bc.ca/first-nations/repatriation-handbook (accessed January 30,2022)
- Macdonald Sharon, Lidchi Henrietta, and von Oswald Margareta. 2017. Introduction: Engaging Anthropological Legacies toward Cosmo-optimistic Futures? *Museum Worlds*, 5(1),pp.95-107.
- NMVW (The National Museum of World Cultures) 2019 Return of Cultural Objects: Principles and Process Nationaal Museum van Wereldculturen
 - https://www.volkenkunde.nl/en/about-volkenkunde/press/dutch-national-museum-world-cultures-nmvw-announces-

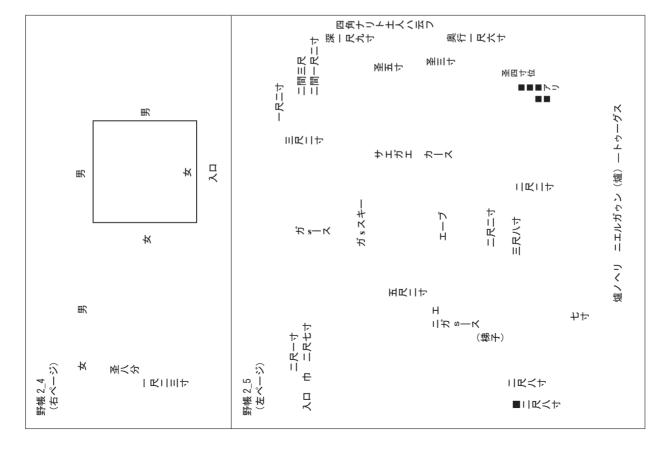
- principles-claims (accessed January 30,2022)
- Sarr Felwine and Savoy Bénédicte 2018 The Restitution of African Cultural Heritage. Toward a New Relational Ethics. http://restitutionreport2018.com/ (accessed January 30,2022)

翻刻文

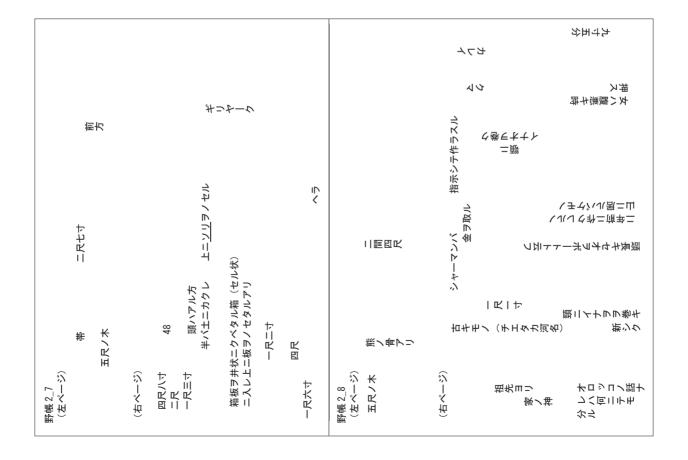






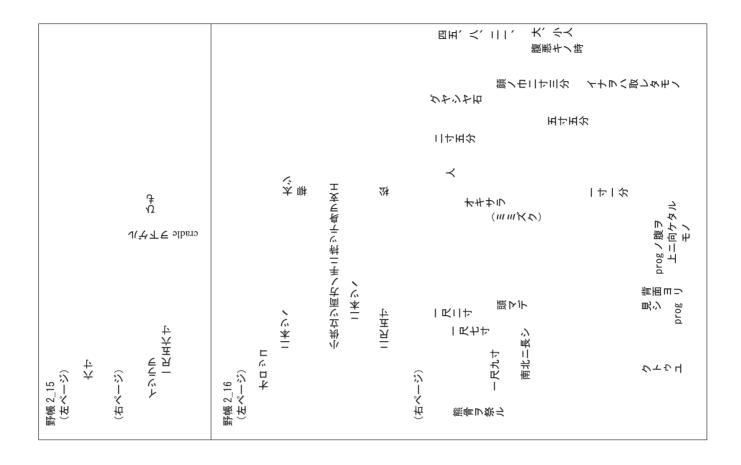


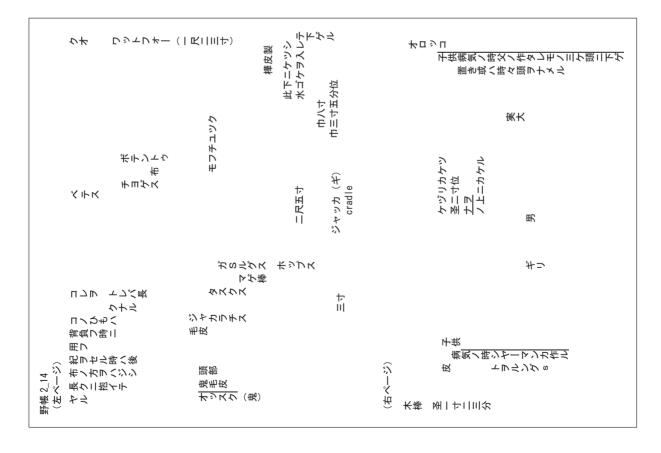
青玉 一尺四寸 女	シャーマンノ神(オロッコ) トゥングドゥ ニテ作 セパ カバ ポノ神ノ言フ通リニシャーマンハ言フ	ウラニモ同様/形 た 物	ギリヤーク Saddle ノ 前方
でである。 のでである。 のでは、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	(ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV-V) (ジーV) (シー・V) (b) (b) (b) (b) (b) (b) (b) (b) (b) (b	野帳 2_10 (左ページ) 上ハ ドーゴ (s) (オットセイ) (トミ) 下ハ ブユヨ (熊) 病気ノ時 昔ノ シャーマンノ作リシモノ	ギリヤーク 荷鞍ノ拵

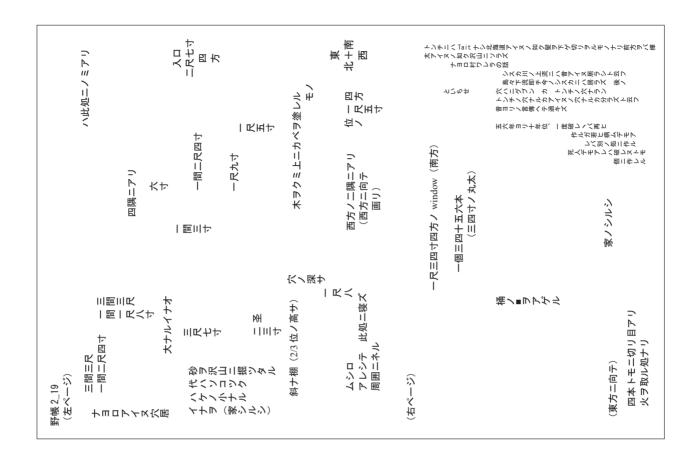


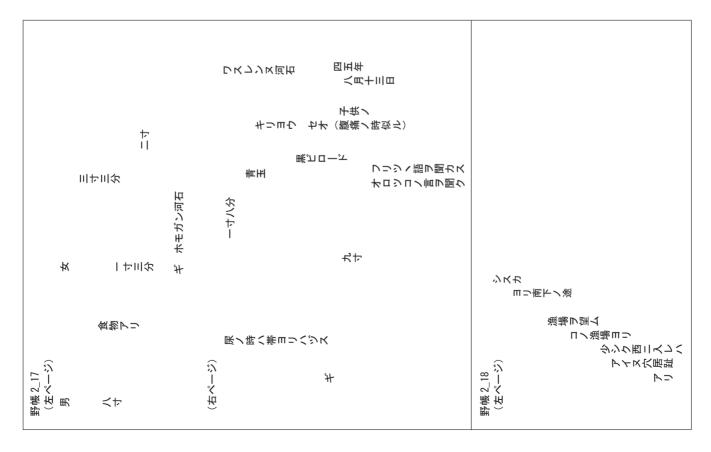
ラシ 月二見ユル人形					アイヌ村マテ十町			連山 遠ク見ユル山ハナヨロ以南ノ 八月漁場ラノゾム タライカ貝塚ヨリアイヌ部境
アザラン	一尺、五分			半		孙 出 王	塚った日内で	
振気/莊		Š	^호		間 ソ 4 団	(ins		
ん (ジ (ジ ヤロシロ をレイ七部	カッコ河石口クタマ島	野帳 2_12 (44ペーツ) (カペーツ) アイス	学	(布ページ)	十二三間翌六日里家	トナル お木 たは、		野康 2_13 (カペーツ)
44 C 5 11 O 11 D 5 12	夏へ礼乗ぐアポケ	04551		7 . l m #/				

	旧 挿フルアリ、てんい鼡山鳥ラ 合自ノヤリ方の多の異ル故間。こ倒レタ木カナケレハワザワ	半月でデ 自ノ持場ラキメ、二三里間カクニテ各及ス、木/縄トカ木/根フ下ナドニ様ム速へルコトナシ 小サイあまっぽニテクザ渡シテカケル 一ケ処ニ共同ニテスルニフ見テわなヲカケルリ	1 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T
	月ヨリ初メ九月ノ中頃	シテ 型	
		11 mg	四十H次
		長十棒	
	ギリコブシ大ニテ可・軽ノ大ナル	\ <u>_</u>	
			熊ノ皮ラ付セルモノハ山ニ行ク時身ニツケ護神トス大十八熊神ハ六寸五分
	次 日 ナ ニ	水ニナボレテ死ス	
(セページ)	凡四: 	ユナ てんラ捕フル 置	題(できる) 1 1 1 1 1 1 1 1 1







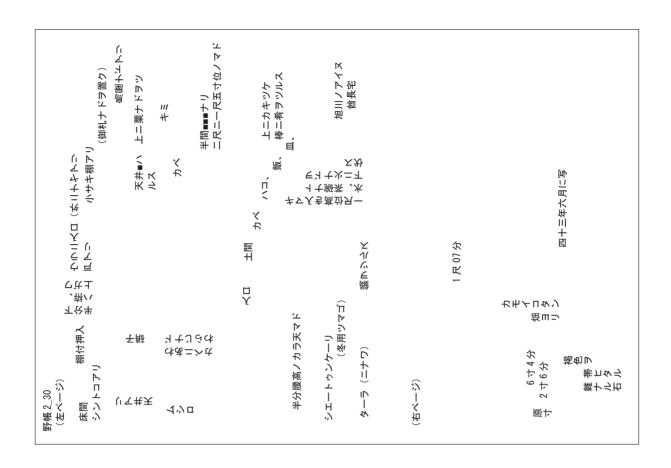


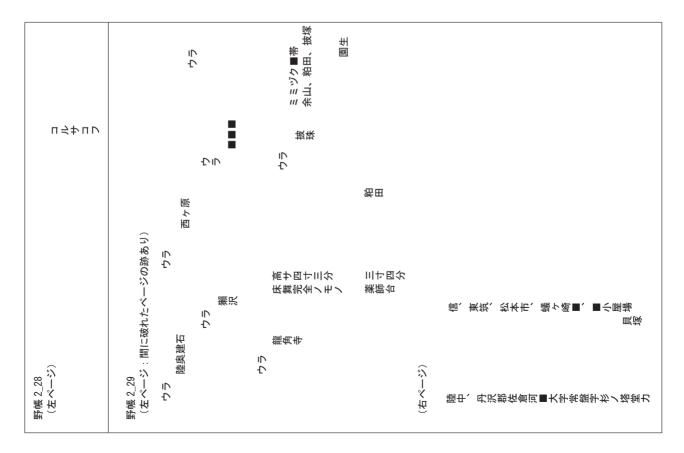
(右ページ) <u>シラ、カ穴居跡</u> 今日/エノ 今/エ人村二千七西南二 アリテ川/左岸小高キ 処 西方二ハ山ヲヒカヘ 極ナリ 暖カナル場所、葦 近シ 圣五間深サ 五尺 数多シ 水油ヨリ 三百位 海岸ヨリ 二丁位	今日ノ土人ノ跡ナラズシテ - 昔ノ住民ノモノナリ カヘ 昔ノ穴ハ深ク - 幸 今ノモノハ浅シ 此処ノ土人 土人トー - 本 市二於テハ大魚ナミ 今日ノ穴ハ長方形	オロ、サンダンノ イナラハ昔ヨリ ナラサレハ形ハ別ナリ オロノ 数ニテ屋根ナシ オロッ子ヲ負フニハ cradb ●●・負フ 頭ニカ少ク ■ヲ負フ稀 北酋長 トー同
	λ _□	樺右ヲ <u>コタント云へリモスリ</u> モスリ 鳥
	ルズエラカケ 革力木材ラカケ其上ニ 今ノアイヌー屋ト等シク 巾四間トスレリ 奥行三間トス	熊ランナギタル ・
野帳 2_23 (オページ)		
シラヽカ岬ヨリ北ヲ望ム		[-1 -1 -1
(セペーツ)	7	7.3 M L
7.	ケカス? アイヌ	シレヽ
カシポ?		七雪

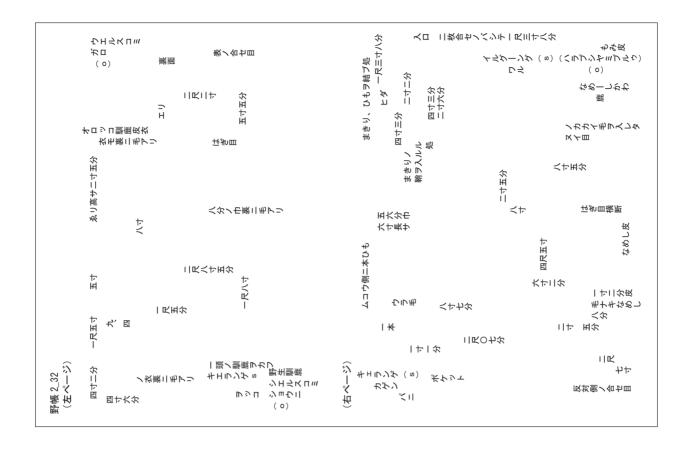
液能場サクロタン	ツイヤイ軍	シラヽカ古戦場	来ル様ニト願フ海ノ神ニテ魚ノ沢山海ノ神ニテ魚ノ沢山アルハが多く神いテ沢山アルハ(家ノ神輪ノナキモノ多家ノ近クニアル様ニ顔フモノ様ニ顔フモノ
据 七 物 で 力 初 7 7 7 7 1 ml で 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1	— 🔅	野帳 2_22 (在ページ) モト穴ノ深サ窗布マデ キハー尺或ハー尺五寸位 47 歩 中ハキョロ位	

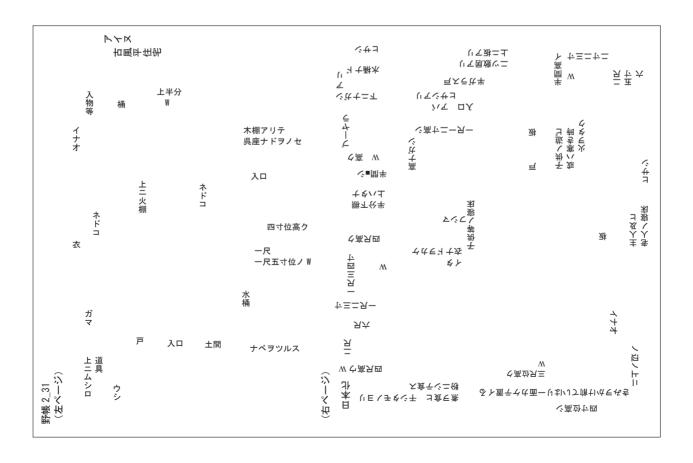
サー			妻 病気 ノ け ヌ			
ん ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			ノ八月十三日	一側ノミニ	村ヨリアラコイ	で
2-25 ルージ) ルル (シージ) の G ルル (アン)) 一 ピ 五 4 トージ) イン (シージー) イン (シージー) イン (シージー) イン (シージー) イン (シージー) イン (シージー) イン (シージー) イン (シージー) (シーグー)	九寸七分	キ レ	木 皮	他 側 ニハ		エ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
2.25 ルー G C C C C C C C C C C C C C C C C C C		アル化物(アンバ)	一 尺 五 寸	ァ ラ ハ ル		アイス grave / 処二 skull 丘寸ニシテ入物ノ難/ リ少シクエヲカケサ [:] 奥ハ出ツ 顧二 國三
野 野 歌 財 最 大 職 人 製 の 財 の 財 の 大 場 大 の 製 の 大 の 大 の お </th <th>野帳 2_25 (左ページ)</th> <th>(ミルク)</th> <th>(右ページ)</th> <th></th> <th>野帳 2_26 (右ページ)</th> <th>野帳 2_27 (左ページ) ラクマカ 7 丸皮ケニ尺、 地皮サニ尺、 地表ョリ四リ 見ラ取り去! ヒトヘ足ノ写</th>	野帳 2_25 (左ページ)	(ミルク)	(右ページ)		野帳 2_26 (右ページ)	野帳 2_27 (左ページ) ラクマカ 7 丸皮ケニ尺、 地皮サニ尺、 地表ョリ四リ 見ラ取り去! ヒトヘ足ノ写

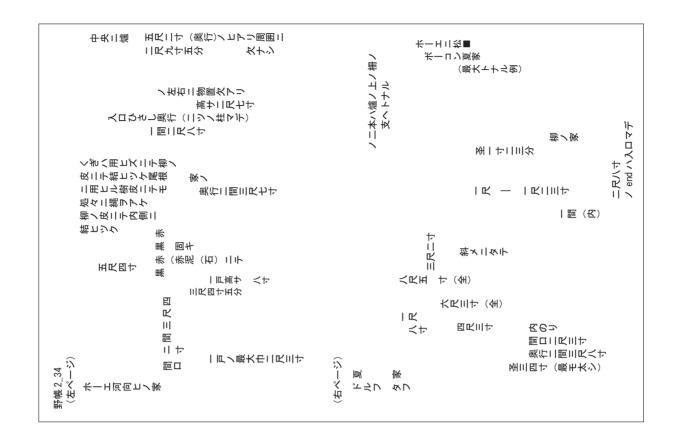
シントコ、箱類 酋長 住宅 火棚 シラヽカ モイマ 上二ハ竹ニテ作レル	型 型 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
ニグブン犬精分ヲ用ヒトナカイヲ用ヒズ精ハアイヌノモノト同一ナリロニケリンケ家ハ丸太屋ニシテ円小屋ナラズアイヌハ何故オロッコト云ヒシヤ不明ナリアイヌハ何故オロッコト云ヒシヤ不明ナリイナヲハ春夏二期ニ、一度ニー本ツヽ		こ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
トンチ ト〜知向ナルモ〜カ分ラン 極夕 不明ノモノナリ 只ダ此鳥二居タト伝フ≡9夕 土中ヨリ出タ土器ヲ見テトンチノ用ヒタルモノナリト 二三代前ノ祖先デモ明カン知ラズ■強頭■ノユルスナドハ分ラズ ボロケ コチ ラトシ穴ノ如キモノニ作リ敵ヲ 欺キラトシスレタモノナリトイナヲハ老人デモ青年デモ作ル 山、川、海、家ゴグブンモオロッコモ昔ヨリ此鳥二居タモノナリシャーマン(アイス語トスウクル)	# 2カケ物入L - 19日アリ	た、 底ケレ■板ヲ敷ケリ
下着い女郎狼 トナカイン同様ノモニテ 或ハサンダヨリハ色ヒタル殺引(男女トモ)殺引ナレハ ニクブンモ同しくサンダヨリ持タル木綿 (赤/ 白/ 黒/ 青赤) 両方トモ アザラシグ 宮上記別引き作うズ(■一二人ヲ除キ)アザラシ皮 ラム完ル品トセリ 男女((オロ、ニグブン)何レモ同様(アザラシ皮、魚皮)ナリ マストノ トヤテノン語 (大十五大)	サンニ 画 ニー 画	
なる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	## を 1	本 (事本)

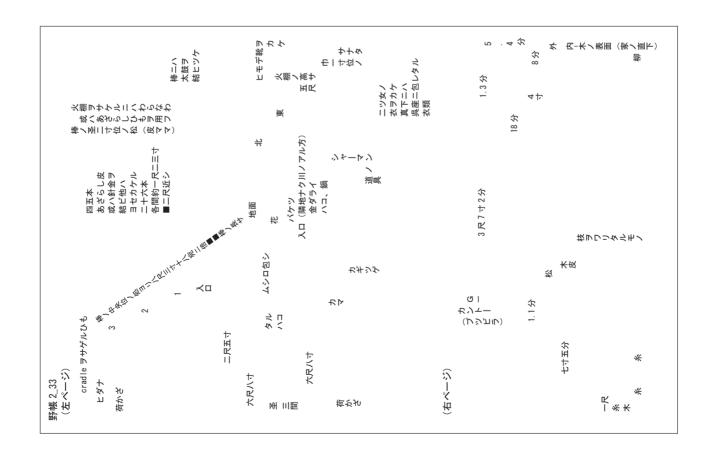


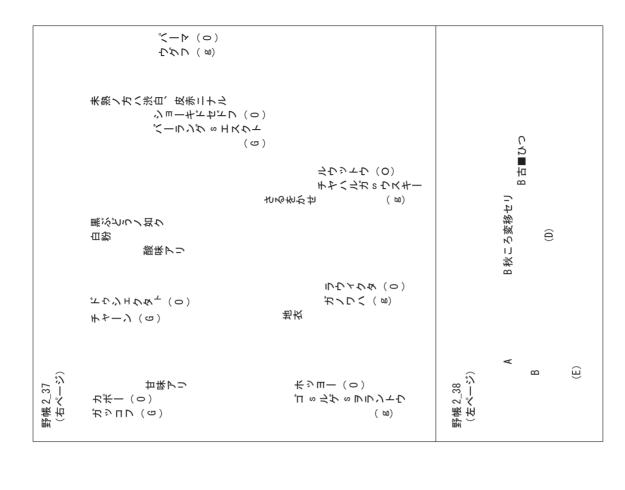


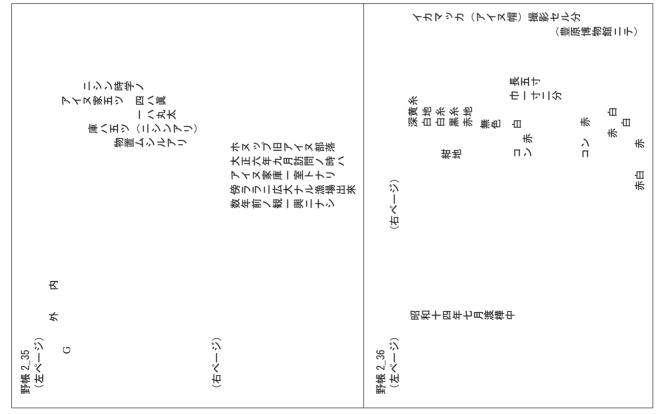




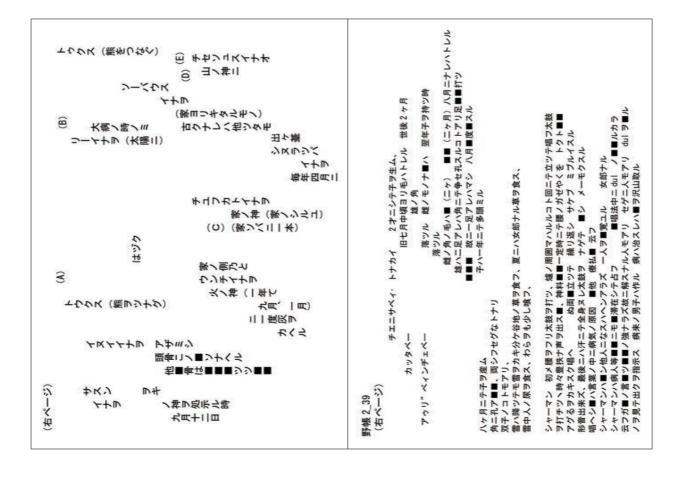


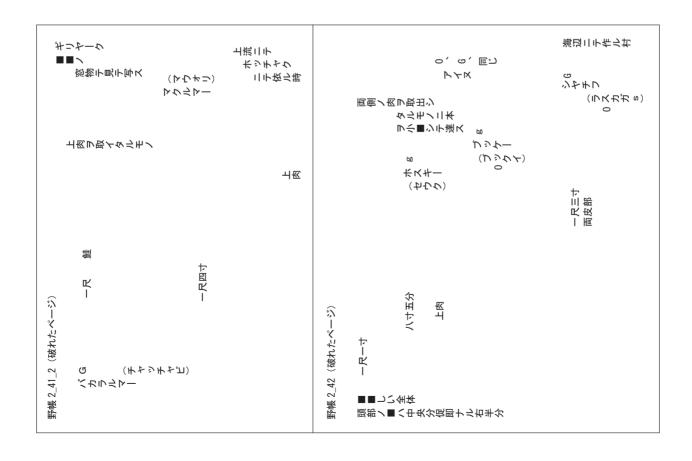






```
コノ部ニテ骨ヲ切リ
                                                                             コノ孔二棒ラ
                                                                                    通ス
                             上肉アル完全ナルモノ
                                         0
(A-N)
                                      1
                                    ダミスマー
                                                                        (こうは)
          高サ1.6
                                                                       らホスキ
                                                                                | 恕
                                                                       アルク (とゲ)
       3.5
                      野帳 2_41_1 (破れたページ)
          間1.3
                                                                       両側ノ肉ラ
                                                                       取り出シタル
野帳 2_40
(左ページ)
                                                                       中虫部
              大 2.6
       5.1
                                                               第一~語
```





関連する写真資料

野帳2に関連する資料として、石田が撮影した古写真を掲載する(所蔵:公益財団法人アイヌ民族文化財団)。90043については小西(2012)を参照した。

- ・90022 1909年撮影。野帳2_9に描かれた像2体。
- ・90043 1907 か 1909 年、タライカ湖周辺にて撮影。左は石田収蔵、右がニヴフの案内人のボーコン氏か。ボーコン氏の夏の家は野帳 2_34。
- ・90101 1912 年ナヨロにて撮影。野帳 2 19 のアイヌのトイチセ(冬の家)の内部。
- 90187 撮影年、場所不明。野帳 2_14 に描かれたゆりかごに類似。



90022



90043



90187



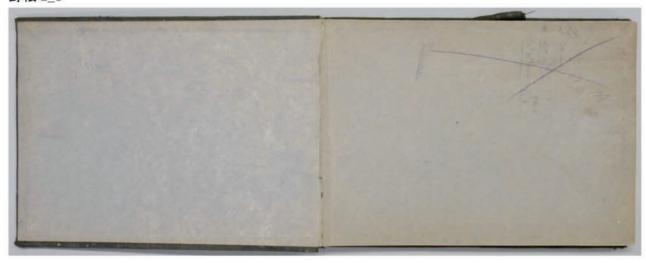
90101

野帳2の資料画像

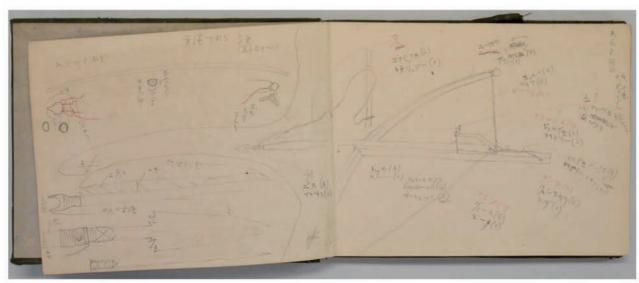
野帳 2_表紙



野帳 2_1



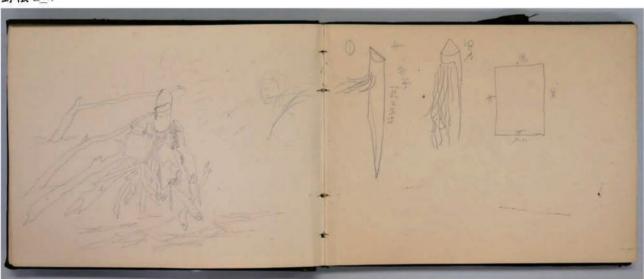
野帳 2_2



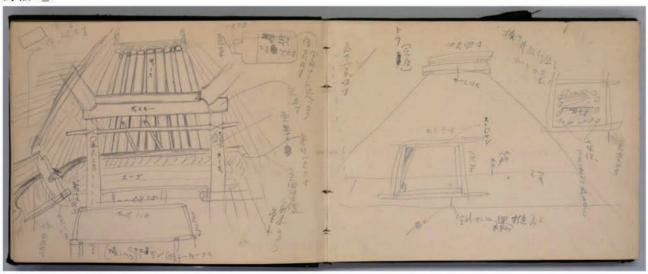
野帳 2_3



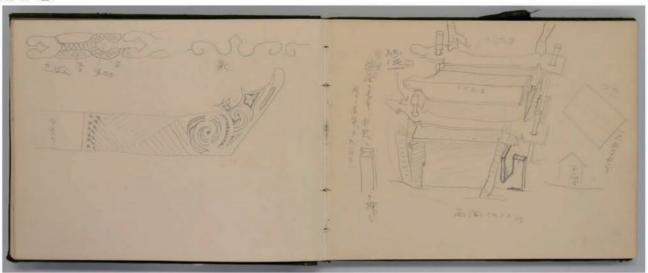
野帳 2_4



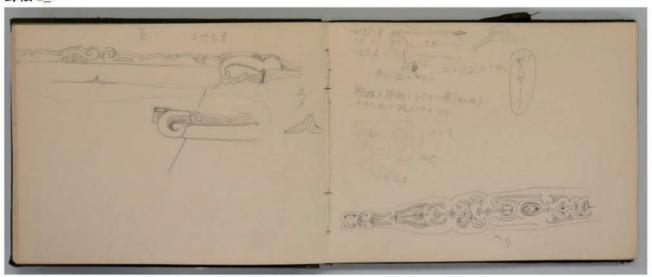
野帳 2_5



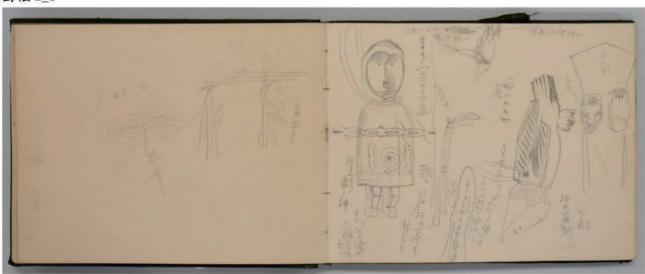
野帳 2 6



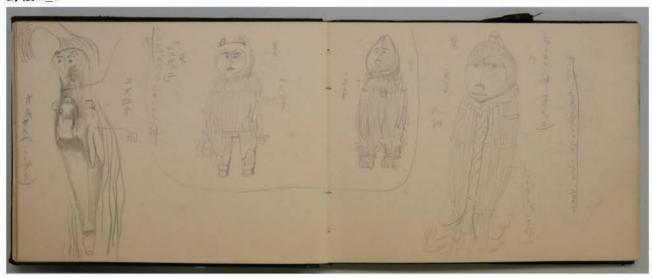
野帳 2_7



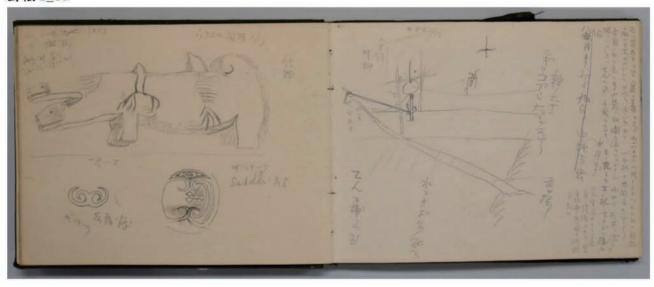
野帳 2_8



野帳 2_9



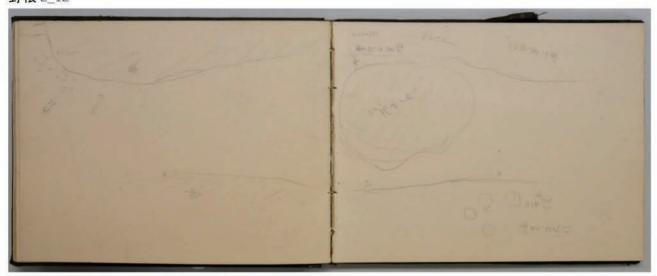
野帳 2_10



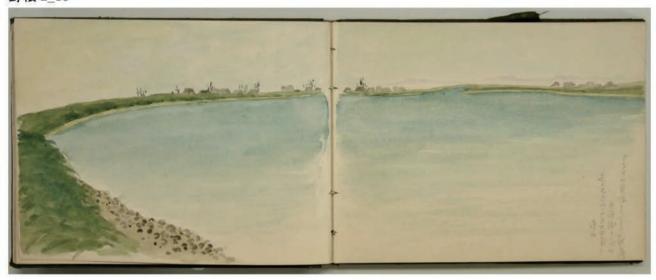
野帳 2_11



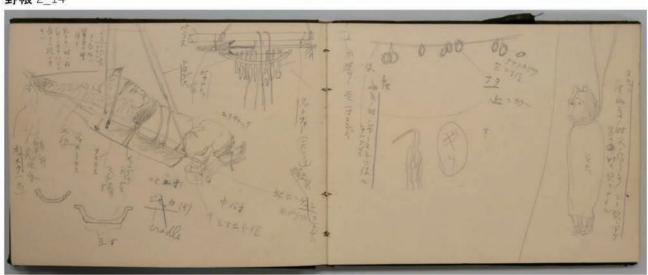
野帳 2_12



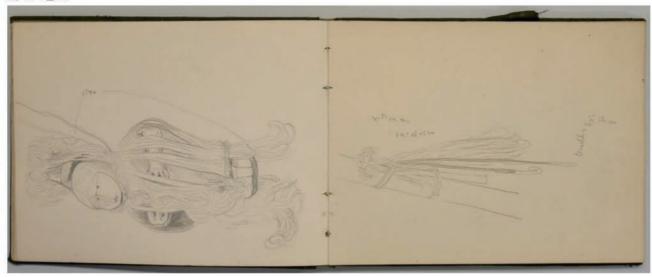
野帳 2_13



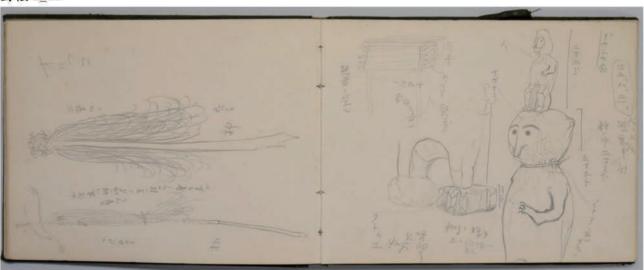
野帳 2_14



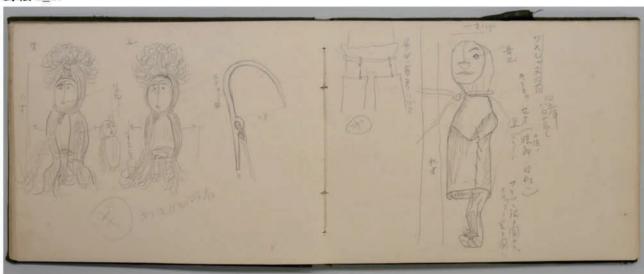
野帳 2_15



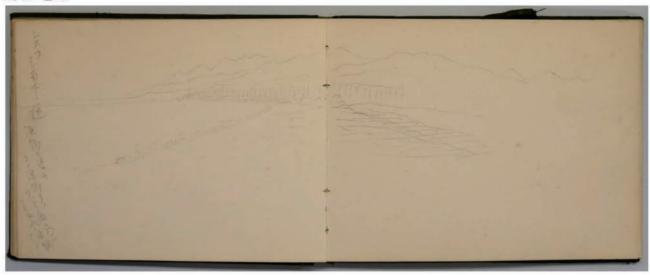
野帳 2_16



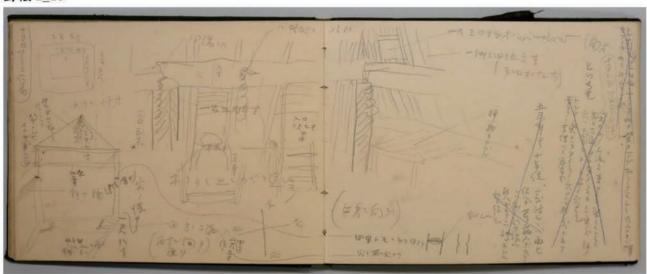
野帳 2_17



野帳 2_18



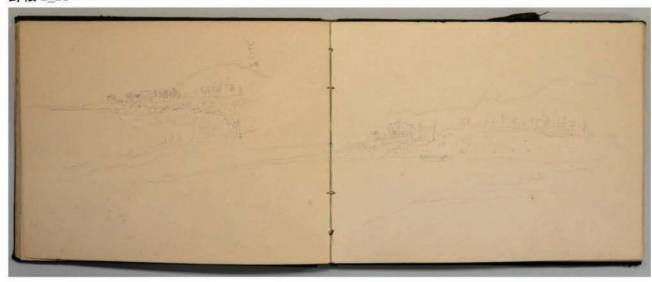
野帳 2_19



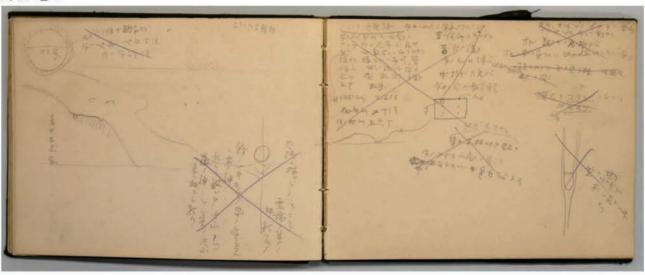
野帳 2_20



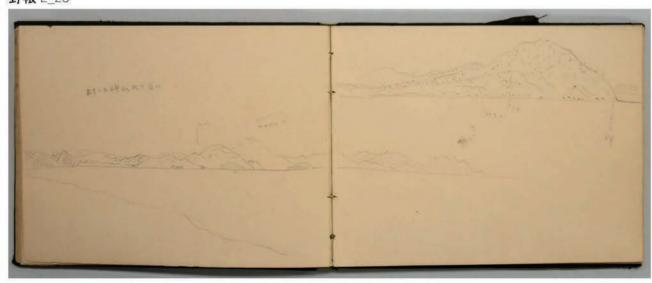
野帳 2 21



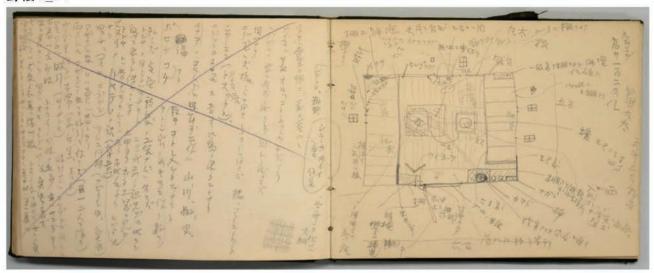
野帳 2_22



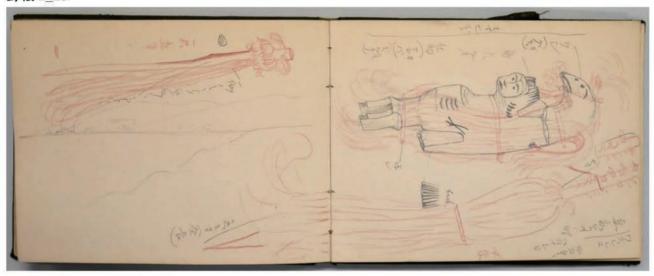
野帳 2_23



野帳 2_24



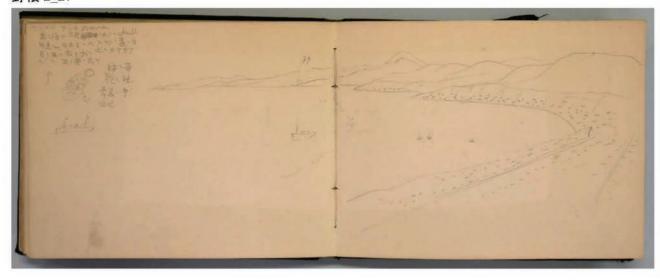
野帳 2_25



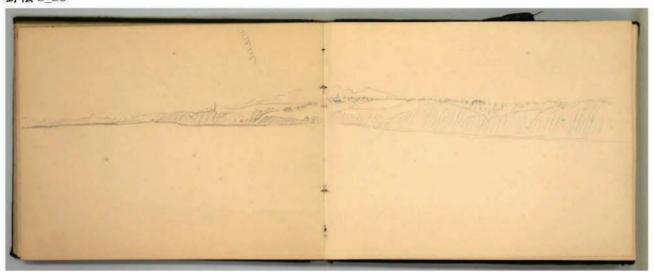
野帳 2_26



野帳 2_27



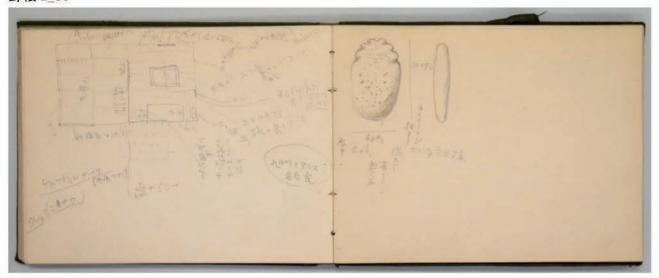
野帳 2_28



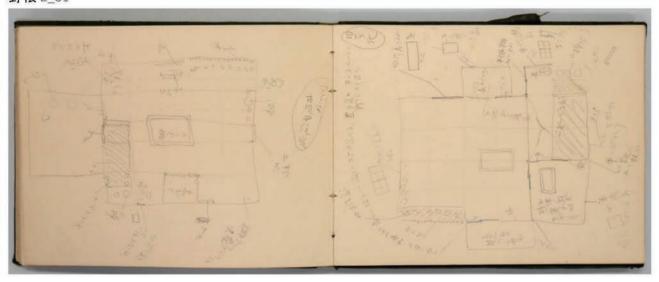
野帳 2_29



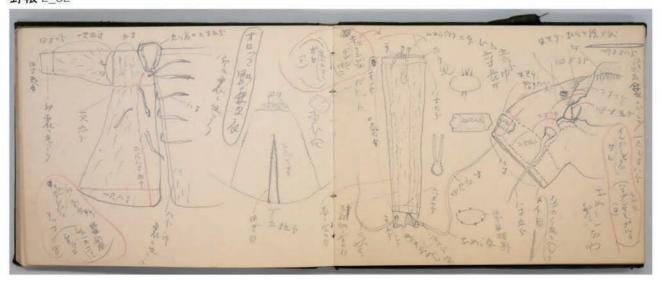
野帳 2_30



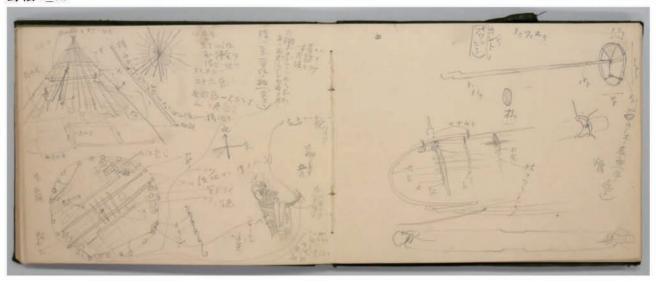
野帳 2_31



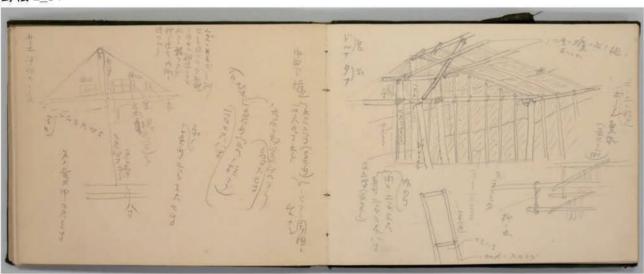
野帳 2_32



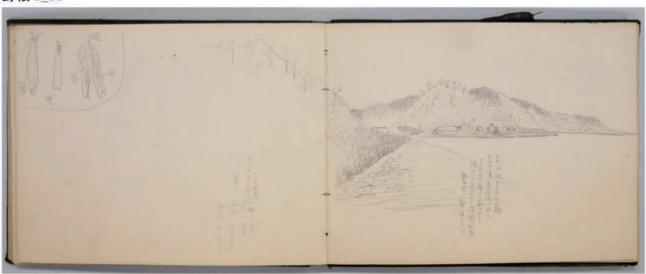
野帳 2_33



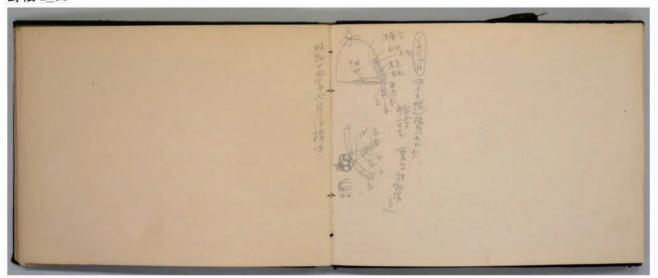
野帳 2_34



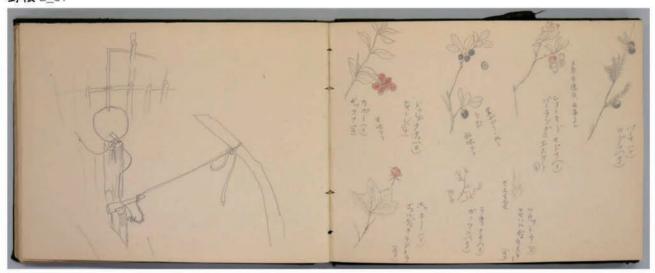
野帳 2_35



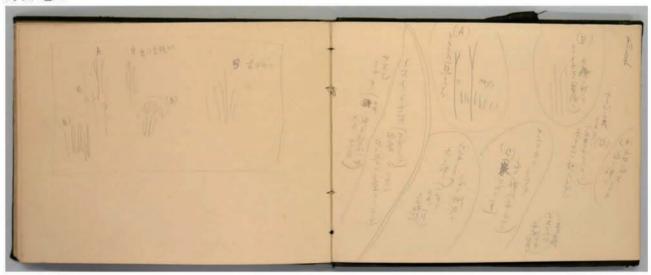
野帳 2_36



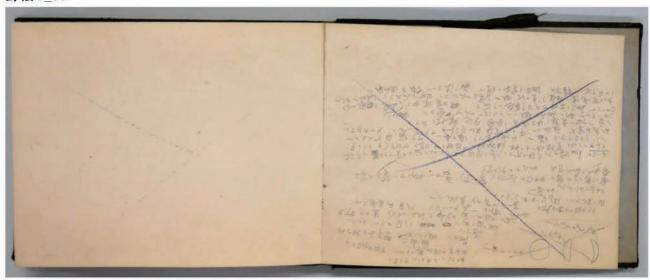
野帳 2_37



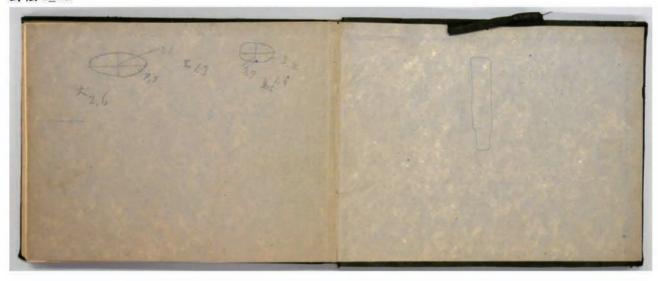
野帳 2_38



野帳 2_39



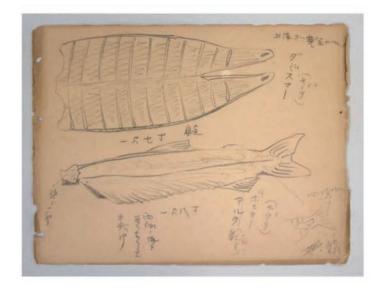
野帳 2_40



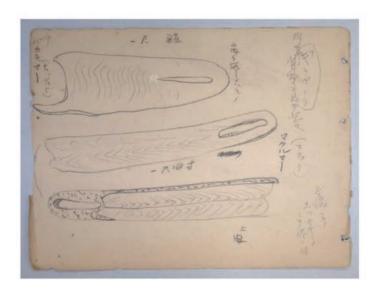
野帳 2_裏表紙



野帳 2_41_1



野帳 2_41_2



野帳 2_42



さわる展示の実施と課題

- 「ケレ ヤン、ヌカラ ヤン、ヌ ヤン さわる、みる、きく、 国立アイヌ民族博物館」を通じた実証的検討 -

The Implementation and Issues involved in Tactile Exhibitions: The Exhibition "kere yan nukar yan nu yan (touch, look, listen) to the National Ainu Museum"

立石信一(TATEISHI Shinichi)

国立アイヌ民族博物館 学芸主査(Senior Fellow, National Ainu Museum)

今野彩(KONNO Aya)

国立アイヌ民族博物館 エデュケーター(Educator, National Ainu Museum)

キーワード:さわる展示、ユニバーサル・ミュージアム、音の展示、ハンズ・オン、点字、フィールドミュージアム

Key Words: Tactile Exhibition, Universal Museum, Sound Exhibition, Hands-on, Braille, Field Museum

1. はじめに

国立アイヌ民族博物館(以下、当館とする。なお、必要に応じて〈博物館〉と記す)の交流室で2021年8月21日から10月3日まで「ケレヤン、ヌカラヤン、ヌヤン さわる、みる、きく、国立アイヌ民族博物館」(「付録:開催概要」参照)を開催した。本来であれば2020年の同時期に開催する予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大により開館が延期される中、本展も一年延期され開催されることとなった。

本展は、展示している資料にさわることによって、 見ることだけではわからない資料の特徴やその本質に ついて知る機会とし、そうした体験を通して博物館の あり方を問い直すことを目的とした。したがって、本 展では、直接的に資料にさわること以外に、音を聞く こと、あるいは民族共生象徴空間(以下、ウポポイと する)について理解を深める行為などは「触れる」に 含意させる。

本稿ではまず近代的な博物館とハンズ・オン展示の 歴史的経緯をまとめた上で、当館の基本展示室におけ る現状とさわる展示の状況について概観する。そして、 こうした点を踏まえて、当館でさわる展示を実施する 意義について検討を加える。その後、本展に向けて計 画、実施した内容について整理し、本展について考察 する。最後に本展の課題を踏まえ、今後の展望につい て言及することでまとめとする。 なお、本稿では直接的な接触を伴う場合は「さわる」を用い、より広義の場合は「触れる」を用いることとする。また、本論については立石が、「付録:開催概要」については今野が執筆を担当した。

- 2. 開催にいたる経緯と基本展示室における展示状況
- 2.1. 歴史的な博物館の位置づけとハンズ・オン展示の展開

ヨーロッパにおける博物館の祖型といわれるような施設と、近代以降の博物館との大きな違いの一つとしてあげられるのが、一般に公開することであった(今村 2017:29)。それまでの施設は一部の階級の人々の間だけでのものだったが、近代的な博物館は「あらゆる人々(市民たち)に公開される民主的な施設として」(大堀 1997: 44)運営されたのである。そうした近代的な市民社会の到来に対応する形で形成された博物館は、より多くの人々に公開する目的のため、効率的、合理的な鑑賞方法がとられるようになっていった。すなわち展示する資料をケースの中に入れることによって、来館者が視覚によってのみ展示を理解することができるようにしたのである。

「ミュージアムという装置は、その成立時から、人間のさまざまな感覚の中でも視覚だけを特権化するかたちで営まれて」(吉田 2021: 4) きた、あるいは「博物館・美術館は、視覚優位の近代社会を象徴する『見

せる/見る』文化施設 | (広瀬 2016: 13) と言われる ほど、来館者が見ることを通して博物館体験をするこ とが前提とされている。国立民族学博物館の吉田憲司 館長は、同館の特別展「ユニバーサル・ミュージアム ―― さわる! "触"の大博覧会」に寄せた文章の中 で、「博物館、美術館の原型は、16、17世紀にヨー ロッパの王侯貴族が競って築き上げた驚異の部屋、珍 品陳列室」であり、「そこでは、常にコレクションを 見せることに意義が求められした。「西欧近代という のは、視覚を特権化した時代であり、博物館・美術館 はその申し子ということになる | (吉田 2021: 4) と 述べている。そして、大英博物館やルーブル美術館が 開館した時代に「手を触れることなく展示物を見ると いう習慣」(吉田 1999: 27) がすでに成立していたと いう。また、博物学とは「一八世紀のヨーロッパが編 み出した新たな世界認識の方法が、ものをその本来の 意味から切り離し、目に見える特徴だけを基準にして 分類し、並べ、整理する」(吉田 1999: 20) ことも指 摘している。

このような成り立ちをもつ博物館にあって、視覚情 報だけに頼らない展示の鑑賞方法として開発された のがハンズ・オン展示であり、その手法は、1960年 代半ばのボストン子ども博物館からだとされている (渡邉 2016: 171)。しかし、科学館においてもハン ズ・オン展示の試みがなされてきたとされており(渡 邉 2016: 171; 仙波・小川 2000)、ハンズ・オン展示 は 1925 年のドイツ博物館 (ミュンヘン) や 1937 年 の発見博物館 (パリ) の延長上にあるものだという (コールトン 2000: 6)。また、理工系の博物館での取 り組みによって、ハンズ・オン展示のみならず、「『も の展示』から『こと展示』への変化」(大堀 1997: 107) も引き起こしたと言われている。両者から出発 したハンズ・オン展示は、定義は一定ではないものの、 程度の差はあるが教育的効果を目的とした展示手法で あるといえる。そして、教育を主たる目的とする子ど も博物館において積極的にハンズ・オン展示が試行さ れてきたことからもわかるように、対象が子ども向け の教育とされることが多いのも特徴と言える。

2.2. 当館の展示概要とさわる展示について

当館では、ユニバーサルデザインやバリアフリーという観点から、展示室内外におけるハード面の整備が進められてきた。こうした取り組みについては、「国立アイヌ民族博物館展示計画」(平成28年5月文化

庁)において、「展示の特色」で「ハード・ソフトの両面からユニバーサルデザインに配慮し、あらゆる人に開かれた展示環境を実現する」(文化庁 2016)とされている。展示室内については車椅子ユーザーの利便性から、資料の高さ、動線の幅などが検討された。また、展示室内に点字解説はないものの、貸し出し用の音声ガイド機は整備されている。その一方で、グラフィックカラーについてはカラーユニバーサルデザイン化がさらに必要な状況である。

次に、当館の基本展示室における資料の展示状況を概観する。基本構成である6つの大テーマによる展示(以下、6テーマ展示とする)とそれを総覧的に見学できるプラザ展示においては、資料の多くが展示ケースに入れられておりさわれる展示とはなっていない。一部、露出展示を行ってはいるものの、これらに関してもさわることはできない。他方で、「私たちのことば」コーナーでは、アイヌ語を聞けるよう映像資料が展示されている。また、各テーマの展示スペースには映像モニターが設置されており、そこでは映像に合わせて、音声による解説を聞くことができる。ただしタッチパネル式の映像モニターが多く、映像を選択して視聴するようになっており、視覚障害者のアクセシビリティという点で課題が残る。

上記6テーマに加えて、基本展示室内には探究展示テンパテンパというコーナーが設置されている。テンパテンパはアイヌ語で「さわってね」の意味であり、文字通り資料にさわることができる。また、探究展示という名称が付いているように、探究的な理解を深めるための展示として組まれており、教育型の展示といえる。

以上のような展示構成となっているが、開館当初から新型コロナウイルスの感染拡大予防対策の一環として、タッチパネル式の映像モニターについては、現時点では自動ループ再生可能なもののみ運用している。 一方で、音声ガイド機や、探究展示 テンパテンパなどの来館者の直接的な接触を伴うものは運用を制限している。

2.3. 開催の経緯とコロナ禍におけるさわる展示の扱いについて

本展は当館が開館する前の2018年頃から準備を進めてきた。開館する2020年は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催年でもあり、パラリンピックの期間に合わせて、視覚情報中心の基本展示室

を体験することが困難であると考えられる視覚障害者が、直接資料にさわることによってアイヌ文化や当館を体験することを目的として、本展が発案された。したがって初期段階においては、新型コロナウイルスはまだ問題となっていなかったこともあり、本展の目的は、常設展ではさわってみることができない資料にさわれるようにするという明確なものであった。

同時に、視覚障害者だけを対象とするのではなく、 資料にさわることを通して、様々な人たちに新たな アイヌ文化、あるいは博物館体験をしてもらうことも テーマとした。すなわち、障害者、子どもなどの特定 層を対象とするのではなく、誰もが楽しめる博物館 = ユニバーサル・ミュージアムを目指したのである。な お、本稿で用いるユニバーサル・ミュージアム¹⁾ は、 国立民族学博物館の広瀬浩二郎准教授らが提唱する前 述の「誰もが楽しめる博物館」という意味合いにおい て使用する。

しかし、コロナ禍によって、さわるという行為自体 が避けられる社会情勢のなかで、さわることを促す展 示を行うことは、その展示の意味、あるいは開催する ことの是非自体が変容するような状況であった。

当館の開館にあたり参考とした新型コロナウイルス 感染拡大予防対策は、公益財団法人日本博物館協会の 「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」があげられる。同ガイドラインを参考に、 ウポポイ及び当館への入場時のマスク着用、検温、手 指消毒の勧奨、入場の日時指定による事前予約制と入 場制限といった対策を取った。

これらの対策に加えて、本展は会場入口での手指消毒を必須とし、入場者数の制限、展示物や音声ボタンをはじめとした来場者がさわる箇所の定期的な消毒などを徹底した上で開催した。また、会場が約80㎡とコンパクトなうえ、会場出入口が一カ所に限られていたため管理が容易であったことも開催の後押しとなった。

しかしながら、日本博物館協会のガイドラインでは「展覧会の実施に当たって特に留意すべきこと」として、「直接手で触れることができる展示物(ハンズオン)は感染リスクが高いので展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。また、屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手で触れることのないよう注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う」(公益財団法人日本博物館協会 2020: 6)と規定している。コロナ禍においては、「止むを得ない場

合」を除いては、資料にさわる展示は行わないことと されているのである。

こうした状況でも実施した本展からは、どのような 意義が見いだせるかを次節以降で考察する。

2.4. 本展示における「さわる」ことの意義と目的

本来、「モノにさわる」という行為は、子どもや視覚障害者のみならず、大人や晴眼者にとっても魅力的であるとともに、意義の大きい行為である。そして、本展のねらいは博物館のあり方そのものを問い直すことにあり、その観点から、みることと同義にさわることやきくことを体験できるようにすることで、特定の世代や属性にかかわらず、「誰もが楽しめる」展示体験の機会創出を目的としたのである。つまりハンズ・オン展示のように、さわることを手段としてその先に教育的ねらいを設定するのではなく、さわること、みること、そしてきくことそのものを体験する機会としたのである。

本展を開催した直後は、来場者の一定の割合で、資料にさわらないまま出て行くということが起こった。あるいは、さわるまでに一定の時間を要することも見受けられた。こうした行動の背景にはどのような理由があるかは追って調査が必要であるが、一般論として博物館・美術館では展示物にはさわってはいけないという前提が浸透しているからとも考えられる²⁾。なお、こうした事態を受けて、会場入口で係員が来場者に向けて展示してある資料にはさわれることをアナウンスするようにした。このことによってまったくさわらずに会場を出て行くといった来場者は減少した。

広瀬によると「ミュージアムとは、視覚優位の近代文明の象徴」であり、「UM 運動は、近代に対する強烈な異議申し立てを内包している」(広瀬 2020a: 134-135)という。そして、ユニバーサルとは、「バリアフリー的な障害者対応とは異なる」とし、「社会の多数派である健常者とミュージアムの関係をどうやって、どこまで変えていけるのかを検討すること」が、「誰もが楽しめる」を具現化することにつながるとしている(広瀬 2021)。

こうした状況で、ユニバーサル・ミュージアムの 「誰もが楽しめる」とは、当館においてはどのような 意味を持ち得るだろうか。そして、当館においてさわ る展示を行う意義はどこにあるだろうか。

当館は、「アイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差

別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴」とされているウポポイの中核施設としてある。「多様で豊かな文化を持つ」社会の実現とは、「誰もが楽しめる社会」ということにもなり、広瀬の提唱するユニバーサルと通じる試みであるといえる。したがって、まず資料にさわることを通してアイヌ文化や〈博物館〉を体験すること、さらに物理的にさわることだけではなく、〈博物館〉、ウポポイ体験のあり方、あるいはアイヌ文化自体を今までとは異なる観点から捉えられるような機会とすることを目的とした。

3. 本展開催に向けた試みと実践

3.1. 博物館と公園の協力による展示の実施

ウポポイは「アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンター」としての「空間」とされている。そしてその主要施設として〈博物館〉と国立民族共生公園(以下、公園)、そして慰霊施設がある。〈博物館〉と公園はポロト湖畔エリアの同じ敷地内にあり、公園内には複数の施設が点在し、それらがフィールドミュージアムとも位置付けられている。

ウポポイに入場すると最初に来場者が認識するのは 〈博物館〉という立地構成になっている。したがって まず〈博物館〉を見学し、その後公園内を見学、散策 するという、ゲートウェイとしての〈博物館〉という 役割もある。そして、ウポポイは展示・調査研究機能 など六つの機能を掲げている。これらの機能をすべて 〈博物館〉、あるいは公園が個別に担えるわけではなく、 機能・役割が異なる両者が結びつくことによって個別 には成し得ない機能を持つのである。

こうしたウポポイにあって、本展に向けて公園との 協力関係のもとに進めた企画がある。

公園との協力は大きく二つに分けられる。一点目は本展で展示する資料の製作で、二点目は会期中のワークショップの実施(【写真 6】、231 頁参照)である。本稿は主に展示についての考察のため一点目の展示資料の製作について論じる。

本展に向けて公園職員のムカラ(山道陽輪)の協力 のもと、ヤラニマ(樹皮の器)を製作し、展示する こととした。ムカラ自身がアイヌ文化の伝承者として 普段から物作りなど様々な伝承活動に携わっており、 現在では作り方が伝承されていないために、残された 資料を調査、研究し、作り方の技術を復元することに も取り組んでいる。なお、そうした技術を活かして、 基本展示室に展示されている「クマつなぎ杭」などの 製作にも携わった。

ウポポイの運営団体である公益財団法人アイヌ民族 文化財団(以下、財団)は、ウポポイの所在する自治 体である白老町と「アイヌ文化伝承等のための森林の 活用に関する協定書」を締結しており、定められた町 有林でアイヌ文化伝承等のための植物素材の採取がで きる。そこで、本展に向けてどのような資料を製作す るかを検討した際には、材料を白老町内で採取できる 資料にすることとした(【写真 4】、230 頁参照)。こ れは、材料の採取から製作しているところまでを一貫 して記録するためであるとともに、上記のような環境 があるからでもあった。そして、ヤラニマ作りは公 園内のチセで行い(【写真 5】、230 頁参照)、こうし た環境も記録、公開することとした。

こうした材料を採取できる環境があり、そこで得た 材料を使ってモノを作れる職員がいること。そして、 作られたモノや記録を展示する〈博物館〉があること は、ウポポイならではの特性である。さらに本展では こうした活動を音と映像によって伝えている。そして 来場者が映像の中で作られている実際のモノを手に 取って、材料の質感や作りの細部について触察するこ とは、アイヌ文化のみならずウポポイの現状に触れる ことにもつながる。こうしたウポポイでの取り組みと、 そのプロセスを公開することは、視覚情報だけを頼り にモノを分類し、並び替える、モノ本意の展示とは異 なる展示につなげることにもなり得る。

3.2. 音の展示について

本展では、音を重要な要素として展示した。見ることが主である博物館の展示において、音に注目することは、文化の見せ方、捉え方を異なる角度から提示することになり、ひとつの感覚だけではなく、様々な感覚を同時に使って体験することにつながる³。つまり音を展示することのねらいとしては、第一に音と音に対応する資料を組み合わせて展示することで複合的な捉え方につながること。第二に展示空間を音によってひとつのまとまりとすることで、音とは直接的な関連付けのない資料についても、資料それだけを観察/触察しているのとは異なる、予期せぬ見方にもつながり得ることである。

前述のように音は本展において重要な要素になるため、音の制作を映像・音響作家の春日聡氏に依頼し

た。展示空間では、映像と組み合わせた音の作品を 二点展示した。「私たちのことば」におけるカムイユ カラ(カムイの物語)とウポポ(座り歌)と、映像作 品としての「ウポポイに音でさわる」である。前者は、 アイヌ文化を直接的に表す展示と言える。一方で後者 は、ウポポイのなかで聞こえる電車が走る音や、川や 湖の音、あるいは基本展示室や公園で聞こえる映像の 音や来場者の話し声などから構成されている。実は、 「私たちのことば」の映像中にも微かに来場者の声が 混じっている。これは、ウポポイの開業時間中に録音 したためである。

また、ヤラニマの製作においても、一連の工程を 記録撮影・録音した。アイヌ文化についての技術伝承 などの映像は多く制作されているが、音に注目した記 録はあまり例がないからである。木から樹皮を剥ぐ音 や、樹皮を縫い合わせて器にしていく音などは、文化 を構成する重要な要素である。さらに、それをどのよ うな環境下で行っているかを知るのに、視覚と聴覚で は得られるものが異なる。

一本の作品のなかに複数の要素が入っているため、常時、特定の資料と「映像と音」が対応しているわけではないが、ヤラニマのほか、「私たちの交流」のテーマで展示した模型のチァ(丸木舟)に対応するように、ポロト湖でチァを漕いでいるシーンも収めた。チァの内部に仕込んだマイクが拾った船体と櫂の擦れる音がリアルに響き、湖岸から収録した音は水や風が際立って聞こえる。この展示で、資料と映像、そして音に触れることによって、ウポポイにおけるアイヌ文化を体験できるようにしたのである。

現在のウポポイのあり方を記録し、展示するために、極力環境には手を加えずに録音を行った。静謐なポロトの映像を撮る目的で休業日に撮影したが、現実には公園内を何台もの大型の草刈り機が作業をしていたため、機械音が入り込んでいる。前述のウポポなどを録音する際にも、アイヌ文化だけに注目するのであれば、来場者の声が入らない環境を選ぶべきであるが、そのようなことは行わなかった。展示空間でこうした音が聞こえることは、聞く側の聞きたいものとは異なる音を流すことになるかもしれない。しかし、現在のウポポイのあり方に触れてもらうためにもあえてこのような手法をとることにしたのである。

なお、「ウポポイに音でさわる」の展示には、映像 モニターのスピーカーを使わず無指向性のスピーカー を用いることによって、より「自然な音」に近い環境 の再現を試みた。

3.3. 資料の性質と展示構成

本展の展示資料は、教育教材と、本展に向けて製作 したもの、そしてこれら以外の用途で製作されたもの で構成した。このため、収蔵資料や他館から借用し た資料などは展示していない4)。教育教材については、 アイヌ文化伝承者に製作を依頼した資料、あるいは旧 アイヌ民族博物館で複製事業として製作した資料など であり、同様な来歴を持つ資料が基本展示や特別展示 でも展示されている。また、本展に向けて製作した資 料については、前述のようにウポポイの職員自身が アイヌ文化の伝承者ということもあり、文化伝承の意 義も込めて資料を製作したのであり、そのプロセスを 記録・公開することにも意義があるといえる。そして、 これ以外の用途で製作した資料としては模型のチッが あげられる。公園で実際に使うチプを作るための試作 として作られたものであるため、実際のチプの形状に なっており、製作時の試行錯誤した形跡も感じること ができる。製作者であるムカラは、作る過程での木の わずかな凹凸は見てもわからないが、さわってみると わかることがあると言い、それを「手で見る」という 言葉で表現している。これはさわらなければわからな い感触であり、こうした資料を展示することの意義で もある。したがって、当館及びウポポイが持つ機能な どに照らし合わせれば、収蔵資料以外の複製品や職員 自身が製作した資料を展示することにも大きな意義を 見出せる。

展示した資料の詳細は「付録:開催概要(3)展示 資料一覧」の通りであるが、前述した資料群により展 示を構成した。一方で、6テーマに即した資料を展示 することが本展の趣旨だったため、各テーマを資料で 特徴付け、差異を生むにはどのような資料がよいかが 検討された。展示する資料点数が少ないために、各 テーマに見合った資料一点から二点を担当者が選定す る際にも、各資料の選定意図をより明確にする必要が あった。しかし、ほとんどの資料が民具資料であるた めに素材や形状が似ているものがあり、各テーマの差 異が明確にならないことも考えられた。また、ある資 料がどのテーマに即しているかは、展示のコンセプト によるところが大きく、例えば、基本展示ではアイヌ 文化を構成する要素として6テーマを立て、この点 からマキリ(小刀)を「プラザ」、「私たちの世界」、 「私たちのしごと」で展示しているが、「私たちのくら

し」で展示することもコンセプト次第では可能である。 一方で、こうした各テーマの差異を本展の趣旨である さわることから見いだそうとした場合、基本展示のコ ンセプトとは一致しない場合もあることが検討の過程 で明らかになった⁵⁾

したがって、各テーマとの関連付けとともに、さわることとそこで感じる差異に着目し、各資料の素材の違いや、刺繍がほどこされているものと、彫刻がほどこされているものといった違いが明確になる資料を展示することとした。

4. おわりに

本展では、入口の「ごあいさつ」パネルを含めて、すべての展示台に音声解説を設置した。加えて、「私たちのことば」の映像(カムイユカラとウポポ)と映像作品「ウポポイに音でさわる」がループ再生されていた。このため、音声解説が複数台でプレイされているときは音が混線してしまい、個々の解説が聞き取りにくい状況が発生することがあった。音の展示は展示室の状況に応じて構成を調整するなどすれば改善される可能性はあるものの、音声解説自体は設置する数に応じてこのような問題が起こることが避けられない。こうした音が混じり合ってしまう問題は音の展示では博物館や美術館において以前から指摘されている問題なので(加藤 2003: 30)、他館の展示環境なども調査していく必要がある。

当館及びウポポイの存在意義に照らし合わせれば、必ずしも収蔵資料を展示することだけが博物館としての展示に対する価値付けとはいえないのは前述した通りであるが、こうした点も加味してさわる展示においてどのような資料を展示するべきかについては今後議論されていくべきであると考える。さらに、今回の展示では資料点数を十三点としていることによって、来館者が見たいものを見られなかった可能性が考えられる。来館者が主体的に選択して展示を見ることが望まれる(島・土屋・佐々木 2021: 40)状況においては、規模も含めてどのような展示を行っていくべきかが今後の課題としてあげられる。

そして、本展を一過性の取り組みとするのではなく、 基本展示や特別展示での試みにも広げていき、博物館 として一体的に展開させていくことが望ましい。した がって、当館としてさわる展示、あるいはユニバーサ ル・ミュージアムの活動を継続させ、その先にどのよ うな博物館像を描くのか議論する必要がある。

付録:開催概要

本展の開催報告として、展示の構成・特徴から、準 備段階や関連イベントの様子についてまとめる。

- ・タイトル:第1回交流室展示 「ケレヤン、ヌカラヤン、ヌヤン さわる、みる、きく、国立アイヌ民族博物館」
- ・会期:2021年8月21日(土)~10月3日(日) *当初の会期は9月12日(日)までとしていたが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令に伴い、当館は8月31日(火)から9月30日(木)まで臨時休館となった。そのため会期を10月3日(日)までに変更した。なお、こうした事態を受けて、冬期間に第2期として本展を再度開催することで調整を進めている(2021年10月末日現在)。
- ・会場:国立アイヌ民族博物館 交流室 B
- ・主催:国立アイヌ民族博物館
- ・協力: 苫小牧市社会福祉協議会、苫小牧身体障が い者福祉連合会、苫小牧市点訳赤十字奉仕 団
- ・音・映像:春日聡(映像・音響作家、映像人類学 者、国立歴史民俗博物館 客員准教授)
- ・観覧料:無料
- · 来場者数: 1,623 名
- ·本展担当者

シナリオ主担当:立石信一(歴史社会グループ) 副担当:宮地鼓(物質文化グループ) 押野朱美(教育グループ)、カサド・パ ルド・ケラール(教育グループ)、今野 彩(教育グループ) *展示企画室主担 当:小林美紀(言語儀礼芸能グループ)、 副担当:劉高力(言語儀礼芸能グループ)

(1) 展示の構成

本展は、基本展示をより理解し、体感する機会とするために、基本展示の6テーマ展示に即した展示構成とした。

本展では一テーマについて一点から二点の資料を展示した。展示資料は、教育教材資料、本展に向けて製

私たちのくらし

衣服、食、住まいをはじめ、音楽や踊りなど、伝統的なくらしに関する瀬具や文化を基本展示室では紹介しています。木の皮の繊維で作る衣服については、その素材となるオヒョウの皮剥ぎから糸づくり、そして実際の瀬具も展示しています。また、人の一生のなかで行われるさまざまな優礼の様子や、子どもたちの遊びにも触れながら、アイヌ文化の特色や地域の差も紹介しています。そして、古い記載から伝統的な踊りを復活させようと取り組む人たちなど、伝系に携わる人びとの取り組みも展示しています。

Our Lives

The permanent exhibition room introduces tools and culture related to traditional lifestyle such as clothes, food, housing, music and dance. Regarding clothing made from bark fibers, the process of obtaining the material – from the peeling of the bark of the Manchurian ein, to the creation of the thread – is displayed alongside the actual tools used to make the clothes. The exhibition also introduces the key characteristics of Ainu culture and regional differences by focusing on the vanious ribusis that take place in a person's life and children's play. Also on display are the efforts of people involved in cultural transmission trying to revive traditional dance from old memories.



図1 テーマの解説文の一例「私たちのくらし」

作した資料、そのほかの用途で製作された資料により 構成した。展示資料は自由にみたり、さわったりでき るように、テーマごとの展示台に展示した。このほか、 各展示台にはそれぞれのテーマの解説文も設置した (【図1】)。また、さわる資料の展示だけではなく、音 や映像による展示も行った。

以上のように、本展全体で「さわる」「みる」「き く」など様々な感覚を使って展示を体験・体感できる ような構成とした。

(2) 展示の特徴

前項のとおり、展示の構成においては、来場者に基本展示の6テーマ展示の理解を深め、アイヌ文化をより体感してもらうことを目的とし、6テーマに即して、さわる資料とテーマの解説文を設置した(【写真1】)。本項では具体的な展示の内容と、どのような方法を用いて展示を行ったのかについてまとめる。



写真 1 会場の様子 (2021年9月30日カサド・パルド撮影)

1) 資料にさわってアイヌ文化を感じる

6テーマのうち「世界」「くらし」「歴史」「しごと」「交流」では、資料を一点から二点展示した。例えば「しごと」で展示したマキリ(小刀)とイタ(盆)にほどこされた精巧な木彫りは、みることだけではなくさわることでその技術を感じることができる。

また「歴史」で展示したチェフケレ(サケ皮のくつ)は、さわったりにおいをかいだり、視覚以外の感覚でもサケ皮を感じることができる(【写真 2】)。このように資料にさわることで、資料の細かな装飾や材質を感じ取ることができる。



写真 2 チェプケレをさわる様子 (2021 年 10 月 2 日カサド・パルド撮影)

2) 音と映像で感じるウポポイ

「ことば」の展示では、鵡川地域のカムイユカラ(カムイの物語)とウポポ(座り歌)を映像で紹介した。映像には、歌い手がチセ(家)の囲炉裏端でうたう姿がおさめられている。歌い手は、当館職員の押野朱美と公園職員の秋山里架である。両者とも鵡川出身で、実際に受け継いだカムイユカラとウポポを演じた。以上より、音と映像を通して、現在に語り継がれているアイヌ語に触れられるような展示を試みたのである。

このほか、公園や〈博物館〉にある様々な「音」を 収録した映像作品「ウポポイに音でさわる」を会場内 で上映した。映像作品は公園や〈博物館〉にある多様 な音に注目し、様々な角度からウポポイやアイヌ文化 に触れられるような作品を制作した。

3) 多言語と音声による「ごあいさつ」

会場入口に「ごあいさつ」パネルを設置した。あい

さつ文は、アイヌ語・日本語・英語・中国語・韓国語の多言語で表記した。日本語のあいさつ文には、日本語の文章を点訳した点字シールを貼り付けた。また、館長の佐々木史郎がアイヌ語・日本語であいさつ文を読み上げた音声解説(ボタンを押すことで音声が流れる仕組み)も設置した。これはウポポイの第一言語と位置付けられているアイヌ語を、音声資料の展示ではなく、館長の「あいさつ」として来場者に聞いてもらうことを目的に設置した。アイヌ文化の復興・発展を目指す当館の理念を体現する一機会となったのではないだろうか。6)。

4) 会場案内の設置

会場入口付近に「会場案内」を設置した。会場案内では「会場マップ」「6テーマの展示の見方」「展示の楽しみ方」を表示した(【図2】)。会場案内は文字による案内だけではなく、音声解説も設置した。音声解説では「展示台の正面に解説文を置いている」、「展示台の正面右側に音声で解説を聞くためのボタンがある」、「展示台の中央に資料を展示している」ことを案内した。

5) 点字と音声解説

会場にあるすべての解説には点字や音声解説を設置 した。点訳は、苫小牧市点訳赤十字奉仕団の協力を得 た。解説やキャプション、会場案内など、会場で掲示 していたほぼすべての日本語の点訳を行い、各所に点 字シールを貼り付けた。点字シールは、同奉仕団と本



図 2 会場案内

展の担当者が打ち合わせを行い、内容を検討しながら 作成した。このほか、点字のみを使用した「点訳パン フレット」(紙製) も作成した。点訳パンフレットは、 あいさつ文・会場案内・6テーマ展示の各テーマの解 説文を点訳したものを7枚1セットにして配布物と した。

音声解説は、各展示台に設置した(【写真 3】)。音 声解説ボタンを押すことで音声による説明が流れる仕 組みである。音声は、当館の職員がすべて日本語で吹 き込みをした。音声解説の内容は、基本的には解説を 読み上げたが、音声で聞いたときに聞きやすい順番や 時間を考慮した内容に再編し、録音した。



写真 3 「音声解説ボタン」を押す様子 (2021 年 10 月 2 日カサド・パルド撮影)

6)「アイヌ文化学習トランク」紹介コーナー

財団の「アイヌ文化学習トランク」は、伝統的な衣服や工芸品、民具などの資料をセットにした貸出用のキットである。トランクの中身はすべてさわったり、使ったりすることができる。財団が使用を希望する団体にトランクの貸し出しを行っている。本展の会場でもトランクの資料をいくつか展示した。

7) ユニバーサルデザインを取り入れた構成

ユニバーサルデザインとは、国籍や年齢、障害の有無にかかわらず多様な人々が使いやすいように製品・環境をデザインする考え方である⁷⁾。本展ではユニバーサルデザインを取り入れることとし、今回は特に展示にかかわるグラフィックデザインで色とフォントを検討した。

色を識別する感覚(色覚)は様々なタイプにわけられる。どの色覚のタイプでも判別できるような色の使い方がされているデザインを、カラーユニバーサルデザインという(教育出版 CUD 事務局 2012: 10)⁸⁾。

本展では、前述のとおり基本展示の6テーマ展示に 即した展示構成を取ったが、チラシや会場で使用する 配色は、多様な色覚のタイプでも見分けがつくように 6テーマ展示のシンボルカラーを踏襲しながら調整し た(【図3】)。

チラシや解説文、会場案内などで使われる文字には、 ユニバーサルデザイン書体の「A-OTF UD 新ゴ NT Pro」(モリサワ社)を使用した。



図3 6テーマ展示の色彩調整

8) 衣服と触図

伝承者が複製した刺繍が施された木綿の衣服を本展では展示した。刺繍がほどこされた衣服は、ほとんどの場合、展示ケース越しに鑑賞することが多い。したがって、本展では衣服を直接手に取って刺繍をじっくりとさわり、確認することができるようにした。また、

衣服や刺繍の全体像を把握できるように、小さく図式 化した触図を作成し、特殊プリンタ・用紙で出力し、 配布物とした。

(3) 展示資料一覧

本展の展示資料は【表1】のとおりである。

(4) 展示に向けての準備

本展の開催にむけて、事前の打ち合わせや準備、作品の制作活動を行った(【表 2】~【表 4】)。

(5) 関連イベント

本展の期間内に関連イベントを 4 件企画した。 8 月 に開催を計画した 2 件は実施したが、9 月に開催予定 の 2 件(ワークショップ「さわる、みる、きく、そしてはなす」、ユニバーサルミュージアム & パーク「民具をつかってみよう!」)は、緊急事態宣言の発令による臨時休館のため開催中止とした。

1) 講演会「未開の知」に触れる――ユニバーサル・ ミュージアムとは何か――

講師に国立民族学博物館の広瀬氏を招いた講演会を、 会場・オンライン配信で開催した。新型コロナウイル

表1 展示資料一覧(13点、映像含む)

テーマ	種類	展示資料名(アイヌ語、日本語)	備考
ことば	映像	カムイユカラ	語り手 押野朱美
	鵡川のカムイユカラ「火のカムイの物語」		映像・音源制作 春日聡
	映像	ウポポ	歌い手 押野朱美 秋山里架
		鵡川のウポポ(座り歌)	映像・音源制作 春日聡
世界	資料	エムシアッ 刀掛帯	
くらし	資料	チシポ 針入れ	
	資料	ヤラ ニマ 樹皮の器	製作 ムカラ(山道陽輪)
歴史	資料	チェプケレ サケ皮のくつ	
しごと	資料	マキリ 小刀	
	資料	イタ 盆	
交流	模型	チプ 丸木舟(模型)	製作 ムカラ(山道陽輪)
全体	映像	ウポポイに音でさわる(43 分 30 秒)	映像・音源制作 春日聡
	資料	衣服(木綿) * (2)8)で詳述	
	触図	衣服(木綿) * (2) 8) で詳述	
	資料	「アイヌ文化学習トランク」	

表 2 春日聡氏滞在 音と映像の録音と設営

日程		作業内容
2021年	7月29日(木)~8月6日(金)	音と映像の収録(写真 4、5)
	8月19日(木)~8月21日(土)	展示作業



写真 4 町有林での作業の様子 (2021年8月3日立石撮影)



写真 5 製作の様子 (2021 年 8 月 3 日立石撮影)

表 3 苫小牧市社会福祉協議会、苫小牧市点訳赤十字奉仕団 打ち合わせ日程

日程		内容	会場
2021年	6月2日(日)10:00~11:00	- - 点字シール・点訳パンフレ - ット制作の打ち合わせ	苫小牧市社会福祉協議会
	7月28日 (水) 13:00~15:00		
	8月6日(金)11:30~12:00		
	8月12日 (木) 13:30~14:30		
	8月18日 (水) 13:30~14:00	-	

表 4 苫小牧身体障がい者福祉連合会 打ち合わせ日程

日程		内容	会場	
2021年	7月28日 (水) 15:00~15:30	本展の説明と協力依頼	- 苫小牧市福祉ふれあいセンター	
	8月6日(金)13:30~14:00	展示台等について相談		

ス感染拡大の影響により、接触することやさわることがマイナスに捉えられている現在において、さわる展示を開催することの意義について話された。また、広瀬氏が10年以上に渡り活動してきたユニバーサル・ミュージアムについても触れられ、「ユニバーサル」に対する考えが深まる講演となった。

·講師:広瀬浩二郎氏(国立民族学博物館准教授)

· 開催日時: 8月21日(土) 13:30~14:30(会

場:当館 1 階 交流室 A)

・参加者数:42名

2) ユニバーサルミュージアム & パーク「音楽を体験してみよう!」

「音楽を体験する」をテーマに、公園と連携して企画したイベントである。参加者は、司会進行役の演奏・歌をききながらリズムを取ったり、楽器のムックリ(口琴)やトンコリ(弦楽器)に実際にさわったり、じっくり観察するなど、「きく」「さわる」「みる」ことを通して音楽にふれた。また、エント茶を参加者に提供し、音楽を体験するだけではなく、味覚や嗅覚な



写真 6 ユニバーサルミュージアム&パーク 「音楽を体験してみよう!」様子 (2021 年 8 月 28 日宮地撮影)

ど様々な感覚を使ってアイヌ文化に触れるイベントとなった。

·開催日時:8月28日(土)13:00~14:30 (会

場:伝統的コタン ポンチセ)

·参加者数:20名

·司会進行:押野朱美、石田慈久恵

注

- 1) ユニバーサル・ミュージアムという用語は和製英語であり、「21 世紀 に入るころから、『人に優しい博物館』の含意」(広瀬 2020: 136) で用 いられるようになったという。また、吉田によると、英語由来のこの 語は、英語では「universal survey museum, つまり世界全体を俯瞰し 探究するミュージアムをさし、(中略) 世界をカヴァーする総合博物館・ 美術館を「指すという(吉田 9021: 3)。
- 2) 資料にさわらないという傾向は、他の博物館でも報告されている。「展示物に積極的にさわろうという人はそれほど多くなく、特に大人ほど資料にさわらない傾向があるようだ」(黒澤 2021: 194)。
- 3) サウンドスケーブを展示に導入することは、「単に視覚に替わる聴覚の 特権化を有効とするのではなく、ミュージアムにおける総合的な体験 性を重視することにより、ミュージアムにおける音の活用可能性を示 唆するもので」(寺田 2021: 54) もあるという。
- 4) アイヌ文化学習トランクについては、ウポポイの運営主体であるアイヌ 民族文化財団が製作・管理し、貸し出しを行っている。
- 5) 広瀬は、国立民族学博物館の資料をもとに「世界の各地域の特徴を手触りにより探究・分類」の調査を行い、展示に反映する予定だったという(広瀬 2020b: 20)。
- 6) 館長のアイヌ語あいさつ文収録にあたっては、京都大学河原達也教授より参考資料としてアイヌ語合成音声をご提供いただき、札幌学院大学奥田統己教授より発音のご指導をいただいた。
- 7) 提唱者のロナルド・メイス(Ronald L. Mace, 1941-1998)によるユニ バーサルデザインの原則

"Universal design is the design of products and environments to be usable by all people, to the greatest extent possible, without the need for adaptation or specialized design. — Ron Mace" (ユニバーサルデザインとは、すべての人が可能な限り最大限利用することのできる製品や環境のデザインであり、人が適応を迫られたり、特殊なデザインを必要とすることのないものである。 — ロナルド・メイス)

The Center for Universal Design Universal Design Principles: About UD $\,$

https://projects.ncsu.edu/ncsu/design/cud/about_ud/about_ud.htm (2021 年 10 月 29 日閲覧) 8) カラーユニバーサルデザインのポイントとして「できるだけ多くの人 に見分けやすい配色を選ぶ」「色を見分けにくい人にも情報が伝わるよ うにする」「色の名前を用いたコミュニケーションを可能にする」の3 つがあげられる(教育出版 CUD 事務局 2012: 14)。

参考文献

今村信隆 編著 2017『博物館の歴史・理論・実践 1 ― 博物館という問い』京都造形藝術大学 東北芸術工科大学 出版局 藝術学舎。

大堀哲 編著 1997『博物館学教程』東京:東京堂出版。

加藤修子 2003「博物館における『音の展示』と『音による環境づくり』:全体報告と館種別比較分析およびレベル別分析」『文化情報学: 駿河台大学文化情報学部紀要』10 (1):29-54

教育出版 CUD 事務局 編著 2012 『カラーユニバーサルデザインの 手引き』東京:教育出版株式会社。

黒澤浩 2021「『さわる展示』の意義と苦悩 ― 南山大学人類学博物館の実践から ― 」広瀬浩二郎編『ユニバーサル・ミュージアムーさわる!"触"の大博覧会』pp.194-197、京都:合同会社 小さ子社。

公益財団法人アイヌ民族文化財団「アイヌ文化学習トランク」 https://www.ff-ainu.or.jp/web/application/lending/details/ ainubunka_gakushu_tr.html (2021 年 10 月 21 日閲覧)

公益財団法人日本博物館協会「博物館における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドライン」(令和 2 年 9 月 18 日) https://www.j·muse.or.jp/02program/pdf/200918setgaid3.pdf (2021 年 10 月 31 日閲覧)

公益財団法人日本博物館協会「博物館における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドライン」(令和3年10月14日) https://www.j·muse.or.jp/02program/pdf/jam_covid_ guideline_20211014.pdf (2021年10月31日閲覧)

- コールトン, T. 2000『ハンズ・オンとこれからの博物館 インタラクティブ系博物館・科学館に学ぶ理念と経営』楽川香澄、 井島真知、徳永喜昭、芦谷美奈子、竹内有里訳、平塚:東海大 学出版会。
- 島絵里子、土屋順子、佐々木とき子 2021「科学博物館における「さわる展示」を紹介する点字冊子の作成と課題 視覚障害者へ開かれた博物館への取り組み」『日本ミュージアム・マネージメント学会 研究紀要』25:39-47
- The Center for Universal Design. Universal Design Principles: About UD

https://projects.ncsu.edu/ncsu/design/cud/about_ud/about_ ud.htm (accessed October 29, 2021)

- 仙波愛、小川正賢 2000「科学博物館のハンズ・オン展示思想の原 点を探る フランク・オッペンハイマーの思想とエクスプロラ トリウムの理念」『日本科学教育学会研究会研究報告』14 (5): 29-32。
- 寺田鮎美 2021「ミュージアムと音 ~聴覚によるミュージアム体験の新たな可能性に関する一考察~」『日本ミュージアム・マネージメント学会 研究紀要』25:49-55。
- 広瀬浩二郎 2016『ひとが優しい博物館:ユニバーサル・ミュージ アムの新展開』東京:青弓社。
- 広瀬浩二郎 2020a 『触常者として生きる ― 琵琶を持たない琵琶 法師の旅』東京: 伏流社。 2020b 『それでも僕たちは「濃厚接触」を続ける! 世界の感 触を取り戻すために』京都: 合同会社 小さ子社。
- 広瀬浩二郎 2021「『ユニバーサル・ミュージアム』 な仲間たち 1 あの手この手で博物館を開く」 『点字毎日活字版』 2021 年 4 月 22 日
- 文化庁「国立アイヌ民族博物館展示計画」(平成 28 年 5 月) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/museum_ tenjikeikaku/pdf/tenjikeikaku.pdf (2021 年 10 月 18 日閲覧)

- 吉田憲司 1999『文化の「発見」 ― 驚異の部屋からヴァーチャル・ ミュージアムまで(現代人類学の射程)』東京:岩波書店。
- 吉田憲司 2021「ごあいさつ」広瀬浩二郎編『ユニバーサル・ミュージアム さわる!"触"の大博覧会』pp.3·5、京都:合同会社 小さ子社。
- 渡邊 智大 2016「ハンズ・オン展示の成立と定義の研究動向」『國 學院大學博物館學紀要』 40:171-180。

国立アイヌ民族博物館開館時の基本展示室キャプションについて

Captions in the Permanent Exhibition of the National Ainu Museum at the Time of Opening

小林美紀 (KOBAYASHI Miki, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 研究員 (Research & Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

キーワード:アイヌ語、方言差、多言語表示、民具資料、考古資料、文書資料、絵画資料

Key Words: Ainu Language, Dialect Difference, Multilingual Display, Folk Exhibits, Archaeological Exhibits, Historical Documents, Historical Pictures

1. はじめに

2020年7月に国立アイヌ民族博物館が開館した。 開館に向け、基本展示室の展示方法等について検討が 進められた。そのひとつに展示資料の基本情報を掲 載するキャプションの構成についての検討があった。 キャプションには、来館者に資料の基本情報を伝える という重要な役割があるが、限られたスペースのなか で、わかりやすく情報を盛り込むことは容易ではない。 開館時、基本展示室に設置したものは検討を反映した ものであるが、現在もいくつかの課題を抱えており、 今後もよりよいものを目指していくことが必要である。 本稿はそのスタートとなる開館時のキャプションの掲 載情報の構成について紹介する¹⁾。

2. 基本的な形式について

当館のキャプションは、大きくわけて2つの部分から構成されている $^{2)}$ 。本稿では便宜的に「内容欄」と「情報欄」と呼ぶ。上部が内容欄、下部の線以下が情報欄となっている(【図 1】)。資料によっては情報欄のないものもある(【図 2】)。

2.1. 多言語表示

内容欄は最大でアイヌ語、日本語、英語、中国語 (簡体字)、韓国語の5言語、最小で日本語、英語、中国語 (簡体字)、韓国語の4言語となっている。また、内容欄の日本語については小学校5年生以上で習う漢字にルビを振っている。5言語のキャプションでは、当館の第1言語と位置付けられているアイヌ語を先頭に表示している。以上は当館の展示解説文全

アイヌ語の地名が書かれた地図

Map with Ainu place names 阿伊努语地名的地图 아이누어로 지명이 쓰여진 지도

1859年 松浦武四郎 「東西蝦夷山川地理取調図」

- 情報欄

内容欄

図1 内容欄と情報欄で構成されるキャプションの例

へペレセッ/エペレセックマ艦 (模型)

Bear cage (model) 熊围栏(模型) 곰 우리(모형)

図 2 内容欄のみのキャプションの例 3)

般と共通している。

情報欄はスペースの都合上、日本語のみで記載して いる。

アイヌ語欄については、アイヌ語が文献の記録等で確認できるものは掲載し、不明なものは記載はなしとしている。そのため、最大5言語、最小4言語となっている。また、資料そのものの収集地域、あるいは製作地域、使用されていた地域などが資料の付随情報から判明している場合は、その地域のアイヌ語の方言で記載し、不明な場合は各方言をできる限り併記してい

る。例えば、男性が儀礼時に着用する冠「儀礼用冠」は方言差があり、サパンペ、パウンペ、イナウルなどと呼ばれる。資料の地域が判明している場合は、その地域のアイヌ語を表示することとし、不明な場合は「サパンペ/パウンペ/イナウル」のように併記している(【図 3】)。

サパンペ/パウンペ/イナウル 養礼用冠

Ritual crown 仪式用帽子 의례용 관

図3 アイヌ語の方言を併記しているキャプションの例

ただし、アイヌ語が文献の記録等で確認できるものでも、アイヌ語の単語が指し示すものや範囲について今後の研究が必要な場合がある。現段階で適切なアイヌ語を表示することが難しいと判断したものについてはアイヌ語を記載していない。一例として鉢巻などがある。日本語の鉢巻に対応するアイヌ語としては、マタンプシ、マタンプシ、ヘコカリブ、チパヌブ、チエパヌブなど複数の単語がある。それぞれ、地域、形状、模様の有無、用途、使用者の性別などの点で違いがあるようだが、その違いについて現段階では詳細に把握しきれておらず、展示資料に対し、適切なアイヌ語を示すことが難しいと判断し、アイヌ語は表示していない。

2.2. 内容欄について

内容欄には、その資料の一番基本的な情報、つまり、 資料が何であるかを記載している。

文書資料、絵画資料、書籍等はわかりやすさを考慮し、原資料名をそのまま記載するのではなく、できる限り説明的に紹介することを心掛けている40。そして、原資料名は情報欄に記載している。一例として、松浦武四郎によって1859年に刊行された「東西蝦夷山川地理取調図」は、内容欄に「アイヌ語の地名が書かれた地図」と記載し、英語、中国語(簡体字)、韓国語でも表示したうえで、原資料名である「東西蝦夷山川地理取調図」は情報欄に記載している(【図1】参照)。

民具資料等については、基本的には5言語で表示

しているが、2.1. で述べた基準に従い、一部アイヌ語 を表示していないものもある。日本語欄以下の多言語 で民具類をどう表現するかは一番悩ましい部分でも あった。多くの来館者にとってなじみがないと推測さ れる資料を、わかりやすく、かつ簡潔に表現するのは 容易ではなく、他の言語での置き換えが困難なものも あった。アイヌ文化を理解するうえで重要であるイナ ウとイクパスイ/イクニシの2つについては解説文で も取り上げて説明したうえで、キャプションの日本語 欄でもアイヌ語の単語をそのまま用いることとした。 それぞれ「イナウ」「イクパスイ/イクニシ(酒を捧 げる祭具)」のように表示している。その他の資料に 関しては、開館時には基本的にアイヌ語をそのまま用 いるのではなく、翻訳する形をとったが、多言語での よりよい表現方法について引き続き検討を行っている ところである。

2.3. 情報欄の基本情報について

情報欄には、資料の性質ごとに以下の基本情報が判明している場合には記載し、判明していないものや推定情報については原則記載なしとした。そのため、年代のみ表示されている場合や地域のみ表示されている場合もあり、一部資料に関しては情報欄がないものがある。また、所蔵に関しては他機関等の所蔵の場合にのみ明記している⁵⁾。したがって、当館蔵の資料やアイヌ民族文化財団所蔵資料については所蔵名は省略している。

民具資料: 年代、地域、作者または使用者または 旧蔵者⁶、所蔵

考古資料:年代、地域及び遺跡名、所蔵 文書資料、絵画資料、書籍等:年代、作者、原資 料名、所蔵

2.4. その他

その他にキャプション中で以下の3つのマークを 使用している。

1つ目が「複製」マークである(【図 4】)。元となる資料を忠実に再現してつくられた複製品には「複

複製 replica 復元 repro

道指定

図4 複製マーク

図5 復元マーク 図6 指定マーク(道指定の例)

製」のマークを記し、情報欄に元となる資料の情報、 及びその所蔵先を記載している。文書資料、考古資料 に該当のものがある。例えば、遺跡から出土した櫂の 複製品などがある。

2つ目が「復元」マークである(【図 5】)。ひとつの資料をもとにアイヌ文化伝承者等が復元したものには、復元のマークを記し、情報欄には元となる資料の地域及び所蔵館、展示資料の製作年及び作者を記載している。イナウなどに該当のものがある。また、性質としてこれに近いものとして、伝承者等が複数の資料を参考に新たに製作したものがあり、これらには復元マークを記載していない。参考資料の地域及び所蔵館、展示資料の製作年及び作者を記載している。例えば、トゥクシシ(仔グマつなぎ杭)などがある。

3つ目が「指定」のマークである(【図 6】)。指定 有形文化財等に指定されている資料については、指定 元に合わせ「道指定」「市指定」等を表示したマーク を記載することとしている。

3. おわりに

以上、当館開館時の基本展示室キャプションの基本的な構成に関して紹介した。今後資料について研究が進んだ部分に関してはキャプションに反映させるとともに、来館者に対して、よりわかりやすく情報を提供できるよう、引き続き構成や表示のしかたについて検討を重ねていく必要がある。また、当館の設立趣旨にある「国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という役割を果たすべく、資料について日本語及びその他の言語でどのように表現し、説明するかの検討も取り組んでいくべき大きな課題である。

注

- 1) 筆者は展示企画室(旧展示企画グループ)の一員として、開館準備段 階から展示解説文やキャプション作成の業務に携わっている。
- 2) 基本展示室の大多数のキャプションは【図1】のように文字で構成されている。本稿ではこのタイプのキャプションをもとに紹介する。その他に一部図入りのものもあるが、そうしたものも掲載している情報については文字のみのものと基本的に同様である。
- 3) 当館の基本展示室は、「私たちのことば」、「私たちの世界」、「私たちの くらし」、「私たちの歴史」、「私たちのしごと」、「私たちの交流」の6テー マから構成されている。キャプションの左上部分には各テーマのテー マデザインが入っている(私たちのことばを除く)。私たちのことばに ついては、テーマデザインに文字が含まれており、視認性の問題など

から、キャプションにはデザインを入れなかった。

- 4) 本稿でいう原資料名とは、文書、絵画、書籍等のタイトルである。
- 5) 所蔵についての情報は「○○蔵」と記載しているが、情報欄の氏名について一見すると作者なのか所有者なのかわかりにくいという声が寄せられた。そのため、開館時は作者の氏名を「□□」と表示していたが、「□□作」という表記に順次切り替えを行っている。
- 6) 一部資料に関しては、付随情報として記録されている氏名が作者、使 用者、旧蔵者のいずれにあたるか判別が難しいものもある。

国立アイヌ民族博物館 研究紀要 編集・査読の体制

『国立アイヌ民族博物館研究紀要投稿要領』(2021年7月1日制定)では、本紀要の編集方針・体制を以下のように定めている。

『国立アイヌ民族博物館研究紀要』投稿要領(2021年7月1日制定)より抜粋

(目的)

第1条 『国立アイヌ民族博物館研究紀要』(以下「紀要」という。)は、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館の設立理念に則って、当館が行う調査研究の成果を公表することを目的とする。

(審香)

第9条 投稿された原稿の掲載可否については、別に定める査読要領に基づいて、委員会または委員会が指定する外部専門家で審査のうえ決定する。

(倫理的配慮)

第15条 委員会及び投稿者・執筆者は、本紀要を発行するにあたり、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館理念、及び民族共生象徴空間の設立理念である「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重する」という理念を遵守すること、及び当館「研究行動に関する倫理規程」を遵守することが求められる。論文の内容が倫理的考慮を要する場合は、必ず論文中に倫理的配慮をどのように行ったかを記載する。また、写真・図版等の著作権等使用許可に関しては執筆者が責任を負う。研究内容・手法に倫理的問題がある場合には、委員会において掲載不可とする。また後日判明した場合には掲載を取り下げるものとする。

『国立アイヌ民族博物館研究紀要査読要項』(2021 年 11 月 26 日制定)では、本紀要の査読方針・体制を以下のように定めている。

(目的)

第1条 この要項は、国立アイヌ民族博物館(以下「当館」という。)が編集、発行する国立アイヌ民族博物館研究紀要(以下「紀要」という。)への掲載を目的に投稿された論文、研究ノート、資料紹介、事業報告及びその他紀要への掲載が適当と認められる文章(以下「論文等」という。)について、査読の方法、掲載基準等必要な事項を定めることにより、紀要の掲載内容の質を保証し、もって当館を含む民族共生象徴空間ウポポイの発展に資することを目的とする。

(査読者の匿名性)

第2条 原則として、査読者名は匿名とする。ただし編集委員会は、当該巻の編集終了後、紀要発行に際し、誌面で査読者を公開することができる。

(掲載基準)

第5条 紀要の掲載基準は以下のとおりとする。

- (1)編集委員会は、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館の設立理念に則って、当館及び民族共生象徴空間ウポポイが行う調査研究の成果として公表するにふさわしいと思われる内容の投稿を掲載する。
- (2) 紀要に掲載される論文等について、研究倫理の遵守が徹底されていることを確認し、「先住民族であるアイヌの尊厳が尊重されること」を最優先事項として査読にあたる。
- (3) 掲載の可否は、独創性、新規性、整合性、資料的意義等から判断され、投稿に含まれる発見、資料、考察、分析等の学術的価値及び記録・資料的価値が共有される意義を考慮して判断する。
- (4) 掲載後に自由で闊達な議論が交わされるよう、著者が論文などにおいて表明する見解を尊重し、建設的・客観的な批判や見解を表明する機会となることを重視する。
- (5) 掲載原稿は、原稿の分量、参照文献表記の方法等について執筆要領を遵守し、字句表現等が適切なものでなければならない。

(原稿掲載の決定)

第6条 編集委員会は、査読者による査読意見を参考にしながら、前条各号に示された掲載基準に則して、原稿掲載を決定する。

2 原稿掲載の決定は、編集委員会委員の過半数の賛成によって行う。

なお、論文の募集が行われた 2021 年度時点における「国立アイヌ民族博物館印刷物等編集委員会設置要項」では、本誌発行について次のように定められている。

(検討事項)

第2条 編集委員会は、次の事項について検討する。

- (1) ニュースレター「アヌアヌ」の編集・発行に関すること
- (2) 研究紀要の編集・査読審査・発行に関すること
- (3) 調査研究報告書の編集・発行に関すること
- (4) リーフレット等広報印刷物の編集・発行に関すること
- (5) ウェブページの編集・公開に関すること
- (6) 年報の編集・発行に関すること
- (7) その他、各種印刷物等発行及び公開に必要な事項について

(組織)

第3条 委員会は、次に定める委員長及び委員をもって構成する。

- 2 編集委員会は、事案ごとに次の委員をもって組織する。
- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 研究学芸部長
- (4) 事業課長
- (5) 研究学芸部室長
- 3 委員長は、館長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 3 編集委員会の下に、各種印刷物等発行及び公開に関し専門的な調査及び検討をするため、必要に応じて部会を設置することができる。

なお、紀要第1号の編集委員は以下の通り(肩書は2022年9月時点)。

館長 佐々木史郎

副館長 南健一

研究学芸部長兼展示企画室長 藪中剛司

研究学芸部 資料情報室長 田村将人

研究学芸部 研究交流室長 霜村紀子

研究学芸部 教育普及室長 森岡健治

事業課長 深澤博昭

紀要発行担当

谷地田未緒 (研究交流室)、鈴木建治 (展示企画室)

National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Regulations

The "Guidelines for Submission to the National Ainu Museum Journal" (in Japanese/enacted on July 1, 2021) stipulates the editorial policy and system for this journal.

[tentative translation]

(Purpose)

Article 1.

The purpose of the Journal is to publish the results of research conducted by the Museum in accordance with the Museum's founding philosophy of "respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people, promoting correct recognition and understanding of Ainu history and culture in Japan and abroad, and contributing to the creation and development of a new Ainu culture".

(Review)

Article 9.

The Committee or outside experts designated by the Committee shall review and decide whether or not to publish the submitted manuscripts in accordance with the review procedures specified separately.

(Ethical Considerations)

Article 15.

In publishing this journal, the Committee and the contributors and authors shall be guided by the museum philosophy above, and the philosophy of the establishment of Upopoy National Ainu Museum and Park. The applicant is required to comply with the museum's philosophy of "respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people" and with the museum's "Code of Ethics Concerning Research Conduct". If the content of the paper requires ethical considerations, description of how those considerations were taken is required to be written within the paper. In addition, authors are responsible for copyright and other permissions for the use of photographs, illustrations, and other materials. If there is an ethical problem with the research content or methods, the committee will reject the article for publication. If the ethical issues are discovered at a later date, the publication of the article will be withdrawn.

The "National Ainu Museum Journal Peer Review Guidelines" (in Japanese/ enacted on November 26, 2021) defines the review policy and system for this Journal as follows.

(Purpose)

Article 1.

These Guidelines shall apply to the National Ainu Museum (hereinafter referred to as "the Museum"). The following are the methods of peer-review and the procedures for the publication of articles, research notes, introductions to cultural resources, program reports, and other writings deemed appropriate for publication in the Journal (hereinafter referred to as "Articles"). The purpose of this regulation is to guarantee the quality of the contents of the journal and thereby contribute to the development of Upopoy, including the Museum.

(Anonymity of reviewers)

Article 2.

In principle, the names of reviewers shall remain anonymous. However, the Editorial Board may disclose the names of the reviewers in the journal after the completion of the editing of the volume of the Journal.

(Review Criteria)

Article 5.

The criteria for publication of the Journal shall be as follows.

- (1) The Editorial Committee shall publish the results of research conducted by the Museum and Upopoy, in accordance with the Museum's founding philosophy of "respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people, promoting correct recognition and understanding of Ainu history and culture in Japan and abroad, and contributing to the creation and development of a new Ainu culture".
- (2) The articles and other materials to be published in the Journal will be peer-reviewed to ensure that research ethics are thoroughly observed and that the editorial policy of "the dignity of the Ainu as an indigenous people is respected" is given the highest priority.
- (3) Acceptance or rejection for publication will be judged based on originality, novelty, consistency, material significance, among other criteria. It will also be taken into consideration that the academic value of the findings, materials, and analysis included in the article, as well as the significance of the resources and material.
- (4) To encourage free and vigorous discussion after publication, the views expressed by authors in their papers will be respected. The review will be based on a good will of providing an opportunity to express constructive and objective criticism and views.

(5) Manuscripts for publication should be written in compliance with the Guidelines for Writing Manuscripts in terms of volume, references, and should be appropriately worded.

(Decision to publish manuscripts)

Article 6.

The Editorial Board shall make a decision on the publication of a manuscript with the publication criteria indicated in the preceding article, while referring to the opinions of the reviewers.

2. The decision to publish a manuscript shall be made by a majority vote of the Editorial Committee members.

The "Guidelines for the Establishment of the Editorial Committee for Printed Materials of the National Ainu Museum" for the fiscal year 2021, when editorial of this journal started, stipulates the following regarding the publication of this journal.

(Article 2.)

The Editorial Committee shall consider the following matters.

- (1) Matters related to editing and publishing the newsletter "anu anu,"
- (2) Matters related to the editing, peer reviewing, and publication of the Journal,
- (3) Editing and publishing research reports,
- (4) Editing and publishing leaflets and other public relations materials,
- (5) Editing and publishing web pages,
- (6) Editing and publishing annual reports,
- (7) Other matters necessary for publication and release of various printed materials.

(Organization)

Article 3.

The Committee shall consist of a chairperson and members as specified below.

- (1) Executive Director
- (2) Deputy Director
- (3) Director of the Research and Curatorial Department
- (4) Manager of the Administrative Division
- (5) Managers of Divisions at the Research and Curatorial Department

The chairperson of the committee shall be the director of the museum.

(Meetings)

Article 4.

- $1. \ The \ chairperson \ shall \ convene \ meetings \ of \ the \ Committee.$
- 2. The Chairperson may, when necessary, request the attendance of relevant persons and hear their opinions.
- 3. The Editorial Committee may establish subcommittees under the Editorial Committee as necessary to conduct specialized studies and deliberations on the publication of various printed materials, etc.

The members of the Editorial Board of the Journal No. 1 are as follows (titles are as of September 2022).

SASAKI Shiro (Prof. Dr.), Executive Director of the Museum MINAMI Kenichi, Deputy Director of the Museum

YABUNAKA Takeshi, Director of Research and Curatorial Department cum Manager of Exhibition Planning Division

TAMURA Masato, Manager of Collection Management Division

SHIMOMURA Noriko, Manager of Research Management and Exchange Division

MORIOKA Kenji, Manager of Museum Education Division FUKAZAWA Hiroaki, Manager of the Administrative Division

Secretary for the Publication of the Journal

YACHITA Mio (Research Management and Exchange Division), SUZUKI Kenji, Dr. (Exhibition Planning Division)

本誌に掲載した論文等はすべて、当博物館ウェブサイト上で電子版を公開しています。 https://nam.go.jp/

本誌に掲載されている論文の内容は、すべて著者の文責によるもので、発行者・資金出資元の意向を反映するものではありません。各論文の著作権は各著者に帰属します。

国立アイヌ民族博物館

研究紀要 第1号 2022

2022年9月30日発行

編集 国立アイヌ民族博物館印刷物等編集委員会 発行 国立アイヌ民族博物館

北海道白老町若草町2丁目3番1号

https://nam.go.jp/ ISSN 2758-2760

非売品

© 2022 国立アイヌ民族博物館

All the articles published in this journal are available online at the museum website below. https://nam.go.jp/

The content of articles published in this journal is solely the responsibility of the author(s) and does not reflect the intent of the publisher or funding source. The copyright of each paper belongs to the respective author(s).

National Ainu Museum Journal Vol.1 2022

30th September. 2022.

Edited and Published by National Ainu Museum 2-3-1, Wakakusa cho, Shiraoi, Hokkaido, JAPAN https://nam.go.jp/ ISSN 2758-2760 Not for Sale

© 2022 National Ainu Museum